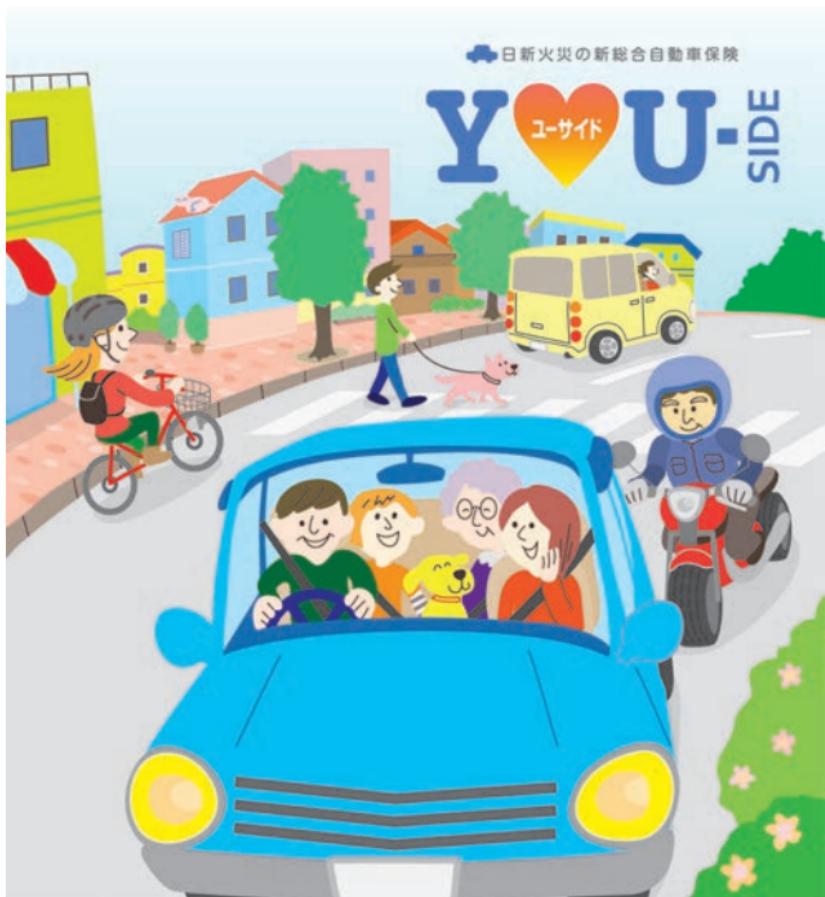


新総合自動車保険 ユーサイド ご契約のしおり

普通保険約款および特約



日新火災海上保険株式会社

● はじめに ●

- 本冊子は、新総合自動車保険（ユーサイド）についての大切なこととがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容をご確認いただきますようお願いします。
- 「ご契約後にご注意いただきたいこと」、「事故が発生した場合のお手続」についても記載していますので、ご契約後も保険証券または保険契約継続証とともに大切に保管してください。
- ご不明な点、お気づきの点がありましたら、お気軽に取扱代理店または弊社までご連絡ください。

● 特にご注意いただきたいこと ●

- 保険料（分割払の場合は初回保険料）は、団体扱・集団扱特約、初回保険料の払込みに関する特約などの特定の特約をセットした場合を除き、ご契約締結と同時にお支払ください。保険期間が始まった後でも、保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払できません。
- 保険料をお支払いいただくと、特定の特約をセットした場合を除き、弊社所定の領収証を発行しますので、お確かめください。
- 保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込後であっても、条件によってご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（クーリングオフ）を行えることがあります。
- 保険契約申込書または更新確認書の記載内容について正しくお申出いただく「告知義務」およびその内容に変更が生じた場合にご通知いただく「通知義務」があります。お申出・ご通知いただいた内容に誤りがある場合で、お客様に故意または重大な過失があるときは、保険金をお支払できないことがありますのでご注意ください。

● 用語の説明 ●

記名被保険者	ご契約のお車を主に運転する方または所有する方のうち、保険証券または保険契約継続証の「記名被保険者」欄に氏名または名称が記載されている方をいいます。法人の場合は、その法人となります。
個人被保険者	記名被保険者が法人の場合において、保険証券または保険契約継続証に「個人被保険者」として氏名が記載されている、その法人の代表権を有する方1名をいいます。
ご家族	次の方をいいます。 ①記名被保険者の配偶者 ②記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 なお、記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合は、記名被保険者を個人被保険者と読み替えるものとします。ただし、交通乗用具事故特約、他車使用特約および他車使用特約二輪原付に限ります。
自家用8車種	次の用途車種のお車をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）

	⑤自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑥自家用小型貨物車 ⑦自家用軽四輪貨物車 ⑧特種用途自動車（キャンピング車）
ノンフリート契約	所有・使用するお車のご契約台数が9台以下のご契約をいいます。
被保険者	ご契約いただく保険の補償の対象となる方をいいます。
フリート契約	所有・使用するお車のご契約台数が10台以上のご契約をいいます。
ユーザードWeb ^(*)	弊社専用ご契約サイトにおいて、お客さまご自身が商品内容を確認し、弊社が定める条件のもと必要な補償を選択したうえで契約手続を行う契約をいいます。

(*) ユーサイドWebの内容については、ユーザードWebサポートデスクまでお問合せください。

※ご契約締結時やご継続時に「インターネットによる契約確認」をお選びいただいた場合、またはご契約者が個人の場合でユーザードWebをご契約いただいたとき、「保険証券」、「保険契約継続証」または「承認書（解約等一部の場合を除きます。）」に関する記載は、「専用ホームページ」(<https://my.nisshinfire.co.jp/>) 上の『ご契約内容』と読み替えます。

● 保険証券、保険契約継続証または承認書の記載内容をご確認ください ●

- 弊社では、ご契約締結後に保険証券または保険契約継続証を、ご契約内容変更後に承認書を発行しています。
保険証券、保険契約継続証および承認書は、以下の内容に基づき作成しています。
 - 保険証券：保険契約締結時に保険契約申込書にてお客さまからお申出いただいた内容
 - 保険契約継続証：保険契約継続時に更新確認書にてお客さまにご確認させていただいた内容
 - 承認書：ご契約内容変更時にお客さまからお申出いただいた内容
- ご契約締結後またはご契約内容変更後、1ヶ月を経過してもこれらの書面が届かない場合は、お手数ですが取扱代理店または弊社までお問合せください。
- ご契約締結時やご継続時に「インターネットによる契約確認」をお選びいただいた場合、またはご契約者が個人の場合でユーザードWebをご契約いただいたとき、保険証券、保険契約継続証および承認書（解約等一部の場合を除きます。）は発行しません。
- お手元の保険証券、保険契約継続証または承認書の記載内容について、お申出いただいた内容と相違がないかご確認ください。
万一、記載内容がお申出いただいた内容と相違している場合は、直ちに取扱代理店または弊社までご連絡ください。

● 弊社の連絡先 ●

■万一、事故にあわれた場合、ご契約内容の変更もしくはご契約内容に関するご質問やご相談などがある場合、または弊社へのご相談・苦情・お問合せがある場合は、取扱代理店または下記までご連絡ください。

ご相談・ご照会内容	窓口
事故の受付・ご相談、お車に関するトラブル	日新火災事故受付センター フリーダイヤル 0120-25-7474 [受付時間 24 時間・365 日]
ご契約内容に関するご質問やご相談など ^(*)1)	日新火災テレフォンサービスセンター フリーダイヤル 0120-616-898 [受付時間 9:00~18:00 (平日)、9:00~17:00(土日祝)]
ご契約内容の変更・解約 ^(*)2)	日新火災ご契約変更デスク フリーダイヤル 0120-612-400 [受付時間 9:00~18:00 (平日)、9:00~17:00(土日祝)]
ユーザードWebに関するご契約内容の変更・解約またはご質問やご相談など	ユーザードWebサポートデスク フリーダイヤル 0120-570-363 [受付時間 9:00~18:00(平日)、9:00~17:00(土日祝)]
弊社へのご相談・苦情・お問合せ	お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [受付時間 9:00~17:00(土日祝除く)]

(*)1) ユーサードWebに関するご質問やご相談を除きます。

(*)2) ユーサードWebに関する変更・解約を除きます。

● 代理店の役割 ●

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約については、弊社と直接締結されたものとなります。

取扱代理店は、ご契約者のみなさまのご契約状況を把握し、より適切なご契約となるよう努めていますので、相談窓口としてご利用いただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、上記にかかわらず、ユーザードWebをご契約の場合、取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約締結の媒介のみを行います。保険契約の締結・ご契約の管理業務などの業務は弊社が行いますので、ご契約内容に関するご質問やご相談などがある場合は、ユーザードWebサポートデスク（フリーダイヤル：0120-570-363）までご連絡ください。

● お客様情報の取扱い ●

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報を、保険契約の履行のために利用するほか、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、ご契約内容の変更などの判断の参考とするために利用し、業務委託先、国内外の再保険会社などに提供を行います。

なお、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。

詳細については、弊社ホームページ

(<https://www.nissinfire.co.jp/>) をご覧いただきか、取扱代理店または弊社までお問合せください。

● ご契約内容の変更 ●

ご契約締結後、下記の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または日新火災ご契約変更デスク（フリーダイヤル：0120-612-400）にご連絡ください。

なお、ユーズドWebのご契約内容に変更がある場合は、ユーズドWebサポートデスク（フリーダイヤル：0120-570-363）にご連絡ください。

①下記の通知事項（保険契約申込書・更新確認書に☆が付いた項目）の変更について、遅滞なくご通知いただけなかったときは、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。

●ご契約のお車の登録番号（車両番号および標識番号を含みます。）、車台番号、用途車種またはレンタカー区分の変更

●前契約（旧契約・複数所有新規の他の自動車の契約）の保険期間・ノンフリート等級・事故有係数適用期間・保険会社名または共済名・証券番号・事故件数（未払の事故を含みます。）・過去1年以内の保険会社または共済からの契約解除有無の変更

②下記の変更について、遅滞なくご通知いただけなかったときは、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。

●ご契約のお車の譲渡

●ご契約のお車の入替

③下記については、ご契約内容の変更などが必要となりますので、遅滞なくご通知ください。

●ご契約者の住所の変更

●ご契約のお車の改造、付属品の装着または取り外しによるご契約のお車の価額の著しい増加または減少

● ご契約のしおり目次 ●

目的別目次	9
略称・総称の説明	11
補償の重複	12
1 自動車保険の種類	12
2 基本補償	13
1. 相手の方にケガをさせてしまった！(対人賠償責任保険) ..	13
2. 相手の方のお車や物を壊してしまった！ (対物賠償責任保険)	14
3. ご契約のお車に搭乗中の方がケガをしてしまった！－その1 (人身傷害補償保険(実損払))	16
4. ご契約のお車に搭乗中の方がケガをしてしまった！－その2 (無保険車傷害保険)	19
5. ご契約のお車を壊してしまった！(車両保険)	21
3 他の補償内容	24
1. 自動的にセットされる特約	24
2. ご希望によりセットすることができる主な特約	28
4 主なサービス	32
1. 事故にあわれたときのサービス	32
2. お車にトラブルが生じたときのサービス	33
3. 通信機能付きドライブレコーダーを活用したサービス	35
5 事故が発生した場合のお手続	36
1. 事故が発生した場合は次の措置を	36
2. 警察署に必ず事故の届出を	36
3. 示談・修理する前に必ず弊社にご相談を	36
4. 相手の方には誠意をもって	36
5. 賠償事故の解決のために弊社が行う手続および援助	36
6. 事故の際のご連絡先および保険金などのご請求先	37
7. 保険金のご請求に必要な書類など	37
8. 保険金のお支払時期	37
9. 相手の方(損害賠償請求権者)からの直接請求制度	37
6 ご契約内容に変更がある場合のお手続	38
1. ご連絡先・お問合せ先	38
2. ご契約のお車を他のお車に入れ替える場合	38
3. ご契約のお車を譲渡する場合	39
4. その他のご契約内容に変更がある場合	39
7 ご契約後にご注意いただきたいこと	39
1. 保険料のお支払	39
2. 無事故による割引・割増(ノンフリート等級別料率制度) ..	40

3. 主な保険料の割引・割増	44
4. ご契約の解約の取扱い	46
5. ご契約の中止制度	46
6. ご契約の無効・重大事由による解除	47
7. 保険期間が始まるまでの事故などの取扱い	47
8. 保険金請求権の時効	47
9. 保険金支払後の保険金額	47
10. ご契約者が死亡した場合の取扱い	47
11. 損害保険契約者保護制度	47
12. 共同保険契約	48
13. ご契約のお申込みの撤回など（クーリングオフ）	48

8 各種の交通事故相談機関など

1. 自動車事故のご相談または苦情の受付	49
2. 中立の第三者機関による示談斡旋制度など ^{あつ}	50

9 新総合自動車保険（ユーザイド）の約款

1. 約款とは	51
2. 新総合自動車保険（ユーザイド）の約款構成	51

10 保険証券または保険契約継続証の見方

新総合自動車保険普通保険約款

第1章 賠償責任条項	57
第2章 人身傷害補償条項	65
第3章 無保険車傷害条項	70
第4章 車両条項	74
第5章 基本条項	78

特約一覧表（特約の目次）

運転者の範囲を限定する特約

運転者本人・配偶者限定特約	115
運転者の年齢条件に関する特約＜運転者年齢条件特約＞	115
運転者年齢20歳以上限定特約	116
運転者年齢30歳以上限定特約	116
運転者従業員等限定特約	117

相手の方への補償に関する特約

対人賠償

対人事故における歩行者等の傷害補償特約＜交通弱者補償特約＞	117
自賠責保険等適用除外車に関する「対人賠償損害」特約＜自賠責下積み特約＞	123
対人賠償保険の対従業員事故補償特約	123

対物賠償

レンタカーの対物賠償保険に関する特約	125
対物賠償損害に関する対物超過修理費用補償対象外特約 <対物超過対象外特約>	125
対物賠償損害に関する飲酒運転補償対象外特約	126
対物賠償保険の対従業員所有車補償特約	126

おケガの補償に関する特約

人身傷害（実損払）・無保険車傷害・自損傷害

人身傷害に関する自動車・交通乗用具事故危険補償特約（無保険車傷害危険補償付）	126
<交通乗用具事故特約>	126
人身傷害補償保険における従業員の就業中危険補償対象外特約	132
<人身傷害就業中危険補償対象外特約>	132
バスの人身傷害補償保険金支払に関する特約	132
人身傷害諸費用補償特約<入院時諸費用特約>	133
人身傷害補償保険における傷害一時金補償対象外特約	133
<傷害一時金対象外特約>	140
自損事故危険補償特約	140
自損事故危険補償特約における従業員の就業中危険補償対象外特約	148

人身傷害（定額払）

人身傷害補償特約（定額払）<人身傷害補償保険（定額払）>	148
人身傷害補償特約（定額払）における医療保険金の2倍支払特約	
<人身傷害（定額払）医療保険金2倍特約>	154
人身傷害補償特約（定額払）における医療保険金補償対象外特約	
<人身傷害（定額払）医療保険金補償対象外特約>	154
人身傷害補償特約（定額払）における従業員の就業中危険補償対象外特約	
<人身傷害（定額払）就業中危険補償対象外特約>	154

ご契約のお車の補償に関する特約

車両危険限定補償特約<エコノミー>	154
車両危険限定補償特約における当て逃げ危険補償対象外特約	
<エコノミー当て逃げ危険補償対象外特約>	155
地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約	
<地震・噴火・津波車両全損一時金特約>	156
地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約	159
機械装着車に関する「車両損害」特約	160
工作用自動車のブーム補償対象外特約	160
全損時諸費用補償対象外特約	160
車両新価保険特約	161
車両超過修理費用補償特約<車両超過修理費用特約>	164
車両保険の免責金額に関する特約<車両免ゼロ特約>	165
車両保険金の時価払特約	166
詐欺・横領危険「車両損害」補償特約	167
車両盗難危険補償対象外特約	168
二輪自動車に関する盗難危険補償特約<二輪盗難危険補償特約>	168

その他の補償に関する特約

ロードサービス費用補償特約<ロードサービス特約>	171
ロードサービスの運搬・引取費用支払限度額引上げ特約	
<運搬引取費用引上特約>	178
ロードサービスの運搬・引取費用のみ補償特約<運搬引取費用のみ特約>	179
レンタカー費用補償特約（15日限度）<レンタカー15日特約>	179
レンタカー費用補償特約（事故時30日限度）<レンタカー事故時30日特約>	183
他車使用・管理危険補償特約<他車使用特約>	187
他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付）<他車使用特約二輪原付>	190
法人他車運転危険補償特約	193
ファミリーバイク特約（人身傷害なし）	196
ファミリーバイク特約（人身傷害あり）	198
被害事故弁護士費用等補償特約<弁護士費用特約>	200

臨時代替自動車補償特約	206
業務使用中のみ補償特約	209
競技、曲技等使用危険補償特約	209
被害者救済費用等補償特約	210
心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約	215
日常生活賠償責任補償特約	220
従業員等所有自動車企業賠償特約	227
車両保険の無過失事故に関する特約(相手自動車確認条件付)	229
お客様の“うっかり”をサポートする特約	
被保険自動車の入替における自動補償特約	231
家族内新規運転者の自動補償特約	232
継続契約の取扱いに関する特約<継続手続忘れサポート>	233
保険契約の更新に関する特約<更新特約>	234
保険料のお支払方法に関する特約	
保険料分割払特約	236
保険料分割払特約(新長期分割用)	237
追加保険料に関する保険料分割払特約<初回即収特約>	240
初回保険料の払込みに関する特約	242
クレジットカードによる保険料支払に関する特約(登録方式)	
<クレジットカード払特約(携帯電話方式)>	243
長期保険保険料一括払特約	244
追加保険料の払込みに関する特約	
<契約内容変更(異動) キャッシュレス特約>	245
新契約の申込みに関する特約	248
団体扱・集団扱に関する特約	
団体扱・集団扱特約	249
新長期分割払特約(団体扱・集団扱用)	252
ご契約のお手続に関する特約・その他の特約	
ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約<ドラレコ特約>	254
全車両一括付保特約	254
リースカーに関する特約	256
管理請負自家用自動車保険特約	257
フリート契約保険料優良戻しに関する追加条項	260
通信販売に関する特約	260
保険証券の発行に関する特約	263
共同保険に関する特約	263
利用規約	
ドライビングサポート24利用規約	264
ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する利用規約	272

● 目的別目次 ●

次のような場合は、ご案内のページをご覧ください。

自動車保険証券・保険契約継続証

保険証券や保険契約継続証の見方を知りたい。

保険証券または保険契約継続証の見方

P52

自動車保険の特徴としくみ

補償内容を知りたい。

基本補償

P13

特約の内容を知りたい。

その他の補償内容

P24

割引制度を知りたい。

主な保険料の割引・
割増

P44

等級制度を知りたい。

無事故による割引・割
増（ノンフリート等級
別料率制度）

P40

ご契約後にご注意いただきたいこと

クーリングオフについて知りたい。

ご契約のお申込みの
撤回など
(クーリングオフ)

P48

補償内容を変更するときの手続を知りたい。

ご連絡先・お問合せ先

P38

車を買い替えたときの手続を知りたい。

ご契約のお車を他の
お車に入れ替える場合

P38

車を譲渡するときの手続を知りたい。

ご契約のお車を譲渡
する場合

P39

保険契約を解約したい。

ご契約の解約の取扱い

P46

事故が発生した場合

事故が起きたらどうしたらいいのか知りたい。

事故が発生した場合は次の措置を

P36

事故が起きたときの連絡先を知りたい。

弊社の連絡先

P 3

保険金の請求に必要な書類を知りたい。

保険金のご請求に必要な書類など

P37

どのくらいで保険金が支払われるか知りたい。

保険金のお支払時期

P37

主なサービス

事故にあったときのサービスを知りたい。

事故にあわれたときのサービス

P32

車がトラブルにあったときのサービスを知りたい。

お車にトラブルが生じたときのサービス

P33

安全運転支援や事故直後に関わるサービスを知りたい。

通信機能付きドライブレコーダーを活用したサービス

P35

● 略称・総称の説明 ●

(50 音順)

略 称 ・ 総 称	説 明
運転者年齢条件特約	「運転者の年齢条件に関する特約」の略称です。
運搬引取費用のみ特約	「ロードサービスの運搬・引取費用のみ補償特約」の略称です。
運搬引取費用引上特約	「ロードサービスの運搬・引取費用支払限度額引上げ特約」の略称です。
エコノミー	「車両危険限定補償特約」をセットした車両保険です。
エコノミー当て逃げ危険補償対象外特約	「車両危険限定補償特約における当て逃げ危険補償対象外特約」の略称です。
クレジットカード払特約 (携帯電話方式)	「クレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）」の略称です。
継続手続忘れサポート	「継続契約の取扱いに関する特約」の略称です。
契約内容変更（異動）キャッシュレス特約	「追加保険料の払込みに関する特約」の略称です。
更新特約	「保険契約の更新に関する特約」の略称です。
交通弱者補償特約	「対人事故における歩行者等の傷害補償特約」の略称です。
交通乗用具事故特約	「人身傷害に関する自動車・交通乗用具事故危険補償特約（無保険車傷害危険補償付）」の略称です。
地震・噴火・津波車両全損一時金特約	「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約」の略称です。
自賠責下積み特約	「自賠責保険等適用除外車に関する『対人賠償損害』特約」の略称です。
車両超過修理費用特約	「車両超過修理費用補償特約」の略称です。
車両免ゼロ特約	「車両保険の免責金額に関する特約」の略称です。
傷害一時金対象外特約	「人身傷害補償保険における傷害一時金補償対象外特約」の略称です。
初回即収特約	「追加保険料に関する保険料分割払特約」の略称です。
人身傷害就業中危険補償対象外特約	「人身傷害補償保険における従業員の就業中危険補償対象外特約」の略称です。
人身傷害（定額払）医療保険金補償対象外特約	「人身傷害補償特約（定額払）における医療保険金補償対象外特約」の略称です。
人身傷害（定額払）医療保険金2倍特約	「人身傷害補償特約（定額払）における医療保険金の2倍支払特約」の略称です。
人身傷害（定額払）就業中危険補償対象外特約	「人身傷害補償特約（定額払）における従業員の就業中危険補償対象外特約」の略称です。
人身傷害補償保険（定額払）	「人身傷害補償特約（定額払）」の略称です。
対物超過対象外特約	「対物賠償損害に関する対物超過修理費用補償対象外特約」の略称です。
他車使用特約	「他車使用・管理危険補償特約」の略称です。
他車使用特約二輪原付	「他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付）」の略称です。
ドラレコ特約	「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」の略称です。
入院時諸費用特約	「人身傷害諸費用補償特約」の略称です。
二輪盗難危険補償特約	「二輪自動車に関する盗難危険補償特約」の略称です。
弁護士費用特約	「被害事故弁護士費用等補償特約」の略称です。
レンタカー 15日特約	「レンタカー費用補償特約（15日限度）」の略称です。
レンタカー事故時30日特約	「レンタカー費用補償特約（事故時30日限度）」の略称です。
ロードサービス特約	「ロードサービス費用補償特約」の略称です。

● 補償の重複 ●

下記の特約は、補償内容が同様の保険契約（自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険会社等と締結した保険契約等を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります（ご本人だけでなく、ご家族の契約との重複もあります。）。

この場合、いずれか一方の保険契約等からしか保険金が支払われず、他の保険契約等の保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご契約いただいている 補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	日常生活賠償責任補償 特約	火災保険の個人賠償責任総合補償特約 傷害保険の個人賠償責任危険補償特約
②	交通乗用具事故特約	2台目以降の自動車保険の交通乗用具事 故特約
③	弁護士費用特約	2台目以降の自動車保険の弁護士費用 特約
④	ファミリーバイク特約 (人身傷害あり) または ファミリーバイク特約 (人身傷害なし)	2台目以降の自動車保険の ファミリーバイク特約（人身傷害あり） または ファミリーバイク特約（人身傷害なし）

1 自動車保険の種類

お車に関する保険は、自動車損害賠償保障法（自賠法）に基づき、すべての自動車に加入が義務付けられている強制保険の自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）と、ご希望により加入いただく任意保険の2種類に分かれています。

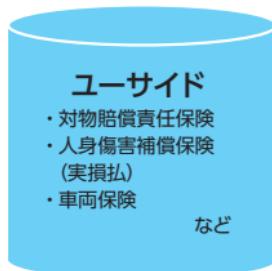
自賠責保険は、他人を死傷させた場合の損害賠償（対人賠償）のみを補償します。任意保険は、対人賠償では自賠責保険で支払われる金額を超えた分を補償し、対人賠償以外では他人の財物に損害を与えた場合の損害賠償（対物賠償）、運転者や同乗者が被った損害（人身傷害）、ご契約のお車の損害（車両）などを補償します。

弊社では、任意保険として「新総合自動車保険（ユーサイド）」を販売しています。

〈対人賠償〉



〈対人賠償以外〉



2 基本補償

1
対人賠償
責任保険

2
対物賠償
責任保険

3
人身傷害補償
保険(実損払)

4
無保険車
傷害保険

5
車両保険

1. 相手の方にケガをさせてしまった！（対人賠償責任保険）

※普通保険約款 第1章 賠償責任条項

（1）概要

ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人（歩行者や自動車に搭乗中の方など）を死亡または負傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険などで支払われる金額を超える部分に対して保険金をお支払します。

（2）お支払する保険金

対人賠償保険金	1事故・被害者1名につき、法律上の損害賠償責任の額について、保険証券または保険契約継続証記載の保険金額を限度に保険金をお支払します。
---------	--

例えば、以下のような相手の方の損害に対して保険金をお支払します。

治療費	病院の治療費、入院費、投薬料、手術代、通院費など
看護費	付添看護人などの費用
休業損害	お仕事を休んだ場合の収入の減少分
精神的損害 (慰謝料)	精神的負担や苦痛に対する補償
その他	通院の際の交通費など、必要かつ妥当な実費

費用保険金	ご契約者または被保険者が、以下の費用を実際に負担したことによって被る損害に対して保険金をお支払します。 ① 損害拡大防止費用 ② 権利の保全行使手續費用 ③ 緊急措置費用 ④ 被保険者の示談交渉費用・協力義務費用 ⑤ 争訟費用 上記費用のほか、相手の方が亡くなった場合に、1事故・相手の方1名につき15万円を保険金としてお支払します（対人臨時費用）。
-------	---

（3）保険金額

被害者1名についての保険金額は、下記のとおりです。

以下のすべての条件を満たす場合 ・記名被保険者が個人 ・ご契約のお車が自家用8車種 ・ノンフリート契約	無制限
上記以外の場合	1000万円以上2億円以内で1000万円単位。なお、2億円を超える場合は、無制限。

(4) 被保険者

次のいずれかに該当する方が法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払します。

- ① 記名被保険者
- ② ご契約のお車を使用または管理中の記名被保険者のご家族
- ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方。ただし、業務として受託したご契約のお車を使用または管理している自動車取扱業者を除きます。
- ④ ①から③までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者または監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の親族）。ただし、その責任無能力者に関する対人事故または対物事故に限ります。
- ⑤ 記名被保険者の使用者（雇主、元請事業者など）。ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。

(5) 保険金をお支払できない主な場合

- ① ご契約者または被保険者の故意によって生じた損害
- ② 台風、洪水、高潮、戦争、外国の武力行使、革命、内乱などの事変、暴動、地震、噴火、地震または噴火による津波、核燃料物質などによって生じた損害
- ③ ご契約のお車を競技または曲技などのために使用中に生じた損害
- ④ 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合

ア. 記名被保険者

イ. ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者

ウ. ご契約のお車を運転中の方の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。

エ. 被保険者の配偶者

オ. 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。

カ. 被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人

キ. 被保険者がご契約のお車を被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）に使用している場合は、その使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合で、記名被保険者がご契約のお車を使用しているときを除きます。

2. 相手の方のお車や物を壊してしまった！（対物賠償責任保険）

※普通保険約款 第1章 賠償責任条項

(1) 概要

ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人の財物（お車、建物など）を壊した場合またはご契約のお車が線路内に立ち入ることにより電車を運行不能にした場合などで、法律上の損害賠償責任を負担するときに保険金をお支払します。

(2) お支払する保険金

対物賠償保険金	1 事故につき、法律上の損害賠償責任の額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額について、保険証券または保険契約継続証記載の保険金額を限度に保険金をお支払します。
---------	---

例えば、以下のような相手の方の損害に対して保険金をお支払します。

修理費	相手の方のお車の修理費（部品代、工賃）
代車費用	相手の方のお車を修理中の代車費用（レンタカ一代など）
休業損害	事故によって店舗などが壊れたことにより、店舗などが営業できない場合の利益の減少分
費用保険金	<p>ご契約者または被保険者が、以下の費用を実際に負担したことによって被る損害に対して保険金をお支払します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 損害拡大防止費用 ② 権利の保全行使手続費用 ③ 緊急措置費用 ④ 原因者負担金費用 ⑤ 被保険者の示談交渉費用・協力義務費用 ⑥ 争訟費用 <p>上記費用のほか、相手のお車または財物の修理費が時価額を上回る場合に、その差額にお客さまの過失割合を乗じた額（1事故・相手のお車1台またはお車以外の財物の所有者1名につき100万円を限度）を保険金としてお支払します（対物超過修理費用）。ただし、相手のお車または財物の修理を事故日の翌日から数えて6か月以内に行うときには、</p>

(3) 保険金額

1 事故についての保険金額は、下記のとおりです。

以下のすべての条件を満たす場合 ・記名被保険者が個人 ・ご契約のお車が自家用8車種 ・ノンフリート契約	無制限	
上記以外の場合	20万円以上100万円以内の場合	10万円単位
	100万円を超えて1億円以内の場合	100万円単位
	1億円を超える場合	無制限

(* 1) 保険金額が30億円を超える場合であっても、ご契約のお車に業務（家事を除きます。）として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩^{えい}を原因とする事故、航空機の損壊などのときは、30億円がお支払の限度額となります。

(* 2) 保険金は、法律上の損害賠償責任額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額について、保険証券または保険契約継続証記載の保険金額を限度にお支払します。

(4) 被保険者

対人賠償責任保険と同じです。

(5) 保険金をお支払できない主な場合

- ① ご契約者または被保険者の故意によって生じた損害
- ② 台風、洪水、高潮、戦争、外国の武力行使、革命、内乱などの事変、暴動、地震、噴火、地震または噴火による津波、核燃料物質などによって生じた損害
- ③ ご契約のお車を競技または曲技などのために使用中に生じた損害

④ 次のいずれかに該当する方の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合または次のいずれかに該当する方の所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合に、それによって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合

ア. 記名被保険者

イ. ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者

ウ. ご契約のお車を運転中の方の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。

エ. 被保険者またはその配偶者

オ. 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。

3. ご契約のお車に搭乗中の方がケガをしてしまった!ーその1(人身傷害補償保険(実損払))

※普通保険約款 第2章 人身傷害補償条項

(1) 概要

人身傷害補償保険には別表のとおり「基本補償タイプ^(*)1)」と「交通乗用具事故補償タイプ^(*)2)」の2種類があります。

「基本補償タイプ」

ご契約のお車に搭乗中の方などが自動車事故により亡くなった場合やケガをした場合に保険金をお支払します。

さらに、被保険者の入院・通院日数が3日以上となった場合は、「傷害一時金」をお支払します。

「交通乗用具事故補償タイプ」

上記「基本補償タイプ」に加え、記名被保険者^(*)3)やそのご家族が、他のお車に搭乗中や歩行中の自動車事故、および自転車、電車、航空機、船舶、エレベーターなどの交通乗用具による事故により亡くなった場合やケガをした場合にも保険金をお支払します。

また、他のお車の運転者が記名被保険者^(*)3)やそのご家族の場合は、そのお車に搭乗中の記名被保険者^(*)3)とそのご家族以外の方も補償の対象となります。

別表 人身傷害補償保険のタイプ

○：補償されます ×：補償されません

事故の例 補償の タイプ	自動車事故			自動車事故以 外の交通事故
	ご契約の お車に 搭乗中の 事故	他 の お車に 搭乗中の 事故	歩行中や 自転車に 搭乗中の 事故	
基本補償タイプ	○	× ^(*)4)	× ^(*)5)	×
交通乗用具事故補償 タイプ	○	○ ^(*)6)	○	○
被保険者	ご契約の お車に 搭乗中の方	←	記名被保険者 ^(*)3) や そのご家族	→

(*)1) 人身傷害補償保険(実損払)をセットしたご契約をいいます。

(*)2) 人身傷害補償保険(実損払)に「交通乗用具事故特約」をセットした契約をいいます。

- (* 3) 記名被保険者が法人のご契約で「個人被保険者」を設定した場合は、「個人被保険者」とします。
- (* 4) 他車使用特約または他車使用特約二輪原付により、補償の対象となる場合があります。
- (* 5) 自動車損害賠償保障法上の保有者^(*7)および運転者がご契約のお車にひかれた場合などは、一部補償されることがあります。
- (* 6) 他のお車が記名被保険者^(*3)やそのご家族が所有または主として使用するお車に該当する場合は、補償されません。ただし、他のお車が記名被保険者^(*3)またはその配偶者の別居の未婚の子が所有または主として使用するお車に該当する場合は、その別居の未婚の子が自ら運転者として運転中のときに限ります。
また、他のお車の運転者が記名被保険者^(*3)やそのご家族の場合は、そのお車に搭乗中の記名被保険者^(*3)とそのご家族以外の方も補償の対象となります。
- (* 7) 自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する方で、自己のために自動車を運行の用に供する方をいい、自動車の所有者、自動車の貸借人、他人から借用した自動車を自分のために運転中の方などが該当します。
- (* 8) 他人のために自動車の運転または運転の補助に従事する方をいい、会社の業務のために運転中の方や運転助手、車掌などが該当します。

(2) お支払する保険金

人身傷害補償 保険金	普通保険約款（人身傷害補償条項損害額算定基準など）に従って弊社が認定した損害額に対して、被保険者1名につき保険証券または保険契約継続証記載の保険金額を限度に保険金をお支払します。 なお、労災制度によって既に給付が決定し、または支払われた額がある場合は、その金額を差し引いて保険金をお支払します。また、ケガの治療を受ける場合は、公的制度（国民健康保険、社会保険など）のご利用をお願いします。
傷害一時金	被保険者の入院・通院日数が3日以上となった場合は、1事故・被保険者1名につき10万円を人身傷害補償保険金とは別にお支払します。

- (* 9) 保険金のお支払の対象となる事故により、被保険者に普通保険約款で定める重度後遺障害が生じ、かつ、介護が必要と認められる場合で、保険金額が無制限以外のときは、保険証券または保険契約継続証記載の保険金額の2倍を限度に人身傷害補償保険金をお支払します。

例えば、以下のような損害に対して保険金をお支払します。

治療費	病院の治療費、入院費、投薬料、手術代、通院費など
看護費	付添看護人などの費用
休業損害	お仕事を休んだ場合の収入の減少分
精神的損害	精神的負担や苦痛に対する補償
その他	逸失利益 ^(*10) 、将来の介護料、葬儀費など

- (* 10) 被保険者に後遺障害が生じ労働能力を喪失したこと

によって、または亡くなったことによって失った将来の収入（当然得られたであろう将来の収入）をいいます。

費用保険金	ご契約者または被保険者が、以下の費用を実際に負担したことによって被る損害に対して保険金をお支払します。 ① 損害拡大防止費用 ② 権利の保全行使手続費用
-------	--

(3) 保険金額

被保険者1名についての保険金額は、下表をご参考に、被保険者となる方の年齢、収入、家族構成などを考慮し、3000万円以上1000万円単位でお決めください。なお、所定の重度後遺障害を被り、かつ、介護が必要と認められる場合で、保険金額が無制限以外のときは、保険金額の2倍を限度に保険金をお支払します。

また、バス以外のお車については、2億円を超える保険金額は、無制限でお引受けします。

保険金額の目安 ^(*11) (有職者平均)

年 齢	被扶養者	
25歳	2名	1億円
	なし	8000万円
35歳	2名	9000万円
	なし	7000万円
45歳	2名	8000万円
	なし	7000万円
55歳	2名	7000万円
	なし	5000万円

(* 11) 人身傷害補償条項損害額算定基準に基づく弊社試算値

(4) 被保険者

次のいずれかに該当する方が死傷した場合または後遺障害を負った場合に保険金をお支払します。

- ① ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(*12)に搭乗中の方
- ② 上記①以外の方で、ご契約のお車の保有者または運転者。ただし、自動車損害賠償保障法第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限ります。

「交通乗用具事故補償タイプ」の場合は、上記に加えて

- ③ 記名被保険者^(*13)とそのご家族
 - ④ 記名被保険者^(*13)やそのご家族が運転中の他のお車の正規の乗車装置またはその装置の室内^(*12)に搭乗中の方
- (* 12) 隣壁などにより通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (* 13) 記名被保険者が法人のご契約で「個人被保険者」を設定した場合は、「個人被保険者」とします。

(5) 保険金をお支払できない主な場合

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって、そのご本人について生じた損害
- ② 被保険者の飲酒運転中の事故によって、そのご本人について生じた損害
- ③ 被保険者が、運転資格を持たないで運転している場合、または麻薬などの違法薬物や危険ドラッグを使用中に運転している場合に、そのご本人について生じた損害

- ④ ご契約のお車の使用について、正当な権利をお持ちの方の承諾を得ないで搭乗中に生じた損害
- ⑤ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、そのご本人について生じた損害
- ⑥ 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害（ただし、そのご本人の受け取るべき金額に限ります。）
- ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱などの事変、暴動、地震、噴火、地震または噴火による津波、核燃料物質などによって生じた損害
- ⑨ ご契約のお車を競技または曲技などのために使用中に生じた損害

「交通乗用具事故補償タイプ」の場合は、上記に加えて

- ⑩ グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン、ハンググライダーおよびパラグライダーに搭乗中に生じた損害
- ⑪ 交通乗用具への荷物、貨物などの積込み作業、積卸し作業、整理作業によって生じた損害

(6) その他（「人身傷害補償保険（定額払）」との違い）

ご契約のお車の事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が亡くなった場合やケガをした場合に保険金をお支払する保険として、「人身傷害補償保険（実損払）」とは別に「人身傷害補償保険（定額払）」があります。

保険金のお支払の対象となる事故は、ご契約のお車に搭乗中の事故ですが、お支払する保険金が次のとおり異なります。

<比較：お支払する保険金>

■人身傷害補償保険（実損払）

普通保険約款（人身傷害補償条項損害額算定基準など）に従い、弊社が認定した損害額をお支払します。

死亡	葬儀費、逸失利益、精神的損害などの合計額
後遺障害	逸失利益、精神的損害、介護が必要な場合の介護費用などの合計額
ケガ	<ul style="list-style-type: none"> ●治療費、休業損害、精神的損害などの合計額 ●入院・通院日数が3日以上の場合には10万円の傷害一時金

■人身傷害補償保険（定額払）

保険証券または保険契約継続証記載の保険金額に基づき、ケガの部位・症状などに応じた一定額をお支払します。

死亡	保険証券または保険契約継続証記載の保険金額
後遺障害	保険証券または保険契約継続証記載の保険金額×後遺障害等級別保険金支払割合
ケガ	<ul style="list-style-type: none"> ●入院・通院日数が2日以内の場合は1万円 ●入院・通院日数が3日以上の場合は定額の医療保険金

4. ご契約のお車に搭乗中の方がケガをしてしまった!-その2(無保険車傷害保険)

※普通保険約款 第3章 無保険車傷害条項

(1) 概要

ご契約のお車に搭乗中の自動車事故により、記名被保険者やそのご家族、同乗者が亡くなったり後遺障害が生じた場合で、相手自動車が無保険車^(*1)などで十分な補償を受けられないときに、保険金をお支払します。

「交通乗用具事故補償タイプ」の場合は、上記に加えて

次のいずれかに該当する方が他のお車に搭乗中や歩行中の自動車事故でお亡くなりになった場合や後遺障害が生じた場合で、相手自動車が無保険車^(*1)などで十分な補償を受けられないときにも保険金をお支払します。

- ① 記名被保険者^(*)2)やそのご家族
- ② 他のお車の運転者が記名被保険者^(*)2)やそのご家族の場合は、そのお車に搭乗中の記名被保険者^(*)2)とそのご家族以外の方
 - (* 1) 対人賠償責任保険などをセットしていないお車、対人賠償責任保険などをセットしていてもその保険金額が十分でないお車、当て逃げなどで相手自動車がわからないお車などをいいます。
 - (* 2) 記名被保険者が法人のご契約で「個人被保険者」を設定した場合は、「個人被保険者」とします。

(2) お支払する保険金

無保険車傷害 保険金	被保険者1名につき、相手の方が負担すべき法律上の損害賠償額から無保険車などの自賠責保険により支払われる金額などを差し引いた額について、保険証券または保険契約継続証記載の保険金額を限度に保険金をお支払します。
費用保険金	ご契約者または被保険者が、以下の費用を実際に負担したことによって被る損害に対して保険金をお支払します。 ① 損害拡大防止費用 ② 権利の保全行使手続費用

(3) 保険金額

被保険者1名についての保険金額は、無制限です。

(4) 被保険者

次に該当する方が亡くなったり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払します。

- ① ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(*)3)に搭乗中の方

「交通乗用具事故補償タイプ」の場合は、上記に加えて

- ② 記名被保険者^(*)4)とそのご家族
- ③ 記名被保険者^(*)4)やそのご家族が運転中の他のお車の正規の乗車装置またはその装置の室内^(*)3)に搭乗中の方

(* 3) 隣壁などにより通行できないように仕切られている場所を除きます。

(* 4) 記名被保険者が法人のご契約で「個人被保険者」を設定した場合は、「個人被保険者」とします。

(5) 保険金をお支払できない主な場合

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって、そのご本人について生じた損害
- ② 被保険者の飲酒運転中の事故によって、そのご本人について生じた損害
- ③ 被保険者が、運転資格を持たないで運転している場合、または麻薬などの違法薬物や危険ドラッグを使用中に運転している場合に、そのご本人について生じた損害
- ④ ご契約のお車の使用について、正当な権利をお持ちの方の承諾を得ないで搭乗中に生じた損害
- ⑤ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、そのご本人について生じた損害
- ⑥ 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害（ただし、そのご本人の受け取るべき金額に限ります。）

- ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱などの事変、暴動、地震、噴火、地震または噴火による津波、核燃料物質などによって生じた損害
- ⑨ ご契約のお車を競技または曲技などのために使用中に生じた損害

5. ご契約のお車を壊してしまった! (車両保険)

※普通保険約款 第4章 車両条項

(1) 概要

衝突や接触などの偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に保険金をお支払します。

(2) お支払する保険金

車両保険金	損害額(修理費など)から免責金額(自己負担額)を差し引いた額について、保険証券または保険契約継続証記載の保険金額を限度にお支払します。ただし、全損 ^(*1) の場合は、免責金額(自己負担額)を差し引かずに保険金をお支払します。
-------	--

(* 1) ご契約のお車が修理できない場合、または修理費が保険証券または保険契約継続証記載の保険金額以上となる場合をいいます。なお、ご契約のお車が盗難され、発見できなかった場合を含みます。

例えば、以下のような損害に対して保険金をお支払します。

修理費	お車本体の修理費(部品代、工賃)、付属品(カーナビゲーションシステム、ETC車載器、ドライブレコーダーを含みます。)の修理費など
全損時諸費用 保険金	ご契約のお車が全損となる場合に、保険金額の10% (20万円を限度) を車両保険金と合わせてお支払します。
費用保険金	ご契約者または被保険者が、以下の費用を実際に負担したことによって被る損害に対して保険金をお支払します ^(*2) 。 ① 損害拡大防止費用 ② 権利の保全行使手続費用 ③ 運搬・引取費用 ④ 盗難引取費用 ⑤ 共同海損分担費用

(* 2) ③および④については、1回の事故につき、それぞれ「10万円」または「保険金額の10%」のいずれか高い額を限度に保険金をお支払します。

(3) 車両保険の種類

車両保険には、一般条件とエコノミーの2種類があります。

○：補償されます ×：補償されません

事故の形態	火 爆 台 洪 な ど	災 発 風 水 ど	落 書 いたずら 窓ガラス破損	盜 難 (*3)
車両保険 の種類				
一般条件	○	○	○	○
エコノミー	○	○	○	○

事故の形態	衝突・接触						転 落 転 落 (単独事故)
	飛来中 または 落下中の 他物	自動車・バイク	人 動 物	陸上の 乗用具 (*4)	建 物 構造物 (電柱など)		
車両保険 の種類							
一般条件	○	○	○	○	○	○	○
エコノミー	○	○	○	○	○	×	×

(*3) ご契約のお車が二輪自動車、一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車の場合の盗難事故については、保険金をお支払できません。ただし、自家用二輪自動車について二輪盜難危険補償特約をセットした場合は、補償の対象となります。

(*4) 電車、自転車、シニアカー、キックボードなどをいいます。

(*5) フリート契約の場合には、エコノミー当て逃げ危険補償対象外特約をセットすることで、当て逃げ補償を対象外とすることができます。

(4) 保険金額

ご契約のお車の用途車種、車名、型式、形状、仕様および初度登録(検査)年月によりご契約時点のお車の価額を保険金額として設定します。事故時には、保険金額を限度に保険金をお支払します。なお、保険期間が1年超のご契約の場合の保険金額の設定は、取扱代理店または弊社までお問合せください。

(5) 免責金額(自己負担額)

免責金額(自己負担額)は、次の定額方式または増額方式からお選びいただけます。

① 定額方式(車両事故の回数を問わず、一律同じ免責金額を設定する方式)

用途車種	設定できる免責金額
二輪自動車	5万円
一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、農耕作業用自動車	1万円
上記以外の用途車種	0万円、3万円、5万円、7万円、10万円(*6)

(* 6) 10万円を超える設定をご希望の場合は、取扱代理店または弊社までお問合せください。

② 増額方式（1回目の車両事故^(*7)よりも2回目以降の車両事故^(*7)の免責金額を高く設定する方式）

用途車種	設定できる免責金額	
	1回目の車両事故 ^(*7)	2回目以降の車両事故 ^(*7)
自家用8車種 自家用普通貨物車 (最大積載量2トン超)	0万円	10万円
	3万円	10万円
	5万円	10万円
	7万円	10万円

(* 7) 保険期間（長期契約の場合は1保険年度ごと）内に発生した車両保険金をお支払する事故^(*8)の回数によります。

(* 8) ノーカウント事故を除きます。

※「車両免ゼロ特約」をセットするご契約では、ご契約のお車と相手自動車の衝突または接触による事故であり、かつ、相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合で、適用される免責金額が3万円または5万円のときは、免責金額を差し引かずに保険金をお支払します。「車両免ゼロ特約」をセットするには、所定の条件があります。

(6) 被保険者

ご契約のお車の所有者となります。

(7) 保険金をお支払できない主な場合

- ① ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害、戦争、外国の武力行使、革命、内乱などの事変、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- ③ 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ④ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑤ ご契約のお車を競技または曲技などのために使用中に生じた損害
- ⑥ ご契約のお車が航空機またはフェリーボート以外の船舶によって輸送されている間に生じた損害
- ⑦ ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他自然の消耗や故障損害
- ⑧ ご契約のお車から取り外された部分品などの損害（ご契約のお車から取り外されて車上にない部分品または付属品に生じた損害）
- ⑨ タイヤまたはご契約のお車に定着（ボルト、ナット、ねじなどで固定されており、工具などを使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。）されていない付属品に生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合やタイヤ・付属品の火災またはタイヤの盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑩ 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害
- ⑪ ご契約のお車の用途車種が二輪自動車、一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車である場合に、ご契約のお車について盗難によって生じた損害。ただし、自家用二輪自動車について二輪盗難危険補償特約をセットしたときを除きます。
- ⑫ 飲酒運転中の事故によって生じた損害
- ⑬ 無免許運転、麻薬などの違法薬物や危険ドラッグを使用中の運転によって生じた損害

3 その他の補償内容

1. 自動的にセットされる特約

特約名称	特約の概要
レンタカーの対物賠償保険に関する特約	<p>レンタカーの借主がレンタカー業者（記名被保険者）の所有、使用または管理する財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払します。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>記名被保険者がレンタカー業者の場合で、ご契約のお車がレンタカーのとき。</p>
バスの人身傷害補償保険金支払に関する特約	<p>ご契約のお車がバスの場合に1名および1事故保険金額を定め、1事故において傷害を被った被保険者が複数いるときは、1事故についての支払保険金総額は1事故保険金額を限度とします。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>ご契約のお車が自家用バスまたは営業用バスの場合で、人身傷害補償保険（実損扱）をご契約いただいたとき。</p>
入院時諸費用特約	<p>人身傷害事故により、入院日数が3日以上となった場合に、入院時に必要となる費用を次のとおり補償します。</p> <p>① サービスの利用限度額として、入院3日目に10万円分を設定、以後1日あたり1万円分ずつ加算（上限は、1事故・被保険者1名につき180万円分）</p> <p>② 利用限度額の範囲内で、入院時の差額ベッド代、ホームヘルパーの派遣などのサービスを、弊社が用意するメニューの中から選択</p> <p>自動セット（*）の条件</p> <p>ノンフリート契約の場合で、ユーザイドWebをご契約でないとき。 （*）フリート契約の場合またはユーザイドWebをご契約いただいた場合には、ご希望によりセットすることができます。</p>
機械装着車に関する「車両損害」特約	<p>機械装着車（医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車など）に装着されている付属機械装置は、ご契約のお車の他の部分と一緒に損害を被ったとき、または火災もしくは盗難によって損害が生じたときに限り、保険金をお支払します。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>ご契約のお車が、精密機械（電気機器・計器など極めて損傷しやすい機械類）を装着した特種用途自動車の場合</p>

ロードサービス特約	<p>事故や故障によりご契約のお車が走行不能となった場合や、お車が盗難された場合などに、次の費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払します。</p> <p>① 運搬・引取費用 ご契約のお車が車両損害、走行障害または故障損害により走行不能となった場合に、ご契約のお車の走行不能を解消するための応急処置に要する費用、修理工場まで運搬するための費用および修理完了後の引取費用など（1事故につき15万円を限度）</p> <p>② 宿泊費用 ホテル、旅館などに臨時に宿泊した場合の1泊分の宿泊費用（1事故・被保険者1名につき3万円を限度）</p> <p>③ 帰宅・移動費用 走行不能の発生地からご自宅、ご契約のお車の出発地または当面の目的地に移動するための費用（1事故・被保険者1名につき5万円を限度）</p> <p>自動セット（*）の条件</p> <p>記名被保険者が個人の場合で、ノンフリート契約のとき。 （*）記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合には、ご希望によりセットすることができます。</p>
運搬引取費用のみ特約	<p>「ロードサービス特約」による補償のうち、宿泊費用および帰宅・移動費用に対する保険金をお支払しません。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>ご契約のお車がレンタカーまたは教習用自動車の場合</p>
他車使用特約	<p>記名被保険者やそのご家族が、他人の所有するお車を使用または管理中の対人事故、対物事故、人身傷害事故、無保険車傷害事故および車両事故について、ご契約のお車の契約内容に従い、保険金をお支払します。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>ご契約のお車が自家用8車種の場合。ただし、記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を定めたときに限ります。</p>
他車使用特約 二輪原付	<p>記名被保険者やそのご家族が、他人の所有する二輪自動車、一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車を使用または管理中の対人事故、対物事故、人身傷害事故、無保険車傷害事故および車両事故（*）について、ご契約のお車の契約内容に従い、保険金をお支払します。</p> <p>（*）「二輪盗難危険補償特約」をセットしている場合でも、借りた二輪自動車の盗難による車両損害については、補償の対象になりませんので、ご注意ください。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>ご契約のお車が二輪自動車、一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車の場合。ただし、記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を定めたときに限ります。</p>

臨時代替自動車補償特約	<p>ご契約のお車が整備、修理、点検などのために使用できない間に、その代わりとして借りたお車による対人事故、対物事故、人身傷害事故、無保険車傷害事故および車両事故について、ご契約のお車の契約内容に従い、保険金をお支払します。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>ノンフリート契約またはフリート契約の場合</p>
被害者救済費用等補償特約	<p>ご契約のお車の欠陥や不正アクセスなどによって、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じない事故が発生した場合に、被害者を救済するための費用に対して、保険金をお支払します。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約いただいた場合</p>
心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約	<p>心神喪失などによって、ご契約のお車の運転者等に法律上の損害賠償責任が生じない事故が発生した場合に、被害者を救済するための費用に対して、保険金をお支払します。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約いただいた場合</p>
車両保険の無過失事故に関する特約（相手自動車確認条件付）	<p>相手方に一方的な過失がある事故またはご契約のお車の欠陥や不正アクセスなどによって被保険者に損害賠償責任が生じない事故に対して、車両保険金をお支払した場合であっても、その事故をノーカウント事故として取り扱います。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>ノンフリート契約の場合で、車両保険をご契約いただいたとき。</p>
被保険自動車の入替における自動補償特約	<p>ご契約のお車を廃車、譲渡、またはリース会社に返還した後、その代わりとして新たに取得した同一の用途車種区分のお車について入替のお手続きを忘れた場合でも、取得した日の翌日から30日以内にご契約者が入替のお手続きを行い、弊社がこれを受領したときは、その間の事故について、入替自動車をご契約のお車とみなして保険金をお支払します。なお、この期間を超えた場合であっても、対人・対物事故であれば、保険金をお支払します。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>ご契約のお車の所有者が個人の場合またはノンフリート契約の場合</p>
家族内新規運転者の自動補償特約	<p>保険期間の中途中で、ご契約のお車を運転するご家族に変更（運転者の年齢条件を満たさない子が初めて運転免許を取得した場合や、限定運転者に該当しない別居の父母が同居することになったりした場合など）があり、年齢条件の変更や運転者本人・配偶者限定特約の削除のお手続きを忘れてしまった状態で事故が発生した場合であっても、所定の条件を満たすときは、変更後の条件に基づき保険金をお支払します。</p>

	<p>自動セットの条件</p> <p>記名被保険者が個人の場合で、運転者年齢条件特約または運転者本人・配偶者限定特約をセットしたノンフリート契約のとき。</p>
継続契約の取扱いに関する特約（継続手続忘れサポート）	<p>ご契約の満期後、継続契約（翌年のご契約）のお手続きを取られなかった場合であっても、所定の条件を満たすときに限り、前年のご契約の満期日の翌日から数えて30日以内に継続契約のお手続きを取れば、その間の事故について、前年のご契約と同条件の内容でご契約が継続されたものとして保険金をお支払します。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>ノンフリート契約の場合</p>
更新特約	<p>万一満期日までにご契約者と連絡がつかない場合であっても、ご契約者または弊社から保険契約を更新しない旨の意思表示がないときは、更新前の保険契約と同水準の内容で自動更新します。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>保険期間が1年以上（長期保険保険料一括払特約がセットされた契約を除きます。）で、所定の条件を満たすノンフリート契約のとき。</p>
リースカーに関する特約	<p>「リースカーの自動車保険に関する特約」に基づき締結されるリースカーの自動車保険契約について、所定の払込期日までに保険料を払い込まなかった場合のその保険料領収前に生じた事故、および同特約上の義務違反があった場合のその訂正手続を行うまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払しません。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>リースカーの自動車保険に関する特約に基づきご契約いただいた場合</p>
保険証券の発行に関する特約	<p>ご契約締結後またはご契約内容変更後、保険証券、保険契約継続証または承認書（解約等一部の場合を除きます。）の発行および交付を省略します。</p> <p>自動セット（*）の条件</p> <p>ご契約者が個人の場合で、ユーザードWe bをご契約いただいたとき。 （*）ユーザードWe bをご契約の場合を除き、ご契約者が個人のときに、ご希望によりセットすることができます。</p>
通信販売に関する特約	<p>弊社所定の通信手段により、保険契約に必要な事項を入力または契約意思を表示いただくことで、保険契約の申込みを可能とします。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>弊社所定の通信手段によりご契約いただくノンフリート契約の場合</p>

2. ご希望によりセットすることができる主な特約

(1) 相手の方への補償に関する特約

特約名称	特約の概要
交通弱者補償特約	対人事故により、歩行者など自動車に搭乗中でない方を死亡または入院させてしまった場合に、対人賠償責任保険では補償の対象となる相手の方の過失割合部分 ^(*)1) に相当する金額について、保険金をお支払します ^(*)2) （1事故・傷害被保険者1名につき2億円を限度）。
日常生活賠償責任補償特約	記名被保険者とそのご家族の日常生活における偶然な事故で、相手の方を死傷させた場合や、相手の方の財物を壊した場合または線路内に立ち入ることにより電車を運行不能にした場合などに、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払します（1事故につき5億円を限度。ただし、被保険者が使用または管理する他人の財物を壊した場合などの損害に対しては、1事故につき10万円を限度（自己負担額は5,000円））。

(*) 1) お支払額は、損害額から賠償義務者（お客さまの側）の過失（責任）割合分を差し引いて算出します。なお、損害額は、特約に記載された損害額算定基準に基づき弊社で算定しますので、示談や判決などで確定した損害額と異なる場合があります。

(*) 2) この特約の保険金を請求する権利は相手の方がお持ちになりますので、相手の方から請求があった場合は、お客さまの意思で支払を拒否することはできません。

(2) おケガの補償に関する特約

特約名称	特約の概要
交通乗用具事故特約	記名被保険者 ^(*)3) やそのご家族が、ご契約のお車以外のお車に搭乗中 ^(*)4) や歩行中の自動車事故のほか、自転車、電車、航空機、船舶、エレベーターなどの交通乗用具の事故により亡くなった場合やケガをした場合に保険金をお支払します。

(*) 3) 記名被保険者が法人の場合で「個人被保険者」を設定したときは、「個人被保険者」とします。

(*) 4) ご契約のお車以外のお車を記名被保険者^(*)3)やそのご家族が運転している場合は、そのお車に搭乗中の方も補償されます。

(3) ご契約のお車の補償に関する特約

特約名称	特約の概要
車両新価保険特約	新車として購入したお車が、盗難以外の車両事故により次のいずれかに該当する損傷を受け、事故日の翌日から数えて6か月以内に代わりとなるお車を取得した場合、またはご契約のお車を修理した場合に、新価 ^(*)5) を限度に保険金をお支払します。また、買替えの場合は、再取得時諸費用保険金として、新価の10%（20万円を限度）もお支払します。 ① お車が修理できないとき。 ② 修理費が新価の50%以上 ^(*)7) となるとき。 ③ 修理費が保険金額以上となるとき。

車両超過修理費用特約	ご契約のお車の修理費が保険金額（あらかじめ決めていただいたご契約時のお車の時価）を上回る場合に、その差額分を「車両超過修理費用保険金」としてお支払します（1事故につき50万円を限度）。ただし、ご契約のお車の修理を事故日の翌日から数えて6か月以内に行うときには限りません。
地震・噴火・津波車両全損一時金特約	地震、噴火もしくはこれらによる津波もしくはこれらに随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱によってご契約のお車に損害が生じ、「全損」 ^(*)8) となった場合、車両保険の保険金額にかかわらず、1事故につき50万円（車両保険の保険金額が50万円に満たない場合は、保険金額を限度とします。）を記名被保険者にお支払します ^(*)9) 。
二輪盗難危険補償特約	エンジンキーおよびホイールロックにより施錠中の自家用二輪自動車の盗難事故について、保険金をお支払します ^(*)10) 。

- (* 5) ご契約時にあらかじめ決めていただいた新車価格をいいます。
- (* 6) ご契約のお車が修理できない場合に代わりとなるお車を取得しないときや、ご契約のお車が盗難された場合などは、新価ではなく保険金額をお支払します。
- (* 7) ご契約のお車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。
- (* 8) この特約において「全損」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。なお、下表中の「著しい損傷」とは、それぞれの部品において、その一部の交換または補修では原状回復できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態により、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。

①	次に該当する損傷がすべて生じている場合 ・ルーフの著しい損傷 ・3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷 ・前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷
②	次に該当する損傷がすべて生じている場合 ・2本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷 ・サイドシルの折損、断裂またはこれと同程度の損傷 ・座席の著しい損傷
③	次のいずれかに該当する損傷が生じ、走行が困難な場合 ・前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷 ・後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷 ・前の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷 ・後の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷

④	次のいずれかに該当する場合 ・原動機のシリンダーに著しい損傷が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合 ・電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合
⑤	流失または埋没し、発見されなかった場合
⑥	運転者席の座面を超える浸水を被った場合
⑦	全焼した場合
⑧	①から⑦までのほか、損傷を修理できない場合で廃車を行ったとき。

(* 9) この特約により保険金をお支払した場合であっても、ご契約のお車について所有者が有する所有権その他の物権については弊社に移転しません。

(* 10) パーツのみの盗難に伴う損害や盗難未遂に伴う損害については、補償の対象になりませんのでご注意ください。

(4) その他の補償に関する特約

特約名称	特約の概要
ドラレコ特約	弊社が貸与する通信機能付きドライブレコーダーを活用したドライビングサポート24プラスを提供します。なお、この通信機能付きドライブレコーダーの通信機能等により、事故が発生した際に弊社が求める通知事項の一部を通知したものとみなします。
運搬引取費用引上特約	「ロードサービス特約」でお支払する運搬・引取費用（1事故につき15万円限度）について、50万円を限度にお支払します。
① レンタカー 15日特約 ② レンタカー事故時 30日特約	ご契約のお車が、事故によって損傷した場合または故障によって走行不能となつた場合などに、ご契約のお車の代わりとしてレンタカーを利用するためにはかかる費用に対して保険金をお支払します。 ① レンタカー 15日特約 1日につき5,000円を限度、補償日数は15日を限度 ② レンタカー事故時 30日特約 1日につきご契約時に設定した金額（5,000円～15,000円の範囲、1,000円単位で設定可能）を限度、補償日数は30日を限度（故障によって走行不能となつた場合は15日を限度）
ファミリーバイク特約 (人身傷害なし) ファミリーバイク特約 (人身傷害あり)	一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車 ^(*11) による記名被保険者または記名被保険者のご家族の対人事故、対物事故および無保険車傷害事故について、ご契約のお車の契約内容に従い、保険金をお支払します。なお、「ファミリーバイク特約（人身傷害あり）」は、人身傷害事故についても、ご契約のお車の契約内容に従い、保険金をお支払します。

弁護士費用特約	被保険者が自動車による被害事故（人身事故・物損事故）にあった場合やご契約のお車が被害にあった場合などで、賠償義務者（法律上の損害賠償責任を負担する方）への損害賠償請求を行うときに生じる費用のうち、弊社の同意を得て支出する次の費用に対して保険金をお支払します。 ① 弁護士費用 弁護士報酬、司法書士報酬、訴訟費用など（1事故・被保険者1名につき300万円を限度） ② 法律相談費用 弁護士、司法書士または行政書士による法律相談、書類の作成などにかかった費用（1事故・被保険者1名につき10万円を限度）
---------	---

(* 11) 借りた一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車を含みます。

4 主なサービス

1. 事故にあわれたときのサービス

事故のご連絡・ご相談

万一事故が発生したら、日新火災事故受付センターにご連絡ください。お客さまからの事故受付および事故相談などを24時間・365日行っています。

携帯電話からもフリーダイヤルでご利用いただけます。専門のスタッフが迅速かつ丁寧に対応します。

自動車保険の事故は

日新火災事故受付センター フリーダイヤル 0120-25-7474

にご連絡！！

(受付時間) 夜間でも休日でも！ 24時間・365日受付

夜間・休日初期対応サービス

平日夜間（17:00以降）や休日（土日・祝日、夜間を含みます。）に受け付けた自動車事故について、翌営業日を待たずに初期対応センターにて専門のスタッフが、迅速かつ丁寧に相手の方へのご連絡や修理工場、病院とのお打合せ、代車の手配などの初期対応を行います。

※19:30以降に受け付けた自動車事故は、お客さまからご要請いただいた場合に、初期対応を行います。

※夜間・休日明けには、各損害サービス拠点にて事故解決まで対応します。

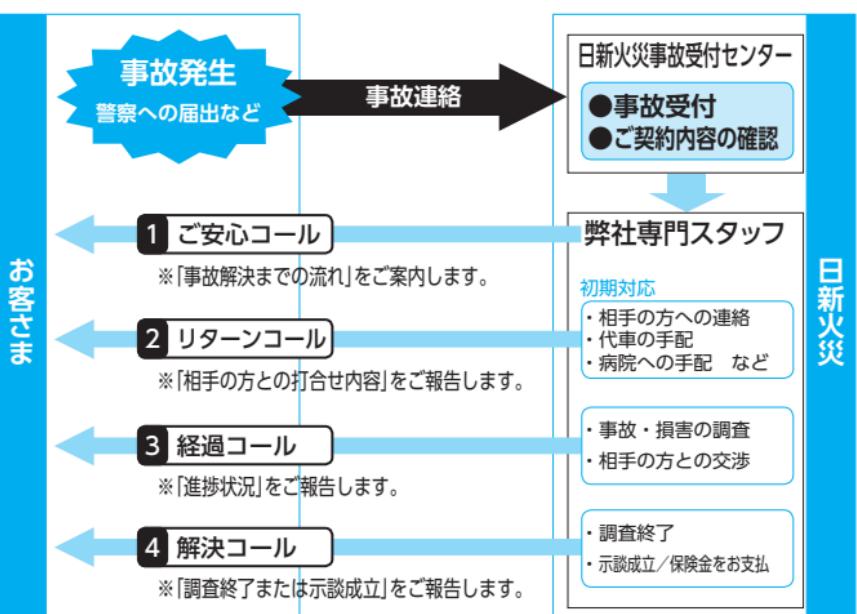
夜間・休日の事故の初期対応は

初期対応センター フリーダイヤル 0120-24-9925

にご連絡！！

ご安心4コールサービス

「ご安心4コール」とは、事故受付から事故解決までの間に弊社の損害サービス担当者から直接、お客さまに電話で行うサービスです。



2. お車にトラブルが生じたときのサービス

ドライビングサポート 24

ドライビングサポート 24 は、ロードサービスの手配およびご案内サービスを 24 時間 365 日体制で行っています。「ロードサービス特約」をセットしたご契約のお車が、事故や故障等のトラブルにより走行不能等になった場合にご利用いただけます。ご利用にあたっては、専用フリーダイヤルにご連絡いただかず、専用スマートフォンアプリでご依頼ください。サービス内容の詳細および注意事項については「ドライビングサポート 24 利用規約」(264 ページ) をご参照ください。

4

サービスの内容

① 応急処置サービス	パンク時のスペアタイヤ交換、キー閉じ込み時の解錠、キー電池切れ時の解錠または始動、横転・転覆時の引きし等の応急処置のほか、走行不能を解消するための 30 分程度で対応可能な応急処置を行います。
② 車両運搬サービス	ご契約のお車を事故または故障等の現場から修理工場等まで運搬します。 ※修理工場等とは、修理工場または当会社の指定する場所をいいます。
③ 宿泊・帰宅・移動サポートサービス	事故現場のもよりの宿泊施設および事故現場から帰宅・移動するための代替交通機関をご案内します。 ※宿泊施設やタクシー等の手配は行いません。
④ 給油サービス	高速道路、有料道路または一般道路上におけるガス欠時に、燃料を最大 10 リットルまで給油します。 ※ご利用回数は、保険期間中（長期契約の場合は各保険年度中）1 回までとなります。 ※「運搬引取費用引上特約」をセットした場合、最大 20 リットルまで給油します。
⑤ ジャンピングサービス	バッテリー上がりの際、ケーブルを繋いでご契約のお車を始動させます。
⑥ レンタカーサポートサービス ^(*)	レンタカー会社をご案内します。
⑦ その他ご案内サービス	ご家族への緊急連絡および 24 時間営業のガソリンスタンドのご案内を行います。

お車に関するさまざまなトラブルは

ドライビングサポート 24 専用フリーダイヤル 0120-097-365

でサポート！！

(受付時間) 夜間でも休日でも！ 24 時間・365 日受付

※ドライビングサポート 24 へのご連絡は、専用スマートフォンアプリをご利用いただくと大変便利です。アプリのインストールについては日新火災ホームページまたはチラシもしくはパンフレットにてご確認ください（アプリご利用に関する通信費などは、お客様のご負担となります。）。

耳や言葉の不自由なお客さまは、専用スマートフォンアプリをご利用ください。

(*) 「レンタカー 15 日特約」または「レンタカー事故時 30 日特約」のセットが必要です。

- ※ 応急処置に要した費用の一部、車両運搬費用の一部、宿泊費用および帰宅費用については「ロードサービス特約」、「運搬引取費用のみ特約」および「運搬引取費用引上特約」、レンタカー費用については「レンタカー15日特約」または「レンタカー事故時30日特約」の規定に従い保険金をお支払します。
- ※ ドライビングサポート24をご利用せずに、お客さまご自身で応急処置サービスや車両運搬サービス等を手配された場合であっても、「ロードサービス特約」の保険金としてお支払の対象となることがありますので、弊社代理店または弊社までご照会ください。

J A Fへのお取次ぎ

J A F会員のお客さままでJ A Fでの出動をご了承いただいた場合は、J A Fにお取次ぎします。なお、応急処置サービスの提供を受ける場合は、そのサービスに付随して発生する部品代、消耗品（燃料を除きます。）代等を5,000円まで無料とします。

3. 通信機能付きドライブレコーダーを活用したサービス

ドライビングサポート 24 プラス

ドライビングサポート24プラスは、弊社が貸与する通信機能付きドライブレコーダーを通じて、危険挙動感知時や事故多発地点の接近時の警告、事故発生時やトラブル発生時の事故受付センターとの通信、弊社への事故映像の自動送信などのサービスを行っています。ドラレコ特約をセットしたご契約に貸与される通信機能付きドライブレコーダーを用いてご利用いただけます。サービス内容の詳細および注意事項については、「ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する利用規約」(272ページ)をご参照ください。

サービスの内容	
① 事故のない日常のサービス	お客様の運転状況をもとに、通信機能付きドライブレコーダーを通じてリアルタイムに注意喚起します。 <ul style="list-style-type: none">・片寄り走行を検知し、警告します。・前方車両接近を検知し、警告します。・急ブレーキを検知し、警告します。・事故多発地点に接近した際、警告します。
② 事故・トラブル発生時のサービス	<ul style="list-style-type: none">・通信機能付きドライブレコーダーが一定以上の衝撃を検知した場合に、自動で事故受付センターに通信します。通信機能付きドライブレコーダーを通じて通話を行うこともできます。・他車から妨害行為を受けた場合や、運転中に体調が悪くなった場合に、通信機能付きドライブレコーダーの事故連絡ボタンを3秒以内に4回以上連續で押すことでオペレーターにつながり、適切なアドバイスを受けることができます。
③ 事故後のサービス	<ul style="list-style-type: none">・通信機能付きドライブレコーダーが一定以上の衝撃を検知した場合に事故映像が弊社に自動送信されるため、事故対応担当者によるお客様対応、事故の相手方との示談交渉をより円滑に行います。

通信機能付きドライブレコーダーの
お取付け・操作・機能・故障等に

関するお問合せは

専用フリーダイヤル **0120-484-567**

日新火災ドライブレコーダー事務局
にご連絡！！

(受付時間) 9:30~18:00 (日祝および事務局休業日除く)

5 事故が発生した場合のお手続

1. 事故が発生した場合は次の措置を

①まず負傷者の救護を	②二次災害防止の安全確保を	③警察に事故の届出を	④弊社までご連絡を	⑤修理、示談前には必ず弊社の承認を得てください。
ケガをした方がいる場合は、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。	後続事故のおそれがある場合、速やかにケガをした方を救出し、事故車両を移動しましょう。	事故の場合は、必ず警察に届出してください。また、ケガをした方がいる場合は、人身事故である旨の届出を必ずしてください。	日新火災事故受付センターまで事故内容をご連絡ください。	修理、示談を行なう場合は、必ず弊社の承認を得てください。

※以上のお手続を行なないと、保険金をお支払できないことがあります。

2. 警察署に必ず事故の届出を

自動車事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書（人身事故の場合は、必ず「人身事故扱い」の交通事故証明書）が必要となります。

交通事故証明書の取付けは弊社が代行しますが、事故発生時に警察署に届出がないと交通事故証明書は発行されませんので、事故が発生した場合には、必ず警察署に届出をしてください。

3. 示談・修理する前に必ず弊社にご相談を

次の場合は、事前に弊社にご相談ください。

被害者と示談する場合	被害者から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず弊社の承認を得てください。 弊社が承認する前にご契約者または被保険者ご自身で被害者と示談をした場合には、保険金の一部または全部をお支払できないことがあります。
事故にあわれたお車を修理する場合	修理する前に必ず弊社の承認を得てください。 弊社が承認する前に修理した場合または部品（バンパーなど）の損傷などで補修可能であるにもかかわらず、部品交換による修理をした場合には、保険金の一部または全部をお支払できないことがあります（樹脂製バンパーは軽度の損傷であれば補修して使うことができます。）。

4. 相手の方には誠意をもって

事故が発生した場合は、相手の方に対するお見舞い、お詫び、死亡事故のときの葬儀参列など、できる限り被害者に対して誠意を尽くすことが、事故を円満に解決するためには何よりも必要です。

5. 賠償事故の解決のために弊社が行う手続および援助

対人事故または対物事故の場合で、被保険者が損害賠償の請求を受け保険金をお支払できるときに、被保険者および相手の方の同意が得られれば、弊社は原則として被保険者のために示談交渉を行います。

この場合、弊社の選任した弁護士が被害者との交渉にあたることがあります。

6. 事故の際のご連絡先および保険金などのご請求先

事故が発生した場合のご連絡および保険金または損害賠償額のご請求は、取扱代理店または日新火災事故受付センターまでご連絡ください。

自動車保険の事故は

日新火災事故受付センター フリーダイヤル 0120-25-7474

にご連絡！！

(受付時間) 夜間でも休日でも！ 24 時間・365 日受付

7. 保険金のご請求に必要な書類など

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じて、次の書類など^(*)のうち弊社が求めるものをご提出ください。

- ① 保険金請求書
- ② 診断書など傷害の程度を証明する書類
- ③ 戸籍謄本など、被保険者であることを確認するための書類

5

(*) 上記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、上記以外のものの提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類などをご案内します。

8. 保険金のお支払時期

弊社が保険金のお支払に必要な書類などの取付けを完了した日から、その日を含めて原則として30日以内^(*)に保険金をお支払します。

なお、次のような事由が生じた場合は、お客様にその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長することがあります。

- ① 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
- ② 専門機関による鑑定などの結果を得る必要がある場合 など

(*) 地震・噴火・津波危険車両全損一時金特約および地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約は、一定規模以上の地震が発生し、調査が不可欠な場合は、365日を経過する日までにお支払します。

9. 相手の方（損害賠償請求権者）からの直接請求制度

対人事故または対物事故の場合で、被保険者が損害賠償の請求を受け保険金をお支払ができるときは、相手の方（損害賠償請求権者）から保険金相当の損害賠償額を弊社に直接請求することもできます。

6 ご契約内容に変更がある場合のお手続

1. ご連絡先・お問合せ先

ご契約内容の変更について下記ご連絡先・お問合せ先にご連絡いただいた場合は、その時点から新しいご契約内容で補償を開始します。なお、ご契約内容の変更に伴い追加保険料が生じる場合がありますが、追加保険料のお支払がないときは、保険金をお支払できないことがありますのでご注意ください。

なお、ご契約の解約については、46ページ「**7 4. ご契約の解約の取扱い**」をご参照ください。

日新火災ご契約変更デスク

フリーダイヤル **0120-612-400** までお電話を!

受付時間：

9:00～18:00（平日）

9:00～17:00（土日祝）

ユーサイド Web のご契約内容の変更は

ユーサイド Web サポートデスク

フリーダイヤル **0120-570-363** までお電話を!

受付時間：

9:00～18:00（平日）

9:00～17:00（土日祝）

受付内容

- ◆ご契約内容の変更手続
- ◆お返しする保険料の計算
- ◆追加でいただく保険料の計算
- ◆ご契約内容の変更に必要な資料のご案内 など

ご注意（ご契約内容に変更がある場合）

- ご契約者本人からいただいたお電話のみ受け付けます。
- お電話の際には、お手元に「保険証券」または「保険契約継続証」をご用意ください。
- お車のご変更の場合には、お手元に新しいお車の車検証をご用意ください。
- ご変更の内容によっては、日新火災ご契約変更デスクで受付できない場合があります。下記のような場合は、取扱代理店までご連絡ください。

〈受付できない主な場合〉

- ・中途更改が必要となるご契約内容の変更手続を行う場合
- ・フリート契約の場合

2. ご契約のお車を他のお車に入れ替える場合

ご契約のお車と同一の用途車種^(*1)のお車を新たに取得した場合^(*2)は、遅滞なく取扱代理店または日新火災ご契約変更デスクにご連絡ください。なお、ユーサイドWebのご契約内容に変更がある場合は、ユーサイドWebサポートデスクにご連絡ください。

新たに取得したお車で生じた事故を補償するには、次のいずれかのお手続が必要です。

- ① 新たに取得したお車に新たな保険をご契約いただく。
- ② 現在のご契約のお車との車両入替手続により、現在のご契約を有効に存続させる。

※上記のお手続を取るまでの間に新たに取得したお車について生じた事故に対しては、「被保険自動車の入替における自動補償特約」^(*3)が適用される場合を除き保険金をお支払できませんのでご注意ください。

- (* 1) 95ページ「別表2」に掲げるご契約のお車の入替ができる用途車種を含みます。
- (* 2) ご契約のお車を廃車、譲渡またはリース会社に返還した後、既に所有している他のお車と入れ替えることもできます。
- (* 3) 「被保険自動車の入替における自動補償特約」の詳細は231ページをご覧ください。

3. ご契約のお車を譲渡する場合

保険期間の中途でご契約のお車を譲渡する場合は、所定のお手続を取らないかぎり、ご契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は譲受人には移りません。

ご契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡する場合には、遅滞なく取扱代理店または日新火災ご契約変更デスクにご連絡のうえ、所定のお手続をお取りください。なお、ユーサイドWebのご契約内容に変更がある場合は、ユーサイドWebサポートデスクにご連絡ください。

※所定のお手続を取るまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払できませんのでご注意ください。

4. その他のご契約内容に変更がある場合

上記1.から3.に記載している場合のほか、4ページ「ご契約内容の変更」に記載しているような変更がある場合には、遅滞なく取扱代理店または日新火災ご契約変更デスクにご連絡ください。なお、ユーサイドWebのご契約内容に変更がある場合は、ユーサイドWebサポートデスクにご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払できないことがあります。

7 ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 保険料のお支払

保険料（分割払の場合は初回保険料）は、団体扱・集団扱特約、初回保険料の払込みに関する特約などの特定の特約をセットしたときを除き、ご契約締結と同時にお支払ください。保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払することができません。

保険料を分割払^{(*)1}とした場合、第2回目以降の分割保険料は、保険証券または保険契約継続証に記載されている毎月の払込期日までにお支払ください。払込期日の翌々月末日を経過しても分割保険料のお支払がない場合は、その払込期日の翌日以後に発生した事故に対しては、保険金をお支払できません。

また、払込期日の翌々月末日を経過しても保険料のお支払がない場合または2か月連続して払込期日までに分割保険料のお支払がない場合は、弊社からご契約を解除することができますのでご注意ください。

なお、第2回目以降の分割保険料が、払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれないことが保険期間中（長期契約の場合は、各保険年度内）に2回発生した場合には、未払込保険料^{(*)2}の全額を一時にお支払いただきます。

(*)1) 保険料分割払特約（新長期分割用）または新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）をセットした場合は、前年の事故

件数および内容によって、保険年度ごとに保険料が変更になります。

- (＊2) 長期契約の場合は、各保険年度内にお支払いただく予定の保険料をいいます。

2. 無事故による割引・割増（ノンフリート等級別料率制度）

ノンフリート等級別料率制度は、ノンフリート契約について、1等級から20等級までの等級区分および各等級区分の等級係数（割引・割増）の適用により保険料が割引・割増される制度です。初めてご契約いただく場合は6S等級または7S等級を適用し、ご契約期間中に発生した事故件数および事故の種類によって、継続後の新契約の等級および等級係数（割引・割増）を決定します。

1年間事故がなかった場合、継続後の新契約の等級は、1等級上がります。3等級ダウン事故^(*)1)が発生した場合、事故件数1件につき3等級、1等級ダウン事故^(*)1)が発生した場合、事故件数1件につき1等級下がります^(*)2)。無事故の年数が継続した場合、最高20等級を適用し、事故を続けて起こした場合、最低1等級を適用します^(*)3)。

7F等級から20等級までの等級係数（割引・割増）には、無事故係数と事故有係数の2種類があり、事故有係数適用期間^(*)4)が「なし（0年）」の場合は無事故係数、「1年」から「6年」の場合は事故有係数を適用します。事故有係数は無事故係数に比べて割引率が小さく、保険料が高くなります。

- (＊1) 1等級ダウン事故および3等級ダウン事故の内容は、43ページをご覧ください。

- (＊2) 保険期間が1年超のご契約の場合、取扱いが異なります。保険料分割払特約（新長期分割用）または新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）をセットした場合は、各保険年度の事故の発生状況に応じて、その翌保険年度以降に適用される等級を、保険期間が1年のご契約のノンフリート等級別料率制度の取扱いに準じて特約に定めるところにより見直します。

- (＊3) 前契約および新契約のノンフリート等級がいずれも1等級となるご契約の場合、1等級に対する割増とは別に連続1等級契約割増（割増率15%）を適用します。

- (＊4) 事故有係数が適用される期間を事故有係数適用期間といいます。事故有係数適用期間は、3等級ダウン事故が発生した契約の継続後の新契約には事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故が発生した契約の継続後の新契約には事故1件につき「1年」を加算します。それ以降は、保険期間の初日から1年間経過するごとに事故有係数適用期間は「1年」減算し、事故有係数適用期間は事故が発生するたびに積算しますが、上限は「6年」、下限は「なし（0年）」となります。

【等級ごとの割増引率】

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率(%)	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
事故有係数							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

(1) 新規契約

- ① 初めてご契約いただく場合（純新規契約）

初めてご契約いただく場合は6S等級・事故有係数適用期間「なし（0年）」になり、割増率3%を適用します。

② 2台目以降のお車を初めてご契約いただく場合

(複数所有新規契約者に対する特則)

2台目以降のお車を初めてご契約いただく場合で、所定の条件^(*5)をいずれも満たすときは、7S等級・事故有係数適用期間「なし(0年)」になり、割引率38%を適用します。

(*) 5) 以下の条件をすべて満たす場合に適用します。

ア. 他のご契約の等級が11等級～20等級であること^(*6)。

イ. 2台目以降のお車のご契約の保険期間の初日が他のご契約の保険期間内にあること。

ウ. 他のご契約と2台目以降のお車のご契約の用途車種がいずれも自家用8車種、またはいずれも自家用二輪自動車であること。

エ. 他のご契約と2台目以降のお車のご契約の記名被保険者およびお車の所有者が同一かつ個人であること^(*7)。

(*) 6) 他のご契約が弊社の長期分割払方式を適用した長期契約の場合は、2台目以降のお車のご契約の保険期間の初日が属する保険年度の初日を保険期間の初日とする継続契約を締結したと仮定したときに、その継続契約に適用される等級が11等級～20等級であること。

(*) 7) 2台目以降のお車のご契約の記名被保険者が次の②または③に該当する場合、2台目以降のお車の所有者が次の①～③のいずれかに該当する場合は、それぞれ同一とみなします。
 ① 他のご契約の記名被保険者
 ② 他のご契約の記名被保険者の配偶者
 ③ 他のご契約の記名被保険者または配偶者の同居の親族

(2) 継続契約

① 継続前のご契約が1年契約の場合

継続前のご契約の等級、事故件数および事故の種類、事故有係数適用期間により、継続後の新契約の等級および事故有係数適用期間を決定し^(*8)、これらに応じた等級係数(割引・割増)を適用します。

(*) 8) 原則として継続前のご契約の満期日の翌日から数えて7日以内にご契約を継続した場合に限ります。7日以内にご契約を継続しない場合は、7等級以上の等級を継承することができず、事故有係数適用期間は「1年」減算しません。また、新契約の保険期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していたご契約がある場合で、新契約の等級が1等級～5等級、6F等級となるときは、その等級を継承し、新契約の事故有係数適用期間が「1年」から「6年」となるときは、その事故有係数適用期間を継承します。

【事故有係数を適用する期間の例】

例1 18等級・事故有係数適用期間「なし(0年)」の契約で3等級ダウン事故が1件あった場合の事故有係数適用期間

<無事故係数>

等級	18等級	15等級	16等級	17等級	18等級
事故有係数適用期間	なし(0年)				なし(0年)

<事故有係数>

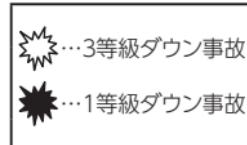
等級	18等級	15等級	16等級	17等級	18等級
事故有係数適用期間		3年	2年	1年	

(1年後) (2年後) (3年後)

例2 18等級・事故有係数適用期間「なし（0年）」の契約で1等級ダウン事故が1件あった場合の事故有係数適用期間

<無事故係数>

等級	18等級	17等級	18等級
事故有係数適用期間	なし (0年)		なし (0年)



<事故有係数>

等級	18等級	17等級	18等級
事故有係数適用期間		1年	

(1年後)

例3 18等級・事故有係数適用期間「なし（0年）」の契約で3等級ダウン事故1件、その2年後に1等級ダウン事故が1件あつた場合の事故有係数適用期間

<無事故係数>

等級	18等級	15等級	16等級	15等級	16等級	17等級
事故有係数適用期間	なし (0年)					なし (0年)

<事故有係数>

等級	18等級	15等級	16等級	15等級	16等級	17等級
事故有係数適用期間		3年	2年	2年	1年	

(1年後) (2年後) (3年後) (4年後)

(5年後)

② 繼続前のご契約が長期契約（長期分割払方式・長期一括払方式）の場合

継続前のご契約が弊社長期分割払方式の場合は、最終保険年度を1つの契約とみなし、最終保険年度の等級、事故件数および事故の種類、事故有係数適用期間により、継続後の新契約の等級および事故有係数適用期間を決定し、これらに応じた等級係数（割引・割増）を適用します。また、継続前のご契約が弊社長期一括払方式の場合は、所定の計算式によって等級および事故有係数適用期間を決定し、これらに応じた等級係数（割引・割増）を適用します。

③ 継続前のご契約が弊社以外で引き受けられていた場合

弊社でご継続いただく場合と同様の方法で、等級および事故有係数適用期間を決定します。

(3) 事故の種類

■ノーカウント事故

次のいずれかに係る事故、またはそれらの組合せのみの事故をいいます。ノーカウント事故は事故件数として数えず、前契約の事故がノーカウント事故のみだった場合に翌年のご契約の等級は現在のご契約の等級から1等級上がり、事故有係数適用期間は「1年」減算します。

人身傷害補償保険（実損払）／人身傷害補償保険（定額払）／人身傷害（定額払）医療保険金2倍特約／交通乗用具事故特約／入院時諸費用特約／人身傷害補償保険における傷害一時金の2倍支払特約／無保険車傷害保険／ファミリーバイク特約（人身傷害なし）／ファミリーバイク特約（人身傷害あり）／弁護士費用特約／交通弱者補償特約／被害者救済費用等補償特約／心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約／日常生活賠償責任補償特約／地震・噴火・津波車両全損一時金特約／車両保険の無過失事故に関する特約（相手自動車確認条件付）／ロードサービス特約／運搬引取費用引上特約／レンタカー15日特約／レンタカー事故時30日特約／レンタカー費用補償特約（30日限度）／「対人臨時費用保険金」のみを支払う対人事故

■ 1等級ダウン事故

車両保険のみに係る事故、車両保険に係る事故とノーカウント事故の組合せのみの事故、二輪盗難危険補償特約のみに係る事故、または二輪盗難危険補償特約に係る事故とノーカウント事故の組合せのみの事故で、次のいずれかを原因とするものをおいいます。1等級ダウン事故が発生した場合には、翌年のご契約の等級は現在のご契約の等級から事故件数1件につき1等級下がり、事故有係数適用期間は「1年」加算します。

火災・爆発^(*)9)／盜難／デモ・ストライキ・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為／台風・竜巻・洪水・高潮／落書／窓ガラス破損^(*)9)／いたずら（ご契約のお車の運行によるもの、他のお車との衝突・接触によるものを除きます。）／飛来中・落下中の他物との衝突／その他偶然な事故（他物との衝突・接触・転覆・墜落によるものを除きます。）

（*9）飛来中・落下中の物以外の他物との衝突・接触・転覆・墜落によるものを除きます。

■ 3等級ダウン事故

上記「ノーカウント事故」および「1等級ダウン事故」以外の事故をいいます。3等級ダウン事故が発生した場合には、翌年のご契約の等級は現在のご契約の等級から事故件数1件につき3等級下がり、事故有係数適用期間は「3年」加算します。

※次の事故は、事故として取り扱います。

- ① 保険金支払が完了している事故
- ② 保険金請求がされていて、未払となっている事故（未払事故）
- ③ 事故通知があって、保険金請求がされていない事故（未請求事故）

（4）継続契約のお手続きを取らなかった場合（ノンフリート等級継承の特例措置）

ご契約の満期後、継続契約（翌年のご契約）のお手続きを取らなかった場合（前年のご契約の満期日または解約日の翌日から数えて7日以内にお手続きを取らなかった場合）で、「継続手続忘れサポート」（233ページ）および「更新特約」（234ページ）がいずれも適用されないときであっても所定の条件を満たすときに限り、前年のご契約の満期日または解約日の翌日から数えて180日以内に継続契約のお手続きを取れば、前年のご契約の等級（割引）および事故有係数適用期間を継承することができます。

（5）その他

- ① 記名被保険者の変更と等級および事故有係数適用期間の継承
ご契約のお車の譲渡によってご契約の権利および義務を譲渡した場合には、ご契約のお車に適用されていた等級および事故有係数適用期間は原則として譲受人には継承しませんが、次の場合などでは等級および事故有係数適用期間が継承されることがあります。

ア. 記名被保険者の変更が配偶者間の変更、同居の親族間の変更または記名被保険者の配偶者の同居の親族への変更に該当する場合

イ. 記名被保険者について上記ア以外の変更があり、その変更がご契約のお車の譲渡以外の理由による場合（適用される等級が1～5等級のご契約に限ります。）

ウ. 個人事業主の方が法人を新設するか、または法人を解散し個人事業主となり、記名被保険者を個人事業主・法人間で変更する場合（原則として、変更前後でご契約のお車および事業内容が同一の場合に限ります。）

- ② ご契約のお車の入替と等級および事故有係数適用期間の継承
ご契約のお車を入れ替える場合で次の条件をいずれも満たす

ときは、入替前のお車のご契約に適用されていた等級および事故有係数適用期間が入替後のお車のご契約に継承されます。

ア. 入替後のお車の所有者が次のいずれかに該当すること。

- (ア) 入替前のお車の所有者
- (イ) 入替前の記名被保険者
- (ウ) 入替前の記名被保険者の配偶者
- (エ) 入替前の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

イ. 入替前のお車と入替後のお車の用途車種 (*¹⁰) が同一であること。

ウ. 入替後のお車が次のいずれかに該当すること。ただし、(ウ)については、入替前のお車が廃車、譲渡またはリース会社に返還されている場合に限ります。

- (ア) 新たに取得したお車
- (イ) 1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車
- (ウ) 既に所有している他のお車

(* 10) 95ページ「別表2」に掲げるご契約のお車の入替ができる用途車種を含みます。

③ 保険期間通算による等級継承の特則

他の保険会社のご契約を保険期間の中途で解約し、弊社で新たにご契約いただいた場合で、所定の条件を満たすときは、2つのご契約の保険期間を通算し、これを前契約とみなして継続後のご契約の等級が進行し、また、事故有係数適用期間は減算します。

3. 主な保険料の割引・割増

主な保険料の割引・割増の適用条件を説明しています。割引により対象となるお車の用途車種や契約条件などが異なります。

① 新車割引 (*¹)

ア. 対象となるお車と割引率

初度登録(検査) からの経過月数	補償種目 対象となるお車	割引率				
		対人賠償	対物賠償	人身傷害 (実損払)	人身傷害 (定額払)	車両
25か月以内	自家用普通乗用車	7%	11%	17%	17%	8%
	自家用小型乗用車	5%	9%	18%	18%	3%
25か月超 49か月以内	自家用普通乗用車	4%	4%	16%	16%	6%
	自家用小型乗用車	2%	4%	15%	15%	3%

イ. 主な適用条件

保険期間の初日の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月の翌月から数えて49か月以内にある場合

② A S V割引 (*¹)

ア. 対象となるお車

自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車

イ. 割引率

9%

ウ. 主な適用条件

A E B(衝突被害軽減ブレーキ)が装備されている場合。

ただし、型式別料率クラスを適用しており、その自動車の型式発売年月が保険期間の初日の属する年から3を減じた年の4月1日以降であるときに限ります。

③ 長期優良契約割引 (*¹)

ア. 対象となるお車

すべての用途車種のお車

イ. 割引率

3 %

ウ. 主な適用条件

前契約および新契約のノンフリート等級がいずれも20等級となる場合

④ ノンフリート多数割引

ア. 対象となるお車

すべての用途車種のお車

イ. 割引率

ご契約のお車	割引率
2台	3 %
3~5台	5 %
6台以上	6 %

ウ. 主な適用条件

2台以上のお車を1保険証券でまとめてご契約する場合 (*2)

⑤ フリート多数割引

ア. 対象となるお車

すべての用途車種のお車

イ. 割引率

5 %

ウ. 主な適用条件

10台以上の所有、使用するお車を1保険証券でまとめてご契約する場合

⑥ ゴールド免許割引

ア. 対象となるお車

自家用8車種、二輪自動車、一般原動機付自転車

イ. 割引率

11%

ウ. 主な適用条件

記名被保険者がゴールド免許所持者である場合 (*3)

⑦ ユーサイドWeb割引

ア. 対象となるお車

自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車 (*4)

イ. 割引率

10%

ウ. 主な適用条件

ユーサイドWebをご契約する場合

⑧ 連続1等級契約割増 (*1)

ア. 対象となるお車

すべての用途車種のお車

イ. 割増率

15%

ウ. 主な適用条件

前契約および新契約のノンフリート等級がいずれも1等級となる場合

(*1) 長期契約（弊社長期分割払方式）の場合には、各保険年度の初日を保険期間の初日とみなして保険年度ごとに適用します。

(*2) 団体扱・集団扱について複数の保険証券でご契約する場合で、一定の条件を満たすときを含みます。

(*3) 次のいずれかに該当する場合をいいます。

① 保険期間の初日時点で有効なゴールド免許をお持ちの場合

② 保険期間の初日が免許証の更新期間内にある場合で、更新前または更新後のいずれかにおいて有効なゴールド

免許をお持ちのとき。ただし、更新期間中に免許証を更新したときに限ります。

- (* 4) ご契約のお車を変更する場合、95ページ「別表2」に掲げるご契約のお車の入替ができる用途車種へ変更することができます。ただし、ご契約のお車の変更は、43ページ「2.(5) ②ご契約のお車の入替と等級および事故有係数適用期間の継承」に記載の条件をいずれも満たす場合に限ります。

4. ご契約の解約の取扱い

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または下記ご連絡先・お問合せ先にご連絡ください。その場合、弊社所定の方法によって計算された保険料を返還または請求します。保険料の請求が必要な場合において、請求した保険料のお支払がないときは、解約を取り消し、弊社からご契約を解除することがありますのでご注意ください。なお、返還または請求される保険料は、保険料のお支払方法や解約の事由により異なります。

日新火災ご契約変更デスク

フリーダイヤル **0120-612-400** までお電話を!

受付時間:

9:00～18:00 (平日)

9:00～17:00 (土日祝)

ユーサイド Web のご契約の解約は

ユーサイド Web サポートデスク

フリーダイヤル **0120-570-363** までお電話を!

受付時間:

9:00～18:00 (平日)

9:00～17:00 (土日祝)

受付内容

- ◆ ご契約の解約手続
- ◆ お返しする保険料の計算
- ◆ 追加でいただく保険料の計算 など

ご注意（ご契約を解約する場合）

- ご契約者本人からいただいたお電話のみ受け付けます。
- お電話の際には、お手元に「保険証券」または「保険契約継続証」をご用意ください。
- 解約の内容によっては、日新火災ご契約変更デスクで受付できない場合があります。下記のような場合は、取扱代理店までご連絡ください。

（受付できない主な場合）

- ・ 中途更改に伴う解約の場合
- ・ フリート契約の場合

5. ご契約の中止制度

ご契約の等級または満期を迎えたご契約の次のご契約の等級が7～20等級で、以下の場合などには「中断証明書」の発行をお申出いただくことにより、ご契約を一時的に中断できます。

- ① ご契約のお車を手放す場合（廃車、譲渡またはリース会社に返還）
- ② ご契約のお車をしばらく使用しない場合（一時抹消登録、車検切れ）
- ③ 記名被保険者が妊娠した場合（ご契約のお車が二輪自動車、一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車のとき。）
- ④ 海外渡航する場合

ご契約の中止後、再びご契約いただく場合で所定の条件を満たすときは、「中断証明書」をお使いいただくことにより、新たなご契

約に中断前の等級（割引）および事故有係数適用期間に事故件数を反映させた等級（割引）および事故有係数適用期間を適用することができます。なお、長期契約（弊社長期分割払方式）の場合は、保険期間が1年のご契約の取扱いに準じて等級および事故有係数適用期間を決定します。

6. ご契約の無効・重大事由による解除

ご契約時に下記に該当する事実があった場合は、ご契約は無効となりますのでご注意ください。

- ① ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② ご契約のお車が実在していない場合やご契約のお車が他の方に譲渡されている場合

下記に該当する事由がある場合には、ご契約を解除するとともに保険金の全部または一部をお支払できないことがありますのでご注意ください。

- ① ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ② 被保険者または保険金受取人が、保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③ ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

7. 保険期間が始まるまでの事故などの取扱い

ご契約後、保険期間が始まるまでの間に前年のご契約においてノーカウント事故^(*)以外の事故を起こした場合などは、ご契約内容および保険料を変更することができますのでご了承ください。

(*) 「ノーカウント事故」の概要は、42ページをご覧ください。

8. 保険金請求権の時効

保険金請求権は、時効（3年）により消滅することがありますのでご注意ください。

9. 保険金支払後の保険金額

保険金のお支払が何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。

10. ご契約者が死亡した場合の取扱い

ご契約者が死亡した場合は、ご契約者の死亡時の法定相続人に、ご契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転します。

11. 損害保険契約者保護制度

引受保険会社が破綻した場合または業務もしくは財産の状況に照らして保険業の継続が困難となるおそれがあり、所定のお手続が行われた場合には、保険金、解約返れい金などが削減されることがあります。自動車保険契約は損害保険契約者保護機構の補償の対象となりますので、原則として破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%、それ以外の保険金および解約返れい金は80%までが補償されます。ただし、破綻保険会社の財産状況により補償割合が80%を上回ることが可能である場合には、その財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。

下記ホームページをご覧ください。

損害保険契約者保護機構ホームページ

<http://www.sonpohogo.or.jp/>

12. 共同保険契約

ご契約が複数の保険会社による共同保険契約の場合には、各引受保険会社は保険証券または保険契約継続証記載の引受分担割合に応じて、連帯せずに独立して保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

13. ご契約のお申込みの撤回など（クーリングオフ）

保険期間が1年を超えるご契約（長期契約）の場合で、ご契約のお申込後であってもご契約に関してご納得がいかないときは、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

（1）クーリングオフを行うことができる期間

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはクーリングオフ説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。

（2）クーリングオフの方法

クーリングオフを行う場合には、上記期間内に必ず、弊社宛てに書面をご郵送（8日以内の消印有効）いただくか、弊社ホームページ掲載のお問合せフォームでご通知（8日以内の発信日有効）ください。取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることができませんのでご注意ください。

（3）お支払いただいた保険料のお取扱い

クーリングオフが行われた場合は、既にお支払いただいた保険料は速やかにお客さまにお返しします。弊社および取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、ご契約を解除する場合には、保険期間の初日（初日以降に保険料をお支払いただいた場合は、弊社が保険料を受領した日）から、ご契約の解除日までの期間に相当する保険料について、日割によるお支払が必要なときがあります。

（4）クーリングオフを行うことができないご契約

次のご契約などは、クーリングオフを行うことはできませんのでご注意ください。なお、既に保険金をお支払する事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

- ① 保険期間が1年以下のご契約
- ② 営業または事業のためのご契約
- ③ 法人または社団・財団などが締結したご契約
- ④ 質権が設定されたご契約

（5）クーリングオフを希望する場合

書面にてお手続きいただく場合には、記入例のとおりハガキまたは封書に必要事項をご記入のうえ、弊社（クーリングオフ係）宛てに郵送してください。弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）にてお手続きいただく場合には、お問い合わせフォームに必要事項を入力のうえ、ご通知ください。

【記入例】

[弊社宛先]

[必要事項]

〒330-9311

日新火災海上保険株式会社
クーリングオフ係
行
埼玉県さいたま市浦和区上木崎
2丁目7番5号

- ①ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ②ご契約を申し込んだお客様のご住所、ご氏名（押印）、お電話番号（ご自宅・携帯）
- ③ご契約を申し込んだ年月日
- ④ご契約を申し込んだ保険契約の内容（保険種類、証券番号、領収証番号^(*)）
- ⑤ご契約の取扱代理店・仲立人名

(*) 証券番号が不明な場合のみご記入ください。初回保険料の払込みに関する特約をセットしている場合などで領収証番号も不明なときは、登録番号などご契約のお車を特定できる情報をご記入ください。

8 各種の交通事故相談機関など

1. 自動車事故のご相談または苦情の受付

8

自動車保険および自賠責保険の保険金のご請求について、ご不明な点またはご不満な点がある場合には、日新火災事故受付センターにご相談いただけるほか、一般社団法人日本損害保険協会に設置されている「そんぽADRセンター」においても、ご相談などに応じていますので、あわせてご利用ください。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

■そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」に解決の申立てを行うことができます。

ナビダイヤル 0570-022808 [通話料有料]

[受付時間 9:15～17:00 (土日祝および12/30～1/4除く)]

- ※1 ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。
※2 電話リレーサービス、IP電話からは、ご相談窓口の直通電話におかけください。

名称	所在地	直通電話番号
そんぽADRセンター 東京	千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階	03(4332)5241
そんぽADRセンター 近畿	大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル9階	06(7634)2321

2. 中立の第三者機関による示談斡旋制度など

弊社がお支払する賠償保険金もしくは損害賠償額または自賠責保険金について、万一ご不満が生じた場合は、中立かつ独立した次の機関をご利用いただけます。

(1) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

(<https://www.n-tacc.or.jp/>)

全国の相談所で、弁護士が交通事故に関するご相談を無料で行っています。相談所によっては示談の斡旋および審査も行っています。

フリーダイヤル 0120-078325

[受付時間 10:00～19:00 (土日祝除く)]

(2) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

(<https://www.jcstad.or.jp/>)

紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる委員が無料で、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を行っています。

(2024年4月現在)

センター	所在地	電話番号
東京本部	新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリスビル25階	03(3346)1756
札幌支部	札幌市中央区北一条西10丁目 札幌弁護士会館4階	011(281)3241
仙台支部	仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング11階	022(263)7231
名古屋支部	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル24階	052(581)9491
大阪支部	大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザビル4階南側	06(6227)0277
広島支部	広島市中区立町1-20 N R E G広島立町ビル5階	082(249)5421
高松支部	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館3階	087(822)5005
福岡支部	福岡市中央区天神1-9-17 福岡天神フコク生命ビル10階	092(721)0881
さいたま 相談室	さいたま市大宮区下町1-8-1 大宮下町1丁目ビル7階	048(650)5271
金沢相談室	金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル12階	076(234)6650
静岡相談室	静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル4階	054(255)5528

(3) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)

自動車損害賠償保障法に基づく「指定紛争処理機関」としての指定を受けた民間による裁判外紛争処理機関で、自賠責保険・自賠責共済から支払われる保険金などに関して発生した紛争の調停を行っています。

フリーダイヤル 0120-159-700

[受付時間 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00 (土日祝および12/28 ~ 1/4除く)]

9 新総合自動車保険（ユーサイド）の約款

1. 約款とは

お客さまと保険会社の各々の権利・義務など保険契約の内容を詳細に定めたものです。

「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

(1) 普通保険約款

基本となるご契約内容を定めたものをいいます。

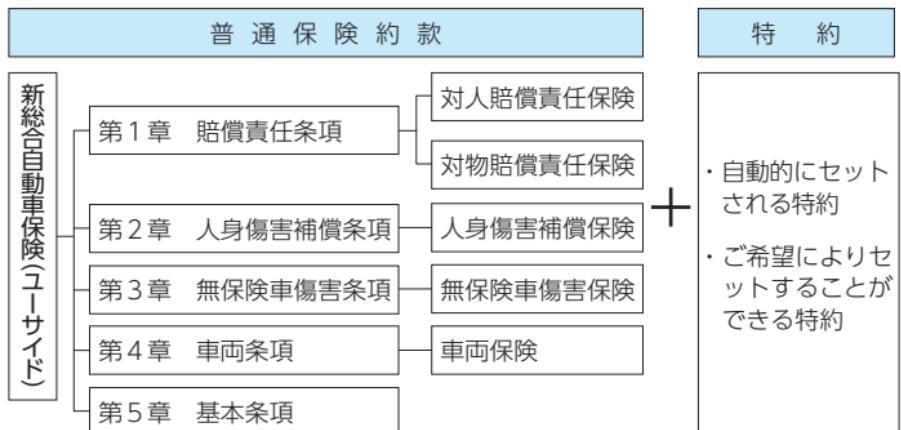
(2) 特約

普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その内容を定めたものをいいます。

ご契約内容により自動的にセットされる特約と、お客さまのご希望によりセットすることができる特約の2種類があります。

特約のセットの有無は、保険証券または保険契約継続証に表示しています。

2. 新総合自動車保険（ユーサイド）の約款構成



*ご契約締結時やご継続時に「インターネットによる契約確認」をお選びいただいた場合、またはご契約者が個人の場合でユーサイドWebをご契約いただいたとき、「保険証券の発行に関する特約」がセットされます。この特約により、専用ホームページ(<https://my.nisshinfir.co.jp/>)上の「ご契約内容」に表示した事項を、保険証券、保険契約継続証または承認書の記載事項とみなして、普通保険約款およびこれにセットされた特約の規定を適用します。

10 保険証券または保険契約継続証の見方

ご契約締結時やご継続時に「インターネットによる契約確認」をお選びいただいた場合、またはご契約者が個人の場合でユーサイドWebをご契約いただいたとき、保険証券、保険契約継続証および承認書（解約等一部の場合を除きます。）は発行しませんが、専用ホームページ（<https://my.nisshinfire.co.jp/>）上でご契約内容の確認を行えます。なお、保険契約継続証も、保険証券と見方は同様です。

<保険証券表面>

自動車保険証券	
保険契約者 住所	〒 101-8329 東京都 千代田区 神田駿河台 2丁目 3
氏名	日新 太郎 様
保険料 A00001 40430-011611	
自動車の状況 (被保険自動車)	
① 用途車種	自家用普通乗用車
☆登録番号	日新 500 〒 9999
☆車台番号	CARLIFE-123456
車名	カーライフ
料率クラス	車両:6 対人:5 対物:6 傷害:10 AEB あり
仕様	
型式	CARLIFE
初度登録年月 初度検査年月	令和 5年 9月 順次 満了日
車両所有者 (被保険者登録者)	日新 太郎
所有権登録済付 免責契約の提出・ リース契約の提出	
適用される割引 等級	
④ 等級 (割引6.3%) 事故有係数適用なし (事故有係数適用期間0年)	
その他 長期優良契約割引 新車割引 ASV割引9% ゴールド免許割引	
【ご注意】 △印を付している項目に変更が生じた際は、速速なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。	
ご契約者カード 日新火災	
保険証券番号	2417359019
登録番号	日新 500 〒 9999
車台番号	CARLIFE-123456
保険期間	令和 7年 1月 1日 午後 4時から 令和 8年 1月 1日 午後 4時まで
⑤ 万が一のご連絡の際は、上記証券番号などを伝えください。	
自動車保険証券 登録番号 日新火災保険株式会社 取扱店名 織山晋 印紙税申告納付につき神田税務署より認証 こちらの二次元コードからお問い合わせください。 取扱代理店：日新火災インシュアランス TEL (03) 5282-XXXX QRコード	
自動車保険 契約日	令和 7年 1月 1日 証券作成日 令和 7年 1月 1日
登録番号	2417359019
当会社は、普通保険契約、特約および利用規約に基づく保険契約を、保険契約者と締結しました。  日新火災保険株式会社 取扱店名 織山晋 印紙税申告納付につき神田税務署より認証	
取扱代理店	日新火災インシュアランス TEL (03) 5282-XXXX
記者被保険者	東京都 千代田区 神田駿河台 2丁目 3
氏名	日新 太郎
生年月日	昭和 61年 10月 27日 免許証の色 ゴールド
補償される方の範囲	
特約名称	運転者年齢条件特約(35歳以上対応) 運転者本人・配偶者既定特約
運転者の年齢	34歳以下 35歳以上
③ ④ ⑤ ①登録保険者またはその配偶者 ②上記の同居の親族 ③上記に該当する方の業務(家事を除きます。) ④上記中の孫娘の子(孫娘・末娘は除いてません。) ⑤上記以外の方	X ○ X X
保険料のお支払内容 保険料 分割保険料1回分5,510円(年間保険料66,120円)	
払込回数	12回払
払込期日	毎月末日
扶養親類 0120-25-7474 までお電話! リックルードサービス手配 (ドライビングサポート04) 受付時間：09時～20時	
0120-097-365 までお電話! ドライビングサポート24をご利用いただけます。 受付時間：09時～20時	
取扱代理店 日新火災インシュアランス (03) 5282-XXXX	

① **ご契約のお車（被保険自動車）**
ご契約のお車の情報が表示されます。登録番号などの表示内容がご契約のお車と相違がないかご確認ください。

② **記名被保険者**
ご契約のお車を主に運転する方または所有する方が記名被保険者として表示されます。法人の場合は、その法人が表示されます。
記名被保険者は、被保険者の範囲などを決めるための重要な事項です。

③ **補償される方の範囲**

【記名被保険者が個人の場合】

「運転者本人・配偶者限定特約」をセットして運転者を限定した場合または「運転者年齢条件特約」をセットして運転者年齢条件を「21歳以上」、「26歳以上」もしくは「35歳以上」に限定した場合に、特約名称または年齢条件が表示されます。

運転者の範囲は、下表のとおりです。

運転者の範囲	運転者本人・配偶者 限定特約	セットあり	セットなし
① 記名被保険者またはその配偶者	○	○	
② 上記①の同居の親族	×	○	
③ 上記①②に該当する方の業務（家 事を除きます。）に従事中の使用 人	×	○	
④ 上記①の別居の子（既婚・未婚は 問いません。）	×	○	
⑤ 上記①～④以外の方	×	○	

○：年齢条件を問わず、保険金をお支払します。

○：年齢条件を満たす場合のみ、保険金をお支払します。

×：保険金をお支払しません。

【記名被保険者が法人の場合】

「運転者年齢条件特約」をセットして運転者年齢条件を「21歳以上」、「26歳以上」または「35歳以上」に限定した場合は、特約名称および年齢条件が表示されます。

運転者年齢条件を設定した場合は、運転者を問わず年齢条件を満たすときのみ、保険金をお支払します。

④ **適用される割増引**

お客様のご契約に適用される等級や割増引の名称が表示され
ます。

⑤ **保険料のお支払内容**

保険料（ご契約いただく保険の内容に応じて、ご契約者にお支
払いただく掛け金）とその払込方法が表示され、保険料を分割し
てお支払いただく場合などは、1回分保険料や毎月の払込期日も
表示されます。

<保険証券裏面>

補償内容と保険金額（補償の限度額）

被保険者への補償				
	<input type="radio"/> ⑥ 人賠償責任保険	無制限		
	<input type="radio"/> 交通事故者補償特約			
	<input type="radio"/> ⑦ 事故賠償責任保険	無制限		
	<input type="radio"/> 自己負担額（免責金額）	なし		
	<input type="radio"/> 対物超過修理費用			
ご自身とご家族、同乗者の補償				
	<input type="radio"/> ⑧ 身体傷害補償保険（実損扱） 交通事故用具事故特約	1名につき 3,000万円		
	<input type="radio"/> 傷害一時金			
	<input type="radio"/> 人院時賃費用特約（自動的にセット）			
	人身傷害補償保険（定期扱）			
	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡・後遺障害保険金			
医療保険金				
<input type="radio"/> ⑨ 保険車傷害保険	無制限			
ご契約の概要の補償				
	<input type="radio"/> ⑩ 保険一般条件	200万円		
	<input type="radio"/> 自己負担額（免責金額）	1回目事故 2回目以降事故 10万円		
	<input checked="" type="checkbox"/> 地震・噴火・津波率両全損一時金特約			
	<input type="radio"/> レンタカー費用特約 <small>（事故時30日限度）15,000円</small>			
<input type="radio"/> 車両新価保険特約	新価保険金額 200万円			
<small>お知らせ 保険料払込期日は、令和7年2月以降毎月末日となります。</small>				
1-0001				
 <small>日新火災 ホームページの ご案内</small> <p>車両や住居の盗難のご相談 先や、耳や鼻が不自由な方などに手助けをご得 をいただける窓口です。 こちらの二次元コードを 読み取ってご利用ください。</p>	対人賠償 (定期扱) 無制限	対物賠償 (定期扱) 無制限	自己 負担 なし	
	人財賃用 (定期扱) 3,000万円	支給支給支給支給支給支給	あり	交通機器用真事故特約
	人財賃用 (定期扱) 1回目事故 2回目以降事故 10万円	支給支給支給支給支給支給	なし	自己 負担
	車両 一般条件 200万円	支給支給支給支給支給支給	なし 10万円	その他 保険料 支給支給
車両新価 保険特約 200万円	支給支給支給支給支給支給	15,000円 （事故時30日限度）	※「レンタカー費用特約（事故時30日限度）」 は、事故時30日を限度、故障かつ搬送時15日を超過する場合に支払います。 対物超過修理費用、交通事故者補償特約、入院時賃費用特約（自動的にセット）、傷害一時金、ロードサービス費用特約、ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約、弁護士費用特約	
<small>主な補償・特約を表示しています。</small>				

⑥ 対人賠償責任保険

対人賠償責任保険（ご契約のお車を運転中の事故などにより、歩行者や自動車に搭乗中の方など他人を死亡させてしまったとき、またはケガをさせてしまったときのための保険）の補償の有無や保険金額が表示されます。

⑦ 対物賠償責任保険

対物賠償責任保険（ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人のお車や建物など他人の財物を壊してしまったとき、または電車を運行不能にしてしまったときなどのための保険）の補償の有無や保険金額が表示されます。

⑧ 人身傷害補償保険（実損扱）

人身傷害補償保険（ご契約のお車の事故により、記名被保険者ご自身やご家族、同乗者が死傷してしまったとき、または後遺障害を負ってしまったときのための保険）の補償の有無や保険金額が表示されます。

⑨ 無保険車傷害保険

無保険車傷害保険（無保険車との事故により、記名被保険者ご自身やご家族、同乗者が死亡してしまったとき、または後遺障害を負ってしまったときのための保険）の補償の有無や保険金額が表示されます。

⑩ 車両保険

車両保険（衝突や接触など偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じてしまったときのための保険）の補償の有無や保険金額が表示されます。

⑪ その他の補償・契約に関する事項

セットされている特約名、共同保険の場合の保険会社名や分担割合、新総合自動車保険（ユーサイド）はご契約のお車の使用目的にかかわらず補償する旨が表示されます。

新総合自動車保険普通保険約款

【用語の定義】

普通保険約款および特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、別途定義のある場合は、それによります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険または責任共済をいいます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い備えつけられている状態をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定されたときは、最初の1回にのみ通院したものとみなします。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
同居	同一屋 ^(注1) に居住している状態 ^(注2) をいいます。ただし、マンション等の集合住宅または建物内に複数の世帯が居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、賃貸・区分所有の別を問わず別居として取り扱います。 (注1) 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はりおよび屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位の同一屋とし、台所等生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等も同一屋として取り扱います。 (注2) 生計の同一性、扶養関係の有無および住民票記載の有無は問いません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における被保険自動車の価額をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等の区分 ^(注) をいいます。 (注) 自動車検査証等に記載の「自動車の種別」、「用途」等とは異なります。

第1章 賠償責任条項

第1条 (用語の定義)

この賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布のみに起因するもの等を除きます。
危険物	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号) 第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号) 第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) 第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフトおよびガイドウェイバス ^(注) をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。 (注) ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対人臨時費用	被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合で、生命または身体を害された者が対人事故の直接の結果として死亡したときに必要となる費用をいいます。
対物事故	被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることをいいます。
対物超過修理費用	被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合で、被害財物の修理費が被害財物の価額を上回ると当会社が認めたときに、被保険者が負担する被害財物の修理費から被害財物の価額を差し引いた額をいいます。
被害財物	対物事故により滅失、破損または汚損した他人の財物をいいます。
被害財物の価額	被害財物に損害が生じた地および時における被害財物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等を有する財物の市場販売価格相当額をいいます。 (注1) 被害財物が自動車の場合は、その自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注2) で同じ損耗度の自動車をいいます。 (注2) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。

被害財物の保険等	被害財物について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被害財物に生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。
被害財物の修理費	損害が生じた地および時において、被害財物を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。ただし、被害財物に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に被害財物の損傷を修理することによって必要となる修理費であり、かつ、当会社が妥当であると認めた額に限ります。
被保険者	この賠償責任条項の補償の対象となる者をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合－対人賠償)

- (1) 当会社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、1回の対人事故による(1)の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額^(注1)を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(注1) 自賠責保険等によって支払われる金額

被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第3条 (保険金を支払う場合－対物賠償)

当会社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第4条 (保険金を支払わない場合－その1 対人・対物賠償共通)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注1)の故意
- ② 記名被保険者以外の被保険者の故意
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 台風、洪水または高潮
- ⑥ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ 被保険自動車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注4)すること。

(注1) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人

保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

- (2) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (保険金を支払わない場合－その2 対人賠償)

- (1) 当会社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を運転中の者またはその配偶者
- ③ 被保険自動車を運転中の者の父母または子。ただし、被保険自動車を運転中の者またはその配偶者と同居している場合に限ります。

- ④ 被保険者の配偶者
- ⑤ 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
- ⑥ 被保険者の業務^(注)に従事中の使用人
- ⑦ 被保険者の使用者の業務^(注)に従事中の他の使用人。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務^(注)に使用している場合に限ります。

(注) 業務

家事を除きます。

(2) (1) ⑦の規定にかかわらず、当会社は、被保険自動車の所有者および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務^(注)に被保険自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務^(注)に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

(注) 業務

家事を除きます。

(3) (2) の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第6条 (保険金を支払わない場合ーその3 対物賠償)

当会社は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を運転中の者またはその配偶者
- ③ 被保険自動車を運転中の者の父母または子。ただし、被保険自動車を運転中の者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
- ④ 被保険者またはその配偶者
- ⑤ 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。

第7条 (被保険者の範囲ー対人・対物賠償共通)

この賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア. 記名被保険者の配偶者
 - イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ③ 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
 - ④ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注1)。ただし、その責任無能力者に関する対人事故または対物事故に限ります。
 - ⑤ 記名被保険者の使用者^(注2)。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者^(注2)の業務に使用している場合に限ります。

(注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者

責任無能力者の親族に限ります。

(注2) 使用者

請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準じる地位にある者を含みます。

第8条 (個別適用)

(1) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条 (保険金を支払わない場合ーその1 対人・対物賠償共通) (1) ①の規定を除きます。

(2) (1) の規定によって、次の額が増額されるものではありません。

- ① 第15条 (支払保険金の計算ー対人賠償) (1) および第16条 (支払保険金の計算ー対物賠償) (1) に定める当会社の支払うべき保険金の限度額
- ② 第15条 (2) ②の額
- ③ 第16条 (2) ②の限度額

第9条 (当会社による援助ー対人・対物賠償共通)

被保険者が対人事故または対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた

場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第10条（当会社による解決－対人賠償）

- (1) 被保険者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から第11条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）を行います。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額^(注)の合計額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
 - ④ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- (注) 自賠責保険等によって支払われる金額
被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第11条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）

- (1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注1)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ (3)に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額^(注2)を超えることが明らかになった場合
 - ⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がないこと。

(注1) 被保険者に対して支払うべき保険金の額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 保険証券記載の保険金額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 第10条（当会社による解決－対人賠償）およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

$$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} - \text{自賠責保険等によって支払われる金額} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額} = \text{損害賠償額}$$

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額
被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払

を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

第12条 (当会社による解決－対物賠償)

- (1) 被保険者が対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から第13条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）を行います。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がその免責金額以下となるとき。
- (4) (3)①の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が30億円を超える場合は、当会社は、(3)①中の「保険証券記載の保険金額」を「30億円」と読み替えるものとします。
- ① 被保険自動車に業務^(注)として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故
 - ② 被保険自動車が被牽引自動車を牽引中に発生した、その被牽引自動車に業務^(注)として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故
 - ③ 航空機の損壊

(注) 業務

家事を除きます。

第13条 (損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償)

- (1) 対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注) 被保険者に対して支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 第12条(当会社による解決－対物賠償)およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

－

被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額または免責金額のいずれか高い額

=

損害賠償額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) (2) ①から③までのいずれかに該当する場合、1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注)が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後は、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また、当会社は(2)の規定にかかるず損害賠償額を支払いません。

(注) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、(2) および(6) の規定にかかるず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。

① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合

② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 被保険者に対して支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(8) (6) の規定にかかるず、次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が30億円を超える場合は、当会社は、(6) 中の「保険証券記載の保険金額」を「30億円」と読み替えるものとします。

① 被保険自動車に業務^(注)として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故

② 被保険自動車が被牽引自動車を牽引中に発生した、その被牽引自動車に業務^(注)として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故

③ 航空機の損壊

(注) 業務

家事を除きます。

第14条 (費用)

(1) 保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入が得られなかつことによって被る損害は、対象となりません。

① 基本条項第20条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用^(注)

② 基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

③ 対人事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用

④ 対物事故が発生した場合で、失火ノ責任ニ関スル法律(明治32年法律第40号)の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しないときに、被保険者が道路法(昭和27年法律第180号)第58条(原因者負担金)の規定その他の法令の規定により原因者負担金として支出した費用

⑤ 対人事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第10条(当会社による解決ー対人賠償)(2)または第12条(当会社による解決ー対物賠償)(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用

⑥ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、被保険自動車に積載された動産の落下に起因して、その動産を取り片づけるために要した費用を含みます。ただし、法令等により自動車に積載することを禁止されている動産および法令等により禁止されている方法で積載された動産を取り片づけるために要した費用を除きます。

(2) (1)の費用のほか、対人臨時費用は、これを損害の一部とみなします。

(3) (1)の費用のほか、対物超過修理費用は、これを損害の一部とみなします。

第15条（支払保険金の計算－対人賠償）

(1) 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{第14条(費用)(1)①から③までの費用}} - \boxed{\text{自賠責保険等によって支払われる金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額

被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

- ① 第14条(費用)(1)⑤および⑥の費用
- ② 第14条(2)の費用。ただし、生命または身体を害された者1名につき、15万円とします。
- ③ 第10条(当会社による解決－対人賠償)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第16条（支払保険金の計算－対物賠償）

(1) 1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度^(注1)とします。

$$\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{第14条(費用)(1)①から④までの費用}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額}} - \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(注1) 保険証券記載の保険金額を限度

次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の保険金額にかかわらず、30億円を限度とします。

- ① 被保険自動車に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故
- ② 被保険自動車が被牽引自動車を牽引中に発生した、その被牽引自動車に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故
- ③ 航空機の損壊

(注2) 業務

家事を除きます。

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

- ① 第14条(費用)(1)⑤および⑥の費用
- ② 第14条(3)の費用。ただし、被害財物が自動車の場合は自動車1台につき、被害財物が自動車以外の場合は所有者1名につき、次の算式によって算出した額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\boxed{\text{被保険者が被害財物の価額について負担する法律上の損害賠償責任の額}}$$

第14条(3)の費用 ×

$$\boxed{\text{被害財物の価額}}$$

- ③ 第12条(当会社による解決－対物賠償)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(3) (2)の規定にかかわらず、被害財物に生じた損害に対して被害財物の保険等によって保険金または共済金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超過するときは、当会社は、(2)②の額からその超過額を差し引きます。この場合において、既にその超過額について(2)②の額を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- ① 被害財物の保険等によって支払われる保険金または共済金の額^(注)。ただし、被害財物の修理費のうち、被害財物の所有者以外の者が負担すべき金額で被害財物の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金または共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金または共済金の額とします。

② 被害財物の価額

(注) 被害財物の保険等によって支払われる保険金または共済金の額

被害財物の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を差し引いた額とします。

第17条 (仮払金および供託金の貸付け等一対人・対物賠償共通)

(1) 第9条(当会社による援助一対人・対物賠償共通)、第10条(当会社による解決一対人賠償)(1)または第12条(当会社による解決一対物賠償)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、次の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者に貸し付けます。

① 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額^(注1)

② 対物事故については、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額^(注2)

(注1) 保険証券記載の保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第11条(損害賠償請求権者の直接請求権一対人賠償)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 保険証券記載の保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第13条(損害賠償請求権者の直接請求権一対物賠償)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金^(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 供託金

利息を含みます。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第11条(損害賠償請求権者の直接請求権一対人賠償)(2)ただし書、第13条(損害賠償請求権者の直接請求権一対物賠償)(2)ただし書、(7)ただし書、第15条(支払保険金の計算一対人賠償)(1)ただし書および第16条(支払保険金の計算一対物賠償)(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 供託金

利息を含みます。

(4) (1)の供託金^(注1)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金^(注1)の限度で、(1)の当会社の名による供託金^(注1)または貸付金^(注2)が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 供託金

利息を含みます。

(注2) 貸付金

利息を含みます。

(5) 基本条項第23条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(6) (1)②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が30億円を超える場合は、当会社は、(1)②中の「保険証券記載の保険金額」を「30億円」と読み替えるものとします。

① 被保険自動車に業務^(注)として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故

② 被保険自動車が被牽引自動車を牽引中に発生した、その被牽引自動車に業務^(注)として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故

③ 航空機の損壊

(注) 業務

家事を除きます。

第18条 (先取特権一対人・対物賠償共通)

(1) 対人事故または対物事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第14条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会

- 社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第14条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第19条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額^(注)が、第18条（先取特権－対人・対物賠償共通）(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第14条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額^(注)に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

(注1) 保険証券記載の保険金額

次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の保険金額にかかわらず、30億円を限度とします。

① 被保険自動車に業務^(注)として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故

② 被保険自動車が被牽引自動車を牽引中に発生した、その被牽引自動車に業務^(注)として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故

③ 航空機の損壊

(注2) 保険金の合計額

第14条(1)⑤および⑥、(2)ならびに(3)の費用を除きます。

(注3) 業務

家事を除きます。

第20条（保険金請求の手続）

第14条（費用）(2)または(3)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

第2章 人身傷害補償条項

第1条（用語の定義）

この人身傷害補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。
オンライン診療	公的医療保険制度の医科診療報酬点数表に定められるオンライン診療料の算定対象となる診療行為をいいます。
ギプス等	ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース ^(注) 、線副子等 ^(注) およびハローベストをいいます。 (注1) 下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。 (注2) 上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
3大関節部分	上肢の肩関節、ひじ関節および手関節ならびに下肢の股関節、ひざ関節および足関節をいいます。
長管骨	上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

治療日数	<p>被保険者が病院もしくは診療所に入院し、または通院した実治療日数^(注1)をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院または通院に限ります。なお、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注2)であるときは、その処置日数を含みます。</p> <p>(注1) 被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位の治療により、その部位を固定するためギプス等を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 長管骨または脊柱 ② 長管骨に接続する3大関節部分 ③ 肋骨または胸骨(体幹部を固定した場合に限ります。) ④ 頸骨または頸関節(線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。) <p>(注2) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。</p>
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険者	この人身傷害補償条項の補償の対象となる者をいいます。
保険金請求権者	<p>第2条(保険金を支払う場合)(1)に定める人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者^(注) ② 被保険者の父母、配偶者または子 <p>(注) 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。</p>
保有者	自動車損害賠償保障法第2条(定義)第3項に定める保有者をいいます。
労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等法令に定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害^(注)を被ること(以下「人身傷害事故」といいます。)によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この人身傷害補償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険自動車の運行に起因する事故
- ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下

(注) 傷害

ガス中毒を含み、次のものを含みません。

- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ② 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒による障害
- ③ 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

(2) (1)の損害の額は、第7条(損害額の決定)に定める損害の額とします。

第3条(保険金を支払わない場合ーその1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等^(注)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害

(③) 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた損害

(④) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

(注) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物を含みます。

(2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(丹毒、^{りんば}淋巴腺炎、敗血症、破傷風等)によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ 被保険自動車を競技もしくは曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注3)すること。

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条 (被保険者の範囲)

(1) この人身傷害補償条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

① 被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者

② ①以外の者で、被保険自動車の保有者

③ ①および②以外の者で、被保険自動車の運転者

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、(1)②の保有者または③の運転者は、これらの者が被保険自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含みます。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者

② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第6条 (個別適用)

この人身傷害補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条 (損害額の決定)

(1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。)は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別紙に定める人身傷害補償条項損害額算定基準により算定された金額(以下「区分ごとの算定金額」といいます。)の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、区分ごとの算定金額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回るときには、自賠

責保険等によって支払われる金額^(注)とします。

- ① 傷害
治療を要した場合
- ② 後遺障害
後遺障害が生じた場合
- ③ 死亡
死亡した場合

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(2) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(3) 同一事故により、別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、次の①から④までの規定による等級の後遺障害に該当したものとみなします。ただし、同一事故により、別表1の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級と、次の①から④までの規定による等級のいずれか上位の等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
- ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
- ③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級

(4) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって損害額を算定します。

別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級により算定された損害額

既にあった後遺障害に該当する等級により算定された損害額

= 損害額

第8条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入が得られなかつたことによって被る損害は、対象となりません。

- ① 基本条項第20条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第9条(支払保険金の計算)

(1) 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とし、被保険者1名につき、保険証券記載の保険金額(以下「保険金額」といいます。)を限度とします。ただし、別表1の第1級、第2級または第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で、保険金額が無制限以外のときは、保険金額の2倍の金額を限度とします。

第7条(損害額の決定)の規定により決定される損害額

+ 第8条(費用)の費用

= 保険金の額

(2) 次のいずれかに該当するものがある場合において、その合計額が保険金請求権者の自己負担額^(注1)を超過するときは、当会社は、(1)に定める保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。なお、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解^(注2)において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が別紙に定める人身傷害補償条項損害額算定基準と異なる基準により算出された場合であつて、その基準が社会通念上妥当であると認められ、かつ、その基準により算出される損害の額が第7条(損害額の決定)により決定される損害額を超過するときは、自己負担額^(注1)の算定にあたっては、その基準により算出された額^(注3)を同条の規定により決定される損害額とみなします。

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償事業によって既に給付が決定し、または支払われた金額
- ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条(保険金を支払う場合)

- (1) の損害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定し、または支払われた保険金もしくは共済金の額
- ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ④ 労働者災害補償制度によって既に給付が決定し、または支払われた額（社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。）
- ⑤ 第7条の規定により決定される損害額および第8条（費用）の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額^(注4)で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑥ ①から⑤までのほか、第2条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（保険金額、保険金日額等が定額である傷害保険、生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。）

(注1) 自己負担額

第7条（損害額の決定）の規定により決定される損害額および第8条の費用の合計額から(1)に定める保険金の額を差し引いた額をいいます。

(注2) 裁判上の和解

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。

(注3) その基準により算出された額

訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含みません。

(注4) 賠償義務者以外の第三者が負担すべき額

第三者と保険金請求権者との間で成立した合意により支払われる額を含みます。

第10条（傷害一時金）

第9条（支払保険金の計算）(1)に定める保険金が支払われるべき損害が生じた場合で、治療日数の合計が3日以上となったときは、当会社は、同条(1)に定める保険金のほか、1回の人身傷害事故につき、被保険者1名あたり10万円を傷害一時金として支払います。

第11条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する損害額を算定します。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより、第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で算定します。

第12条（保険金請求権者の義務等）

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
- ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
 - ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
 - ④ 保険金請求権者が第2条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- (2) 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、人身傷害事故による傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。
- (4) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 当会社は、賠償義務者または第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害を

補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

第13条 (保険金請求の手続)

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第14条 (保険金の支払による請求権の移転)

- (1) 当会社が保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その損害の補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有していた場合は、その請求権は、保険金の支払時に当会社に移転するものとします。
- (2) 保険金請求権者は、(1)により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

第15条 (代 位)

保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合については、基本条項第29条(代位)(1)および(2)の規定を適用します。この場合には、同条(1)および(2)中の「被保険者」を「保険金請求権者」と読み替えるものとします。

第3章 無保険車傷害条項

第1条 (用語の定義)

この無保険車傷害条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車 ^(注) を除きます。 (注) 所有权保留条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険者	この無保険車傷害条項の補償の対象となる者をいいます。
保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者 ^(注) ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人となります。
無保険自動車	相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その明らかでない相手自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額 ^(注1) が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。 ① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合 ② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額 ^(注2) が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合 (注1) ③の場合に該当すると認められる自動車以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。 (注2) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

無保険車事故	<p>無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として別表1に掲げる後遺障害^(注)もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当するとの認められる後遺障害^(注)が生じることをいいます。</p> <p>(注) その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。</p>
--------	---

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、無保険車事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がある場合に限り、この無保険車傷害条項および基本条項に従い、保険金を支払います。ただし、無保険車事故において、人身傷害補償条項による保険金が支払われない場合、または同条項により支払われるべき保険金の額が、この無保険車傷害条項により支払われるべき保険金の額を下回る場合に限ります。
- (2) (1)の場合、当会社は、人身傷害補償条項による保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その額をこの無保険車傷害条項により支払われる保険金から差し引きます。
- (3) (1)の損害の額は、第8条(損害額の決定)に定める損害の額とします。
- (4) 当会社は、1回の無保険車事故による(1)の損害の額が、次の合計額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
 - ① 自賠責保険等によって支払われる金額^(注1)
 - ② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)

(注1) 自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額

対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

第3条 (保険金を支払わない場合ーその1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等^(注)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた損害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

(注) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物を含みます。

- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険金を支払わない場合ーその2)

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 台風、洪水または高潮
 - ④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 褒動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合ーその3)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。

- ① 被保険者の配偶者
- ② 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
- ③ 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限ります。
- ④ 被保険者の使用者の業務^(注)に無保険自動車を使用している他の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限ります。

(注) 業務

家事を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する者の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または(1)③もしくは④に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。

- ① 被保険者の配偶者
- ② 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。

(3) 被保険自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合^(注)には、当会社は、保険金を支払いません。

(注) 保険金または共済金の支払を受けることができる場合

保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。

(4) 当会社は、自動車取扱業者が被保険自動車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、被保険自動車を競技もしくは曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注)することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第6条 (被保険者の範囲)

(1) この無保険車傷害条項における被保険者は、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者とします。

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

(3) (1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として別表1に掲げる後遺障害^(注)もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害^(注)が生じることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注) 後遺障害

その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第7条 (個別適用)

この無保険車傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（損害額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。
- (2) (1) の損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといないとかかわらず、次の手続によって決定します。
- ① 当会社と保険金請求権者との間の協議
 - ② ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第9条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入が得られなかつことによって被る損害は、対象となりません。

- ① 基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第10条（支払保険金の計算）

1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額から次の②の額を差し引いた額を限度とします。

$$\text{第8条（損害額の決定）の規定により決定される損害額} + \text{第9条（費用）の費用} - \text{次の①から⑤までの合計額} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- ① 自賠責保険等によって支払われる金額^(注1)
- ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)
- ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
- ④ 第8条の規定により決定される損害額および第9条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額^(注3)で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑤ ①から④までのほか、第2条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（保険金額、保険金日額等が定額である傷害保険、生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。）

（注1）自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

（注2）対人賠償保険等の保険金額または共済金額

対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

（注3）賠償義務者以外の第三者が負担すべき額

第三者と保険金請求権者との間で成立した合意により支払われる額を含みます。

第11条（保険金請求権者の義務等）

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

- ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
- ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
- ④ 保険金請求権者が第2条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

- (2) 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、無保険車事故による傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。
- (4) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 当会社は、賠償義務者または第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

第12条(保険金請求の手続)

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第13条(代位)

保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合については、基本条項第29条(代位)(1)および(2)の規定を適用します。この場合には、同条(1)および(2)中の「被保険者」を「保険金請求権者」と読み替えるものとします。

第4章 車両条項

第1条(用語の定義)

この車両条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
全損	被保険自動車の損傷を修理することができない場合または第9条(修理費)の修理費が保険証券記載の保険金額(以下「保険金額」といいます。)以上となる場合をいい、被保険自動車が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
ノーカウント事故	この保険契約に適用される免責金額ならびに次契約に適用するノンフリート等級別料率制度における等級係数および事故有係数適用期間の決定において、当会社が事故件数として数えない取扱いとしている事故をいいます。
被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。
被保険者	この車両条項の補償の対象となる者をいいます。
付属品	次のいずれかに該当する物をいいます。 ① 被保険自動車に定着または装備されている物。ただし、次の物を含みません。 ア. 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 イ. 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ウ. 通常装飾品とみなされる物 工. 保険証券に明記されていない付属機械装置 ^(注1) ② 被保険自動車に固定 ^(注2) されているカーナビゲーションシステム ^(注3) 、ETC車載器 ^(注4) 、ドライブレコーダー ^(注5) その他これらに準じる物。ただし、車室内でのみ使用することを目的とする場合に限ります。 (注1) 医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証に記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。 (注2) 被保険自動車から一時的に取りはずされて被保険自動車の室内にある状態を含みます。ただし、室内についてはトランク等隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。 (注3) 自動車用電子式航法装置をいいます。 (注4) 有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。 (注5) 事故画像等を記録する車載型の装置をいいます。
分損	第9条(修理費)の修理費が保険金額未満となる場合をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盜難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に保険金を支払います。
- (2) (1) の被保険自動車には、付属品を含みます。
- (3) (2) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する物は、被保険自動車に含めません。
 - ① 被保険自動車が工作用自動車の場合は、被保険自動車から取りはずして用いるコード、ワイヤ、ホース、チェーン、ドリル等の積載付属品
 - ② 被保険自動車が消防自動車の場合は、被保険自動車から取りはずして用いる吸水管、ホース、梯子、斧、トビ、管槍、塵除、塵除用籠、分解手入用道具等の積載付属品
 - ③ 被保険自動車がタンク車、ふん尿車その他これらに使用形態が類似の自動車の場合は、被保険自動車に付属するホース

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)
 - イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主^(注2)
 - ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
 - エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用者
 - オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 被保険自動車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注5)すること。

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険自動車が航空機または船舶によって輸送されている間（積込みまたは積下し中を含みます。）に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーポート^(注1)である場合を除きます。
- ② 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
- ③ 故障損害^(注2)

- ④ 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
- ⑤ 付属品のうち被保険自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑥ タイヤ(チューブを含みます。)に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑦ 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害
- ⑧ 被保険自動車の用途車種が二輪自動車、一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車である場合は、被保険自動車について盗難によって生じた損害(発見されるまでの間に生じた損害を含みます。)
- ⑨ 被保険自動車が工作用自動車の場合は、次のいずれかに該当する物に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ア. キャタピラ、排土板(カッティングエッジおよびエンドビットを含みます。)、バケット(つめ、ツース、ポイントおよびサイドカッタを含みます。)、フォーク、ローラ等作業において常時接地する部分品
- イ. リーダ(ステーおよびフロントブラケットを含みます。)、ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、アースオーガ(モーターを含みます。)、バイブロハンマ(チャックを含みます。)その他これらに類似の機能を有する物であって、被保険自動車に装着されている部分品および機械装置または使用の目的により交換装着する部分品および機械装置
- ⑩ 被保険自動車が農耕作業用自動車の場合は、被保険自動車の鋤、ロータリー、サイドロータリー、タイヤ、リヤカー、トレーラー等使用の目的により交換装着する部分品(部分品の付帯部品を含みます。)に生じた損害。ただし、車体(原動機定着部分をいいます。)と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

(注1) フェリーポート

官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

(注2) 故障損害

偶然な外来の事故に直接起因しない被保険自動車の電気的または機械的損害をいいます。

第5条 (保険金を支払わない場合ーその3)

当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等^(注1)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注2)

② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主^(注3)

③ ①および②に定める者の法定代理人

④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人

⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子

(注1) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物を含みます。

(注2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条 (被保険者の範囲)

この車両条項における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。

第7条 (保険金額)

(1) 当会社と保険契約者または被保険者は、保険契約締結時における被保険自動車の価額を保険金額として定めるものとします。

- (2) 保険金額が保険価額を著しく超える場合は、第8条（損害額の決定）および第11条（支払保険金の計算）の規定の適用においては、保険価額を保険金額とします。
- (3) (2)に該当する場合には、第12条（全損時諸費用保険金）(1)の規定の適用においては、保険金額を保険価額と読み替えます。
- (4) 保険契約者または被保険者は、保険金額を定める際に、当会社が被保険自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第8条（損害額の決定）

当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、次のとおりとします。

- ① 全損の場合は、保険金額
- ② 分損の場合は、次の算式によって算出した額

第9条（修理費）に 定める修理費	—	修理に伴って生じ た残存物がある場 合は、その価額	= 損害額
---------------------	---	---------------------------------	-------

第9条（修理費）

第8条（損害額の決定）の修理費とは、損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第10条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入が得られなかつたことによって被る損害は、対象となりません。

- ① 基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 当会社が保険金を支払うべき損害により被保険自動車が自力で移動することができない場合には、次の費用の合計額
 - ア. 被保険自動車を損害発生の地から修理工場または当会社の指定する場所まで運搬するために要した費用
 - イ. アに定める場所まで被保険自動車を運転するために必要な仮修理の費用
 - ウ. 被保険自動車の損傷の修理完了後、被保険自動車を引き取るために必要であった費用
- ④ 盗難にあった被保険自動車を引き取るために必要であった費用のうち、③に定める費用以外の費用
- ⑤ フェリーボート^(注)によって輸送されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車の分担額

（注）フェリーボート

官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

第11条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とします。

- ① 全損の場合は、保険金額

- ② 分損の場合は、次の算式によって算出した額

第8条（損害額 の決定）②の額	—	保険証券記載 の免責金額 ^(注1)	= 保険金の額
--------------------	---	---------------------------------	---------

（注1）免責金額

当会社が保険金を支払う事故^(注2)の発生の時の順によって定めます。

（注2）当会社が保険金を支払う事故ノーカウント事故を除きます。

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、第10条（費用）の費用の額の合計額を支払います。ただし、同条③および④の費用は、1回の事故につき、それぞれ10万円または保険金額の10%に相当する額のいずれか高い額を限度とします。

- (3) 第8条（損害額の決定）の損害額および第10条（費用）の費用のうち、回収金^(注1)がある場合において、回収金^(注1)の額が被保険者の自己負担額^(注2)を超過するときは、当会社は(1)および(2)に定める保険金の額の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

- (注1) 回収金
第三者が負担すべき金額^(注3)で被保険者のために既に回収されたもののをいいます。
- (注2) 自己負担額
損害額および費用の額の合計額から(1)および(2)に定める保険金の額の合計額を差し引いた額をいいます。
- (注3) 第三者が負担すべき金額
第三者と被保険者との間で成立した合意により支払われる額を含みます。

第12条 (全損時諸費用保険金)

(1) 当会社の保険金を支払うべき損害が全損である場合は、次の算式によって算出した額を全損時諸費用保険金として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{10\%} = \boxed{\text{全損時諸費用保険金の額}}$$

(2) 当会社は、(1)の規定によって支払うべき全損時諸費用保険金と第11条(支払保険金の計算)に定める保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、全損時諸費用保険金を支払います。

第13条 (現物による支払)

当会社は、被保険自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第14条 (被害物についての当会社の権利)

(1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が保険金額^(注)に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の保険金額^(注)に対する割合によってその権利を取得します。

(注) 保険金額

第7条(保険金額) (2)の規定が適用される場合は、保険価額とします。

(2) 被保険自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(3) (1)および(2)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第15条 (盗難自動車の返還)

当会社が被保険自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第5章 基本条項

第1条 (用語の定義)

この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの ^(注) をいいます。 (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険契約締結後に失われることをいいます。
自動運行装置	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条(自動車の装置)に定める自動運行装置をいいます。
自動車の新規取得	被保険自動車と同一の用途車種 ^(注1) の自動車を新たに取得 ^(注2) し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいいます。 (注1) 別表2に掲げる用途車種をいいます。 (注2) 所有权留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

症状固定	傷害の症状が安定し、治療の効果が医学上期待できない状態をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項の保険金をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。

第4条（告知義務）

- (1) 保険契約者または記名被保険者^(注)になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(注) 記名被保険者

車両条項においては、被保険者とします。

- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者^(注)が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 記名被保険者

車両条項においては、被保険者とします。

- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合^(注1)

③ 保険契約者または記名被保険者^(注2)が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面等をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出した事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注1) (2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(注2) 記名被保険者

車両条項においては、被保険者とします。

- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した事故による損害については適用しません。

第5条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 被保険自動車の用途車種または登録番号（車両番号および標識番号を含みます。）を変更したこと。

② ①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生したこと。

(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかず発生した事故による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲^(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第6条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第7条(被保険自動車の譲渡)

- (1) 被保険自動車が譲渡^(注1)された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人^(注2)に移転しません。ただし、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を被保険自動車の譲受人^(注2)に譲渡^(注1)する旨を書面等をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人^(注2)に移転します。

(注1) 譲渡

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。

(注2) 譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

- (2) 当会社は、被保険自動車が譲渡^(注)された後に、被保険自動車について生じた事故による損害に対しては、(1)ただし書の通知を受領した後を除き、保険金を支払いません。

(注) 譲渡

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。

第8条(被保険自動車の入替)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する自動車について、この保険契約を適用します。

- ① 次のいずれかに該当する者が、自動車の新規取得を行い、保険契約者が書面等をもってその旨を当会社に通知し、新たに取得^(注1)し、または借り入れた自動車(以下「新規取得自動車」といいます。)と被保険自動車の入替の承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときの新規取得自動車
ア. 被保険自動車の所有者
イ. 記名被保険者^(注2)
ウ. 記名被保険者^(注2)の配偶者
エ. 記名被保険者^(注2)またはその配偶者の同居の親族

② 被保険自動車が廃車、譲渡^(注3) または返還され、保険契約者が書面等をもってその旨を当会社に通知し、①のいずれかに該当する者が既に所有^(注4) する、被保険自動車と同一の用途車種^(注5) の自動車(被保険自動車および新規取得自動車を除きます。以下「所有自動車」といいます。)と被保険自動車の入替の承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときの所有自動車

(注1) 新たに取得

所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

(注2) 記名被保険者

賠償責任条項の適用がない場合は、被保険自動車の所有者とします。

(注3) 譲渡

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。

(注4) 所有

所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。

(注5) 同一の用途車種

別表2に掲げる用途車種をいいます。

(2) (1)の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② 被保険自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する自動車について生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

① 自動車の新規取得のあった後の新規取得自動車。ただし、(1)①の通知を受領した後を除きます。

② 被保険自動車を廃車、譲渡^(注) または返還した後の所有自動車。ただし、(1)②の通知を受領した後を除きます。

(注) 譲渡

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。

(4) (1)①に定める自動車の新規取得の場合または(1)②に定める被保険自動車が廃車、譲渡^(注) もしくは返還された場合において、保険契約者が書面等により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときは、車両条項第7条(保険金額) (1)の規定により(1)①の新規取得自動車または(1)②の所有自動車の価額を定め、同条項の保険金額をその価額に変更するものとします。

(注) 譲渡

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。

第9条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第10条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第11条 (保険金額の変更)

(1) 保険契約締結の後、被保険自動車の改造、付属品の装着等によって被保険自動車の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(2) 保険契約締結の後、被保険自動車の改造、付属品の取りはずし等によって被保険自動車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者は、当会社に対する通知をもって、車両条項の保険金額について、減少後の被保険自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。

(3) (1)および(2)の場合、当会社と保険契約者または被保険者は、将来に向かって、保険証券記載の車両条項の保険金額に(1)の事由によって増加した価額をえた額または保険証券記載の同条項の保険金額から(2)の事由によって減少した価額を差し引いた額に、同条項の保険金額を変更するものとします。

第12条（保険契約の解除）

(1) 当会社は、第7条（被保険自動車の譲渡）(1)または第8条（被保険自動車の入替）(1)の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、被保険自動車が廃車、譲渡^(注)または返還された場合に限ります。

(注) 譲渡

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。

(2) 保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合において、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があり、当会社がその未払込部分の保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(3) (2)に規定する保険契約者による保険契約の解除に伴い、当会社が保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、保険契約者による解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて1か月以内に行使しなければ消滅します。

第13条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者^(注1)が、次のいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力^(注2)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力^(注2)に対して資金等を提供し、便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力^(注2)を不當に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力^(注2)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までのほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注1) 被保険者

記名被保険者または車両条項の被保険者に限ります。

(注2) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

① 被保険者^(注1)が、(1)③のいずれかに該当すること。

② 被保険者^(注2)に生じた損害^(注3)に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまで、またはオのいずれかに該当すること。

(注1) 被保険者

賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。

(注2) 被保険者

人身傷害補償条項または無保険車傷害条項における被保険者に限ります。

(注3) 被保険者に生じた損害

被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)または(2)のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故

による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または記名被保険者が(1)③のいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

① 賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害^(注)

② 車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)③のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

(注) 賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害

賠償責任条項第14条(費用)に規定する費用のうち、(1)③のいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

(5) 車両条項の被保険者が(1)③のいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

① (4)の損害^(注1)

② 人身傷害補償条項または無保険車傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)③アからウまで、またはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害^(注2)。ただし、その損害^(注2)に対して支払う保険金を受け取るべき者が(1)③アからウまで、またはオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。

(注1) (4)の損害

賠償責任条項第14条(費用)に規定する費用のうち、(1)③のいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

(注2) (1)③アからウまで、またはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

(1)③アからウまで、またはオのいずれにも該当しない被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

第14条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、第12条(保険契約の解除)(3)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、同条(2)の規定により保険契約者が保険契約を解除した日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)

(1) 第4条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間^(注)に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(注) 危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間をいいます。

(3) (1)または(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき^(注1)は、当会社は、保険金を支払いません^(注2)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) 保険契約者がその支払を怠ったとき

当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(注2) 当会社は、保険金を支払いません

既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 第7条(被保険自動車の譲渡)(1)または第8条(被保険自動車の入替)

(1)の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(5) (4)の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が保険契約条件^(注1)の変更日^(注2)までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) 保険契約条件

保険証券または保険契約申込書の記載事項をいいます。

(注2) 保険契約条件の変更日

保険契約者による通知を当会社が受領し、承認した時以後で、保険契約条件^(注1)を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日がその通知を当会社が受領した日と同じである場合は、当会社が保険契約条件^(注1)の変更を承認した時とします。

(6) (1)、(2) および (4) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面等をもって保険契約条件^(注)の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(注) 保険契約条件

保険証券または保険契約申込書の記載事項をいいます。

(7) (6) の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が保険契約条件^(注1)の変更日^(注2)までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件^(注1)の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および被保険自動車について適用される特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 保険契約条件

保険証券または保険契約申込書の記載事項をいいます。

(注2) 保険契約条件の変更日

保険契約者による通知を当会社が受領し、承認した時以後で、保険契約条件^(注1)を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日がその通知を当会社が受領した日と同じである場合は、当会社が保険契約条件^(注1)の変更を承認した時とします。

第16条 (保険料の返還－無効または失効の場合)

(1) 第9条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対して別表3に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第17条 (保険料の返還－取消しの場合)

第10条(保険契約の取消し)の規定により当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第18条 (保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)

(1) 第11条(保険金額の変更)(3)の場合には、当会社は、変更前の保険金額に対応する保険料と変更後の保険金額に対応する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(2) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および被保険自動車について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第19条 (保険料の返還－解除の場合)

(1) 第4条(告知義務)(2)、第5条(通知義務)(2)、(6)、第12条(保険契約の解除)(1)、(3)、第13条(重大事由による解除)(1)、第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(3)、(5)またはこの保険契約に適用される特約の規定により当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対して別表3に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(2) 第12条(保険契約の解除)(2)の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、次のいずれかに定めるところにより計算した保険料を返還します。この場合において、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときは、当会社は、その額を返還する保険料から差し引いて、その残額を返還します。

① 領収した保険料から既経過期間に対して別表3に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた、その残額

② ①の規定にかかわらず、中途更改に伴い保険契約を解除する場合は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料

(3) (2)の中途更改とは、保険契約者がこの保険契約と記名被保険者^(注)および被保険自動車を同一とし、かつ、この保険契約を解除した日を保険期間の初日とする保険契約を当会社と締結することをいいます。

(注) 記名被保険者

賠償責任条項の適用がない場合は、被保険自動車の所有者とします。

第20条 (事故発生時の義務)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面等により当会社に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 被保険自動車が自動運行装置を備えている場合は、その装置の作動状況
 - ウ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- 工. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 被保険自動車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
- ⑤ 被保険自動車を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
- ⑥ 他人に損害賠償の請求^(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑦ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑧ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑨ 他の保険契約等の有無および内容^(注2)について遅滞なく、当会社に通知すること。
- ⑩ ①から⑨までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第21条 (事故発生時の義務違反)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第20条(事故発生時の義務)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 第20条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② 第20条②から⑤まで、または⑧から⑩までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ 第20条⑥の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求^(注)をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 第20条⑦の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第20条(事故発生時の義務)③、④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に定める額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

- ① 賠償責任条項に関しては、損害の額

- ② ①の規定にかかわらず、賠償責任条項第14条(費用)(2)および同条

(3)に定める費用に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額

- ③ 人身傷害補償条項に関しては、損害の額^(注1)
- ④ ③の規定にかかわらず、人身傷害補償条項第10条（傷害一時金）に定める傷害一時金に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額
- ⑤ 無保険車傷害条項に関しては、損害の額
- ⑥ 車両条項に関しては、損害の額^(注2)
- ⑦ ⑥の規定にかかわらず、車両条項第12条（全損時諸費用保険金）(1)に定める全損時諸費用保険金に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額

(注1) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合は、そのうち最も高い額をいいます。

(注2) 損害の額

車両条項第8条（損害額の決定）の損害額および同条項第10条（費用）の費用の額の合計額とし、それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合は、そのうち最も高い額をいいます。

(3) (2) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第23条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面等による合意が成立した時
- ② 人身傷害補償条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
ア. 人身傷害補償条項第10条（傷害一時金）に定める傷害一時金以外の保険金

(ア) 被保険者が死亡した場合には、その死亡の時

(イ) 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時

(ウ) 被保険者が傷害を被った場合には、その傷害が治った時または症状固定した時

イ. 人身傷害補償条項第10条に定める傷害一時金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数^(注)が3日となった時

- ③ 無保険車傷害条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時
- ④ 車両条項に係る保険金の請求に関しては、損害発生の時

(注) 治療日数

人身傷害補償条項第1条（用語の定義）に規定する治療日数をいいます。

(2) 被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、(2)の交通事故証明書^(注)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

- ① 保険金の請求書
- ② 公の機関が発行する交通事故証明書^(注)
- ③ 被保険自動車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ④ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書または死体検案書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑤ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑥ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領收書および休業損害の額を示す書類
- ⑦ 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類
- ⑧ 賠償責任条項における対物事故のうち他人の財物の滅失、破損もしくは汚損に係る保険金または車両条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合は、その領收書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）

- ⑨ 賠償責任条項における対物事故のうち軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る保険金の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
- ⑩ その他当会社が第24条(保険金の支払時期) (1) に定める必要な事項の確認を行つたために次くことのできない書類または証拠として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 交通事故証明書

人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

- (3) 被保険者または保険金請求権者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者または保険金請求権者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者または保険金請求権者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者または保険金請求権者と同居または生計を共にする配偶者^(注1)
② ①に規定する者がいない場合には、被保険者または保険金請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族^(注2)
③ ①および②に規定する者がいない場合には、①以外の配偶者^(注1)または②以外の3親等内の親族^(注2)

(注1) 配偶者

普通保険約款【用語の定義】の規定にかかわらず、法律上の婚姻関係にある相手方に限ります。

(注2) 親族

普通保険約款【用語の定義】の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。

- (4) (3) の規定による被保険者または保険金請求権者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度、自動運行装置の作動状況等に応じ、保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に定めるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第24条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者または保険金請求権者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(保険価額を含みます。) または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日

被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が第23条(保険金の請求) (2) および同条(3) の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1) の確認をするため、次に定める特別な照会または調査が不可欠な場合

には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に定める日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。)を経過する日までに保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会^(注2) 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 請求完了日

被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が第23条(保険金の請求)(2)および同条(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 捜査または調査の結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかつた場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第25条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、人身傷害または無保険車傷害に関して、第20条(事故発生時の義務)②もしくは③の規定に定める通知または第23条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) 当会社は、(1)のほか、人身傷害に関して、治療期間が1年を超える場合には、人身傷害事故^(注)の発生日の属する月の毎年の応当月に、保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。

(注) 人身傷害事故

人身傷害補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)に定める人身傷害事故をいいます。

(3) (1) および(2)の規定による診断または死体の検案^(注)のために要した費用は、当会社が負担します。ただし、収入が得られなかつたことによって被る損害は、対象となりません。

(注) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

第26条 (損害賠償額の請求および支払)

(1) 損害賠償請求権者が賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権一対人賠償)または同条項第13条(損害賠償請求権者の直接請求権一対物賠償)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書^(注)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 公の機関が発行する交通事故証明書^(注)
- ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書または死体検案書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

- (7) 対物事故に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合は、その領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
(8) その他当会社が(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 交通事故証明書

人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者^(注1)
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族^(注2)
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注1)または②以外の3親等内の親族^(注2)

(注1) 配偶者

普通保険約款【用語の定義】の規定にかかわらず、法律上の婚姻関係にある相手方に限ります。

(注2) 親族

普通保険約款【用語の定義】の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。

- (3) (2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

- (4) 当会社は、事故の内容、損害の額、自動運行装置の作動状況等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に定めるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

- (6) 当会社は、賠償責任条項第11条（損害賠償請求権者の直接請求権一対人賠償）(2)①から⑤まで、同条項第13条（損害賠償請求権者の直接請求権一対物賠償）(2)①から④まで、または同条(6)①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日

損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (7) (6)の確認をするため、次に定める特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に定める日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とし

ます。) を経過する日までに損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

- (1) (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会^(注2) 180日
- (2) (6)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- (3) (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- (4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における(6)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- (5) (6)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 請求完了日

損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 捜査または調査の結果の照会

弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(8) (6)および(7)に定める必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力をを行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。

第27条(時効)

保険金請求権は、第23条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第28条(損害賠償額請求権の行使期限)

賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権ー対人賠償)および同条項第13条(損害賠償請求権者の直接請求権ー対物賠償)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面等による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- (2) 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第29条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金^(注2)を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、当会社が支払った保険金の額または次の額のうちいずれか低い額を限度とします。

- (1) 当会社が損害の額^(注3)の全額を保険金^(注2)として支払った場合
被保険者が取得した債権の額の全額

- (2) ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金^(注2)が支払われていない損害の額^(注3)を差し引いた額

(注1) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(注2) 保険金

人身傷害補償条項第10条(傷害一時金)に定める傷害一時金を除きます。

(注3) 損害の額

当会社の支払った保険金が人身傷害補償条項に係る保険金である場合は、同条項第7条(損害額の決定)の規定により決定される損害額とします。なお、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解^(注4)において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が別紙に定める人身傷害補償条項損害額算定基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、その基準により算出された額を同条の規定により決定される損害額とみなします。ただし、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含みません。

(注4) 裁判上の和解

民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条(訴え提起前の和解)に定める訴え提起前の和解を含みません。

- (2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 被保険者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、当会社は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその権利行使することができます。
- ① 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して、またはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
 - ④ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等^(注)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
 - ⑤ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に生じた損害

(注) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物を含みます。

第30条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転することができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を被保険自動車の譲受人^(注)に移転させる場合は、第7条(被保険自動車の譲渡)(1)の規定によるものとします。

(注) 譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面等をもってその旨を当会社に申し出、承認の請求を行わなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第31条 (保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第32条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 後遺障害等級表

1. 介護をする後遺障害

等 級	介護をする後遺障害
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護をするもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護をするもの
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、隨時介護をするもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、隨時介護をするもの

2. 1. 以外の後遺障害

等 級	後 遺 障 害
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 上肢の用を全廃したもの ⑤ 下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 下肢の用を全廃したもの
第2級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの ② 両眼の視力が0.02以下になったもの ③ 上肢を手関節以上で失ったもの ④ 下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	① 両眼の視力が0.06以下になったもの ② 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦ 両足をリストラン関節以上で失ったもの
第5級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの
第6級	① 両眼の視力が0.1以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑧ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの
第7級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの

	<p>④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの ⑦ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧ 1足をリストラン関節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 兩足の足指の全部の用を廃したもの ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 兩側の睾丸を失ったもの</p>
第8級	<p>① 1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの</p>
第9級	<p>① 兩眼の視力が0.6以下になったもの ② 1眼の視力が0.06以下になったもの ③ 兩眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 兩眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 兩耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第10級	<p>① 1眼の視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 兩耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ難くなる程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの ⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第11級	<p>① 兩眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 兩眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p>

- ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
- ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
- ⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
- ⑦ 脊柱に変形を残すもの
- ⑧ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの
- ⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの
- ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの

第12級	① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの
	② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
	④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの
	⑤ 鎮骨、胸骨、肋骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの
	⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの
	⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの
	⑧ 長管骨に変形を残すもの
	⑨ 1手のこ指を失ったもの
	⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの
	⑪ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの
	⑫ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの
	⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの
	⑭ 外貌に醜状を残すもの

第13級	① 1眼の視力が0.6以下になったもの
	② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの
	③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの
	④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまづげはげを残すもの
	⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
	⑥ 1手のこ指の用を廃したもの
	⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの
	⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの
	⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの
	⑩ 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
	⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの

第14級	① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまづげはげを残すもの
	② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
	③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
	④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの
	⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの
	⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
	⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
	⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの
	⑨ 局部に神経症状を残すもの

注1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定します。

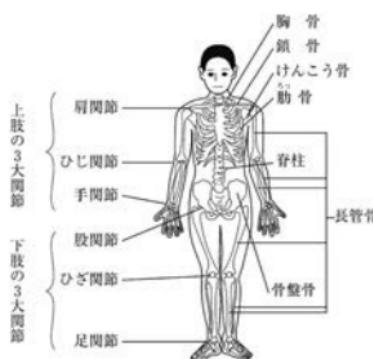
注2 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

注3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

注5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注6 関節などの説明図

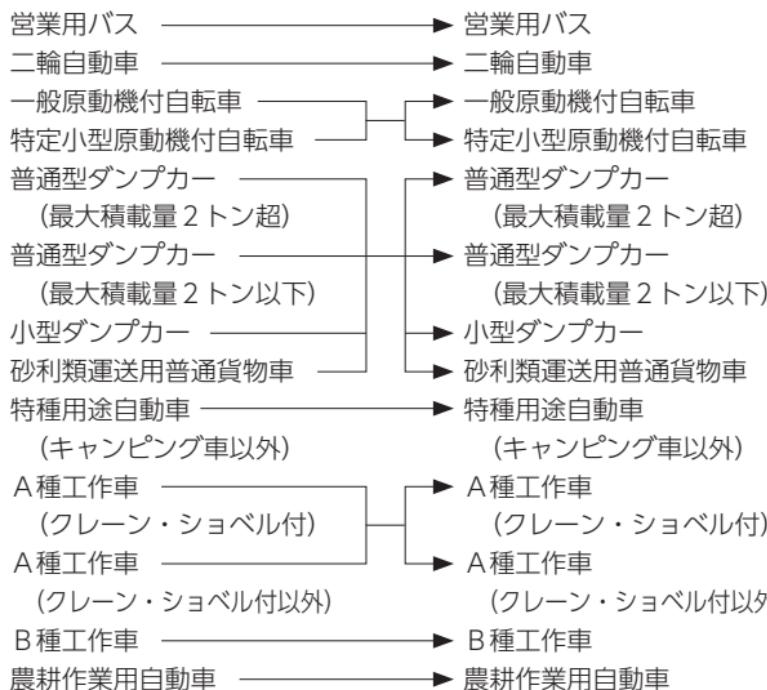


別表2 被保険自動車の入替ができる用途車種区分表

被保険自動車

新たに取得し、もしくは1年以上を期間とする貸借契約により借り入れる自動車、または被保険自動車を廃車、譲渡もしくは返還する場合の既に所有する自動車

自家用普通乗用車	▶ 自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	▶ 自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	▶ 自家用軽四輪乗用車
自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下)	▶ 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下)
自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下)	▶ 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下)
自家用小型貨物車	▶ 自家用小型貨物車
自家用軽四輪貨物車	▶ 自家用軽四輪貨物車
特種用途自動車 (キャンピング車)	▶ 特種用途自動車 (キャンピング車)
営業用乗用車A	▶ 営業用乗用車A
営業用乗用車B	▶ 営業用乗用車B
営業用乗用車C	▶ 営業用乗用車C
営業用乗用車D	▶ 営業用乗用車D
自家用普通貨物車 (最大積載量2トン超)	▶ 自家用普通貨物車 (最大積載量2トン超)
自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下)	▶ 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下)
自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下)	▶ 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下)
自家用小型貨物車	▶ 自家用小型貨物車
自家用軽四輪貨物車	▶ 自家用軽四輪貨物車
営業用普通貨物車 (最大積載量2トン超)	▶ 営業用普通貨物車 (最大積載量2トン超)
営業用普通貨物車 (最大積載量2トン以下)	▶ 営業用普通貨物車 (最大積載量2トン以下)
営業用小型貨物車	▶ 営業用小型貨物車
営業用軽四輪貨物車	▶ 営業用軽四輪貨物車
自家用バス	▶ 自家用バス



注1 営業用乗用車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

注2 営業用乗用車Aとは、東京都の特別区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市または神戸市に使用の本拠を有するハイヤーをいいます。

注3 営業用乗用車Bとは、営業用乗用車Aと使用の本拠を同じくするタクシーをいいます。ただし、営業用乗用車Dを除きます。

注4 営業用乗用車Cとは、営業用乗用車A、営業用乗用車Bおよび営業用乗用車D以外のハイヤー・タクシーをいいます。

注5 営業用乗用車Dとは、一人一車制の個人タクシー事業者の所有するタクシーをいいます。

別表3 月割表

既経過期間	1 かま 月で	2 かま 月で	3 かま 月で	4 かま 月で	5 かま 月で	6 かま 月で	7 かま 月で	8 かま 月で	9 かま 月で	10 かま 月で	11 かま 月で
月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12

別紙 人身傷害補償条項損害額算定基準

(用語の定義)

この人身傷害補償条項損害額算定基準において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。なお、人身傷害補償条項で定義している用語については、その定義によります。

用語	定義
家事従事者	年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。
症状固定	傷害の症状が安定し、治療の効果が医学上期待できない状態をいいます。
被扶養者	被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。
ライピニツツ 係数	逸失利益等を一時金に換算するために中間利息控除として用いられる係数をいい、事故日時点の法定利率に基づき算出した係数をいいます。

第1 傷害による損害

傷害による損害は、傷害が治るまでの間または症状固定するまでの間に被保険者が被った積極損害、休業損害および精神的損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」

との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

(注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

1. 積極損害

(1) 救助捜索費

社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

(2) 治療関係費

① 応急手当費

応急手当に直接係る必要かつ妥当な実費とします。

② 護送費

事故発生場所から医療機関までの護送のために必要かつ妥当な実費とします。

③ 診察料

初診料、再診料または往診料に係る必要かつ妥当な実費とします。

④ 入院料

原則として、その地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。ただし、被保険者の傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、個室等その病室以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。

⑤ 投薬料、手術料、処置料等

治療のために必要かつ妥当な実費とします。

⑥ 通院費、転院費、入・退院費

社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

なお、通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車またはバスの料金とし、自家用車を利用した場合は、燃料代の実費相当額とします。

⑦ 看護料

原則として、医師がその療養上必要と認めた場合に限り、下記によります。ただし、12歳以下の子供の入院に近親者等が看護した場合には、医師の証明は要しません。

ア. 看護師料

正規の免許を有する看護師または准看護師の料金（食費を含みます。）とします。

イ. 厚生労働大臣の許可を受けた家政婦会の紹介による家政婦が看護した場合

家政婦会の料金（食費を含みます。）とします。

ウ. 近親者等が看護した場合

(ア) 入院看護をした場合は、1日につき4,200円とします。

(イ) 12歳以下の子供もしくは歩行困難な者の通院に付き添った場合はまたは医師の指示により入院看護に代えて自宅看護をした場合は、1日につき2,100円とします。

(ウ) 近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により(ア)または(イ)の額を超えることが明らかな場合は、2.によります。

⑧ 入院中の諸雑費

療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。立証資料等により1日につき1,100円を超えることが明らかな場合は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

⑨ 温泉療養費

医師が療養上必要と認め、かつ、その指導の下に医療機関の付属療養所またはこれに準じる施設において療養する場合の実費とします。

⑩ 柔道整復等の費用

正規の免許を有する柔道整復師、マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師が行う施術費用に係る必要かつ妥当な実費とします。

⑪ 義肢等の費用

医師が必要と認めた義肢、義歯、義眼、眼鏡（コンタクトレンズを含みます。）、補聴器、松葉杖その他身体の機能を補完するための用具の実費とします。

⑫ 診断書等の費用

必要かつ妥当な実費とします。

(3) 文書料

交通事故証明書、被保険者の印鑑証明書、住民票等の発行に必要かつ

妥当な実費とします。

(4) その他の費用

(1)から(3)以外の損害は、事故とその損害の発生が社会通念上相当であると認められる関係の範囲内で、必要かつ妥当な実費とします。

2. 休業損害

受傷により収入（専ら被保険者本人の労働の対価として得ているもの）が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、下記の算定方法によります。

なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

(1) 有職者の場合

下記の算定方法によります。ただし、提出資料上1日あたりの減収額が6,100円を超える場合であっても、その額の立証が困難な場合は1日につき6,100円とします。また、下記の算定方法により、1日あたりの減収額が6,100円を下まわった場合は、下記④に該当する者を除き、1日につき6,100円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。

① 紹与所得者

事故直前3か月間の月例給与等

× 休業損害の対象となる日数

90日

ア. 事故直前3か月間の月例給与等は、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与の合計額（本給および付加給）とします。ただし、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額から確認される3か月相当分の額を限度とします。

イ. 入社当月等就労期間が短い者が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料に基づき決定します。

ウ. 月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現実に支給された金額を差し引きます。

エ. 賞与等について、現実に収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。

オ. 有給休暇を使用した場合は、欠勤により月例給与等の支給がなかった場合と同様に休業損害の対象となる日数として取り扱います。

カ. 役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。

② 商工鉱業者・農林漁業者・家族従業者

事故前1か年間の収入額 - 必要経費

365日

× 寄与率 × 休業損害の対象となる日数

ア. 事故前1か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表1に定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

イ. 寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。

ウ. 代替労力を利用した場合は、被保険者本人に収入の減少があったものとみなし、被保険者本人の休業損害に代えて、その代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。

③ 自由業者

事故前1か年間の収入額（固定給を除きます。） - 必要経費

365日

× 休業損害の対象となる日数

ア. 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む者であつて、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業その他これに準じる者をいいます。
イ. 事故前1か年間の収入額、必要経費および代替労力については、「②商工鉱業者・農林漁業者・家族従業者」に準じます。

④ アルバイト・パートタイマー、日雇労働者等

$$\frac{\text{事故直前3か月間の月例給与等}}{90\text{日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

ア. アルバイト・パートタイマー、日雇労働者等とは、原則として雇用期間を定めて雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者であって、1週間の労働時間が30時間未満の者をいいます。

イ. 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定します。

ウ. 実休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。

$$\frac{\text{事故直前3か月間の就労日数}}{90\text{日}} \times \text{休業した期間の延べ日数}$$

(2) 家事従事者

$$6,100\text{円} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

なお、休業損害の対象となる日数は、原則として、実治療日数とし、被保険者の傷害の態様、現実に家事に従事できなかつた程度等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。また、次のいずれかに該当する部位の治療により、その部位を固定するためにギプス等を常時装着した場合は、その装着日数を実治療日数と同様に取り扱います。ただし、医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限ります。

- ① 長管骨または脊柱
- ② 長管骨に接続する3大関節部分
- ③ 肋骨または胸骨（体幹部を固定した場合に限ります。）
- ④ 頸骨または顎関節（線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）

(3) 無職者、金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者等現実に労働の対価としての収入のない者は、支払の対象となりません。

3. 精神的損害

精神的損害は期間区分ごとに入院、通院の別に次の算式で計算した総合計額とします。

$$\boxed{\text{日額}} \times \boxed{\text{対象日数}}$$

(1) 日額

対象日数 入院1日につき、8,600円
対象日数 通院1日につき、4,300円

(2) 対象日数

期間区分ごとに定める下記の割合を入院、通院それぞれの基準日数に乗じて決定します。

事故の発生の日から起算して 90日以内の期間	100%
事故の発生の日から起算して 90日超 180日以内の期間	75%
事故の発生の日から起算して180日超 270日以内の期間	45%
事故の発生の日から起算して270日超 390日以内の期間	25%
事故の発生の日から起算して390日超の期間	15%

なお、基準日数は次のとおりとします。

① 入院基準日数

実際に入院治療を受けた日数とします。

② 通院基準日数

期間区分ごとの総日数^(注)から入院基準日数を差し引いた日数の範囲内で、治療を受けた実通院日数の2倍を限度として定めます。なお、

次のいずれかに該当する部位の治療により、その部位を固定するため
にギプス等を常時装着した場合は、その装着日数を実通院日数と同様
に取り扱います。ただし、医師の指示による固定であること、かつ、
診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス
等装着により固定していることが確認できる場合に限ります。

- ア. 長管骨または脊柱
- イ. 長管骨に接続する3大関節部分
- ウ. 肋骨または胸骨（体幹部を固定した場合に限ります。）
- エ. 頸骨または顎関節（線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に
限ります。）

(注) 期間区分ごとの総日数

治療最終日の属する期間区分においては、次の日までの日数をいいます。

①医師が作成した診断書等に記載の転帰が治癒、症状固定または死亡の
場合で、その時期が治療最終日から起算して7日以内のとき。

診断書等に記載の治癒日、症状固定日または死亡日

②①以外の場合

治療最終日の翌日から起算して7日目の日

(3) 死産または流産の取扱い

事故との因果関係により、妊婦が胎児を死産または流産（人工流産を
含みます。）した場合の精神的損害として、上記とは別に下記の金額を支
払います。

妊娠月数(週数)	金額
3か月(12週)以内	30万円
4か月(13週)～6か月(24週)	50万円
7か月(25週)～9か月(36週)	80万円
10か月(37週)～	120万円

4. その他の損害

1. から3. 以外の傷害による損害は、事故とその損害の発生が社会通
念上相当であると認められる関係の範囲内で、必要かつ妥当な実費としま
す。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその
他の損害とします。

なお、後遺障害の等級は別表1によります。

1. 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じ
る将来の得ることができたと考えられる利益の損失をいい、逸失利益が認
められる場合は、原則として、(1) および(2) に従い次の算式により計算し
ます。

$$\boxed{\text{収入額} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライピニツツ係数}}$$

(1) 被保険者区分別計算方法

① 家事従事者以外の有職者で現実収入額の立証が可能な者
下記のいずれか高い額とします。

$$\text{ア. } \boxed{\text{現実収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライピニツツ係数}}$$

$$\text{イ. } \boxed{\text{年齢別平均給与額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライピニツツ係数}}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労
働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額
を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均
給与額を使用するものとします。

② 有職者で現実収入額の立証が困難な者、家事従事者および18歳以上
の学生

$$\boxed{\text{年齢別平均給与額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライピニツツ係数}}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労

働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額を使用するものとします。

③ 幼児および18歳未満の学生

$$18\text{歳平均給与額} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、18歳平均給与額に替えて全年齢平均給与額を使用するものとします。

④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者下記のいずれか高い額とします。

$$\text{ア. } 18\text{歳平均給与額} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

$$\text{イ. } \boxed{\text{年齢別平均給与額の50\%}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

(2) 収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間および中間利息控除方法

(1) の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間および中間利息控除方法（ライプニッツ係数）は、下記のとおりとします。

① 収入額

ア. 現実収入額は、原則として、事故前1か年間または症状固定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、かつ、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表1に定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は、その時点の付表1に定める年齢別平均給与額または全年齢平均給与額のうちいずれか低い額を基礎に決定します。

イ. 年齢別平均給与額、18歳平均給与額および全年齢平均給与額は、付表1によります。

なお、年齢別平均給与額は、特段の断りがないかぎり、被保険者の症状固定時の年齢とします。

② 労働能力喪失率

付表2に定める各等級に対応する労働能力喪失率を基礎に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案し決定します。

③ 労働能力喪失期間

労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案し決定します。ただし、付表3に定める就労可能年数の範囲内とします。

④ ライプニッツ係数

労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表4によります。

2. 精神的損害

後遺障害等級別に下記の金額を基準とします。

第1級	2100万円
第2級	1600万円
第3級	1300万円
第4級	1000万円
第5級	800万円
第6級	650万円
第7級	550万円
第8級	400万円
第9級	300万円
第10級	200万円
第11級	150万円
第12級	100万円
第13級	60万円
第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する者で、父母、配偶者および子のいずれもいない場合は、第1級1700万円、第2級1400万円、第3級1200万円とします。

3. 将來の介護料

将来の介護料は、症状固定後に生じる付添看護および諸雑費にかかる費用とし、下記のとおり算定します。

(1) 別表1の1の第1級に該当する後遺障害の場合

① 介護料

入院・自宅療養にかかわらず、1ヶ月につき20万円とします。

② 支払方法

原則として、アによります。ただし、保険金請求権者の請求がある場合には、イによります。

ア. 一時金による支払

介護料に介護期間に対応するライプニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。

イ. 定期金による支払

症状固定日から6ヶ月ごとに、常に介護を要する状態が継続するかぎり、介護料を定期金として支払います。

③ 介護期間

障害の態様、医師の診断等を勘案し、妥当な生存可能年数をもって、付表5に定める平均余命の範囲内で決定します。

④ ライプニッツ係数

介護期間に対応するライプニッツ係数は、付表4によります。

(2) 別表1の1の第2級または別表1の2の第1級、第2級もしくは第3級③もしくは④に該当する後遺障害が生じた者で、かつ、随時介護を要すると認められる場合

① 介護料

入院・自宅療養にかかわらず、1ヶ月につき10万円とします。

② 支払方法

介護料に介護期間に対応するライプニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。

③ 介護期間

障害の態様、機能回復の可能性、生活に対する順応可能性等についての医師の診断等を勘案し、付表5に定める平均余命の範囲内で決定します。

④ ライプニッツ係数

介護期間に対応するライプニッツ係数は、付表4によります。

4. その他の損害

1. から3. 以外の後遺障害による損害は、事故とその損害の発生が社会通念上相当であると認められる関係の範囲内で、必要かつ妥当な実費とします。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬儀費

100万円とします。ただし、立証資料等により100万円を超えることが明らかな場合は、120万円を限度として実費を支払います。

2. 逸失利益

死亡により生じた将来の得ることができたと考えられる利益の損失をいい、原則として、(1) および(2) に従い次の算式により計算します。

$$(\boxed{\text{収入額}} - \boxed{\text{生活費}}) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}}$$

(1) 被保険者区分別計算方法

① 家事従事者以外の有職者で現実収入額の立証が可能な者 下記のいずれか高い額とします。

$$\text{ア. } (\boxed{\text{現実収入額}} - \boxed{\text{生活費}}) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}}$$

$$\text{イ. } (\boxed{\text{年齢別平均給与額}} - \boxed{\text{生活費}}) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額を使用するものとします。

- ② 有職者で現実収入額の立証が困難な者、家事従事者および18歳以上の学生

$$\left(\boxed{\text{年齢別平均給与額}} - \boxed{\text{生活費}} \right) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライピニツツ係数}}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額を使用するものとします。

- ③ 幼児および18歳未満の学生

$$\left(\boxed{\text{全年齢平均給与額}} - \boxed{\text{生活費}} \right) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライピニツツ係数}}$$

- ④ ①から③以外の者で十分働く意思と能力を有している無職者
下記のいずれか高い額とします。

ア. $\left(\boxed{18\text{歳平均給与額}} - \boxed{\text{生活費}} \right) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライピニツツ係数}}$

イ. $\left(\boxed{\text{年齢別平均給与額の}50\%} - \boxed{\text{生活費}} \right) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライピニツツ係数}}$

(2) 収入額、生活費、就労可能年数および中間利息控除方法

(1) の算式における収入額、生活費、就労可能年数および中間利息控除方法（ライピニツツ係数）は、下記のとおりとします。

- ① 収入額

ア. 現実収入額は、原則として、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表1に定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は、その時点の付表1に定める年齢別平均給与額または全年齢平均給与額のうちいずれか低い額を基礎に決定します。

イ. 年齢別平均給与額、18歳平均給与額および全年齢平均給与額は、付表1によります。

- ② 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合の額とします。

ア. 被扶養者がいない場合 50%

イ. 被扶養者が1人の場合 40%

ウ. 被扶養者が2人の場合 35%

エ. 被扶養者が3人以上の場合 30%

- ③ 就労可能年数

就労可能年数は、付表3の被保険者の死亡時の年齢に対応する年数によります。

- ④ ライピニツツ係数

就労可能年数に対応するライピニツツ係数は、付表3の被保険者の死亡時の年齢に対応する年数によります。

3. 精神的損害

被保険者区分別に下記の金額を基準とします。

(1) 被保険者が一家の支柱である場合	2100万円
(2) 被保険者が65歳以上の者である場合	1600万円
(3) 被保険者が上記以外の場合	1700万円

4. その他の損害

1. から3. 以外の死亡による損害は、事故とその損害の発生が社会通念上相当であると認められる関係の範囲内で、必要かつ妥当な実費とします。

付表1 年齢別平均給与額・全年齢平均給与額表(平均月額)

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全 年 齡 平 均 給 与 額	409,100	298,400	46	471,700	325,300
18	193,200	171,100	47	477,600	326,500
19	211,400	188,800	48	480,400	326,600
20	229,600	206,500	49	483,300	326,800
21	247,900	224,200	50	486,100	326,900
22	266,100	241,900	51	489,000	327,100
23	277,100	249,600	52	491,900	327,200
24	288,000	257,200	53	490,100	325,900
25	298,900	264,900	54	488,400	324,600
26	309,800	272,600	55	486,600	323,300
27	320,700	280,300	56	484,800	322,000
28	330,500	283,000	57	483,100	320,700
29	340,200	285,700	58	458,000	309,200
30	350,000	288,400	59	432,900	297,700
31	359,700	291,200	60	407,800	286,300
32	369,500	293,900	61	382,700	274,800
33	377,900	296,600	62	357,600	263,300
34	386,300	299,300	63	345,000	257,400
35	394,600	302,100	64	332,300	251,600
36	403,000	304,800	65	319,700	245,700
37	411,400	307,500	66	307,000	239,800
38	418,800	310,100	67	294,300	233,900
39	426,200	312,600	68	292,300	234,400
40	433,500	315,100	69	290,200	234,800
41	440,900	317,700	70	288,200	235,200
42	448,300	320,200	71	286,100	235,600
43	454,100	321,500	72	284,100	236,100
44	460,000	322,700	73～	282,000	236,500
45	465,900	324,000			

付表2 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100／100
第2級	100／100
第3級	100／100
第4級	92／100
第5級	79／100
第6級	67／100
第7級	56／100
第8級	45／100
第9級	35／100
第10級	27／100
第11級	20／100
第12級	14／100
第13級	9／100
第14級	5／100

付表3 死亡時の年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数表

1. 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生・十分働く意思 と能力を有している無職者		有職者	
	就労可能 年 数	ライプニッツ 係 数	就労可能 年 数	ライプニッツ 係 数
歳	年		年	
0	49	14.980	67	28.733
1	49	15.429	66	28.595
2	49	15.892	65	28.453
3	49	16.369	64	28.306
4	49	16.860	63	28.156
5	49	17.365	62	28.000

6	49	17.886	61	27.840
7	49	18.423	60	27.676
8	49	18.976	59	27.506
9	49	19.545	58	27.331
10	49	20.131	57	27.151
11	49	20.735	56	26.965
12	49	21.357	55	26.774
13	49	21.998	54	26.578
14	49	22.658	53	26.375
15	49	23.338	52	26.166
16	49	24.038	51	25.951
17	49	24.759	50	25.730

2. 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライプニッツ 係 数	年齢	就労可能年数	ライプニッツ 係 数
歳	年		歳	年	
18	49	25.502	58	13	10.635
19	48	25.267	59	13	10.635
20	47	25.025	60	12	9.954
21	46	24.775	61	12	9.954
22	45	24.519	62	11	9.253
23	44	24.254	63	11	9.253
24	43	23.982	64	11	9.253
25	42	23.701	65	10	8.530
26	41	23.412	66	10	8.530
27	40	23.115	67	9	7.786
28	39	22.808	68	9	7.786
29	38	22.492	69	9	7.786
30	37	22.167	70	8	7.020
31	36	21.832	71	8	7.020
32	35	21.487	72	8	7.020
33	34	21.132	73	7	6.230
34	33	20.766	74	7	6.230
35	32	20.389	75	7	6.230
36	31	20.000	76	6	5.417
37	30	19.600	77	6	5.417
38	29	19.188	78	6	5.417
39	28	18.764	79	5	4.580
40	27	18.327	80	5	4.580
41	26	17.877	81	5	4.580
42	25	17.413	82	4	3.717
43	24	16.936	83	4	3.717
44	23	16.444	84	4	3.717
45	22	15.937	85	4	3.717
46	21	15.415	86	3	2.829
47	20	14.877	87	3	2.829
48	19	14.324	88	3	2.829
49	18	13.754	89	3	2.829
50	17	13.166	90	3	2.829
51	16	12.561	91	2	1.913
52	16	12.561	92	2	1.913
53	15	11.938	93	2	1.913
54	15	11.938	94	2	1.913
55	14	11.296	95	2	1.913
56	14	11.296	96	2	1.913
57	14	11.296	97	2	1.913
			98	2	1.913
			99	2	1.913
			100	2	1.913
			101	2	1.913
			102～	1	0.971

付表4 ライブニッツ係数表

期間 年	ライプニッツ係数	期間 年	ライプニッツ係数
1	0.971	44	24.254
2	1.913	45	24.519
3	2.829	46	24.775
4	3.717	47	25.025
5	4.580	48	25.267
6	5.417	49	25.502
7	6.230	50	25.730
8	7.020	51	25.951
9	7.786	52	26.166
10	8.530	53	26.375
11	9.253	54	26.578
12	9.954	55	26.774
13	10.635	56	26.965
14	11.296	57	27.151
15	11.938	58	27.331
16	12.561	59	27.506
17	13.166	60	27.676
18	13.754	61	27.840
19	14.324	62	28.000
20	14.877	63	28.156
21	15.415	64	28.306
22	15.937	65	28.453
23	16.444	66	28.595
24	16.936	67	28.733
25	17.413	68	28.867
26	17.877	69	28.997
27	18.327	70	29.123
28	18.764	71	29.246
29	19.188	72	29.365
30	19.600	73	29.481
31	20.000	74	29.593
32	20.389	75	29.702
33	20.766	76	29.808
34	21.132	77	29.910
35	21.487	78	30.010
36	21.832	79	30.107
37	22.167	80	30.201
38	22.492	81	30.292
39	22.808	82	30.381
40	23.115	83	30.467
41	23.412	84	30.550
42	23.701	85	30.631
43	23.982		

注 幼児、18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期(18歳とします。)までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 8歳、労働能力喪失期間20年の場合

$$14.877 \text{ (20年の係数)} - 8.530 \text{ (10年の係数)} = 6.347$$

付表5 第22回生命表参考表による平均余命

(単位：年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男女	80.75	79.92	78.94	77.96	76.97	75.98	74.99	74.00	73.00	72.01
男女	86.99	86.14	85.17	84.19	83.20	82.20	81.21	80.22	79.22	78.23
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男女	71.02	70.02	69.03	68.03	67.04	66.05	65.06	64.07	63.09	62.11
男女	77.23	76.24	75.24	74.25	73.25	72.26	71.27	70.28	69.29	68.30
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男女	61.13	60.16	59.19	58.22	57.25	56.28	55.31	54.34	53.37	52.40
男女	67.31	66.32	65.33	64.34	63.36	62.37	61.39	60.40	59.42	58.44
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男女	51.43	50.46	49.49	48.52	47.55	46.58	45.62	44.65	43.69	42.73
男女	57.45	56.47	55.49	54.51	53.53	52.55	51.57	50.59	49.61	48.64
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男女	41.77	40.81	39.86	38.90	37.96	37.01	36.07	35.13	34.20	33.28
男女	47.67	46.70	45.73	44.76	43.80	42.83	41.87	40.92	39.96	39.01
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男女	32.36	31.44	30.54	29.63	28.74	27.85	26.97	26.09	25.23	24.36
男女	38.07	37.12	36.18	35.24	34.31	33.38	32.45	31.53	30.61	29.68
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男女	23.51	22.67	21.83	21.01	20.20	19.41	18.62	17.85	17.08	16.33
男女	28.77	27.85	26.94	26.04	25.14	24.24	23.35	22.47	21.59	20.72
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男女	15.59	14.85	14.13	13.43	12.73	12.03	11.36	10.69	10.05	9.43
男女	19.85	18.99	18.14	17.30	16.46	15.64	14.82	14.02	13.23	12.46
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男女	8.83	8.25	7.70	7.18	6.69	6.22	5.78	5.37	4.98	4.61
男女	11.71	10.99	10.28	9.59	8.94	8.30	7.70	7.12	6.57	6.05
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男女	4.27	3.95	3.66	3.40	3.18	2.98	2.79	2.62	2.46	2.31
男女	5.56	5.11	4.68	4.29	3.94	3.63	3.36	3.11	2.88	2.68
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男女	2.18	2.05	1.94	1.83	1.73	1.63	1.55	1.46	1.39	1.32
男女	2.50	2.33	2.17	2.03	1.90	1.78	1.67	1.57	1.48	1.39
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳	115歳				
男女	1.25	1.19	1.13	—	—	—				
男女	1.31	1.23	1.16	1.10	1.04	0.98				

(例) 1. 10歳男性の平均余命年数は、71.02年

2. 40歳女性の平均余命年数は、47.67年

特約一覧表（特約の目次）

ご契約内容・条件により、次の特約が適用されます。

ご契約内容・条件	セットされる特約	記載ページ
運転者の範囲を限定する特約		
運転する方を記名被保険者とその配偶者に限定する場合	運転者本人・配偶者限定特約	115
運転する方を一定の年齢以上の方に限定する場合	運転者の年齢条件に関する特約 ＜運転者年齢条件特約＞	115
運転する方を20歳以上の方に限定する場合 (対象はフリート契約)	運転者年齢20歳以上限定特約 特定コード：R 3	116
運転する方を30歳以上の方に限定する場合 (対象はフリート契約)	運転者年齢30歳以上限定特約 特定コード：R 8	116
運転する方を記名被保険者ならびにその役員および使用人に限定する場合 (対象はフリート契約)	運転者従業員等限定特約 個別特約コード：S 3	117
相手の方への補償に関する特約		
対人賠償		
対人事故により、歩行中の方、自転車に搭乗中の方などを死亡または入院させてしまった場合で、対人賠償責任保険では補償の対象とならない相手の方の過失（責任）割合に相当する部分に対して保険金をお支払するとき。	対人事故における歩行者等の傷害補償特約 ＜交通弱者補償特約＞	117
自賠責保険適用除外車について、自賠責保険等で支払われる金額相当額を含めて保険金をお支払する場合	自賠責保険等適用除外車に関する「対人賠償損害」特約 ＜自賠責下積み特約＞	123
対人事故の被害者が就業中の従業員の場合で、記名被保険者（法人または個人事業主）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払するとき。 (対象はフリート契約)	対人賠償保険の対従業員事故補償特約 特定コード：R 5	123
対物賠償		
記名被保険者がレンタカー業者の場合で、ご契約のお車がレンタカーのとき。 (自動的にセット)	レンタカーの対物賠償保険に関する特約	125
対物賠償責任保険の対物超過修理費用をお支払しない場合	対物賠償損害に関する対物超過修理費用補償対象外特約 ＜対物超過対象外特約＞	125
飲酒運転をしている場合に生じた対物事故に対して保険金をお支払しないとき。 (対象はフリート契約)	対物賠償損害に関する飲酒運転補償対象外特約 特定コード：R 2	126
対物事故の被害物が就業中の従業員の所有する自動車の場合で、その自動車が記名被保険者（法人または個人事業主）の管理下にあり、かつ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払するとき。 (対象はフリート契約)	対物賠償保険の対従業員所有車補償特約 特定コード：R 6	126

おヶガの補償に関する特約		
人身傷害（実損払）・無保険車傷害・自損傷害		
記名被保険者（*1）やそのご家族が、ご契約のお車以外のお車に搭乗中（*2）や歩行中の自動車事故のほか、自転車、電車、航空機、船舶、エレベーターなどの交通乗用具による事故に対して保険金をお支払する場合 （*1）記名被保険者が法人の場合で「個人被保険者」を設定したときは、「個人被保険者」とします。 （*2）ご契約のお車以外のお車を記名被保険者（*1）やそのご家族が運転している場合は、そのお車に搭乗中の方も補償されます。 （自動車事故については、無保険車傷害事故も補償）	人身傷害に関する自動車・交通乗用具事故危険補償特約（無保険車傷害危険補償付） ＜交通乗用具事故特約＞	126
就業中の従業員に生じた人身傷害事故（実損払）に対して保険金をお支払しない場合	人身傷害補償保険における従業員の就業中危険補償対象外特約 ＜人身傷害就業中危険補償対象外特約＞	132
ご契約のお車が自家用バスまたは営業用バスの場合で、人身傷害補償保険（実損払）をご契約するとき。 （自動的にセット）	バスの人身傷害補償保険金支払に関する特約	132
ノンフリート契約の場合で、ユーサイドWebをご契約でないとき。 （自動的にセット） フリート契約の場合またはユーサイドWebをご契約いただく場合 （任意にセット可）	人身傷害諸費用補償特約 ＜入院時諸費用特約＞	133
人身傷害補償保険（実損払）の傷害一時金をお支払しない場合	人身傷害補償保険における傷害一時金補償対象外特約 ＜傷害一時金対象外特約＞	140
電柱に衝突して負傷した単独事故などのように、自賠責保険・共済で補償されない自損事故に対して保険金をお支払する場合 （対象はフリート契約）	自損事故危険補償特約 特定コード：RC	140
就業中の従業員に生じた自損事故に対して保険金をお支払しない場合 （対象はフリート契約）	自損事故危険補償特約における従業員の就業中危険補償対象外特約 特定コード：RD	148
人身傷害（定額払）		
人身傷害事故（ご契約のお車に搭乗中）に対して定額で保険金をお支払する場合	人身傷害補償特約（定額払） ＜人身傷害補償保険（定額払）＞	148
「人身傷害補償特約（定額払）」の医療保険金を2倍にしてお支払する場合	人身傷害補償特約（定額払）における医療保険金の2倍支払特約 ＜人身傷害（定額払）医療保険金2倍特約＞	154

「人身傷害補償特約（定額払）」の医療保険金をお支払しない場合	人身傷害補償特約（定額払）における医療保険金補償対象外特約 ＜人身傷害（定額払）医療保険金補償対象外特約＞	154
就業中の従業員に生じた人身傷害事故（ご契約のお車に搭乗中）に対して保険金をお支払しない場合	人身傷害補償特約（定額払）における従業員の就業中危険補償対象外特約 ＜人身傷害（定額払）就業中危険補償対象外特約＞	154
ご契約のお車の補償に関する特約		
自動車や陸上の乗用具、人・動物との衝突・接触事故（当て逃げを含みます。）およびご契約のお車の走行によらない事故による車両損害に限り保険金をお支払する場合（＝建物やガードレールなどの構築物との衝突・接触事故およびご契約のお車の転覆・墜落などの単独事故に対しては保険金をお支払しない場合）	車両危険限定補償特約 ＜エコノミー＞	154
上記エコノミーが補償する車両損害のうち、自動車による当て逃げ事故の車両損害に対しては保険金をお支払しない場合 (対象はフリート契約)	車両危険限定補償特約における当て逃げ危険補償対象外特約 ＜エコノミー当て逃げ危険補償対象外特約＞ 個別特約コード：S 4	155
地震・噴火・津波によりご契約のお車が全損となり、一時金をお支払する場合	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約 ＜地震・噴火・津波車両全損一時金特約＞	156
地震・噴火・津波による車両損害に対して保険金をお支払する場合	地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約 特定コード：40	159
ご契約のお車が精密機械（電気機器・計器など極めて損傷しやすい機械類）を装着した特種用途自動車の場合 (自動的にセット)	機械装着車に関する「車両損害」特約	160
ご契約のお車が工作用自動車でブーム部分に対して保険金をお支払しない場合	工作用自動車のブーム補償対象外特約 特定コード：48	160
車両保険の全損時諸費用保険金をお支払しない場合	全損時諸費用補償対象外特約	160
新車価格で車両保険金をお支払する場合	車両新価保険特約	161
ご契約のお車の修理費が保険金額を上回る場合に、その差額分をお支払するとき。	車両超過修理費用補償特約 ＜車両超過修理費用特約＞	164
相手自動車との衝突・接触事故に限り、免責金額（自己負担額）をゼロとする場合	車両保険の免責金額に関する特約 ＜車両免ゼロ特約＞	165
車両保険金のお支払限度額を「保険証券記載の保険金額」ではなく、「事故時のご契約のお車の時価額」とする場合	車両保険金の時価払特約 特定コード：E 1	166
詐欺または横領によって生じた車両損害に対して保険金をお支払する場合	詐欺・横領危険「車両損害」補償特約 特定コード：ZA、ZB	167

ご契約のお車について盗難によって生じた損害に対して保険金をお支払しない場合 (対象はフリート契約)	車両盗難危険補償対象外特約 特定コード：F 1	168
自家用二輪自動車について盗難によって生じた損害に対して保険金をお支払する場合	二輪自動車に関する盗難危険補償特約 <二輪盗難危険補償特約>	168
その他の補償に関する特約		
記名被保険者が個人の場合で、ノンフリート契約のとき。 (自動的にセット)	ロードサービス費用補償特約 <ロードサービス特約>	171
記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合 (任意にセット可)	ロードサービスの運搬・引取費用支払限度額引上げ特約 <運搬引取費用引上特約>	178
「ロードサービス特約」による補償のうち、運搬・引取費用の支払限度額を 15 万円から 50 万円に引き上げる場合 (対象はフリート契約)	ロードサービスの運搬・引取費用のみ補償特約 <運搬引取費用のみ特約>	179
「ロードサービス特約」をセットする場合で、ご契約のお車がレンタカーまたは教習用自動車のとき。 (自動的にセット)	レンタカー費用補償特約(15 日限度) <レンタカー 15 日特約>	179
ご契約のお車が事故にあった場合や走行不能になった場合などに、代わりのお車としてレンタカーを利用するためにはかかる費用に対して保険金をお支払するとき。 (「ロードサービス特約」とセットでご契約)	レンタカー費用補償特約(事故時 30 日限度) <レンタカー事故時 30 日特約>	183
ご契約のお車が自家用 8 車種の場合。ただし、記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を定めたときに限ります。 (自動的にセット)	他車使用・管理危険補償特約 <他車使用特約>	187
ご契約のお車が二輪自動車、一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車の場合。ただし、記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を定めたときに限ります。 (自動的にセット)	他車使用・管理危険補償特約(二輪・原付) <他車使用特約二輪原付>	190
記名被保険者である法人の業務のために、取引先等から臨時に借りた自動車を従業員が運転中の事故に対して保険金をお支払する場合 (対象はフリート契約)	法人他車運転危険補償特約 個別特約コード：S 1	193
一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車（借りた一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車を含みます。）による対人事故、対物事故および無保険車事故に対して保険金をお支払する場合	ファミリーバイク特約（人身傷害なし）	196

一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車（借りた一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車を含みます。）による対人事故、対物事故、人身傷害事故および無保険車事故に対して保険金をお支払する場合	ファミリーバイク特約（人身傷害あり）	198
自動車事故により被害者となった場合で、弁護士費用や法律相談費用を負担したことによって被る損害に対して保険金をお支払するとき。	被害事故弁護士費用等補償特約 <弁護士費用特約>	200
ノンフリート契約またはフリート契約の場合 (自動的にセット)	臨時代替自動車補償特約	206
ご契約のお車を記名被保険者の業務のために使用する場合に対して保険金をお支払するとき。 (対象はフリート契約)	業務使用中のみ補償特約 特定コード：R 4	209
ご契約のお車を競技または曲技などに使用する場合に対して保険金をお支払するとき。	競技、曲技等使用危険補償特約 特定コード：62、63	209
対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約いただく場合 (自動的にセット)	被害者救済費用等補償特約	210
対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約いただく場合 (自動的にセット)	心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約	215
次のいずれかの事故により、他人を死傷させた場合、他人の財物を損壊した場合または線路内に立ち入ることにより電車を運行不能にしてしまった場合などで、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払するとき。 ① 被保険者が居住する住宅の所有、使用または管理上の事故 ② 被保険者の日常生活上の事故	日常生活賠償責任補償特約	220
記名被保険者である法人の業務のために、従業員がマイカーを運転中の事故について、その法人が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払するとき。 (対象はフリート契約)	従業員等所有自動車企業賠償特約 個別特約コード：S 2	227
車両保険をご契約するノンフリート契約の場合 (自動的にセット)	車両保険の無過失事故に関する特約（相手自動車確認条件付）	229
お客様の“うっかり”をサポートする特約		
ご契約のお車の所有者が個人の場合またはノンフリート契約の場合 (自動的にセット)	被保険自動車の入替における自動補償特約	231
記名被保険者が個人の場合で、「運転者年齢条件特約」または「運転者本人・配偶者限定特約」をセットするノンフリート契約のとき。 (自動的にセット)	家族内新規運転者の自動補償特約	232

ノンフリート契約の場合 (自動的にセット)	継続契約の取扱いに関する特約 <継続手続忘れサポート>	233
所定の条件を満たすノンフリート契約の場合 (自動的にセット)	保険契約の更新に関する特約 <更新特約>	234
保険料のお支払方法に関する特約		
保険料を分割してお支払いただく場合	保険料分割払特約	236
	保険料分割払特約（新長期分割用）	237
「保険料分割払特約」または「保険料分割払特約（新長期分割用）」をセットするご契約について、ご契約内容の変更に伴う追加保険料を分割してお支払いただく場合	追加保険料に関する保険料分割払特約 <初回即収特約>	240
初回保険料を口座振替等によりお支払いただく場合	初回保険料の払込みに関する特約	242
保険料をクレジットカードによりお支払いただく場合	クレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式） <クレジットカード払特約（携帯電話方式）>	243
保険期間が1年を超えるご契約の保険料を一括してお支払いただく場合	長期保険保険料一括払特約 特定コード：38	244
ご契約内容の変更または訂正に伴う追加保険料を口座振替等によりお支払いただく場合	追加保険料の払込みに関する特約 <契約内容変更（異動）キヤッショレス特約>	245
保険期間の中途中でご契約を解約したご契約者が、同一の記名被保険者・ご契約のお車による新契約を弊社所定の連絡先を通じてご契約いただく場合	新契約の申込みに関する特約	248
団体扱・集団扱に関する特約		
ご契約者が勤務する団体の集金者またはご契約者が所属する集団の集金者が保険料を集金する場合	団体扱・集団扱特約	249
ご契約者が勤務する団体の集金者またはご契約者が所属する集団の集金者が保険料を集金する場合で、長期契約の保険料を分割してお支払いただくとき。	新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）	252
ご契約のお手続に関する特約・その他の特約		
事故が発生した際に、弊社が貸与する通信機能付きドライブレコーダーが一定以上の衝撃検知により通信することで、弊社への事故報告（日時、場所等）の一部を省略する場合	ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約 <ドラレコ特約>	254
ご契約者が所有・使用するお車を一括してご契約いただく場合 (対象はフリート契約)	全車両一括付保特約	254
「リースカーの自動車保険に関する特約」に基づきご契約いただく場合 (自動的にセット)	リースカーに関する特約	256

自家用自動車管理業者が自家用自動車管理請負契約に基づき自ら管理を始めた自動車で、保険証券記載の条件に該当するもののすべてを一括してご契約いただく場合	管理請負自家用自動車保険特約	257
保険契約実績のない新規のご契約者に対して、所定の条件を満たす場合に、保険期間の終了後に保険料の一部を返還するとき。 (対象はフリート契約)	フリート契約保険料優良戻しに関する追加条項 特定コード：F F	260
弊社所定のご連絡先への電話などの通信手段によりご契約いただく場合	通信販売に関する特約	260
保険証券または保険契約継続証を発行せず、インターネットのお客さま専用ホームページに表示されたご契約内容を保険証券または保険契約継続証の代わりにする場合	保険証券の発行に関する特約	263
共同保険でご契約いただく場合	共同保険に関する特約	263

特約

運転者本人・配偶者限定特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険期間	保険証券記載の保険期間をいい、この特約が保険期間の中途で付帯された場合は、この特約が付帯された時以後、保険期間の末日までの期間とします。
元配偶者	保険期間の初日において記名被保険者の配偶者であった者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種が次のいずれかに該当する場合で、被保険自動車について運転する者を記名被保険者およびその配偶者に限定する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
- ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
- ⑥ 自家用小型貨物車
- ⑦ 自家用軽四輪貨物車
- ⑧ 特種用途自動車（キャッシング車）

第3条（元配偶者の取扱い）

当会社は、配偶者のほか、元配偶者を配偶者とみなします。ただし、保険契約者または記名被保険者が、元配偶者である事実が確認できる公的資料等を当会社に提出し、当会社が妥当であると認めた場合に限ります。

第4条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- (1) 当会社は、この特約により、記名被保険者およびその配偶者以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
 - ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
 - ② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対人事故および対物事故
- (2) 被保険自動車を運転していた者が元配偶者である場合には、当会社は、元配偶者が記名被保険者の配偶者でなくなった日（以下「事実の発生日」といいます。）以後の期間に対して追加保険料を請求します。
- (3) (2)の場合において、保険契約者または記名被保険者は、事実の発生日が確認できる公的資料等を当会社に提出しなければなりません。公的資料等の提出がない場合、または提出された公的資料等によって事実の発生日が特定できない場合には、当会社は、保険期間の初日以後の期間に対して追加保険料を請求します。
- (4) 保険契約者が(2)または(3)の追加保険料を遅滞なく払い込まなかった場合は、当会社は、第3条（元配偶者の取扱い）の規定は適用しません。

運転者の年齢条件に関する特約 ＜運転者年齢条件特約＞

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	被保険自動車を運転する者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種が次のいずれかに該当する場合で、保険証券に運転者の年齢条件が記載されているときに適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
- ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
- ⑥ 自家用小型貨物車
- ⑦ 自家用軽四輪貨物車

特

約

- ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）
- ⑨ 二輪自動車
- ⑩ 一般原動機付自転車
- ⑪ 特定小型原動機付自転車

第3条（運転者の年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- (1) 記名被保険者が個人である場合は、当会社は、この特約により、次のいずれかに該当する者のうち、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ ①から③までのいずれかに該当する者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用者
- (2) 記名被保険者が法人である場合は、当会社は、この特約により、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
- ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
 - ② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対人事故および対物事故

運転者年齢20歳以上限定特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（運転者年齢19歳以下の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- (1) 当会社は、この特約により、19歳以下の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払います。
- ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
 - ② 対人事故
 - ③ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた対物事故
 - ④ この保険契約に対人事故における歩行者等の傷害補償特約が適用されている場合は、同特約第1条（用語の定義）に定める傷害補償事故
- (2) 次の特約の適用においては、当会社は、この特約の規定は適用しません。
- ① ファミリーバイク特約（人身傷害なし）
 - ② ファミリーバイク特約（人身傷害あり）
 - ③ 被害事故弁護士費用等補償特約
 - ④ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約
 - ⑤ ロードサービス費用補償特約
 - ⑥ レンタカー費用補償特約（15日限度）
 - ⑦ レンタカー費用補償特約（事故時30日限度）

運転者年齢30歳以上限定特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。

対物事故	被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることをいいます。
------	---

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (運転者年齢 29歳以下の者が運転している間に生じた事故の取扱い)

(1) 当会社は、この特約により、29歳以下の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払います。

- ① 被保険自動車が盜難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
 - ② 対人事故
 - ③ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた対物事故
 - ④ この保険契約に対人事故における歩行者等の傷害補償特約が適用されている場合は、同特約第1条(用語の定義)に定める傷害補償事故
- (2) 次の特約の適用においては、当会社は、この特約の規定は適用しません。
- ① ファミリーバイク特約(人身傷害なし)
 - ② ファミリーバイク特約(人身傷害あり)
 - ③ 被害事故弁護士費用等補償特約
 - ④ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約
 - ⑤ ロードサービス費用補償特約
 - ⑥ レンタカー費用補償特約(15日限度)
 - ⑦ レンタカー費用補償特約(事故時30日限度)

運転者従業員等限定特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い)

当会社は、この特約により、記名被保険者ならびにその役員^(注1)および使用人^(注2)以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① 被保険自動車が盜難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項第1条(用語の定義)に規定する対人事故および対物事故

(注1) 役員

理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 使用人

請負契約、委任契約、派遣契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用人に準じる地位にある者を含みます。

対人事故における歩行者等の傷害補償特約 ＜交通弱者補償特約＞

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、傷害被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的制度	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第73条(他の法令による給付との調整等)に定める法令 ^(注) による給付を行う制度であって、傷害被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して給付を行うものをいいます。 (注) 健康保険法(大正11年法律第70号) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) その他政令で定める法令をいいます。

傷害被保険者	この特約の補償の対象となる者をいい、第7条（傷害被保険者の範囲）に規定する者とします。
傷害補償事故	傷害被保険者が死亡または入院した対人事故をいいます。
人身傷害補償 保険等	<p>傷害被保険者について適用される保険契約または共済契約で、傷害被保険者が被保険自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害^(注)を被ることによって傷害被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、保険金を支払うことと全部または一部に対して支払責任が同じであるものをいいます。</p> <p>(注) ガス中毒を含み、次のものを含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日射、熱射または精神的衝動による障害 ② 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒による障害 ③ 傷害被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
対人事故	<p>次のいずれかに該当する事故をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対人事故 ② 被害者救済費用等補償特約の適用においては、同特約第1条（用語の定義）に規定する人身事故 ③ 心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約の適用においては、同特約第1条（用語の定義）に規定する人身事故
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、傷害被保険者が医師である場合は、傷害被保険者以外の医師による治療をいいます。
賠償義務者	<p>次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自動車の所有、使用または管理に起因して傷害被保険者の生命または身体を害することにより、傷害被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者 ② 被害者救済費用等補償特約の適用においては、同特約第1条（用語の定義）に規定する賠償義務者 ③ 心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約の適用においては、同特約第1条（用語の定義）に規定する賠償義務者
賠償被保険者	<p>次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）に規定する被保険者 ② 被害者救済費用等補償特約の適用においては、同特約第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者
保険金請求権者	<p>第3条（保険金を支払う場合）(1)に定める傷害補償事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 傷害被保険者^(注) ② 傷害被保険者の父母、配偶者または子 <p>(注) 傷害被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。</p>

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、傷害補償事故により、傷害被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときに限り、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、傷害補償事故により、被害者救済費用等補償特約の規定により同特約第9条（支払保険金の計算）(1)に定める人身救済費用保険金が支払われる場合は、傷害被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (3) 当会社は、傷害補償事故により、心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約の規定により同特約第8条（支払保険金の計算）(1)に定める人身救済費用保険金が支払われる場合は、傷害被保険者またはその父母、

配偶者もしくは子が被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 傷害被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 傷害被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

(2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 被保険自動車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注3)すること。

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいです。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第6条（保険金を支払わない場合－その3）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償被保険者である場合は、保険金を支払いません。

- ① 傷害被保険者の配偶者
- ② 傷害被保険者の父母または子。ただし、傷害被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
- ③ 傷害被保険者の使用者。ただし、傷害被保険者がその使用者の業務（家事を除きます。）に従事している場合に限ります。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する者の運転する被保険自動車によって傷害被保険者の生命または身体が害された場合は、保険金を支払いません。

- ① 傷害被保険者の配偶者
- ② 傷害被保険者の父母または子。ただし、傷害被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。

(3) 当会社は、傷害被保険者が普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）①に規定する記名被保険者に該当する場合は、保険金を支払いません。

(4) 傷害補償事故により賠償被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款賠償責任条項および基本条項ならびに被保険自動車について適用される他の特約の規定により保険金が支払われない場合は、当会社は、この特約による保険金を支払いません。

第7条（傷害被保険者の範囲）

この特約における傷害被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 歩行者
- ② 自転車により通行する者
- ③ ①および②以外の場合は、自動車に搭乗中^(注)でない者

(注) 搭乗中

搭乗している場所および搭乗の方法を問いません。

第8条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの傷害被保険者ごとに個別に適用します。

第9条（損害額の決定）

(1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、傷害被保険者が傷害補償事故の直接の結果として、次のいずれかに該当し

た場合に、その区分ごとに、それぞれ普通保険約款別紙に定める人身傷害補償条項損害額算定基準を準用^(注)することにより算定された金額(以下「区分ごとの算定金額」といいます。)の合計額とします。ただし、損害額の全部または一部に相当する額を給付する公的制度を利用した場合、その公的制度の適用がある損害については、保険金請求権者が現実に負担する額のみとします。なお、区分ごとの算定金額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

- ① 傷害
治療を要した場合
- ② 後遺障害
後遺障害が生じた場合
- ③ 死亡
死亡した場合

(注) 普通保険約款別紙に定める人身傷害補償条項損害額算定基準を準用 この場合において、普通保険約款【用語の定義】、人身傷害補償条項および人身傷害補償条項損害額算定基準の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 【用語の定義】「後遺障害」および「治療」の定義中「被保険者」とあるのは「傷害被保険者」
- ② 人身傷害補償条項第1条(用語の定義)「保険金請求権者」の定義中「被保険者」とあるのは「傷害被保険者」
- ③ 人身傷害補償条項第1条「保険金請求権者」の定義中「第2条(保険金を支払う場合)(1)に定める人身傷害事故」とあるのは「対人事故における歩行者等の傷害補償特約第3条(保険金を支払う場合)(1)に定める傷害補償事故」
- ④ 人身傷害補償条項損害額算定基準の規定中「被保険者」とあるのは「傷害被保険者」

(2) 普通保険約款別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(3) 同一事故により、普通保険約款別表1に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次のいずれかに定める等級により損害額を算定します。

- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
- ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
- ③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級

(4) 既に後遺障害のある傷害被保険者が対人事故により傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって損害額を算定します。

$$\boxed{\text{普通保険約款別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級により算定された損害額}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級により算定された損害額}} = \boxed{\text{損害額}}$$

第10条 (支払保険金の計算)

1回の傷害補償事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とし、傷害被保険者1名につき、2億円を限度とします。

$$\boxed{\text{第9条(損害額の決定)の規定により決定される損害額}} - \boxed{\text{次の①から⑥までの合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- ① 第9条の規定により決定される損害額のうち、自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定し、または支払われた金額
- ② 第9条の規定により決定される損害額のうち、対人賠償保険等によって賠償義務者が第3条(保険金を支払う場合)(1)の損害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等によって支払われる保険金または共済金の額^(注1)
- ③ 人身傷害補償保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、人身傷害補償保険等によって支払われる保険金または共済金の額

- ④ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ⑤ 第9条の規定により決定される損害額のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額^(注2)で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑥ ①から⑤までのほか、第3条(1)の損害^(注3)を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(保険金額、保険金日額等が定額である傷害保険、生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。)

(注1) 対人賠償保険等によって賠償義務者が第3条(保険金を支払う場合)
(1)の損害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等によって支払われる保険金または共済金の額

被害者救済費用等補償特約の適用においては、同特約によって支払われる保険金の額とし、心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約の適用においては、同特約によって支払われる保険金の額とします。

(注2) 賠償義務者以外の第三者が負担すべき額

第三者と保険金請求権者との間で成立した合意により支払われる額を含みます。

(注3) 第3条(1)の損害

被害者救済費用等補償特約の適用においては、第3条(2)の損害とし、心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約の適用においては、第3条(3)の損害とします。

第11条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 傷害被保険者が対人事故により傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または対人事故により傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により対人事故により被った傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する損害額を算定します。
- (2) 正当な理由がなく傷害被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより、対人事故により被った傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で算定します。

第12条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害額^(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合は、そのうち最も高い額をいいます。

第13条 (保険金請求権者の義務等)

- (1) 傷害被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条(保険金を支払う場合)の損害を被った場合は、保険金請求権者は次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
 - ① 保険金請求権者が第3条の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
 - ② 人身傷害補償保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、人身傷害補償保険等の有無およびその内容
 - ③ 傷害補償事故の原因となった被保険自動車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および傷害被保険者との関係
- (2) 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合は(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (4) 賠償被保険者以外の賠償義務者または第三者の負担する法律上の損害賠

償責任について、保険金請求権者は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を放棄、承認または合意してはなりません。

- (5) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合には、当会社は、保険金請求権者の放棄、承認または合意がなければ賠償被保険者以外の賠償義務者または第三者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (6) 当会社は、賠償義務者または第3条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

第14条 (保険金の請求)

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 第3条(保険金を支払う場合)(1)の規定により保険金を支払う場合は、保険金請求権者が賠償被保険者に対して有する法律上の損害賠償責任の額について、保険金請求権者と賠償被保険者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面等による合意が成立した時
- ② 第3条(2)の規定により保険金を支払う場合は、被害者救済費用等補償特約第12条(保険金の請求)(1)に規定する時
- ③ 第3条(3)の規定により保険金を支払う場合は、心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約第11条(保険金の請求)(1)に規定する時

第15条 (保険金請求の手続)

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第16条 (保険金の支払による請求権の移転)

- (1) 当会社が保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その損害の補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有していた場合は、その請求権は、保険金の支払時に当会社に移転するものとします。
- (2) 保険金請求権者は、(1)により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

第17条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、普通保険約款基本条項第20条(事故発生時の義務)②もしくは③の規定に定める通知または同条項第23条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、傷害被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した傷害被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) 当会社は、(1)のほか、治療期間が1年を超える場合には、傷害補償事故の発生日の属する月の毎年の応当月に、保険契約者、傷害被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した傷害被保険者の診断書の提出を求めることができます。
- (3) (1)および(2)の規定による診断または死体の検案^(注)のために要した費用は、当会社が負担します。ただし、収入が得られなかつたことによって被る損害は、対象となりません。

(注) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

第18条 (時効)

保険金請求権は、第14条(保険金の請求)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第19条 (準用規定)

- (1) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。
- ① 第1条(用語の定義)「他の保険契約等」の定義中「この保険契約」とあるのは「この特約」
- ② 第1条「保険金」の定義中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」
- ③ 第13条(重大事由による解除)(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項における被保険者」とあるのは「賠償被保険者」
- ④ 第13条(4)②の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ⑤ 第13条(4)②の規定中「損害のうち、(1)③のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害」とあるのは「損害。ただし、賠償被保険者が(1)③のいずれにも該当しない場合に限ります。」

- ⑥ 第29条(代位)(1)および(2)の規定中「被保険者」とあるのは「保険金請求権者」
- (2) この保険契約に適用される対人賠償保険等が、被保険自動車以外の自動車を被保険自動車とみなして適用される場合で、第2条(この特約の適用条件)の条件が満たされるときは、その被保険自動車以外の自動車を被保険自動車とみなして、この特約を適用します。

自賠責保険等適用除外車に関する 「対人賠償損害」特約 <自賠責下積み特約>

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条(自賠責保険等適用除外車に関する取扱い)

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合－対人賠償)(2)の規定は適用しません。
- (2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償)(3)および第15条(支払保険金の計算－対人賠償)(1)の規定の適用にあたっては、それぞれ同条項第11条(3)および第15条(1)の自賠責保険等によって支払われる金額を差し引きません。
- (3) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第10条(当会社による解決－対人賠償)(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

第3条(自賠責保険等の契約がある場合)

被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されている場合には、第2条(自賠責保険等適用除外車に関する取扱い)の規定は適用しません。

対人賠償保険の対従業員事故補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等法令に定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条(保険金を支払う場合－賠償責任)

当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第5条(保険金を支払わない場合－その2 対人賠償)(1)⑥および⑦の規定にかかわらず、対人事故により記名被保険者の業務^(注)に従事中の使用人の生命または身体が害された場合に、それによって記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

(注) 業務

家事を除きます。

第4条(保険金を支払う場合－被害者救済費用)

(1) 当会社は、この特約により、被害者救済費用等補償特約第4条(保険金を支払わない場合)(2)⑥および⑦の規定にかかわらず、同特約第1条(用語の定義)に規定する人身事故により記名被保険者の業務^(注)に従事中の使用人の生命または身体が害された場合に、それによって同特約第5条(被保険者の範囲)に規定する被保険者が同特約第1条に規定する被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

(注) 業務

家事を除きます。

(2) 当会社は、この特約により、心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約第4条(保険金を支払わない場合)(1)②の規定にかかわらず、同特約第1条(用語の定義)に規定する人身事故により記名被保険者の業務^(注)に従事中の使用人の生命または身体が害された場合に、それによって同特約第5条(被保険者の範囲)に規定する被保険者に生じた損害に対して保

険金を支払います。

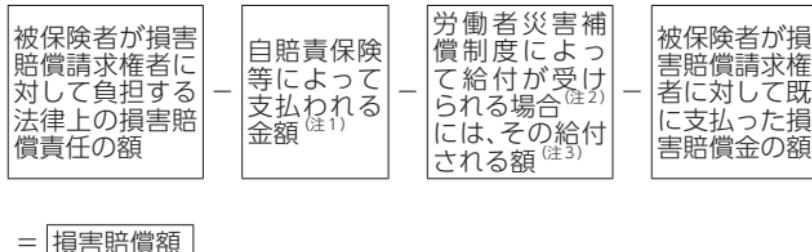
(注) 業務

家事を除きます。

第5条 (普通保険約款賠償責任条項の読み替え)

(1) 当会社は、この特約により保険金を支払う場合は、普通保険約款賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権一対人賠償)(3)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(3) 第10条(当会社による解決一対人賠償)およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。



= 損害賠償額

(注1) 自賠責保険等によって支払われる金額

被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(注2) 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合

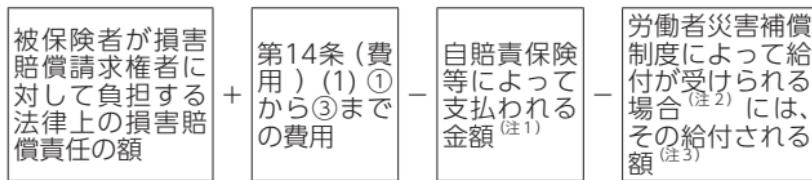
記名被保険者以外の被保険者の責に帰すべき事由により同制度によって給付が受けられない場合は、給付が受けられたものとみなします。

(注3) その給付される額

社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(2) 当会社は、この特約により保険金を支払う場合は、普通保険約款賠償責任条項第15条(支払保険金の計算一対人賠償)(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(1) 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。



= 保険金の額

(注1) 自賠責保険等によって支払われる金額

被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(注2) 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合

記名被保険者以外の被保険者の責に帰すべき事由により同制度によって給付が受けられない場合は、給付が受けられたものとみなします。

(注3) その給付される額

社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

レンタカーの対物賠償保険に関する特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の条件をいずれも満たす場合に適用されます。

- ① 被保険自動車がレンタカー^(注)であること。
- ② 記名被保険者がレンタカー事業者であること。
- ③ この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用があること。

(注) レンタカー

道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条(有償貸渡し)第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第2条 (対物賠償保険等の特則)

(1) 当会社は、この特約により、記名被保険者の所有、使用または管理する財物^(注1)の滅失、破損または汚損について、被保険自動車の借受人^(注2)が法律上の損害賠償責任を負担すること、または被害者救済費用^(注3)を負担することによって生じた損害に対しては、普通保険約款賠償責任条項第6条(保険金を支払わない場合—その3 対物賠償)①および被害者救済費用等補償特約第4条(保険金を支払わない場合)(5)①の規定は適用しません。

(注1) 記名被保険者の所有、使用または管理する財物
被保険自動車を除きます。

(注2) 被保険自動車の借受人

普通保険約款賠償責任条項第7条(被保険者の範囲—対人・対物賠償共通)に規定する被保険者をいい、被害者救済費用等補償特約の適用においては、同特約第5条(被保険者の範囲)に規定する被保険者をいいます。なお、記名被保険者の使用人、および記名被保険者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を除きます。

(注3) 被害者救済費用

被害者救済費用等補償特約第1条(用語の定義)に規定する被害者救済費用をいいます。

(2) 当会社は、この特約により、記名被保険者の所有、使用または管理する財物^(注1)の滅失、破損または汚損について、民法(明治29年法律第89号)第713条(責任能力)の規定を適用することにより、被保険自動車の借受人^(注2)に法律上の損害賠償責任がなかったと当会社が認める場合は、それによって心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約第5条(被保険者の範囲)に規定する被保険者に生じた損害に対しては、同特約第4条(保険金を支払わない場合)(1)③の規定中「いずれか」とあるのを「①」と読み替えたうえで、その規定は適用しません。

(注1) 記名被保険者の所有、使用または管理する財物
被保険自動車を除きます。

(注2) 被保険自動車の借受人

普通保険約款賠償責任条項第7条(被保険者の範囲—対人・対物賠償共通)に規定する被保険者をいいます。なお、記名被保険者の使用人、および記名被保険者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を除きます。

対物賠償損害に関する 対物超過修理費用補償対象外特約 <対物超過対象外特約>

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条 (対物超過修理費用の取扱い)

当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第14条(費用)(3)の規定にかかわらず、被保険者が負担した対物超過修理費用は、これを損害の一部とみなしません。

第3条 (物損超過修理費用の取扱い)

(1) 当会社は、この特約により、被害者救済費用等補償特約第8条(費用)(3)の規定にかかわらず、被保険者が負担した物損超過修理費用は、これを損害の一部とみなしません。

(2) 当会社は、この特約により、心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約第7条(損害額の決定)(4)の規定にかかわらず、賠償義務者が負担した物損超過修理費用は、これを損害の一部とみなしません。

特

約

対物賠償損害に関する飲酒運転補償対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払わない場合－対物賠償）

当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）に定める被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、またはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、同条項第16条（支払保険金の計算－対物賠償）に定める保険金を支払いません。

対物賠償保険の対従業員所有車補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第6条（保険金を支払わない場合－その3 対物賠償）①の規定にかかわらず、被保険自動車の所有、使用または管理に起因して、記名被保険者の業務に従事中の使用人が所有する自動車^(注)を滅失、破損または汚損することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

（注）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

人身傷害に関する自動車・交通乗用具事故危険 補償特約（無保険車傷害危険補償付） <交通乗用具事故特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	<p>被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、次のいずれかに該当する者^(注1)が所有する自動車^(注2)を除きます。</p> <p>① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子</p> <p>（注1）保険証券に個人被保険者が記載されている場合は、次のいずれかに該当する者とします。</p> <p>① 記名被保険者 ② 個人被保険者 ③ 個人被保険者の配偶者 ④ 個人被保険者またはその配偶者の同居の親族 ⑤ 個人被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子</p> <p>（注2）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。</p>
競技等	<p>競技、競争、興行^(注1)、訓練^(注2)または試運転^(注3)をいいます。</p> <p>（注1）競技、競争または興行のための練習を含みます。</p> <p>（注2）自動車の運転資格を取得するための訓練を除きます。</p> <p>（注3）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。</p>

		次のいずれかに該当するものをいいます。
	分類	交通乗用具
	軌道上を走行する陸上の乗用具	<p>汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト、ガイドウェイバス</p> <p>(注1) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。</p> <p>(注2) ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。</p>
交通乗用具	軌道を有しない陸上の乗用具	<p>移動用小型車、遠隔操作型小型車（搭乗装置のあるものに限ります。）、自転車、トロリーバス、^人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用の車（車いす）、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。）</p> <p>(注1) 自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、幼児用または遊戯用の車両もしくはそりまたは遊具、スケートボード、原動機を用いないキックボード等は除きます。</p> <p>(注2) 自転車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（定義）第1項第11号の2に定める自転車をいいます。</p>
	空の乗用具	<p>航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン）、ハンググライダー、パラグライダー</p> <p>(注1) ドローンその他の無人航空機および模型航空機、気球、パラシュート等は除きます。</p> <p>(注2) 超軽量動力機とは、モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。</p>
	水上の乗用具	<p>船舶（ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートを含みます。）</p> <p>(注) 幼児用のゴムボート、ウインドサーフィン、サーフボード等は除きます。</p>
	その他の乗用具	<p>エレベーター、エスカレーター、動く歩道</p> <p>(注) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。</p>
個人被保険者		記名被保険者が法人である場合において、保険証券に個人被保険者として記載された、その法人の代表権を有する者1名をいいます。
他の自動車		被保険自動車以外の自動車をいいます。
賠償義務者		自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険者		この特約の補償の対象となる者をいいます。

保険金請求権者	<p>第3条(保険金を支払う場合－人身傷害) (1)に定める人身傷害事故または無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>① 被保険者 (注) ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。</p>
無保険自動車	<p>相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その明らかでない相手自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額^(注1)が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。</p> <p>① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合 ② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合 (注1) ③の場合に該当すると認められる自動車以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。 (注2) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。</p>
無保険車事故	<p>無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表1に掲げる後遺障害もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害^(注)が生じることをいいます。</p> <p>(注) その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。</p>

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項および無保険車傷害条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条(保険金を支払う場合－人身傷害)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、日本国内^(注1)において、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害^(注2)を被ること(以下「人身傷害事故」といいます。)によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、同条項および普通保険約款基本条項ならびに被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

- ① 自動車または交通乗用具の運行に起因する事故
- ② 自動車または交通乗用具の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車または交通乗用具の落下。ただし、被保険者がその自動車または交通乗用具の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注3)に搭乗中である場合に限ります。

(注1) 日本国内

次のいずれかに該当する船舶内および航空機内を含みます。

- ① 日本船舶または日本航空機
- ② 日本を出発して目的地(寄港する場合は、最初の寄港地とします。)に到着するまでの、①以外の船舶または航空機
- ③ 出発地(寄港する場合は、最後の寄港地とします。)から日本に到着するまでの、①以外の船舶または航空機

(注2) 傷害

ガス中毒を含み、次のものを含みません。

- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ② 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒による障害
- ③ 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

(注3) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1) の損害の額は、普通保険約款人身傷害補償条項第7条(損害額の決定)に定める損害の額とします。

第4条 (保険金を支払う場合－無保険車傷害)

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款無保険車傷害条項第2条(保険金を支払う場合)の規定を適用します。

第5条 (保険金を支払わない場合－人身傷害)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項第3条(保険金を支払わない場合－その1)および同条項第4条(保険金を支払わない場合－その2)に定める場合のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が、次のいずれかに該当する自動車に搭乗中の事故

ア. 次のいずれかに該当する者^(注1)が所有^(注2)または主として使用する他の自動車

(ア) 記名被保険者

(イ) 記名被保険者の配偶者

(ウ) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

イ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子^(注3)が所有^(注2)または主として使用する他の自動車を、その別居の未婚の子が自ら運転者として運転中の場合は、その自動車

② 被保険者が、その使用者の業務(家事を除きます。)のために、その使用者が所有^(注2)する他の自動車を運転している間に生じた事故

③ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで他の自動車もしくは交通乗用具を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で他の自動車もしくは交通乗用具を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等^(注4)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の自動車もしくは交通乗用具を運転している場合に生じた事故

④ 被保険者が、他の自動車または交通乗用具の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその自動車または交通乗用具に搭乗中に生じた事故

⑤ 被保険者が搭乗中の他の自動車を競技もしくは曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)のために使用すること、または被保険者が搭乗中の他の自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注5)すること。

(注1) 次のいずれかに該当する者

保険証券に個人被保険者が記載されている場合は、次のいずれかに該当する者とします。

ア. 記名被保険者

イ. 個人被保険者

ウ. 個人被保険者の配偶者

エ. 個人被保険者またはその配偶者の同居の親族

(注2) 所有

所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。

(注3) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

保険証券に個人被保険者が記載されている場合は、個人被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子とします。

(注4) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物を含みます。

(注5) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害による損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が交通乗用具を使用して競技等をしている間または競技等を行ふことを目的とする場所において、競技等に準じる方法・態様により交通乗用具を使用している間

② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを業務とする者またはこれらの者の者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、業務

- または実習のために船舶に搭乗している間
- ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機^(注)以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを業務とする被保険者が業務上搭乗している間
- ④ 被保険者が飛行機およびヘリコプター以外の空の乗用具に搭乗している間

(注) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機

定期便であると不定期便であるとを問いません。

(3) 当会社は、被保険者が業務として次のいずれかに該当する作業に従事中に、その作業に直接起因する事故によって被った傷害による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 交通乗用具への荷物等^(注)の積込み作業、交通乗用具からの荷物等^(注)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等^(注)の整理作業
- ② 交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業

(注) 荷物等

荷物、貨物等をいいます。

第6条 (保険金を支払わない場合－無保険車傷害)

当会社は、この特約により、普通保険約款無保険車傷害条項第3条(保険金を支払わない場合－その1)、同条項第4条(保険金を支払わない場合－その2)および同条項第5条(保険金を支払わない場合－その3)に定める場合のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで他の自動車を運転している場合、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で他の自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等^(注1)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の自動車を運転している場合に生じた事故
- ② 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその自動車に搭乗中に生じた事故
- ③ 被保険者が搭乗中の他の自動車を競技もしくは曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)のために使用すること、または被保険者が搭乗中の他の自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注2)すること。

(注1) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物を含みます。

(注2) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第7条 (被保険者の範囲－人身傷害)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項第5条(被保険者の範囲)に定める者のほか、次のいずれかに該当する者については、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗していない場合であっても、同条項における被保険者とします。

- ① 記名被保険者^(注2)
- ② 記名被保険者^(注2)の配偶者
- ③ 記名被保険者^(注2)またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者^(注2)またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ ①から④まで以外の者で、①から④のいずれかに該当する者が自ら運転者として使用中の他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中の者

(注1) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2) 記名被保険者

保険証券に個人被保険者が記載されている場合は、個人被保険者とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含まれません。

- ① 極めて異常かつ危険な方法で他の自動車または交通乗用具に搭乗中の者
- ② 業務として他の自動車を受託している自動車取扱業者

第8条 (被保険者の範囲－無保険車傷害)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款無保険車傷害条項第6条(被保険者の範囲)に定める者のほか、第7条(被保険者の範囲－人身傷害)(1)①から⑤のいずれかに該当する者については、被保険自動車の正規の

乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗していない場合であっても、同条項における被保険者とします。

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で他の自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

(3) (1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表1に掲げる後遺障害^(注)もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害^(注)が生じることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注) 後遺障害

その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第9条 (支払保険金の計算－無保険車傷害)

当会社は、この特約により、普通保険約款無保険車傷害条項第10条(支払保険金の計算)の規定にかかわらず、1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の②の額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

$$\boxed{\text{同条項第8条（損害額の決定）の規定により決定される損害額}} + \boxed{\text{同条項第9条（費用）の費用}} - \boxed{\text{次の①から⑤までの合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

① 自賠責保険等によって支払われる金額^(注1)

② 対人賠償保険等によって賠償義務者が同条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)

③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。

④ 同条項第8条の規定により決定される損害額および同条項第9条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額^(注3)で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

⑤ ①から④までのほか、第3条(保険金を支払う場合－人身傷害)(1)および第4条(保険金を支払う場合－無保険車傷害)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(保険金額、保険金日額等が定額である傷害保険、生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。)

(注1) 自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額

対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

(注3) 賠償義務者以外の第三者が負担すべき額

第三者と保険金請求権者との間で成立した合意により支払われる額を含みます。

第10条 (個別適用－人身傷害・無保険車傷害共通)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第11条 (航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合)

(1) 当会社は、この特約により、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないとときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が人身傷害事故によって死亡したものと推定します。

(2) (1)の場合、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、行方不明または遭難発生の状況を遅滞なく、書面等によって当会社に通知しなければなりません。

(3) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (保険金請求権者の義務－人身傷害)

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条(保険金を支払う場合－人身傷害)(1)の損害を被った場合、人身傷害事故の原因となった他の自動車または交通乗用具があるときは、保険金請求権者は、その自動車または交通乗用具の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係を書面等によって当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(1)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条 (他の特約との関係)

- (1) この保険契約に他車使用・管理危険補償特約が適用されている場合には、同特約第4条(保険金を支払う場合－人身傷害)または第5条(保険金を支払う場合－無保険車傷害)の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。
- (2) この保険契約に他車使用・管理危険補償特約(二輪・原付)が適用されている場合には、同特約第4条(保険金を支払う場合－人身傷害)または第5条(保険金を支払う場合－無保険車傷害)の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。
- (3) この保険契約にファミリーバイク特約(人身傷害なし)が適用されている場合には、同特約第4条(保険金を支払う場合－無保険車傷害)の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。
- (4) この保険契約にファミリーバイク特約(人身傷害あり)が適用されている場合には、同特約第4条(保険金を支払う場合－人身傷害)または第5条(保険金を支払う場合－無保険車傷害)の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

第14条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第13条(重大事由による解除)(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ② 第13条(2)および(5)②の規定中「人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」

人身傷害補償保険における従業員の 就業中危険補償対象外特約 <人身傷害就業中危険補償対象外特約>

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条 (就業中危険の取扱い)

当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項第2条(保険金を支払う場合)の規定^(注)にかかわらず、記名被保険者の業務(家事を除きます。)に従事中にその使用者が傷害を被ることによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

^(注) 普通保険約款人身傷害補償条項第2条(保険金を支払う場合)の規定
この保険契約に人身傷害に関する自動車・交通乗用具事故危険補償特約
(無保険車傷害危険補償付)が適用されている場合は、同特約第3条(保険金を支払う場合－人身傷害)の規定をいいます。

バスの人身傷害補償保険金支払に関する特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する自動車である場合に適用されます。

- ① 自家用バス
② 営業用バス

第2条（当会社の責任限度額等）

(1) 当会社の支払うべき保険金^(注)の総額は、この特約により、1回の事故につき、保険証券記載の1事故保険金額（以下「1事故保険金額」といいます。）を限度とします。

(注) 保険金

普通保険約款人身傷害補償条項第10条（傷害一時金）に定める傷害一時金を含みません。

(2) 普通保険約款人身傷害補償条項第9条（支払保険金の計算）の規定による被保険者1名ごとの保険金^(注)の合計額が、1事故保険金額を超える場合は、この特約により、次の算式によって、被保険者1名ごとに支払う保険金^(注)の額を決定します。

$$\frac{\text{被保険者1名ごとの保険金}^{(注)}\text{の額}}{\text{被保険者1名ごとの保険金}^{(注)}\text{の合計}} = \frac{\text{1事故保険金額}}{\text{被保険者1名ごとの保険金}^{(注)}\text{の合計}} = \text{被保険者1名ごとに支払う保険金}^{(注)}\text{の額}$$

(注) 保険金

普通保険約款人身傷害補償条項第10条（傷害一時金）に定める傷害一時金を含みません。

第3条（保険金の請求）

保険金^(注)の請求は、保険契約者を経由して行うものとします。

(注) 保険金

普通保険約款人身傷害補償条項第10条（傷害一時金）に定める傷害一時金を含みません。

人身傷害諸費用補償特約 <入院時諸費用特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。なお、普通保険約款人身傷害補償条項および同条項別紙で定義している用語については、その定義によります。

用語	定義
合計支払限度額	保険契約者または被保険者がこの特約の別表に規定するサービスを受けた結果、この特約により当会社が人身傷害諸費用保険金を支払うこととなる費用の額の合計額および当会社が支払うこととなる事故防止費用保険金の額を支払限度額から差し引いた額をいいます。
支払限度額	入院3日目において、10万円をいい、以後入院4日目からその日を含めて入院日数 ^(注) が10日ごとに10万円を増額した額 ^(注) をいいます。ただし、1回の対象事故について、180万円を限度とします。 (注1) 入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった傷害によって再入院した場合は、再入院の日数を含みます。 (注2) 入院日数 ^(注) に10日に満たない端日数が生じた場合には、その端日数に1万円を乗じた額を増額した額とします。
支払対象期間	入院3日目から被保険者の入院中および退院日からその日を含めて30日以内の期間 ^(注) をいいます。ただし、入院3日目からその日を含めて180日を超えない期間とします。 (注) 入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった傷害によって再入院した場合は、再入院中およびその退院日からその日を含めて30日以内の期間を含みます。
対象事故	普通保険約款人身傷害補償条項およびこれに適用される他の特約の規定により保険金支払の対象となる事故をいいます。
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項の適用がある場合で、次のいずれかに該当するときに適用されます。

- ① 保険証券にノンフリート契約である旨記載されている場合。ただし、別に定めるときを除きます。
② ①以外の場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているとき。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、対象事故により被保険者が3日以上入院した場合に、それにによって保険契約者または被保険者において必要となるこの特約の別表に規定するサービスを当会社が指定する業者から受けたことで保険契約者または被保険者に生じた費用に対して、この特約に従い、人身傷害諸費用保険金を支払います。
(2) (1)の規定にかかわらず、対象事故により被保険者が3日以上入院した場合に、それによって保険契約者または被保険者において必要となるこの特約の別表に規定するサービス^(注)を当会社が指定する業者以外の業者から受けたことで保険契約者または被保険者に生じた費用に対して、この特約に従い、人身傷害諸費用保険金を支払います。

(注) この特約の別表に規定するサービス
この特約の別表の1の③、④、⑤アおよび⑥ならびに同表の3の⑤のサービスは含みません。

- (3) (1)および(2)の費用は、保険契約者または被保険者からの領収証等の提出により、当会社に対してその支出目的、金額その他具体的な内容について明らかとされたものに限ります。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する場合には、人身傷害諸費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が入院している病院または診療所においてサービスの利用が許可されない場合
② サービスの利用により、被保険者の傷害がより重大となるおそれがあると医師が判断する場合

第5条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、普通保険約款人身傷害補償条項第5条（被保険者の範囲）に定める被保険者^(注)をいいます。

(注) 普通保険約款人身傷害補償条項第5条（被保険者の範囲）に定める被保険者
この保険契約に人身傷害に関する自動車・交通乗用具事故危険補償特約（無保険車傷害危険補償付）が適用されている場合は、同特約第7条（被保険者の範囲－人身傷害）に定める被保険者とします。

- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（人身傷害諸費用保険金の支払）

- (1) 当会社は、この特約の別表に規定するサービスに対して、この特約に従い、合計支払限度額の範囲内で人身傷害諸費用保険金を支払います。
(2) 支払限度額は、同一の対象事故において、被保険者本人にのみ帰属し、別の対象事故の支払限度額または他の被保険者の支払限度額を合算して合計支払限度額とすることはできません。
(3) 当会社は、この特約の別表に規定するサービスに対応する上限額を超えて人身傷害諸費用保険金を支払いません。
(4) 当会社は、支払対象期間を超えて受けたサービスによる第3条（保険金を支払う場合）(1)または同条(2)の費用に対しては、人身傷害諸費用保険金を支払いません。ただし、やむを得ない事情により別表の2および3に規定するサービスの利用が遅延した場合は、入院3日目からその日を含めて1年を超えない期間にそのサービスを受けたことで保険契約者または被保険者に生じた第3条(1)または同条(2)の費用に対しても、支払対象期間内に受けたサービスによる費用とみなして人身傷害諸費用保険金を支払います。

第7条（事故防止費用保険金の支払）

- (1) 当会社は、対象事故^(注1)により被保険者が3日以上入院した場合に、後付安全運転支援装置を購入することにより保険契約者または被保険者に生じた費用^(注2)に対して、この特約に従い、事故防止費用保険金を支払います。ただし、1回の対象事故につき、10万円を限度とします。

(注1) 対象事故

この保険契約に人身傷害に関する自動車・交通乗用具事故危険補償特約（無保険車傷害危険補償付）が適用されている場合は、自動車の運行に起因する事故および自動車の運行中の事故に限ります。

(注2) 費用

被保険自動車への取付けに係る費用を含みます。

- (2) この特約において後付安全運転支援装置とは、事故発生防止および事故発生時の損害の拡大防止を目的として被保険自動車に取り付ける次のいず

れかの装置として、当会社が認めたものをいいます。ただし、ドライブレコーダー機能を有する装置は除きます。

① 衝突警報装置

周囲の車両や障害物等を検知し、衝突の可能性がある場合に、視覚または音により運転者に報知する装置のことをいい、これに準じる物を含みます。

② 居眠り・脇見運転防止装置

居眠り、脇見等の運転者の状態を検知し、安全運転を継続できない可能性がある場合に、視覚または音により運転者に報知する装置のことをいい、これに準じる物を含みます。

③ 後方視界情報提供装置

後退時等に後方または側方の視界情報を提供する装置のことをいい、これに準じる物を含みます。

④ ペダル踏み間違い防止装置

ペダル踏み間違いによる発進時等の加速を抑制または防止する装置のことをいい、これに準じる物を含みます。

(3) (1) の費用は、保険契約者または被保険者からの領収証等の提出により、当会社に対してその支出目的、金額その他具体的な内容について明らかとされたものに限ります。

(4) 当会社は、支払対象期間を超えて後付安全運転支援装置を購入したことにより保険契約者または被保険者に生じた費用^(注)に対しては、事故防止費用保険金を支払いません。ただし、やむを得ない事情により支払対象期間を超えた場合を除きます。

(注) 費用

被保険自動車への取付けに係る費用を含みます。

第8条 (転院移送費用保険金の支払)

(1) 当会社は、対象事故により被保険者が3日以上入院し、かつ、次の条件をいずれも満たす場合に、それによって対象事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が入院している病院または診療所から、被保険者が指定し、かつ、当会社が承認する病院または診療所に被保険者を転院移送する必要が生じたときは、保険契約者または被保険者が負担した費用に対して、この特約に従い、転院移送費用保険金を支払います。ただし、1回の対象事故につき、100万円を限度とします。

① 対象事故で被った傷害により被保険者が意識障害や昏睡等症状が重篤なため、2日以上ICU(集中治療室)またはこれに類する治療室で救命救急医療または特定集中治療室管理に基づく治療^(注)を受けていること。

② 被保険者が入院している病院または診療所および転院先の病院または診療所が転院移送することについて承認していること。

(注) 救命救急医療または特定集中治療室管理に基づく治療

診療報酬の算定方法に定められる救命救急入院料または特定集中治療室管理料の対象となる治療をいいます。

(2) (1) の転院移送費用保険金の支払は、1回の対象事故につき、1回を限度とし、2回目以降については転院移送費用保険金を支払いません。

第9条 (現物による支払)

当会社は、保険契約者または被保険者が被った損害^(注)の全部または一部に対して、サービスの提供をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第12条(保険金の請求)の規定は適用しません。

(注) 保険契約者または被保険者が被った損害

第3条(保険金を支払う場合) (1) もしくは同条(2)の費用、第7条(事故防止費用保険金の支払) (1)の費用または第8条(転院移送費用保険金の支払) (1)の費用をいいます。

第10条 (事故発生時の義務)

(1) 保険契約者または被保険者が第3条(保険金を支払う場合)によりサービスを受ける場合には、保険契約者または被保険者は、受けようとするサービスの内容および被保険者の状況等について、サービスを受ける前に当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社は必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し、必要な説明または証明を求めるすることができます。

(2) 保険契約者または被保険者が第7条(事故防止費用保険金の支払)により後付安全運転支援装置を購入する場合には、保険契約者または被保険者は、購入する装置等について、あらかじめ当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社は必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し、必要な説明または証明を求めるすることができます。

(3) 保険契約者または被保険者が第8条(転院移送費用保険金の支払)により転院移送を行う場合には、保険契約者または被保険者は、被保険者の状

況等について、転院移送を行う前に当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社は必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し、必要な説明または証明を求めることができます。

- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)から(3)までのいずれかの規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて人身傷害諸費用保険金、事故防止費用保険金または転院移送費用保険金を支払います。
- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく事実と異なる通知もしくは説明をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて人身傷害諸費用保険金、事故防止費用保険金または転院移送費用保険金を支払いません。

第11条（支払対象期間の重複）

当会社は、原因または時を異にして発生した対象事故により支払対象期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねて人身傷害諸費用保険金を支払いません。

第12条（保険金の請求）

- (1) 第3条（保険金を支払う場合）(2)に規定する人身傷害諸費用保険金の請求権は、その費用が保険契約者または被保険者に生じた時または入院3日目のいずれか遅い時に発生し、これを行使できるものとします。
- (2) 第7条（事故防止費用保険金の支払）(1)に規定する事故防止費用保険金および第8条（転院移送費用保険金の支払）(1)に規定する転院移送費用保険金の請求権は、それぞれに規定する費用を保険契約者または被保険者が負担した時に発生し、これを行使できるものとします。

第13条（他の身体の障害または疾病の影響）

当会社は、次のいずれかに該当する事由により、対象事故による入院の期間が延長された場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

- ① 被保険者が第3条（保険金を支払う場合）による入院をした時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。
- ② 被保険者が第3条による入院をした後に、その原因となった対象事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと。
- ④ 正当な理由がなく保険契約者またはサービスを受けるべき者が被保険者に治療をさせなかつたこと。

第14条（この保険契約における人身傷害補償条項との関係）

当会社は、この特約が適用されている保険契約について、この特約により、人身傷害諸費用保険金、事故防止費用保険金または転院移送費用保険金を支払った場合は、普通保険約款人身傷害補償条項において、その損害に係る保険金は支払いません。

（注）その損害

第3条（保険金を支払う場合）(1)もしくは同条(2)の費用、第7条（事故防止費用保険金の支払）(1)の費用または第8条（転院移送費用保険金の支払）(1)の費用をいいます。

第15条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)③の規定中「人身傷害補償条項」とあるのは「人身傷害諸費用補償特約」
- ② 第22条(2)③および（注1）の規定中「損害の額」とあるのは「費用」

第16条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款人身傷害補償条項および基本条項の規定を準用します。

別表

1. 被保険者が入院している場合に利用できるサービス

	サービス名	サービス内容・条件	1事故・1被保険者あたりの上限額 ^(注1)
①	ホームヘルパー派遣サービス	次のいずれかに該当する場合に、家事を代行するためにホームヘルパー ^(注2) を家事従事者 ^(注3) の住居に派遣する役務の提供 ア. 被保険者のうち家事従事者が入院している場合 イ. 家事従事者 ^(注3) 以外の被保険者が入院し、家事従事者が看護のために被保険者に付き添う場合	1日あたり 25,000円
②	介護ヘルパー派遣サービス	次のいずれかに該当する場合に、介護ヘルパー ^(注4) を介護人 ^(注5) の住居に派遣する役務の提供 ア. 被保険者のうち介護人が入院している場合 イ. 介護人 ^(注5) 以外の被保険者が入院し、介護人 ^(注5) が看護のために被保険者に付き添う場合	1日あたり 25,000円
③	身の回り品レンタルサービス	被保険者が使用する映像・音楽再生機器、パソコン、ワープロ機器等当会社が認める身の回り品の賃貸業者からの賃貸品の提供。ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の規定する方法により提供する場合に限ります。	1機器について利用開始日から起算して1か月あたり 50,000円
④	DVDソフトレンタルサービス	被保険者が使用するDVDソフトの賃貸業者からの提供。ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の規定する方法により提供する場合に限ります。	利用開始日から起算して1か月あたり 10,000円
⑤	書籍・CD・DVDソフト等提供サービス	ア. 被保険者が使用する書籍、CD(コンパクトディスク)、DVDソフトおよび電子書籍専用端末の提供。ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の規定する方法により提供する場合に限ります。 イ. 病院または診療所に支払うテレビ等の電子機器の利用料の提供	利用開始日から起算して1か月あたりアおよびイを合計して 30,000円
⑥	フラワー提供サービス	被保険者の病室で使用する花卉 ^(注6) の提供。ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の規定する方法により提供する場合に限ります。	利用開始日から起算して1か月あたり 20,000円
⑦	差額ベッド代提供サービス	普通病室以外の病室を提供する役務の提供	普通病室への入院費用との差額について、1日あたり 20,000円
⑧	宿泊費用サービス	次のいずれかに該当する者が、被保険者が入院している病院または診療所を訪問する目的で利用する旅館、ホテル等の宿泊施設の利用の提供 ア. 被保険者の配偶者 イ. 被保険者の子 ウ. 被保険者の父母 エ. 被保険者の兄弟姉妹	1日あたり 10,000円

特

約

- (注1) 1事故・1被保険者あたりの上限額とは、通常の利用に基づく額をいいます。派遣場所が遠隔地であることに伴う追加の交通費や、派遣業者が一般的に規定している時間帯または期間以外の利用に伴う割増料を当会社が指定する業者から請求された場合には、そのうち当会社が妥当であると認めた額を加算した額を1事故・1被保険者あたりの上限額とみなします。
- (注2) ホームヘルパーとは、炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。
- (注3) 家事従事者とは、被保険者の住居において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。
- (注4) 介護ヘルパーとは、機能障害により介護が必要な者の日常生活の世話をを行うことを職業とする者をいいます。
- (注5) 介護人とは、機能障害により介護が必要な者の日常生活の世話を主として行う者をいいます。

2. 被保険者が退院後に利用できるサービス

	サービス名	サービス内容・条件	1事故・1被保険者あたりの上限額 <small>(注1)</small>
①	付添看護人派遣サービス	被保険者が入院した場合に、被保険者が退院後、被保険者の付添看護人 <small>(注2)</small> をその被保険者の住居に派遣する役務の提供	1日あたり 25,000円
②	退院お祝いサービス	被保険者が入院した場合に、被保険者が退院後、退院を祝う目的で行う祝宴費用 <small>(注3)</small> の提供	1回限り 100,000円

- (注1) 1事故・1被保険者あたりの上限額とは、通常の利用に基づく額をいいます。派遣場所が遠隔地であることに伴う追加の交通費や、派遣業者が一般的に規定している時間帯または期間以外の利用に伴う割増料を当会社が指定する業者から請求された場合には、そのうち当会社が妥当であると認めた額を加算した額を1事故・1被保険者あたりの上限額とみなします。
- (注2) 付添看護人とは、入院した者の身の回りの世話をを行うことを職業とする者をいいます。ただし、注射、点滴等の医療処置は行いません。
- (注3) 祝宴費用には、交通費および宿泊費を含み、祝宴の用に供しない物品または贈答品等に係る費用を含みません。

3. 被保険者が入院している場合および退院後のいずれも利用できるサービス

	サービス名	サービス内容・条件	1事故・1被保険者あたりの上限額 <small>(注1)</small>
①	福祉機器レンタルサービス	被保険者が傷害を被った場合に、傷害による支障を補完または軽減するために必要と認められる構造、装置または装備を有する機器または用具の賃貸業者からの賃貸品の提供	1機器について利用開始日から起算して 1か月あたり 60,000円
②	自宅掃除代行サービス	次のいずれかに該当する場合に、家事従事者 <small>(注2)</small> の住居を掃除する役務の提供 ア. 被保険者のうち家事従事者が入院した場合 イ. 家事従事者 <small>(注2)</small> 以外の被保険者が入院し、家事従事者が看護のために被保険者に付き添っている場合	1回あたり 100,000円
③	ベビーシッター派遣サービス	次のいずれかに該当する場合に、子供の身の回りの世話を代行するためベビーシッター <small>(注3)</small> を派遣する役務の提供もしくは子供を保育施設 <small>(注4)</small> に預け入れる役務の提供 ア. 被保険者のうち育児従事者が入院した場合 イ. 育児従事者 <small>(注5)</small> 以外の被保険者が入院し、育児従事者が看護のために被保険者に付き添っている場合	1日あたり 25,000円

④	ペットシッターサービス	<p>次のいずれかに該当する場合に、ペット^(注6)の世話を代行するためにペットシッター^(注7)を派遣する役務の提供またはペット^(注6)をペット専用施設^(注8)に預け入れる役務の提供</p> <p>ア. 被保険者のうち飼養従事者が入院した場合</p> <p>イ. 飼養従事者^(注9)以外の被保険者が入院し、飼養従事者が看護のために被保険者に付き添っている場合</p>	<p>1日あたり 25,000円</p>
⑤	お見舞い御礼提供サービス	<p>被保険者が入院した場合に、次のいずれかに該当する者を除く、入院中の被保険者を訪問した者等に対して、いわゆる快気祝いまたはお見舞い返し等、慣習として贈呈する物品の提供。ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の規定する方法により提供する場合に限ります。</p> <p>ア. 被保険者の配偶者</p> <p>イ. 被保険者の子</p> <p>ウ. 被保険者の父母</p> <p>エ. 被保険者の兄弟姉妹</p>	<p>120,000円 ただし、物品を受領する者1名あたり 12,000円 を限度とします。</p>
⑥	タクシー・駐車場費用サービス	<p>次のいずれかの目的で使用するタクシーを派遣する役務、および病院または診療所における駐車場の利用の提供。</p> <p>なお、タクシーの派遣の代替としての他の交通手段の利用を含みます。</p> <p>ア. 被保険者が入院している場合で、次のいずれかに該当する者が被保険者が入院している病院または診療所を訪問する目的</p> <p>(ア) 被保険者の配偶者</p> <p>(イ) 被保険者の子</p> <p>(ウ) 被保険者の父母</p> <p>(エ) 被保険者の兄弟姉妹</p> <p>イ. 被保険者が病院または診療所に通院^(注10)、退院または転院する目的</p>	<p>1利用あたり 20,000円 ただし、合理的な経路での移動および利用に限ります。</p>

(注1) 1事故・1被保険者あたりの上限額とは、通常の利用に基づく額をいいます。派遣場所が遠隔地であることに伴う追加の交通費や、派遣業者が一般的に規定している時間帯または期間以外の利用に伴う割増料を当会社が指定する業者から請求された場合には、そのうち当会社が妥当であると認めた額を加算した額を1事故・1被保険者あたりの上限額とみなします。

(注2) 家事従事者とは、被保険者の住居において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。

(注3) ベビーシッターとは、子供の身の回りの世話をを行うことを職業とする者をいいます。

(注4) 保育施設とは、保育所、ベビーホテル等、子供の身の回りの世話をを行うことを業とする施設をいいます。

(注5) 育児従事者とは、被保険者の住居において、子供の身の回りの世話を主として行う者をいいます。

(注6) ペットとは、被保険者が被保険者の住居において、愛玩動物または伴侶動物として飼養している犬、猫等をいいます。

(注7) ペットシッターとは、ペット^(注6)の散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話をを行うことを職業とする者をいいます。

(注8) ペット専用施設とは、ペット^(注6)が宿泊できる設備を整えたペットショップ、ペット美容室、動物病院またはペットホテルをいいます。

(注9) 飼養従事者とは、ペット^(注6)の散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話を主として行う者をいいます。

(注10) 通院には、入院中の他の病院または診療所への通院を含みます。

人身傷害補償保険における 傷害一時金補償対象外特約 <傷害一時金対象外特約>

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（傷害一時金の取扱い）

当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項第10条（傷害一時金）の規定にかかわらず、同条の傷害一時金を支払いません。

自損事故危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。
オンライン診療	公的医療保険制度の医科診療報酬点数表に定められるオンライン診療料の算定対象となる診療行為をいいます。
ギプス等	ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、P T B キャスト、P T B ブレース ^(注1) 、線副子等 ^(注2) およびハローベストをいいます。 (注1) 下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。 (注2) 上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
3大関節部分	上肢の肩関節、ひじ関節および手関節ならびに下肢の股関節、ひざ関節および足関節をいいます。
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
長管骨	上肢の上腕骨、 ^{とう} 横骨 ^{けい} および尺骨ならびに下肢の大脛骨、 ^{たい} 脛骨および腓骨をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条（定義）第3項に定める保有者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害^(注1) を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険自動車の運行に起因する事故
- ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下。ただし、被保険者が被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注2) に搭乗中である場合に限ります。

(注1) 傷害

ガス中毒を含み、次のものを含みません。

- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ② 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒による障害
- ③ 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

(注2) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等^(注)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害
- ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

(注) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物を含みます。

(2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等）に対しては、保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 被保険自動車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注3)すること。

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当会社は、自動車取扱業者が被保険自動車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 被保険自動車の保有者
- ② ①以外の者で、被保険自動車の運転者
- ③ ①および②以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1500万円^(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

(注) 1500万円

1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1500万円から既に支払った金額を差し引いた残額とします。

(2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第9条 (後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、この特約の別表の各等級に掲げる後遺障害が生じた場合は、同表の各等級に定める金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

(2) この特約の別表の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(3) 同一事故により、この特約の別表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次の額を後遺障害保険金として支払います。ただし、同一事故により、別表の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する、同表に規定する額と、次の①から④の規定による額のいずれか高い額を後遺障害保険金として支払います。

① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める金額

② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める金額

③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める金額。ただし、それぞれの金額の合計額が上記の金額に達しない場合は、その合計額とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に定める金額

(4) 既に後遺障害のある被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{この特約の別表に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に定める金額} - \frac{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に定める金額}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に定める金額}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

第10条 (医療保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を医療保険金として被保険者に支払います。

① 入院した場合

$$6,000\text{円} \times \text{入院日数} = \text{医療保険金の額}$$

② 通院した場合

$$4,000\text{円} \times \text{通院日数}^{(注)} = \text{医療保険金の額}$$

(注) 通院日数

①に該当する日数を除きます。

(2) (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) (1)②の通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位の治療により、その部位を固定するためにギプス等を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限ります。

- ① 長管骨または脊柱
- ② 長管骨に接続する3大関節部分
あつ
- ③ 肋骨または胸骨（体幹部を固定した場合に限ります。）
- ④ 頸骨または顎関節（線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）

(4) (1)の医療保険金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。
(5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して医療保険金を支払いません。

第11条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより、第3条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条（当会社の責任限度額等）

- (1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第8条（死亡保険金の支払）の規定による額とし、かつ、1500万円を限度とします。
- (2) 1回の事故につき、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第9条（後遺障害保険金の支払）および第11条（他の身体の障害または疾病的影響）の規定による額とし、かつ、2000万円を限度とします。
- (3) 当会社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第10条（医療保険金の支払）および第11条（他の身体の障害または疾病的影響）の規定による医療保険金を支払います。

第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (2)の規定の適用においては、第1条（用語の定義）「保険金」の定義に規定する医療保険金と医療保険金以外の保険金（死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。）とに区分して算出するものとします。

第14条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行えることができるものとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
- ③ 医療保険金については、被保険者が被った第3条（保険金を支払う場合）の傷害の治療が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

第15条（時効）

保険金請求権は、第14条（保険金の請求）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第17条（父母、配偶者または子に生じた損害に対する規定の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第13条（重大事由による解除）(2)(注3)および(5)(注2)の規定は適用しません。

第18条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第1条（用語の定義）「危険」の定義中「損害」とあるのは「傷害」
- ② 第1条「他の保険契約等」の定義中「この保険契約」とあるのは「この特約」
- ③ 第1条「保険金」の定義中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保

- 険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」
- ④ 第2条(保険責任の始期および終期)(3)、第3条(保険責任のおよび地域)、第4条(告知義務)(4)および(5)、第5条(通知義務)(4)、(5)および(7)、第7条(被保険自動車の譲渡)(2)、第8条(被保険自動車の入替)(3)、第13条(重大事由による解除)(1)①、(2)②、(3)および(5)(ただし、①の規定を除きます。)、第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(3)、(5)および(7)ならびに第20条(事故発生時の義務)⑩の規定中「損害」とあるのは「傷害」
- ⑤ 第13条(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ⑥ 第13条(2)および(5)②の規定中「人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ⑦ 第25条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)の規定中「人身傷害または無保険車傷害」とあるのは「自損傷害」
- ⑧ 第25条(1)の規定中「第23条(保険金の請求)」とあるのは「第23条(保険金の請求)およびこの特約第14条(保険金の請求)」

別表 後遺障害等級表

1. 介護をする後遺障害

等級	介護をする後遺障害	保険金支払額
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護をするもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護をするもの	2000万円
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、隨時介護をするもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、隨時介護をするもの	1500万円

2. 1. 以外の後遺障害

等級	後 遺 障 害	保険金支払額
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全廃したるもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したるもの	1500万円
第2級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの ② 両眼の視力が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	1295万円
第3級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの	1110万円
第4級	① 両眼の視力が0.06以下になったもの ② 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すものの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦ 両足をリストラン関節以上で失ったもの	960万円

第5級	<p>① 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの</p>	825万円
第6級	<p>① 両眼の視力が0.1以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すものの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑧ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの</p>	700万円
第7級	<p>① 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの ⑦ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧ 1足をリストラン関節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すものの ⑩ 1下肢偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の睾丸を失ったもの</p>	585万円
第8級	<p>① 1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの</p>	470万円

特

約

第9級	<p>① 両眼の視力が0.6以下になったもの ② 1眼の視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すものの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの </p>	365万円
第10級	<p>① 1眼の視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの ⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの </p>	280万円
第11級	<p>① 両眼的眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの </p>	210万円

第12級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎮骨、胸骨、肋骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1手のこ指を失ったもの ⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの 	145万円
第13級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまつげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑩ 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 	95万円
第14級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまつげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの ⑨ 局部に神経症状を残すもの 	50万円

注1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定します。

注2 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

注3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

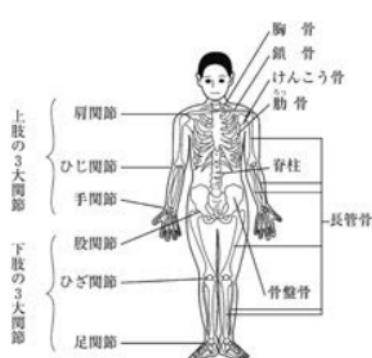
注4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

特

約

注5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注6 関節などの説明図



自損事故危険補償特約における従業員の就業中危険補償対象外特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に自損事故危険補償特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条 (就業中危険の取扱い)

当会社は、この特約により、自損事故危険補償特約第3条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中にその使用人が被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

人身傷害補償特約（定額払） <人身傷害補償保険（定額払）>

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。
オンライン診療	公的医療保険制度の医科診療報酬点数表に定められるオンライン診療料の算定対象となる診療行為をいいます。
ギプス等	ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）、固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース ^(注1) 、線副子等 ^(注2) およびハローベストをいいます。 (注1) 下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。 (注2) 上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
3大関節部分	上肢の肩関節、ひじ関節および手関節ならびに下肢の股関節、ひざ関節および足関節をいいます。
長管骨	上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大脛骨、脛骨および腓骨をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条（定義）第3項に定める保有者をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害^(注)を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払いま

す。

- (1) 被保険自動車の運行に起因する事故
- (2) 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下

(注) 傷害

ガス中毒を含み、次のものを含みません。

- (1) 曰射、熱射または精神的衝動による障害
- (2) 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒による障害
- (3) 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第4条 (保険金を支払わない場合ーその1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等^(注)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害
- (3) 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
- (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

(注) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物を含みます。

(2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等)に対しては、保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (4) (3)に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (5) ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (6) 被保険自動車を競技もしくは曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注3)すること。

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第6条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者
- (2) ①以外の者で、被保険自動車の保有者
- (3) ①および②以外の者で、被保険自動車の運転者

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、(1)②の保有者または③の運転者は、これらの者が被保険自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により身体

に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含みます。

- (3) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
 - ② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）の全額^(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

〔注〕 保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）の全額

1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額とします。

- (2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第9条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表1に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{普通保険約款別表1に掲げる後遺障害に該当する等級に対するこの特約の別表1の保険金支払割合}} = \boxed{\text{後遺障害保険金の額}}$$

- (2) 普通保険約款別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- (3) 同一事故により、普通保険約款別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。ただし、同一事故により、普通保険約款別表1の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、保険金額にその後遺障害に該当する等級に対するこの特約の別表1の保険金支払割合を乗じた額と、保険金額に次の①から④までの規定による保険金支払割合を乗じた額のいずれか高い額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対するこの特約の別表1の保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対するこの特約の別表1の保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対するこの特約の別表1の保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対するこの特約の別表1の保険金支払割合

- (4) 既に後遺障害のある被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{普通保険約款別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対するこの特約の別表1の保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対するこの特約の別表1の保険金支払割合}} = \boxed{\text{後遺障害保険金の額}}$$

- (5) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

第10条（医療保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、そ

の直接の結果として、治療を要した場合は、次の金額を医療保険金として被保険者に支払います。

- (1) 入院または通院した治療日数の合計が3日以上の場合は、傷害を被った部位およびその症状に応じ、この特約の別表2に定める金額
- (2) 入院または通院した治療日数の合計が2日以下の場合は、1回の事故につき、1万円

(2) (1) の治療日数には、次の日数を含みます。

- (1) 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号) 第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数

- (2) 被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位の治療により、その部位を固定するためにギプス等を常時装着したときは、その装着日数。ただし、医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限ります。

ア. 長管骨または脊柱

イ. 長管骨に接続する3大関節部分

ウ. 肋骨または胸骨(体幹部を固定した場合に限ります。)

エ. 頸骨または頸関節(線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。)

(注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) (1) ①の場合において、この特約の別表2の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したものとみなします。

(4) (1) ①の場合において、同一事故により被った傷害の部位およびその症状が、この特約の別表2の複数の項目に該当するときは、当会社は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額を医療保険金として支払います。この場合において、当会社が既に低い金額で医療保険金を支払っていたときは、当会社は、支払われるべき高い金額から既に支払った医療保険金の額を差し引いて、その残額を支払います。

(5) 当会社が(1) ①の医療保険金を支払う場合において、既に(1) ②の医療保険金を支払っていたときは、当会社は、(1) ①の金額から既に支払った(1) ②の金額を差し引いて、その残額を支払います。

第11条(他の身体の障害または疾病的影響)

(1) 被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療させなかつたことにより、第3条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条(当会社の責任限度額等)

(1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第8条(死亡保険金の支払)、第9条(後遺障害保険金の支払)および第11条(他の身体の障害または疾病的影響)の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第10条(医療保険金の支払)および第11条(他の身体の障害または疾病的影響)の規定による医療保険金を支払います。

(3) (1) および(2)の規定にかかわらず、被保険自動車の用途車種が、自家用バスまたは営業用バスである場合は、当会社の支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金ならびに医療保険金の総額は、1回の事故につき、次の額を限度とします。

- ① 死亡保険金および後遺障害保険金については、保険証券記載の1事故保険金額(以下「1事故保険金額」といいます。)。この場合、(1)の規定による被保険者1名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の合計額が、1事故保険金額を超えるときは、次の算式によって、被保険者1名ごとに支払う死亡保険金および後遺障害保険金の額を決定します。

$$1\text{事故保険金額} \times \frac{\begin{array}{c}\text{被保険者1名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の額} \\ \hline \text{被保険者1名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の合計額}\end{array}}{\text{被保険者1名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の合計額}} = \begin{array}{c}\text{被保険者1名ごとに支払う死亡保険金および後遺障害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

② 医療保険金については、次の算式によって算出した医療保険金1事故限度額

$$100\text{万円} \times \frac{\begin{array}{c}\text{1事故保険金額} \\ \hline \text{被保険者1名ごとの保険証券記載の保険金額}\end{array}}{\text{被保険者1名ごとの保険証券記載の保険金額}} = \begin{array}{c}\text{医療保険金} \\ \hline \text{1事故限度額}\end{array}$$

この場合、(2)の規定による被保険者1名ごとの医療保険金の合計額が、医療保険金1事故限度額を超えるときは、次の算式によって、被保険者1名ごとに支払う医療保険金の額を決定します。

$$\begin{array}{c}\text{医療保険金} \\ \hline \text{1事故限度額}\end{array} \times \frac{\begin{array}{c}\text{被保険者1名ごとの医療保険金の額} \\ \hline \text{被保険者1名ごとの医療保険金の合計額}\end{array}}{\text{被保険者1名ごとの医療保険金の合計額}} = \begin{array}{c}\text{被保険者1名ごとに} \\ \hline \text{支払う医療保険金の額}\end{array}$$

第13条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 医療保険金については、被保険者が治療を開始した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険自動車の用途車種が、自家用バスまたは営業用バスである場合は、保険金の請求は、保険契約者を経由して行うものとします。

第14条（時効）

保険金請求権は、第13条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第16条（父母、配偶者または子に生じた損害に対する規定の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第13条（重大事由による解除）(2)(注3)および(5)(注2)の規定は適用しません。

第17条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第1条（用語の定義）「危険」の定義中「損害」とあるのは「傷害」
- ② 第1条「他の保険契約等」の定義中「この保険契約」とあるのは「この特約」
- ③ 第1条「保険金」の定義中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」
- ④ 第2条（保険責任の始期および終期）(3)、第3条（保険責任のおよぶ地域）、第4条（告知義務）(4)および(5)、第5条（通知義務）(4)、(5)および(7)、第7条（被保険自動車の譲渡）(2)、第8条（被保険自動車の入替）(3)、第13条（重大事由による解除）(1)①、(2)②、(3)および(5)（ただし、①の規定を除きます。）第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)、(5)および(7)ならびに第20条（事故発生時の義務）⑩の規定中「損害」とあるのは「傷害」
- ⑤ 第13条(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ⑥ 第13条(2)および(5)②の規定中「人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ⑦ 第25条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)の規定中「人身傷害または無保険車傷害」とあるのは「この特約」
- ⑧ 第25条(1)の規定中「第23条（保険金の請求）」とあるのは「第23条（保険金の請求）およびこの特約の第13条（保険金の請求）」

別表1 後遺障害等級別保険金支払割合表

等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

別表2 医療保険金支払額表

(単位：万円)

部位\症状	打撲 捻挫 挫傷 擦過創 (傷)	挫創 挫滅創 切創 刺創 裂創 熱傷	骨折 脱臼 (手術なし)	骨折 脱臼 (手術あり)	欠損 切断
頭部	5	10	20	40	
顔面部 (歯牙を除く)	5	10	20	40	20
歯牙	5				10
頸部	5	10	20	40	
体幹部 (胸・腹・背・腰)	5	10	20	40	
上肢 (手指を除く)	5	10	15	30	80
手指	5	10	10	25	25
下肢 (足指を除く)	5	10	20	50	85
足指	5	10	10	20	20

部位\症状	神經・韌帶・筋・腱の損傷 または断裂 (脊髄損傷を除く)	脊髄損傷	脳挫傷 頭蓋内・眼球内・胸腔内・腹腔内の出血 または血腫	臓器・眼球の破裂または損傷
頭部	100		100	
顔面部 (歯牙を除く)	40		30	45
歯牙				
頸部	50	100		
体幹部 (胸・腹・背・腰)	50	100	40	60
上肢 (手指を除く)	35			
手指	20			
下肢 (足指を除く)	35			
足指	15			

注1 「疑い」の診断名の場合は、一律5万円とします。

注2 上記の表における「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メ

スなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。

注3 上記の表における「上肢」の範囲は、肩関節から手関節までとします。

注4 上記の表における「下肢」の範囲は、股関節からリストラン関節までとします。

人身傷害補償特約（定額払）における 医療保険金の2倍支払特約 <人身傷害（定額払）医療保険金2倍特約>

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に人身傷害補償特約（定額払）が適用されている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（医療保険金の倍額払）

当会社は、この特約により、人身傷害補償特約（定額払）第10条（医療保険金の支払）の規定により支払われる医療保険金の額を2倍にして被保険者に支払います。

第3条（読み替規定）

この特約が適用される場合において、人身傷害補償特約（定額払）第12条（当会社の責任限度額等）(3)②の規定中「100万円」とあるのは「200万円」と読み替えるものとします。

人身傷害補償特約（定額払）における 医療保険金補償対象外特約 <人身傷害（定額払）医療保険金補償対象外特約>

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に人身傷害補償特約（定額払）が適用されている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（医療保険金の取扱い）

当会社は、この特約により、人身傷害補償特約（定額払）第10条（医療保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、同条(1)の医療保険金を支払いません。

人身傷害補償特約（定額払）における 従業員の就業中危険補償対象外特約 <人身傷害（定額払）就業中危険補償対象外特約>

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に人身傷害補償特約（定額払）が適用されている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（就業中危険の取扱い）

当会社は、この特約により、人身傷害補償特約（定額払）第3条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中にその使用人が被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

車両危険限定補償特約 <エコノミー>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
当て逃げ	被保険自動車と被保険自動車以外の自動車との衝突または接触によって被保険自動車に損害が生じた場合で、その被保険自動車以外の自動車の登録番号等 ^(注) ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認できないときをいいます。 (注) 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

	次のいずれかに該当するものをいいます。
分類	陸上の乗用具
軌道上を走行するもの	汽車、電車、気動車
軌道を有しないもの	自転車 ^(注1) 、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車 ^(注2) 、乳母車、ベビーカー、歩行補助車 ^(注3) 、搭乗型移動支援ロボット ^(注4) 、キックボード、遊具
陸上の乗用具	(注1) 自転車とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条(定義)第1項第11号の2に定める自転車をいいます。 (注2) 歩行補助車は、原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。 (注3) 搭乗型移動支援ロボットとは、車輪が付いているもので、かつ、人が乗用する可動式のものをいいます。 (注4) 遊具は、車輪が付いているもので、かつ、専ら遊戯を目的に人が乗用する可動式のものに限ります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、被保険自動車に生じた次のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款車両条項および基本条項ならびに被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

① 被保険自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって被保険自動車が被爆した場合の損害

② 盗難によって生じた損害

③ 騒擾または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害

④ 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害

⑤ 落書、いたずらまたは窓ガラスの破損の損害^(注)

⑥ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害は、次のいずれかに該当するものとの衝突または接触によって生じた損害に限ります。

ア. 自動車

イ. 陸上の乗用具

ウ. 人または動物

⑦ ⑥アからウまでのいずれかに該当するものとの衝突または接触によって生じた損害

⑧ ①から⑦までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、被保険自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被保険自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

(注) いたずらまたは窓ガラスの破損の損害

いたずらの損害には、被保険自動車の運行によって生じた損害を除きます。また、窓ガラスの破損の場合は、そのガラス代金とします。

第4条 (読み替規定)

この特約が適用される場合において、普通保険約款基本条項第20条(事故発生時の義務)④および同条項第23条(保険金の請求)(2)③の規定中「盗難」とあるのは「盗難または当て逃げ」と読み替えるものとします。

車両危険限定補償特約における

当て逃げ危険補償対象外特約

<エコノミー当て逃げ危険補償対象外特約>

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

特

約

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車をいいます。ただし、その登録番号等 ^(注) ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認できる自動車に限ります。 (注) 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その販主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に車両危険限定補償特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条（車両危険限定補償特約の読み替え）

(1) 当会社は、この特約により、車両危険限定補償特約第3条（保険金を支払う場合）⑥および⑦の規定を、以下のとおり読み替えて適用します。

- 〔
- ⑥ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害は、相手自動車との衝突または接触によって生じた損害に限ります。
- ⑦ 次のいずれかに該当するものとの衝突または接触によって生じた損害
 - ア. 相手自動車
 - イ. 陸上の乗用具
 - ウ. 人または動物
- 〕

(2) 当会社は、この特約により、車両危険限定補償特約第3条（保険金を支払う場合）(注)の規定中「生じた損害」とあるのは「生じた損害および被保険自動車と被保険自動車以外の自動車との衝突または接触によって生じた損害」と読み替えて適用します。

第4条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、被保険自動車と相手自動車との衝突または接触によって生じた損害に対して保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）(2)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真（画像データを含みます。以下同様とします。）を当会社に提出しなければなりません。

- ① 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
- ② 被保険自動車の損傷部位の写真
- ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

第5条（読み替え規定の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、車両危険限定補償特約第4条（読み替え規定）の規定は適用しません。

地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約 <地震・噴火・津波車両全損一時金特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
原動機のシリンダー	エンジンの内部部品であり、燃焼室を構成する筒状の部品をいいます。
サイドシル	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ドア開口部の下端部を構成する部品をいいます。
サスペンション	自動車が走行中に車輪を通じて路面から受ける衝撃や振動を緩和する緩衝機構と、アクスル（車軸）と車体を連結しているリンク機構を一括してサスペンションといい、この特約ではそれらの機構を構成する部品の総称をいいます。
車体底部	モノコックボデーの場合、自動車のボデーを構成する一部であり、フロア部分の総称をいいます。フレーム式ボデーの場合、骨組みであるフレーム自体の下面部分および自動車のボデーのフロア部分の総称をいいます。

ピラー	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ルーフを支える窓柱部分をいいます。
フレーム	自動車を走行させるために必要な動力伝達装置、サスペンション、かじ取り装置および制動装置を取り付けるための車体をいいます。
フレーム式ボデー	フレームとボデーが分離構造となっているものをいいます。
フロア	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、車体の床板部分をいいます。
ボデー	自動車の車体のことをいいます。
モノコックボデー	フレームとボデーが一体構造となっているものをいいます。
ルーフ	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、屋根部分をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、次のいずれかに該当する事由によって被保険自動車に損害が生じ、全損となった場合には、被保険者が臨時に必要とする費用に対し、1回の事故について、50万円^(注1)を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金として支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 50万円

保険金額^(注2)が50万円に満たない場合は、保険金額^(注2)を限度とします。

(注2) 保険金額

車両保険契約における保険証券記載の保険金額をいいます。

(2) この特約において全損とは、被保険自動車の損害の状態が次のいずれかに該当する場合をいいます。なお、被保険自動車について①から④までに掲げる部品の名称が異なる場合は、その部品と同一箇所にある同等の機能を有する部品について判定します。

- ① 次の条件をいずれも満たす場合
 - ア. ルーフに著しい損傷^(注)が生じたこと。
 - イ. 3本以上のピラーに折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
 - ウ. 前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスに損傷が生じたこと。
- ② 次の条件をいずれも満たす場合
 - ア. 2本以上のピラーに折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
 - イ. サイドシルに折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
 - ウ. 座席に著しい損傷^(注)が生じたこと。
- ③ 次のいずれかに該当する損傷が生じ、走行が困難な場合
 - ア. 前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷^(注)
 - イ. 後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷^(注)
 - ウ. 前の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷^(注)
 - エ. 後の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷^(注)
- ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 原動機のシリンダーに著しい損傷^(注)が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合
 - イ. 電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷^(注)が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合
- ⑤ 流失または埋没し、発見されなかった場合
- ⑥ 運転者席の座面を超える浸水を被った場合
- ⑦ 全焼した場合
- ⑧ ①から⑦までのほか、損傷を修理することができない場合で、廃車を行ったとき。

(注) 著しい損傷

それぞれの部品において、その一部の交換または補修では原状回復できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。

(3) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被保険自動車に損害が生じ、全損となった場合において、その損害を損害が生じる直前の状態^(注)に復旧する前に、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被保険自動車に損害が生じたときは、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被保険自動車に生じた損害に対しては、(1)の規定は適用しません。

(注) 損害が生じる直前の状態

構造、質、用途、規模、型、能力等において損害が生じる直前と同一の状態をいいます。

(4) 普通保険約款基本条項の被保険自動車の入替に関する規定により被保険自動車が入れ替えられた場合は、当会社は、被保険自動車ごとに(3)の規定を適用します。

第4条 (被保険者)

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第5条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)

イ. 被保険自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主^(注2)

ウ. アまたはイに定める者の法定代理人

エ. アまたはイに定める者の業務に従事中の使用人

オ. アまたはイに定める者の父母、配偶者^(注3)または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注4)

③ 核燃料物質^(注5)もしくは核燃料物質^(注5)によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑦ 詐欺または横領

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被保険自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 配偶者

婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(注4) 暴動

群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

第6条 (保険金の支払時期)

普通保険約款基本条項第24条（保険金の支払時期）(1)の確認をするため、調査^(注1)が不可欠な場合には、同条(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注2)からその日を含めて365日を経過する日までに地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

(注1) 調査

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生す

るものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第24条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査をいたします。

(注2) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

第7条 (被保険自動車が発見された場合の取扱い)

- (1) 第3条(保険金を支払う場合) (2) ⑤の規定に従い、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の請求を行った以後に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
- (3) 当会社は、(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、保険金の返還を請求することができます。ただし、被保険自動車の損害が第3条(2)の他の規定に該当する場合には、この規定は適用しません。

第8条 (普通保険約款および他の特約との関係)

- (1) この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合において、被保険自動車に生じた損害に対して同条項およびこれに適用される他の特約の規定により保険金が支払われるときは、当会社は、その損害に対しては、第3条(保険金を支払う場合)の規定は適用しません。
- (2) この特約の適用においては、当会社は、次の特約の規定は適用しません。
- ① 運転者本人・配偶者限定特約
 - ② 運転者従業員等限定特約
 - ③ 運転者の年齢条件に関する特約
- (3) 次の特約の適用においては、当会社は、この特約の規定は適用しません。
- ① 他車使用・管理危険補償特約
 - ② 臨時代替自動車補償特約

第9条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第13条(重大事由による解除) (4)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ② 第22条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (2) ⑦の規定中「車両条項第12条(全損時諸費用保険金) (1) に定める全損時諸費用保険金」とあるのは「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金」
- ③ 第23条(保険金の請求)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」

地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第3条(保険金を支払わない場合ーその1)③および⑥の規定にかかわらず、被保険自動車について次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対して、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第3条 (保険金の支払時期)

普通保険約款基本条項第24条(保険金の支払時期)(1)の確認をするため、調査^(注1)が不可欠な場合には、同条(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注2)からその日を含めて365日を経過する日までに保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

(注1) 調査

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における、普通保険約款基本条項第24条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査をいいます。

(注2) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

機械装着車に関する「車両損害」特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
付属機械装置	医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証に記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、被保険自動車に保険証券に明記された付属機械装置がある場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、保険証券に明記された付属機械装置については、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合に限り、損害に対して保険金を支払います。

(2) 当会社は、付属機械装置に生じた損害と被保険自動車の他の部分に生じた損害に対しては、それぞれ各別に普通保険約款車両条項第8条(損害額の決定)から第11条(支払保険金の計算)までの規定^(注)を適用し、損害に対して保険金を支払います。ただし、付属機械装置の損害に対しては、免責金額を差し引きません。

(注) 普通保険約款車両条項第8条(損害額の決定)から第11条(支払保険金の計算)までの規定

この保険契約に車両保険金の時価払特約が適用されている場合には、同特約第3条(損害額の決定)および第4条(支払保険金の計算)の規定を含みます。

工作用自動車のブーム補償対象外特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 被保険自動車が工作用自動車であること。
- ② この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。

第2条 (工作用自動車のブームに関する特則)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項に規定する被保険自動車にブーム部分を含めません。

(2) (1)のブーム部分とは、次の物をいいます。

- ① ブーム^(注)ならびに伸縮シリンダ、俯仰シリンダ、ワイヤロープ、フック等ブーム^(注)と機能上一体をなしている部分品およびブーム^(注)の機能上必要である部分品
- ② ①に定めるものに定着または装備されている次の物
 - ア. 使用の目的により交換装着する部分品および機械装置
 - イ. 安全装置および警報装置
 - ウ. 作動油および油脂類
 - エ. 配線、配管およびホース類
 - オ. その他定着または装備されている物

(注) ブーム
ジブを含みます。

全損時諸費用補償対象外特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条 (全損時諸費用の取扱い)

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第12条(全損時諸費用保険金)(1)の規定にかかわらず、同条(1)の全損時諸費用保険金を支払いません。

車両新価保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
協定新価保険 価額	保険契約者または被保険者と当会社が被保険自動車の新車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいい、被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額により定めます。
再取得	被保険自動車の代替として使用する自動車を新たに取得することをいい、所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
修理費	普通保険約款車両条項第9条(修理費)の修理費をいいます。
新規取得 自動車等	普通保険約款基本条項第8条(被保険自動車の入替)(1)①の新規取得自動車または同条(1)②の所有自動車をいいます。
新車の市場販売 価格相当額	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等(以下「車価表等」といいます。)に記載された初度登録後1年未満の価格をいいます。ただし、保険契約締結時において、車価表等に被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の自動車の記載がない場合は、車価表等に記載された初度登録後1年未満の被保険自動車と同等クラスの自動車の価格により定めるものとします。
他の保険契約等	普通保険約款車両条項第2条(保険金を支払う場合) ^(注) の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 (注) 第9条(再取得時諸費用保険金)に関しては、同条(1)とします。
ノーカウント 事故	この保険契約に適用される普通保険約款車両条項の免責金額ならびに次契約に適用するノンフリート等級別料率制度における等級係数および事故有係数適用期間の決定において、当会社が事故件数として数えない取扱いをしている事故をいいます。
被保険自動車の 価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいい、被保険自動車の所有者が該当します。
復旧	被保険自動車の代替として使用する自動車を再取得または被保険自動車を修理することをいいます。
復旧額	損害を受けた被保険自動車の復旧をするために実際に要した額をいいます。 (注) 再取得をした場合は、代替の自動車の車両本体価格および付属品ならびにこれらに係る消費税の額の合計額をいい、その他の税、ローンの金利、登録関係諸費用等を含みません。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次のいずれかに該当する場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険期間の末日が被保険自動車の初度登録^(注1) 年月から起算して61か月以内の場合
- ② 保険期間の末日が被保険自動車の初度登録^(注1) 年月から起算して61か月を超える場合は、保険契約締結時における被保険自動車の価額^(注2) が協定新価保険価額の50%以上に相当する額のとき。

(注1) 初度登録

被保険自動車が軽自動車である場合は、初度検査をいいます。

(注2) 保険契約締結時における被保険自動車の価額

保険期間が1年を超える場合は、最終保険年度における被保険自動車の価額をいいます。

第3条 (協定新価保険価額)

- (1) 当会社と保険契約者または被保険者は、協定新価保険価額を新価保険金額として定めるものとします。
- (2) 普通保険約款基本条項第8条(被保険自動車の入替)(1)①に定める自動車の新規取得の場合または同条(1)②に定める被保険自動車が廃車、譲渡もしくは返還された場合に、保険契約者が書面等により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときにおいて、保険期間の末日が新規取得自動車等の初度登録^(注) 年月から起算して61か月以内で

あるときは、(1)の規定により新規取得自動車等の新車の価額を定め、協定新価保険価額および新価保険金額を変更するものとします。

(注) 初度登録

被保険自動車が軽自動車である場合は、初度検査をいいます。

- (3) (2)の場合において、保険期間の末日が新規取得自動車等の初度登録^(注1)年月から起算して61か月を超えるときは、保険契約締結時における被保険自動車の価額^(注2)が新車保険価額の50%以上に相当する額のときに限り、当会社は、この特約の規定を適用します。

(注1) 初度登録

被保険自動車が軽自動車である場合は、初度検査をいいます。

(注2) 保険契約締結時における被保険自動車の価額

保険期間が1年を超える場合は、最終保険年度における被保険自動車の価額をいいます。

- (4) 当会社は、(2)の場合には、当会社が承認した日以後の期間に対して保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき当会社が支払う保険金の額は、普通保険約款車両条項第11条(支払保険金の計算)(1)の規定にかかわらず、次のとおりとします。ただし、保険証券記載の新価保険金額を限度とします。

① 被保険自動車の損傷を修理することができない場合で再取得をしたときは、復旧額

② 修理費が協定新価保険価額の50%以上^(注1)または保険契約締結時における被保険自動車の価額^(注2)以上となる場合で復旧をしたときは、復旧額

③ 被保険自動車の損傷を修理することができない場合で再取得をしなかったときは、保険契約締結時における被保険自動車の価額^(注2)

④ 修理費が保険契約締結時における被保険自動車の価額^(注2)以上となる場合で復旧をしなかったときは、保険契約締結時における被保険自動車の価額^(注2)

⑤ ①から④まで以外の場合は、普通保険約款車両条項第8条(損害額の決定)②の額から保険証券記載の免責金額^(注3)を差し引いた額

(注1) 修理費が協定新価保険価額の50%以上

被保険自動車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じていない場合を除きます。

(注2) 保険契約締結時における被保険自動車の価額

保険期間が1年を超える場合は、最終保険年度における被保険自動車の価額をいいます。

(注3) 免責金額

当会社が保険金を支払う事故^(注4)の発生の時の順によって定めます。

(注4) 当会社が保険金を支払う事故

ノーカウント事故を除きます。

- (2) (1)①または②の場合において、復旧額が保険契約締結時における被保険自動車の価額^(注)を下回るときは、次のとおりとします。

① 被保険自動車の損傷を修理することができない場合で再取得をしたときは、保険契約締結時における被保険自動車の価額^(注)

② 修理費が保険契約締結時における被保険自動車の価額^(注)以上となる場合で復旧をしたときは、保険契約締結時における被保険自動車の価額^(注)

③ 修理費が協定新価保険価額の50%以上となる場合で復旧をしたときは、(1)⑤に定める額または復旧額のいずれか高い額

(注) 保険契約締結時における被保険自動車の価額

保険期間が1年を超える場合は、最終保険年度における被保険自動車の価額をいいます。

- (3) 協定新価保険価額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合は、(1)および(2)の規定の適用においては、新車の市場販売価格相当額を協定新価保険価額および新価保険金額とします。

第5条 (復旧義務)

- (1) 第4条(支払保険金の計算)(1)①または②の規定により保険金の支払を受ける場合には、被保険自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に、次のいずれかに該当する者が復旧をしなければなりません。ただし、復旧をするに際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、復旧の期間につき、これを変更することができます。

① 被保険者^(注)

② 記名被保険者

(3) 記名被保険者の配偶者

(4) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(注) 被保険者

第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主をいいます。

(2) 保険契約者または被保険者^(注)は、復旧をした場合は、遅滞なく、書面等をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(注) 被保険者

第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主をいいます。

第6条(新車の価額を評価するための告知)

保険契約者または被保険者は、被保険自動車の協定新価保険価額を定める際に、当会社が被保険自動車の新車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第7条(この特約を適用しない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、この特約の規定は適用しません。

① 被保険自動車について盗難によって生じた損害。ただし、被保険自動車が発見された場合で、発見されるまでの間に被保険自動車に損害が生じたときを除きます。

② 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた損害
ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)
イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年^(注2)以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主

ウ. アおよびイに定める者の法定代理人

エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用者

オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年

以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第9条(再取得時諸費用保険金)

(1) 被保険者が第4条(支払保険金の計算)(1)①または②の規定による場合で再取得をしたときは、次の算式によって算出した額を再取得時諸費用保険金として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。

$$\boxed{\text{新価保険金額}} \times \boxed{10\%} = \boxed{\text{再取得時諸費用保険金の額}}$$

(2) 当会社は、(1)の規定によって支払うべき再取得時諸費用保険金と第4条(支払保険金の計算)に定める保険金の合計額が保険証券記載の新価保険金額を超える場合であっても、再取得時諸費用保険金を支払います。

(3) 再取得時諸費用保険金に関しては、他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき再取得時諸費用保険金の額を支払います。ただし、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ再取得時諸費用保険金を支払います。

(4) 再取得時諸費用保険金が支払われる場合は、当会社は、普通保険約款車両条項第12条(全損時諸費用保険金)(1)に定める全損時諸費用保険金は支払いません。この場合において、既に全損時諸費用保険金を支払っていたときは、その金額を差し引いて再取得時諸費用保険金を支払います。

第10条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当会社は、普通保険約款車両条項第14条（被害物についての当会社の権利）(1)の規定にかかわらず、再取得をしたことにより当会社が保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社には移転しません。

第11条（他の特約との関係）

次の特約の適用においては、当会社は、この特約の規定は適用しません。

- ① 被保険自動車の入替における自動補償特約
- ② 他車使用・管理危険補償特約
- ③ 臨時代替自動車補償特約

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款車両条項および基本条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第13条（重大事由による解除）(4)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ② 被保険自動車の復旧をしたときは、第23条（保険金の請求）(2)⑧の規定中「修理等に要する費用の見積書」とあるのは「売買契約書または修理に要した費用の請求書」

車両超過修理費用補償特約 <車両超過修理費用特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
車両超過修理費用	被保険自動車の修理費 ^(注1) が被保険自動車の保険金額を上回ると当会社が認めた場合における、被保険自動車の修理費 ^(注1) から被保険自動車の保険金額を差し引いた額をいいます。 (注1) 普通保険約款車両条項第9条（修理費）の修理費をいいます。ただし、被保険自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内 ^(注2) に被保険自動車の損傷を修理することによって必要となる修理費に限ります。 (注2) 修理に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、その期間を変更することができます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款車両条項および被保険自動車について適用される他の特約の規定により保険金支払の対象となる事故に伴い、被保険者が車両超過修理費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い車両超過修理費用保険金を支払います。

第4条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。

第5条（車両超過修理費用保険金）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項に定める保険金のほか、次の算式によって算出した額を車両超過修理費用保険金として被保険者に支払います。ただし、1回の事故につき、50万円を限度とします。

$$\text{車両超過修理費用} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{車両超過修理費用保険金の額}$$

- (2) 当会社は、普通保険約款車両条項第11条（支払保険金の計算）(3)の規定にかかわらず、同条項第8条（損害額の決定）の損害額および第10条（費用）の費用ならびに車両超過修理費用のうち、回収金^(注1)がある場合において、回収金^(注1)の額が被保険者の自己負担額^(注2)を超過するときは、当会社は、同条項第11条(1)および(2)に定める保険金の額ならびに(1)に定める車両超過修理費用保険金の額の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 回収金
第三者が負担すべき金額^(注3)で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(注2) 自己負担額
損害額および費用の額ならびに車両超過修理費用の合計額から、次の算式によって算出した額を差し引いた額をいいます。

普通保険約款車両条項第11条 (1) および (2) に定める保険金の額	+ (1) に定める車両 超過修理費用保険 金の額	+ 修理に伴って生じ た残存物がある場 合は、その価額
--	---------------------------------	-----------------------------------

(注3) 第三者が負担すべき金額
第三者と被保険者との間で成立した合意により支払われる額を含みます。

第6条 (被害物についての当会社の権利)

普通保険約款車両条項第14条 (被害物についての当会社の権利) (1) の規定にかかわらず、当会社が第5条 (車両超過修理費用保険金) の規定により保険金を支払った場合は、被保険自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第7条 (保険金の請求)

被保険者がこの特約に基づき保険金の支払を請求する場合は、修理の事実および日付を証明する客観的書類ならびに修理に要した費用の領収書を、普通保険約款基本条項第23条 (保険金の請求) (2) ⑩の書類または証拠として当会社に提出しなければなりません。

第8条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

車両保険の免責金額に関する特約 <車両免ゼロ特約>

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいい、被保険自動車の所有者が該当します。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。
- ② 車両保険契約における保険証券記載の免責金額が3万円または5万円であること。

第3条 (車両免責金額の取扱い－免責金額3万円および5万円の不適用)

被保険自動車と相手自動車との衝突または接触によって被保険自動車に生じた損害に対して、普通保険約款車両条項第11条 (支払保険金の計算) (1) ②または車両保険金の時価払特約第4条 (支払保険金の計算) (1) ②の規定により差し引かれるべき免責金額が3万円または5万円である場合は、当会社は、この特約により、その免責金額を差し引きません。ただし、被保険自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等^(注)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限ります。

(注) 登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第4条 (保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合)

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第23条 (保険金の請求) (2) ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書に代えて次の書類お

および写真^(注)を当会社に提出しなければなりません。

- ① 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
- ② 被保険自動車の損傷部位の写真^(注)
- ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真^(注)または資料

(注) 写真

画像データを含みます。

車両保険金の時価払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
全損	第3条（損害額の決定）(1)の損害額または普通保険約款車両条項第9条（修理費）の修理費が保険価額以上となる場合をいい、被保険自動車が盗難され、発見できなかつた場合を含みます。
ノーカウント事故	この保険契約に適用される普通保険約款車両条項の免責金額ならびに次契約に適用するノンフリート等級別料率制度における等級係数および事故有係数適用期間の決定において、当会社が事故件数として数えない取扱いしている事故をいいます。
被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいい、被保険自動車の所有者が該当します。
分損	第3条（損害額の決定）(1)の損害額および普通保険約款車両条項第9条の修理費がいずれも保険価額未満となる場合をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- ① 保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合
- ② この保険契約に運転代行受託自動車保険特約が適用されている場合

第3条（損害額の決定）

(1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、普通保険約款車両条項第8条（損害額の決定）の規定にかかわらず、保険価額によって定めます。

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険自動車の損傷を修理することができる場合には、次の算式によって算出した額を損害額とします。

$$\text{普通保険約款車両条項第9条（修理費）に定める修理費} - \text{修理に際し部分品を交換したために被保険自動車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害額}$$

第4条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、普通保険約款車両条項第11条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、次のとおりとします。ただし、保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

- ① 全損の場合は、保険価額
- ② 分損の場合は、第3条（損害額の決定）の損害額から保険証券記載の免責金額^(注1)を差し引いた額。ただし、保険金額が保険価額に達しない場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\left(\text{第3条の損害額} - \text{保険証券記載の免責金額}^{(注1)} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金の額}$$

(注1) 免責金額

当会社が保険金を支払う事故^(注2)の発生の時の順によって定めます。

(注2) 当会社が保険金を支払う事故

ノーカウント事故を除きます。

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、普通保険約款車両条項第10条（費用）の費用の額の合計額を支払います。ただし、同条③および④の費用は、

1回の事故につき、それぞれ10万円または保険金額の10%に相当する額のいずれか高い額を限度とします。

(3) 第3条(損害額の決定)の損害額および普通保険約款車両条項第10条(費用)の費用のうち、回収金^(注1)がある場合において、回収金^(注1)の額が被保険者の自己負担額^(注2)を超過するときは、当会社は(1)および(2)に定める保険金の額の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 回収金

第三者が負担すべき金額^(注3)で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(注2) 自己負担額

損害額および費用の額の合計額から(1)および(2)に定める保険金の額の合計額を差し引いた額をいいます。

(注3) 第三者が負担すべき金額

第三者と被保険者との間で成立した合意により支払われる額を含みます。

第5条(被害物についての当会社の権利)

この特約が適用される場合は、普通保険約款車両条項第14条(被害物についての当会社の権利)(1)中の「保険金額^(注)」および「保険金額」をそれぞれ「保険価額」と読み替えるものとします。

第6条(保険金額の調整)

(1) この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第11条(保険金額の変更)の規定は適用しません。

(2) 保険契約締結の際、この特約の保険金額が被保険自動車の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(3) 保険契約締結の後、被保険自動車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって、将来に向かって、この特約の保険金額について、減少後の被保険自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第7条(保険料の返還・保険金額の調整の場合)

(1) 第6条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第6条(保険金額の調整)(3)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、減額前の保険金額に対応する保険料と減額後の保険金額に対応する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条(普通保険約款との関係)

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第8条(被保険自動車の入替)(4)の規定は適用しません。

詐欺・横領危険「車両損害」補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいい、被保険自動車の所有者が該当します。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 被保険自動車がレンタカー^(注)またはリースカーであること。
- ② この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。

(注) レンタカー

道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条(有償貸渡し)第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第3条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第3条(保険金を支払わない場合ーその1)⑧の規定にかかわらず、被保険自動車の賃借人の行った詐欺または横領によって被保険自動車に生じた損害に対して保険金を支払います。

(注) 賃借人

賃借人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

第4条（費用）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第10条（費用）に規定する費用のほか、詐欺または横領にあった被保険自動車を引き取るために必要であって、保険契約者または被保険者が支出した費用を同条に定める費用に含めます。ただし、1回の事故につき、10万円または保険証券記載の保険金額の10%に相当する額のいずれか高い額を限度とします。

第5条（被害物についての当会社の権利の特則）

- (1) 被保険自動車の部分品または付属品が詐欺または横領にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その詐欺または横領にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第6条（詐欺・横領自動車の返還）

被保険自動車の貸借人の行った詐欺または横領によって被保険自動車に生じた損害に対して、当会社が保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第7条（事故発生時の義務および義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険自動車が詐欺または横領にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出なければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または詐欺もしくは横領の届出の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

車両盗難危険補償対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（車両盗難危険の取扱い）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）および第10条（費用）④ならびに被保険自動車について適用される他の特約の規定にかかわらず、被保険自動車について盗難によって生じた損害（発見されるまでの間に生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

二輪自動車に関する盗難危険補償特約 <二輪盗難危険補償特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
全損	被保険自動車の損傷を修理することができない場合または第9条（修理費）の修理費が保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）以上となる場合をいい、被保険自動車が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 ^(注) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
付属品	被保険自動車に定着または装備されている物をいい、 ① ナビゲーションシステム ^(注1) 、ETC車載器 ^(注2) 、ドライブレコーダー ^(注3) その他これらに準じる物を含みます。ただし、次の物を含みません。 ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 ^(注1) 自動車用電子式航法装置をいいます。 ^(注2) 有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。 ^(注3) 事故画像等を記録する車載型の装置をいいます。

分損	第9条(修理費)の修理費が保険金額未満となる場合をい ります。
----	------------------------------------

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車の用途車種が二輪自動車の場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、盜難によって被保険自動車に生じた損害^(注)に対して、被保険者に保険金を支払います。ただし、被保険自動車についてエンジンキーおよびホイールロック(U字型ロック、チェーンロックその他これらと同等以上の機能を有するものをいいます。)のいずれも施錠されている間に行われた窃盗または強盗によって被保険自動車に生じた盗取、損傷または汚損の損害に限ります。

(注) 盗難によって被保険自動車に生じた損害

発見されるまでの間に生じた損害を含み、窃盗または強盗の未遂によって生じた損害を除きます。

(2) 当会社は、(1)に規定する施錠を確認するために被保険者が当会社に対しすべての鍵を提出した場合(ダイヤル式の場合は、その番号を告げたときとします。)に限り、保険金を支払います。

(3) (1)の被保険自動車には、付属品を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合ーその1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)

イ. 所有权留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年^(注2)以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主

ウ. アおよびイに定める者の法定代理人

エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用者

オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)の場合における盗難

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の場合における盗難

④ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故の場合における盗難

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染の場合における盗難

⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故の場合における盗難

⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使の場合における盗難。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 所有权留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年

以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

第5条(保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険自動車が航空機または船舶によって輸送されている間(積込みまたは積下し中を含みます。)に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーポート^(注)である場合を除きます。

② 部分品または付属品のみの盗難によって生じた損害

③ 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害

(注) フェリーポート

官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者と同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

第6条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。

第7条（保険金額）

- (1) 当会社と保険契約者または被保険者は、保険契約締結時における被保険自動車の価額を保険金額として定めるものとします。
- (2) 保険金額が保険価額を著しく超える場合は、第8条（損害額の決定）および第11条（支払保険金の計算）の規定の適用においては、保険価額を保険金額とします。
- (3) 保険契約者または被保険者は、保険金額を定める際に、当会社が被保険自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第8条（損害額の決定）

当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、次のとおりとします。

- ① 全損の場合は、保険金額
② 分損の場合は、次の算式によって算出した額

$$\boxed{\text{第9条（修理費）に定める修理費}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{修理に伴って生じた残存物がある場合} \\ \text{は、その価額} \end{array}} = \boxed{\text{損害額}}$$

第9条（修理費）

第8条（損害額の決定）の修理費とは、損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第10条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入が得られなかつことによって被る損害は、対象となりません。

- ① 普通保険約款基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 普通保険約款基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 当会社が保険金を支払うべき損害により被保険自動車が自力で移動することができない場合には、次の費用の合計額
ア. 被保険自動車を損害発生の地から修理工場または当会社の指定する場所まで運搬するために要した費用
イ. アに定める場所まで被保険自動車を運転するために必要な仮修理の費用
ウ. 被保険自動車の損傷の修理完了後、被保険自動車を引き取るために必要であった費用
④ 盗難にあった被保険自動車を引き取るために必要であった費用のうち、③に定める費用以外の費用

第11条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とします。

- ① 全損の場合は、保険金額
② 分損の場合は、次の算式によって算出した額

$$\boxed{\text{第8条（損害額の決定）②の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、第10条（費用）の費用の額の合計額を支払います。ただし、同条③および④の費用は、1回の事故につき、それぞれ10万円または保険金額の10%に相当する額のいずれか高い額を限度とします。

- (3) 第8条（損害額の決定）の損害額および第10条（費用）の費用のうち、回収金^(注1)がある場合において、回収金^(注1)の額が被保険者の自己負担額^(注2)を超過するときは、当会社は(1)および(2)に定める保険金の額の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 回収金

第三者が負担すべき金額^(注3)で被保険者のために既に回収されたもののをいいます。

(注2) 自己負担額

損害額および費用の額の合計額から(1)および(2)に定める保険金の額の合計額を差し引いた額をいいます。

(注3) 第三者が負担すべき金額

第三者と被保険者との間で成立した合意により支払われる額を含みます。

第12条（現物による支払）

当会社は、被保険自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第13条（被害物についての当会社の権利）

(1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が保険金額^(注)に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の保険金額^(注)に対する割合によってその権利を取得します。

(注) 保険金額

第7条（保険金額）(2)の規定が適用される場合は、保険価額とします。

(2) 被保険自動車が盗難にあった後に発見されたにもかかわらず、その部分品または付属品のみが発見されなかった場合に、当会社がその損害に対し保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その部分品または付属品について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(3) (1) および(2)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第14条（盗難自動車の返還）

当会社が被保険自動車に生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第15条（他の特約との関係）

次の特約の適用においては、当会社は、この特約の規定は適用しません。

- ① 他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付）
- ② 臨時代替自動車補償特約

第16条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、同条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第1条（用語の定義）の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」
- ② 第4条（告知義務）の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ③ 第8条（被保険自動車の入替）の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ④ 第8条の規定中「同条項」とあるのは「同特約」
- ⑤ 第11条（保険金額の変更）の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ⑥ 第11条の規定中「同条項」とあるのは「同特約」
- ⑦ 第13条（重大事由による解除）(2)①の規定中「被保険者^(注1)が、(1)③のいずれかに該当すること」とあるのは「この特約の被保険者が、(1)③のいずれかに該当すること。ただし、この特約の被保険者と記名被保険者が同じ場合、または車両条項の適用がある場合を除きます」
- ⑧ 第13条(4)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ⑨ 第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)⑥および^(注2)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ⑩ 第22条(2)^(注2)の規定中「同条項」とあるのは「同特約」
- ⑪ 第23条（保険金の請求）の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」

ロードサービス費用補償特約 <ロードサービス特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運搬・引取費用	<p>次の費用をいいます。ただし、当会社が必要かつ妥当と認める費用に限ります。また、応急処置を要した場合において、それによって走行不能が解消された後に生じた費用を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none">① 走行不能発生の地において、走行不能を解消するために要した応急処置の費用② 合理的な経路および方法により、被保険自動車を走行不能発生の地から修理工場等^(注1)まで運搬するために要した費用

運搬・引取費用	<p>③ ②に規定する被保険自動車の運搬後、被保険自動車の損害または障害が復旧しない場合に、合理的な経路および方法により、被保険自動車を他の修理工場等まで運搬するために要した費用</p> <p>④ 被保険自動車の損害または障害の復旧後、合理的な経路および方法により、被保険自動車を引き取るために要した費用</p> <p>⑤ 盗難にあった被保険自動車を発見後、合理的な経路および方法により、被保険自動車を引き取るために要した費用</p>
	(注1) 修理工場または当会社の指定する場所をいい、電欠等が生じた自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。
	(注2) 被保険自動車を運搬するために要した費用または被保険者が自ら被保険自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費をいいます。
	(注3) 修理工場等が修理の一環として、サービスで行っている納車は、対象となりません。
	この特約の別表に掲げる応急処置をいいます。
帰宅・移動費用	合理的な経路および方法 ^(注1) により、被保険者が走行不能発生の地から次のいずれかに該当する地に移動するために負担した交通費 ^(注2) をいいます。ただし、当会社が必要かつ妥当と認める費用に限ります。
	① 居住地 ② 被保険自動車の出発地 ③ 被保険自動車の当面の目的地
	(注1) レンタカー ^(注3) の利用を除きます。
	(注2) 正当な理由がなくハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合は、その超過した金額を含みません。
	(注3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条(有償貸渡し)第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。
合理的な経路および方法	被保険自動車に生じた損害または障害の発生の日時、場所、被保険者の数、被保険自動車の積載物等の状況により、原則として、最短で到達できる経路およびその経路において利用する方法 ^(注) をいいます。 (注) 最短で到達できる経路およびその経路において利用する方法には、徒歩を含みます。
故障	被保険自動車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的事故をいいます。
故障損害	故障によって被保険自動車に生じた損害をいいます。
J A F	一般社団法人日本自動車連盟をいいます。
車両損害	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害をいいます。
宿泊費用	合理的な経路および方法による移動が困難で臨時に宿泊せざるを得なかったために、被保険者が走行不能発生の地のものよりのホテル等の宿泊施設 ^(注4) に宿泊するために負担した1泊分の客室料 ^(注2) をいいます。ただし、当会社が必要かつ妥当と認める費用に限ります。 (注1) 居住施設を除きます。 (注2) 飲食費用を含みません。
走行障害	この特約の別表の2に掲げる、次のいずれかに該当する事由によって被保険自動車に生じた走行上の障害をいいます。 ① キーの閉じ込み ② キーの電池切れ ③ スタック ④ タイヤの巻き込み ⑤ 電欠等 ⑥ 落輪、転落等
	被保険自動車が自力で走行できない状態をいい、盗難により使用できない状態および法令により走行が禁じられている状態を含みます。

他の保険契約等	第3条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
付属品	<p>次のいずれかに該当する物をいいます。</p> <p>① 被保険自動車に定着または装備されている物。ただし、次の物を含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 イ. 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ウ. 通常装飾品とみなされる物 エ. 保険証券に明記されていない付属機械装置^(注1) <p>② 被保険自動車に固定^(注2)されているカーナビゲーションシステム^(注3)、ETC車載器^(注4)、ドライブレコーダー^(注5)その他これらに準じる物。ただし、車室内でのみ使用することを目的とする場合に限ります。</p> <p>(注1) 医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証に記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。</p> <p>(注2) 被保険自動車から一時的に取りはずされて被保険自動車の室内にある状態を含みます。ただし、室内についてはトランク等隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。</p> <p>(注3) 自動車用電子式航法装置をいいます。</p> <p>(注4) 有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。</p> <p>(注5) 事故画像等を記録する車載型の装置をいいます。</p>
保険金	運搬・引取費用保険金、宿泊費用保険金または帰宅・移動費用保険金をいいます。
路面	通常、自動車の交通の用に供する道その他の場所の走行面をいいます。ただし、社会通念上自動車の走行に適さないと認められる範囲を除きます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- ① 記名被保険者が個人であり、かつ、保険証券にノンフリート契約である旨記載されている場合
- ② ①以外の場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているとき。

第3条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由により、被保険者が運搬・引取費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、運搬・引取費用保険金を支払います。

- ① 車両損害(盗難による場合を除きます。)、走行障害または故障損害に伴い走行不能が発生し、被保険自動車が修理工場等^(注)に入庫または運搬されること。ただし、被保険者が応急処置に係る費用のみを負担した場合は、被保険自動車が修理工場等^(注)に入庫または運搬されることを要しません。

- ② 被保険自動車の盗難。ただし、被保険自動車の一部が盗難にあった場合は、それに伴い走行不能が発生し、被保険自動車が修理工場等^(注)に入庫または運搬されること。

(注)修理工場等

修理工場または当会社の指定する場所をいい、電欠等が生じた自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由により、被保険者が宿泊費用または帰宅・移動費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、宿泊費用保険金または帰宅・移動費用保険金を支払います。

- ① 車両損害(盗難による場合を除きます。)、走行障害または故障損害に伴い走行不能が発生し、被保険自動車が修理工場等^(注1)に入庫または運搬されること。

- ② 被保険自動車の盗難。ただし、被保険自動車の一部が盗難にあった場合は、それに伴い走行不能が発生し、被保険自動車が修理工場等^(注1)に入庫または運搬されること。

- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害^(注2)を被り、その直接の結果として、死亡または入院すること。

ア. 被保険自動車の運行に起因する事故

イ. 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、

火災、爆発または被保険自動車の落下

(注1) 修理工場等
修理工場または当会社の指定する場所をいい、電欠等が生じた自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。

(注2) 傷害
ガス中毒を含み、次のものを含みません。
① 日射、熱射または精神的衝動による障害
② 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒による障害
③ 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)
 - イ. アに定める者の法定代理人
 - ウ. アに定める者の業務に従事中の使用人
 - エ. アに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 被保険自動車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注4)すること。

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する物に生じた損害によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品
- ② 付属品のうち被保険自動車に定着されていないもの。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。

③ 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等^(注1)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注2)

② ①に定める者の法定代理人

③ ①に定める者の業務に従事中の使用人

④ ①に定める者の父母、配偶者または子

(注1) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物を含みます。

(注2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(4) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① キーの紛失

② バッテリー上がりまたは被保険自動車の燃料切れ。ただし、電欠等、およびジャンピングによって復旧できないバッテリー上がりを除きます。

③ 次のいずれかに起因する故障

ア. エンジンの改造、車高の変更等法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造

イ. 自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使

④ 法令により有効な自動車検査証の交付が必要な場合において、被保険自動車について、その交付を受けていない間に発生した故障

(5) 当会社は、次のいずれかに該当する事由を直接の原因とする走行不能によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険自動車に走行不能の直接の原因となるべき損害が生じている場合を除きます。

① 路面以外の積雪

② 路面以外の降雨、降雪または融雪等による一時的な水たまりまたはぬかるみ

③ 路面以外の凍結

④ 路面以外の轍

⑤ 砂地、湿地、沼地その他これらに類する路面以外の軟弱な地盤

第5条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次の者とします。

① 運搬・引取費用保険金については、次のいずれかに該当する者

ア. 記名被保険者

イ. 被保険自動車の所有者^(注1)

ウ. 被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注2)に搭乗中の者^(注3)

② 宿泊費用保険金および帰宅・移動費用保険金については、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注2)に搭乗中の者^(注3)

(注1) 被保険自動車の所有者

次のいずれかに該当する者をいいます。

① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

(注2) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3) 搭乗中の者

一時的に被保険自動車から離れている者であって、走行不能が発生した前後の状況から判断して、被保険自動車に搭乗していたとみなされる者を含みます。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

① 被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者

② 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者

③ 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第6条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当会社の支払う運搬・引取費用保険金の額は、被保険者が負担した運搬・引取費用の額とします。ただし、15万円を限度とします。

(2) 1回の事故につき当会社の支払う宿泊費用保険金の額は、被保険者が負担した宿泊費用の額とします。ただし、被保険者1名につき、3万円を限度とします。

(3) 1回の事故につき当会社の支払う帰宅・移動費用保険金の額は、被保険者が負担した帰宅・移動費用の額とします。ただし、被保険者1名につき、5万円を限度^(注)とします。

(注) 5万円を限度

被保険者がタクシーを利用した場合または正当な理由がありハイヤーを利用した場合は、その1台に対し、5万円を限度とします。

(4) 運搬・引取費用、宿泊費用および帰宅・移動費用のうち、回収金^(注1)が

ある場合において、回収金^(注1)の額が被保険者の自己負担額^(注2)を超過するときは、当会社は、(1)から(3)に定める保険金の額からそれぞれその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 回収金

第三者が負担すべき金額^(注3)で被保険者のために既に回収されたものをおいいます。

(注2) 自己負担額

運搬・引取費用、宿泊費用および帰宅・移動費用から(1)から(3)に定める保険金の額をそれぞれ差し引いた額をおいいます。

(注3) 第三者が負担すべき金額

第三者と被保険者との間で成立した合意により支払われる額を含みます。

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に對してのみ保険金を支払います。

第8条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金の請求権は、被保険者が運搬・引取費用、宿泊費用または帰宅・移動費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(2)⑩に定める書類または証拠として、領収書等被保険者がこれらの費用を負担した事実、額等について確認できる客観的書類を当会社に提出しなければなりません。

第9条 (普通保険約款および他の特約との関係)

(1) 第3条(保険金を支払う場合)の規定により保険金を支払うべき損害に対して、普通保険約款車両条項第10条(費用)③または④の規定により保険金が支払われる場合は、当会社は、第3条の規定を優先して適用します。

(2) この特約の適用においては、当会社は、次の特約の規定は適用しません。

- ① 運転者本人・配偶者限定特約
- ② 運転者従業員等限定特約
- ③ 運転者の年齢条件に関する特約

(3) 次の特約の適用においては、当会社は、この特約の規定は適用しません。

- ① 他車使用・管理危険補償特約
- ② 他車使用・管理危険補償特約(二輪・原付)
- ③ 臨時代替自動車補償特約
- ④ ファミリーバイク特約(人身傷害なし)
- ⑤ ファミリーバイク特約(人身傷害あり)

第10条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに適用される特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第1条(用語の定義)「保険金」の定義中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」
- ② 第13条(重大事由による解除)(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ③ 第13条(4)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」

別表 応急処置一覧表

1. 車両損害

事由	説明	応急処置
① 衝突物への食い込み	被保険自動車が建物、自動車、ガードレール等に衝突し、それらに食い込んだ状態をいいます。	衝突物から被保険自動車を引き剥がします。 (注) 引き剥がしに伴い清掃作業を要した場合は、その実費および清掃用品代を含みます。
② 横転・転覆	被保険自動車が横倒しになつた状態または逆さまになつた状態をいいます。	クレーン等により、被保険自動車を引き起こします。

		タイヤに穴が開くこと、またはタイヤが裂けることをいいます。	被保険自動車のスペアとして利用できるタイヤへの交換、または応急処置の利用者が所有するタイヤパンク応急修理キットによる対応を行います。 (注1) パンクが敷地内で発生した場合の同敷地内に保管されているタイヤを含みます。 (注2) パンクの修理は行いません。
③	パンク		

2. 走行障害

事由	説明	応急処置
① キーの閉じ込み	キーが被保険自動車の車室内、荷室内、トランク内またはパニアケース内にあるまま施錠した状態をいいます。	解錠を行います。 (注1) キーの紛失を事由とする場合は、応急処置の対象となりません。 (注2) セキュリティ装置付の被保険自動車等の解錠は、対応できない場合があります。 (注3) キーの作製は行いません。
② キーの電池切れ	キーの電池切れにより、被保険自動車を解錠できない状態または被保険自動車を始動できない状態をいいます。	解錠または始動を行います。 (注1) 電池を交換する必要がある場合、電池代金の実費は、応急処置の利用者の負担とします。 (注2) セキュリティ装置付の被保険自動車等の解錠は、対応できない場合があります。
③ スタック	積雪、ぬかるみ等により、被保険自動車の駆動輪が空転した状態をいいます。	脱出するための作業を行います。 (注1) 路面以外におけるスタックは、応急処置の対象となりません。 (注2) タイヤチェーンの着脱、スノータイヤへの交換等は行いません。
④ タイヤの巻き込み	タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、被保険自動車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。	障害物等の除去を行います。
⑤ 電欠等	電気自動車である被保険自動車の電池切れ、および所定の場所以外における補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする被保険自動車の燃料切れをいいます。	電気自動車の電池切れの場合は、充電が可能な場所まで、天然ガス自動車等の燃料切れの場合は、燃料補給が可能な場所まで被保険自動車を運搬します。 (注) ガソリンまたは軽油を燃料とする被保険自動車の燃料切れは、応急処置の対象となりません。
⑥ 落輪、転落等	被保険自動車の一輪以上を路面以外の場所に踏み出した状態または踏み越えた状態をいいます。	クレーン等により、走行不能となる直前に走行していた路面に被保険自動車を引き戻します。

3. 故障損害

事由	説明	応急処置
① エンジン冷却水の不足	冷却水の漏れ等により冷却水が不足し、エンジンが異常に高温になる状態をいいます。	冷却水を補充します。 (注1) 補充する冷却水は現場で用意できる物とし、メーカー、グレード等の指定はできません。 (注2) 冷却水代金の実費は、応急処置の利用者の負担とします。
② 各種オイルの不足	オイルの漏れ等によりオイルが不足し、エンジン等に動作不良が生じる状態をいいます。	各種オイルを補充します。 (注1) 補充するオイルは現場で用意できる物とし、メーカー、グレード等の指定はできません。 (注2) オイル代金の実費は、応急処置の利用者の負担とします。
③ ヒューズ切れ・各種灯火類のバルブ切れ	過電流によりヒューズが切れて、電装品が作動しない状態、またはヘッドライト、ウインカー等のバルブが切れて、点灯しない状態をいいます。	ヒューズ・バルブを交換します。 (注1) バルブ切れについては、夜間にヘッドライトが故障している状態等法令により走行が禁じられている場合に限り応急処置の対象となります。 (注2) 交換するヒューズ・バルブは現場で用意できる物とし、メーカー、グレード等の指定はできません。 (注3) ヒューズ・バルブ代金の実費は、応急処置の利用者の負担とします。
④ ジャンピングによって復旧できないバッテリー上がり	バッテリーの過放電に対して、バッテリーのケーブルつなぎを繋いで被保険自動車を始動しようとしても、始動できない状態をいいます。	修理工場または当会社の指定する場所まで被保険自動車を運搬します。

4. その他

1. から 3. 以外の事由に対して、走行不能を解消するための30分程度で対応可能な処置を行います。

注 30分程度で対応可能な処置に該当するか否かの判断は、当会社、当会社の提携業者または J A F の判断によるものとします。

ロードサービスの運搬・引取費用支払限度額引上げ特約 <運搬引取費用引上特約>

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約にロードサービス費用補償特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条 (運搬・引取費用保険金の限度額)

当会社は、この特約により、ロードサービス費用補償特約第6条(支払保険金の計算) (1) の規定にかかわらず、1回の事故につき当会社の支払う運搬・引取費用保険金の額は、50万円を限度とします。

ロードサービスの運搬・引取費用のみ補償特約 <運搬引取費用のみ特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
教習用自動車	自動車教習所が教習専用に使用する自動車、都道府県公安委員会が道路において行う運転免許試験に使用する自動車等をいいます。
レンタカー	道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条（有償貸渡し）第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 被保険自動車がレンタカーまたは教習用自動車であること。
- ② この保険契約にロードサービス費用補償特約の適用があること。

第3条（宿泊費用および帰宅・移動費用の取扱い）

当会社は、この特約により、ロードサービス費用補償特約第3条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、宿泊費用保険金および帰宅・移動費用保険金を支払いません。

レンタカー費用補償特約（15日限度） <レンタカー15日特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

なお、ロードサービス費用補償特約で定義している用語については、その定義によります。

用語	定義
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
レンタカー	道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条（有償貸渡し）第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。
レンタカー以外の自動車	レンタカー以外の自動車で、不特定の借主に有償で貸し渡すこととする目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。
レンタカー費用	当会社の指定するレンタカー事業者 ^(注1) において、被保険者が被保険自動車の代替としてレンタカーを借り入れるために必要な費用 ^(注2) をいいます。 (注1) 被保険者があらかじめ当会社の承認を得てレンタカーを借り入れるレンタカー事業者を含みます。 (注2) 被保険者があらかじめ当会社の承認を得てレンタカーを借り入れる場合は、領収書等の提出により、その支出目的、金額その他具体的な内容が明らかであって、かつ、そのレンタカーを借り入れる費用として当会社が妥当と認める額とします。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種が次のいずれかに該当する自動車であり、かつ、この保険契約にロードサービス費用補償特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
- ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
- ⑥ 自家用小型貨物車
- ⑦ 自家用軽四輪貨物車
- ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由により、被保険者がレンタカー費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、レンタ

力一費用保険金を支払います。

- ① 車両損害が発生すること。
- ② 走行障害または故障損害に伴い走行不能が発生し、被保険自動車が修理工場等^(注)に入庫または運搬されること。

(注) 修理工場等

修理工場または当会社の指定する場所をいい、電欠等が生じた自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)
 - イ. アに定める者の法定代理人
 - ウ. アに定める者の業務に従事中の使用人
 - エ. アに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 被保険自動車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注4)すること。

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する物に生じた損害によって被保険者が被った損害に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。

- ① 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品
- ② 付属品のうち被保険自動車に定着されていないもの。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。

③ 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等^(注1)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害によって被保険者が被った損害に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注2)

② ①に定める者の法定代理人

③ ①に定める者の業務に従事中の使用人

④ ①に定める者の父母、配偶者または子

(注1) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物を含みます。

- (注2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- ① キーの紛失
 - ② バッテリー上がりまたは被保険自動車の燃料切れ。ただし、電欠等、およびジャンピングによって復旧できないバッテリー上がりを除きます。
 - ③ 次のいずれかに起因する故障
 - ア. エンジンの改造、車高の変更等法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造
 - イ. 自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使
 - ④ 法令により有効な自動車検査証の交付が必要な場合において、被保険自動車について、その交付を受けていない間に発生した故障

第5条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第6条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払うレンタカー費用保険金の額は、支払対象期間においてレンタカーを利用した日におけるそれぞれのレンタカー費用の額（1日あたり5,000円を限度とします。）の合計額とします。
- (2) レンタカー費用のうち、回収金^(注1)がある場合において、回収金^(注1)の額が被保険者の自己負担額^(注2)を超過するときは、当会社は、(1)に定める保険金の額からその超過額を差し引いてレンタカー費用保険金を支払います。

(注1) 回収金

第三者が負担すべき金額^(注3)で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(注2) 自己負担額

レンタカー費用から(1)に定めるレンタカー費用保険金の額を差し引いた額をいいます。

(注3) 第三者が負担すべき金額

第三者と被保険者との間で成立した合意により支払われる額を含みます。

第7条（支払対象期間）

- (1) 第6条（支払保険金の計算）(1)の支払対象期間は、レンタカーを借り入れた日^(注1)を初日とし、次のいずれか早い日を末日とします。ただし、第3条（保険金を支払う場合）のいずれかに該当する事由が発生した日の翌日から起算して1年を経過した後の期間は、支払対象期間に含みません。

- ① レンタカーを借り入れた日^(注1)以後、その日を含めてレンタカーを利用した日が合計で15日となった日
- ② 被保険自動車が、保険契約者、被保険者または被保険自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日^(注2)
- ③ 被保険自動車の代替として使用する自動車を新たに取得^(注3)した日

(注1) レンタカーを借り入れた日

レンタカーの利用開始日^(注4)をいいます。

(注2) 手元に戻った日

被保険自動車に修理が必要な場合は、修理完了後、これらの者の手元に戻った日とします。

(注3) 取得

所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。

(注4) 利用開始日

賠償義務者^(注5)がある場合において、被保険者がレンタカー費用を負担することによって被る損害に対して損害賠償金の支払を受けることができるときは、レンタカーの利用開始日以後当会社が認めた日とします。

(注5) 賠償義務者

被保険者が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者または被保険自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者の責に帰すべき事由により(1)の支

払対象期間の末日が延長した場合は、それによって延長した期間は支払対象期間に含みません。

第8条（他の交通手段の利用に関する特則）

(1) 次のいずれかに該当する事由によりレンタカーを借り入れることができないと当会社が認める場合で、被保険者がレンタカーの代替として他の交通手段^(注1)の利用を必要とするときは、第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、他の交通手段^(注1)を利用するため必要な費用をレンタカー費用に含めます。

① 時期的もしくは地域的な事情、または台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害^(注2)の発生により、レンタカーの不足等が発生すること。

② 車両損害の発生に伴い身体に傷害を被り、被保険自動車の代替としてレンタカーを借り入れたとしても運転できない状態が発生すること。

(注1) 其他の交通手段

電車、バス、タクシーその他の公共交通機関のほか、レンタカー以外の自動車をいいます。

(注2) 台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害

災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害をいいます。

(2) (1)の場合において、当会社は、第6条(支払保険金の計算)(1)を、以下のとおり読み替えて適用します。

(1) 1回の事故につき当会社の支払うレンタカー費用保険金の額は、支払対象期間においてレンタカーを利用した日^(注)におけるそれぞれのレンタカー費用の額の合計額とします。ただし、次の算式によって算出した額を限度とします。

$$\boxed{\text{レンタカーを利用した日}} \times \boxed{5,000\text{円}}$$

(注) レンタカーを利用した日

レンタカーを借り入れることができない場合で、電車、バス、タクシーその他の公共交通機関またはレンタカー以外の自動車を利用したときは、それらを利用した日を含みます。以下第7条(支払対象期間)(1)および第10条(保険金の請求)(1)において同様とします。

(3) (1)の場合において、当会社は、第7条(支払対象期間)(1)①(注1)を、以下のとおり読み替えて適用します。

(注1) レンタカーを借り入れた日
次のいずれか早い日をいいます。
① レンタカーを利用した場合の、レンタカーの利用開始日^(注4)
② レンタカーを借り入れることができない場合で、電車、バス、タクシーその他の公共交通機関またはレンタカー以外の自動車を利用したときの、それらの利用開始日^(注4)

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべきレンタカー費用保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に對してのみレンタカー費用保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

(1) 当会社に対するレンタカー費用保険金の請求権は、当会社が支払うべきレンタカー費用の額およびレンタカーを利用した日が確定した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者がレンタカー費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(2)⑩に定める書類または証拠として、領収書等被保険者がレンタカー費用を負担した事実、日数および額について確認できる客観的書類を当会社に提出しなければなりません。

第11条（他の特約との関係）

(1) この特約の適用においては、当会社は、次の特約の規定は適用しません。

① 運転者本人・配偶者限定特約

② 運転者従業員等限定特約

③ 運転者の年齢条件に関する特約

(2) 次の特約の適用においては、当会社は、この特約の規定は適用しません。

- ① 他車使用・管理危険補償特約
- ② 臨時代替自動車補償特約
- ③ ファミリーバイク特約（人身傷害なし）
- ④ ファミリーバイク特約（人身傷害あり）

第12条（準用規定）

(1) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに適用される特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第1条（用語の定義）「保険金」の定義中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」
- ② 第13条（重大事由による解除）(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ③ 第13条(4)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ④ 第29条（代位）(3)の規定中「車両損害」とあるのは「この特約による損害」

(2) (1)の場合において、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があるときは、同条項第15条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、レンタカー費用保険金を含めないものとします。

レンタカー費用補償特約（事故時30日限度） ＜レンタカー事故時30日特約＞

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。
なお、ロードサービス費用補償特約で定義している用語については、その定義によります。

用語	定義
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
レンタカー	道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条（有償貸渡し）第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。
レンタカー以外の自動車	レンタカー以外の自動車で、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。
レンタカー費用	当会社の指定するレンタカー事業者 ^(注1) において、被保険者が被保険自動車の代替としてレンタカーを借り入れるために必要な費用 ^(注2) をいいます。 (注1) 被保険者があらかじめ当会社の承認を得てレンタカーを借り入れるレンタカー事業者を含みます。 (注2) 被保険者があらかじめ当会社の承認を得てレンタカーを借り入れる場合は、領収書等の提出により、その支出目的、金額その他具体的な内容が明らかであって、かつ、そのレンタカーを借り入れる費用として当会社が妥当と認める額とします。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種が次のいずれかに該当する自動車であり、かつ、この保険契約にロードサービス費用補償特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
- ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
- ⑥ 自家用小型貨物車
- ⑦ 自家用軽四輪貨物車
- ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由により、被保険者がレンタカー費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、レンタカー費用保険金を支払います。

- ① 車両損害が発生すること。

② 走行障害または故障損害に伴い走行不能が発生し、被保険自動車が修理工場等^(注)に入庫または運搬されること。

(注) 修理工場等

修理工場または当会社の指定する場所をいい、電欠等が生じた自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)

イ. アに定める者の法定代理人

ウ. アに定める者の業務に従事中の使用人

エ. アに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧ 詐欺または横領

⑨ 被保険自動車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注4)すること。

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する物に生じた損害によって被保険者が被った損害に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。

① 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品

② 付属品のうち被保険自動車に定着されていないもの。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。

③ 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等^(注1)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害によって被保険者が被った損害に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注2)

② ①に定める者の法定代理人

③ ①に定める者の業務に従事中の使用人

④ ①に定める者の父母、配偶者または子

(注1) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物を含みます。

(注2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- ① キーの紛失
 - ② バッテリー上がりまたは被保険自動車の燃料切れ。ただし、電欠等、およびジャンピングによって復旧できないバッテリー上がりを除きます。
 - ③ 次のいずれかに起因する故障
 - ア. エンジンの改造、車高の変更等法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造
 - イ. 自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使
 - ④ 法令により有効な自動車検査証の交付が必要な場合において、被保険自動車について、その交付を受けていない間に発生した故障

第5条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第6条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払うレンタカー費用保険金の額は、支払対象期間においてレンタカーを利用した日におけるそれぞれのレンタカー費用の額（1日あたり保険証券記載の金額を限度とします。）の合計額とします。
- (2) レンタカー費用のうち、回収金^(注1)がある場合において、回収金^(注1)の額が被保険者の自己負担額^(注2)を超過するときは、当会社は、(1)に定める保険金の額からその超過額を差し引いてレンタカー費用保険金を支払います。

(注1) 回収金

第三者が負担すべき金額^(注3)で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(注2) 自己負担額

レンタカー費用から(1)に定めるレンタカー費用保険金の額を差し引いた額をいいます。

(注3) 第三者が負担すべき金額

第三者と被保険者との間で成立した合意により支払われる額を含みます。

第7条（支払対象期間）

- (1) 第6条（支払保険金の計算）(1)の支払対象期間は、レンタカーを借り入れた日^(注1)を初日とし、次のいずれか早い日を末日とします。ただし、第3条（保険金を支払う場合）のいずれかに該当する事由が発生した日の翌日から起算して1年を経過した後の期間は、支払対象期間に含みません。
- ① レンタカーを借り入れた日^(注1)以後、その日を含めてレンタカーを利用した日が合計で30日^(注2)となった日
- ② 被保険自動車が、保険契約者、被保険者または被保険自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日^(注3)
- ③ 被保険自動車の代替として使用する自動車を新たに取得^(注4)した日

(注1) レンタカーを借り入れた日

レンタカーの利用開始日^(注5)をいいます。

(注2) 30日

第3条（保険金を支払う場合）②に規定する事由により被保険者がレンタカー費用を負担する場合は、15日とします。

(注3) 手元に戻った日

被保険自動車に修理が必要な場合は、修理完了後、これらの者の手元に戻った日とします。

(注4) 取得

所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。

(注5) 利用開始日

賠償義務者^(注6)がある場合において、被保険者がレンタカー費用を負担することによって被る損害に対して損害賠償金の支払を受けることができるときは、レンタカーの利用開始日以後当会社が認めた日とします。

(注6) 賠償義務者

被保険者が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者または被保険自動車の自

自動車検査証の使用者欄に記載された者の責に帰すべき事由により(1)の支払対象期間の末日が延長した場合は、それによって延長した期間は支払対象期間に含みません。

第8条 (他の交通手段の利用に関する特則)

(1) 次のいずれかに該当する事由によりレンタカーを借り入れることができないと当会社が認める場合で、被保険者がレンタカーの代替として他の交通手段^(注1)の利用を必要とするときは、第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、他の交通手段^(注1)を利用するため必要な費用をレンタカー費用に含めます。

① 時期的もしくは地域的な事情、または台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害^(注2)の発生により、レンタカーの不足等が発生すること。

② 車両損害の発生に伴い身体に傷害を被り、被保険自動車の代替としてレンタカーを借り入れたとしても運転できない状態が発生すること。

(注1) 他の交通手段

電車、バス、タクシーその他の公共交通機関のほか、レンタカー以外の自動車をいいます。

(注2) 台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害

災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害をいいます。

(2) (1)の場合において、当会社は、第6条(支払保険金の計算)(1)を、以下のとおり読み替えて適用します。

〔

(1) 1回の事故につき当会社の支払うレンタカー費用保険金の額は、支払対象期間においてレンタカーを利用した日^(注)におけるそれぞれのレンタカー費用の額の合計額とします。ただし、次の算式によって算出した額を限度とします。

$$\boxed{\text{レンタカーを利用した日}} \times \boxed{\text{保険証券記載の金額}}$$

(注) レンタカーを利用した日

レンタカーを借り入れることができない場合で、電車、バス、タクシーその他の公共交通機関またはレンタカー以外の自動車を利用したときは、それらを利用した日を含みます。以下第7条(支払対象期間)(1)および第10条(保険金の請求)(1)において同様とします。

(3) (1)の場合において、当会社は、第7条(支払対象期間)(1)①(注1)を、以下のとおり読み替えて適用します。

〔

(注1) レンタカーを借り入れた日

次のいずれか早い日をいいます。

① レンタカーを利用した場合の、レンタカーの利用開始日^(注5)

② レンタカーを借り入れることができない場合で、電車、バス、タクシーその他の公共交通機関またはレンタカー以外の自動車を利用したときの、それらの利用開始日^(注5)

第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべきレンタカー費用保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみレンタカー費用保険金を支払います。

第10条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対するレンタカー費用保険金の請求権は、当会社が支払うべきレンタカー費用の額およびレンタカーを利用した日が確定した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者がレンタカー費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(2)⑩に定める書類または証拠として、領収書等被保険者がレンタカー費用を負担した事実、日数および額について確認できる客観的書類を当会社に提出しなければなりません。

第11条 (他の特約との関係)

(1) この特約の適用においては、当会社は、次の特約の規定は適用しません。

① 運転者本人・配偶者限定特約

② 運転者従業員等限定特約

- ③ 運転者の年齢条件に関する特約
 (2) 次の特約の適用においては、当会社は、この特約の規定は適用しません。
- ① 他車使用・管理危険補償特約
 - ② 臨時代替自動車補償特約
 - ③ ファミリーバイク特約（人身傷害なし）
 - ④ ファミリーバイク特約（人身傷害あり）

第12条（準用規定）

- (1) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに適用される特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。
- ① 第1条（用語の定義）「保険金」の定義中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」
 - ② 第13条（重大事由による解除）(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
 - ③ 第13条(4)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
 - ④ 第29条（代位）(3)の規定中「車両損害」とあるのは「この特約による損害」
- (2) (1)の場合において、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があるときは、同条項第15条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、レンタカー費用保険金を含めないものとします。

他車使用・管理危険補償特約 ＜他車使用特約＞

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者等	<p>次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 記名被保険者^(注) ② 記名被保険者^(注)の配偶者 ③ 記名被保険者^(注)またはその配偶者の同居の親族 ④ 記名被保険者^(注)またはその配偶者の別居の未婚の子 (注) 記名被保険者が法人である場合は、個人被保険者とします。
個人被保険者	記名被保険者が法人である場合において、保険証券に個人被保険者として記載された、その法人の代表権を有する者1名をいいます。
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることをいいます。
他の自動車	<p>その用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）であって、かつ、次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 記名被保険者が個人である場合は、次のいずれかに該当する自動車以外の自動車 <ol style="list-style-type: none"> ア. 次のいずれかに該当する者が所有^(注)または常時使用する自動車 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 記名被保険者 (イ) 記名被保険者の配偶者 (ウ) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 イ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有^(注)または常時使用する自動車を、その別居の未婚の子が自ら運転者として使用中の場合は、その自動車 ② 記名被保険者が法人である場合は、次のいずれかに該当する自動車以外の自動車 <ol style="list-style-type: none"> ア. 次のいずれかに該当する者が所有^(注)または常時使用する自動車 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 記名被保険者 (イ) 個人被保険者

	(ウ) 個人被保険者の配偶者
	(イ) 個人被保険者またはその配偶者の同居の親族
他の自動車	イ. 個人被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有 ^(注) または常時使用する自動車を、その別居の未婚の子が自ら運転者として使用中の場合は、その自動車
	(注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車の用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車(キャンピング車)であり、かつ、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- ① 記名被保険者が個人である場合
- ② 記名被保険者が法人であり、かつ、保険証券に個人被保険者が記載されている場合

第3条 (保険金を支払う場合-賠償責任)

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項が適用されている場合は、記名被保険者等が自ら運転者として使用または管理中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、次に該当する者に限ります。

- ① 記名被保険者等
- ② ①に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注)。ただし、その責任無能力者に関する対人事故または対物事故に限ります。

(注) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者
責任無能力者の親族に限ります。

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合-対人賠償)(2)の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3) 他の自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合、当会社は、普通保険約款賠償責任条項第10条(当会社による解決-対人賠償)(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

第4条 (保険金を支払う場合-人身傷害)

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項が適用されている場合は、記名被保険者等が自ら運転者として使用中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中^(注2)の者に限ります。

(注1) 室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2) 搭乗中
極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、人身傷害諸費用補償特約の適用においては、当会社は、事故防止および事故発生時の損害の拡大防止を目的として被保険自動車に取り付ける後付安全運転支援装置を購入することにより、保険契約者または同特約第5条(被保険者の範囲)に規定する被保険者に生じた費用^(注)に対して、同特約第7条(事故防止費用保険金の支払)に規定する事故防止費用保険金を支払います。

(注) 費用
被保険自動車への取付けに係る費用を含みます。

第5条 (保険金を支払う場合-無保険車傷害)

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款無保険車傷害条項が適用されている場合は、記名被保険者等が自ら運転者として使用中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中^(注2)の者に限ります。

(注1) 室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(2) (1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車^(注1)の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表1に掲げる後遺障害^(注2)もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害^(注2)が生じることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなります。

(注1) 無保険自動車

普通保険約款無保険車傷害条項第1条(用語の定義)に規定する無保険自動車をいいます。

(注2) 後遺障害

その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第6条 (保険金を支払う場合－車両)

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合は、記名被保険者等が自ら運転者として使用または管理中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。

(2) (1)の規定の適用において、普通保険約款車両条項第7条(保険金額)の規定にかかわらず、他の自動車の保険金額は、他の自動車に損害が生じた地および時における他の自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式^(注)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。

(注) 年式

初度登録年月および初度検査年月を含みます。

(3) (1)の規定の適用において、当会社は、普通保険約款車両条項第12条(全損時諸費用保険金)の規定にかかわらず、同条(1)の全損時諸費用保険金を支払いません。

(4) 保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

第7条 (保険金を支払う場合－人身傷害補償特約(定額払))

当会社は、この保険契約に人身傷害補償特約(定額払)が適用されている場合は、記名被保険者等が自ら運転者として使用中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同特約および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中^(注2)の者に限ります。

(注1) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第8条 (保険金を支払う場合－被害者救済費用)

(1) 当会社は、この保険契約に被害者救済費用等補償特約が適用されている場合は、記名被保険者等が自ら運転者として使用または管理中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同特約および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者等に限ります。

(2) 当会社は、この保険契約に心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約が適用されている場合は、記名被保険者等が自ら運転者として使用中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同特約および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。

第9条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項、車両条項および基本条項ならびに被保険自動車について適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害もしくは傷害または他の自動車に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第4条(保険金を支払う場合－人身傷害)、第5条(保険金を支払う場合－無保険車傷害)、第7条(保険金を支払う場合－人身傷害補償特約(定額払))および第8条(保険金を支払う場合－被害者救済費用)(2)の適用においては、①から④までの規定中「使用または管理」とあるのは「使用」と読み替えるものとします。

① 記名被保険者等の使用者の業務(家事を除きます。)のために、その使用者の所有する自動車^(注1)を、記名被保険者等が自ら運転者として使用または管理しているとき。

② 記名被保険者等が役員^(注2)となっている法人の所有する自動車^(注1)を、記名被保険者等が自ら運転者として使用または管理しているとき。

- ③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を、記名被保険者等が自ら運転者として使用または管理しているとき。
- ④ 記名被保険者等が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を、記名被保険者等が自ら運転者として使用または管理しているとき。

(注1) 所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(注2) 役員

理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第10条 (普通保険約款および他の特約との関係)

(1) この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条(被保険自動車の譲渡) (2)の規定は適用しません。

(2) この特約の適用においては、当会社は、次の特約の規定は適用しません。

- ① 車両新価保険特約
- ② 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約
- ③ ロードサービス費用補償特約
- ④ レンタカー費用補償特約(15日限度)
- ⑤ レンタカー費用補償特約(事故時30日限度)
- ⑥ 臨時代替自動車補償特約

(3) この特約については、記名被保険者が法人である場合は、普通保険約款賠償責任条項および基本条項ならびに対人事故における歩行者等の傷害補償特約の規定中「記名被保険者」とあるのは「個人被保険者」と読み替えるものとします。

(4) この特約については、普通保険約款基本条項第13条(重大事由による解除)の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① (1) ③の規定中「被保険者^(注1)」とあるのは「記名被保険者」
- ② (2) の規定中「人身傷害補償条項または無保険車傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者」とあるのは「人身傷害補償条項、無保険車傷害条項もしくは車両条項またはこの特約における被保険者であって、記名被保険者」
- ③ (5) の規定中「車両条項の被保険者が(1) ③のいずれかに該当することにより(1) の規定による解除がなされた場合、または(2)」とあるのは「(2)」

他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付） ＜他車使用特約二輪原付＞

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者等	<p>次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>① 記名被保険者^(注)</p> <p>② 記名被保険者^(注)の配偶者</p> <p>③ 記名被保険者^(注)またはその配偶者の同居の親族</p> <p>④ 記名被保険者^(注)またはその配偶者の別居の未婚の子</p> <p>(注) 記名被保険者が法人である場合は、個人被保険者とします。</p>
個人被保険者	記名被保険者が法人である場合において、保険証券に個人被保険者として記載された、その法人の代表権を有する者1名をいいます。
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることをいいます。
他の自動車	<p>その用途車種が二輪自動車、一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車であって、かつ、次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① 記名被保険者が個人である場合は、次のいずれかに該当する自動車以外の自動車</p> <p>ア. 次のいずれかに該当する者が所有^(注)または常時使用する自動車</p> <p>(ア) 記名被保険者</p> <p>(イ) 記名被保険者の配偶者</p> <p>(ウ) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族</p>

- イ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有^(注)または常時使用する自動車を、その別居の未婚の子が自ら運転者として使用中の場合は、その自動車
- ② 記名被保険者が法人である場合は、次のいずれかに該当する自動車以外の自動車
- ア. 次のいずれかに該当する者が所有^(注)または常時使用する自動車
- (ア) 記名被保険者
 - (イ) 個人被保険者
 - (ウ) 個人被保険者の配偶者
 - (エ) 個人被保険者またはその配偶者の同居の親族
- イ. 個人被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有^(注)または常時使用する自動車を、その別居の未婚の子が自ら運転者として使用中の場合は、その自動車
- (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車の用途車種が二輪自動車、一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車であり、かつ、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- ① 記名被保険者が個人である場合
- ② 記名被保険者が法人であり、かつ、保険証券に個人被保険者が記載されている場合

第3条 (保険金を支払う場合－賠償責任)

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項が適用されている場合は、記名被保険者等が自ら運転者として使用または管理中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、次に該当する者に限ります。

- ① 記名被保険者等
- ② ①に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注)。ただし、その責任無能力者に関する対人事故または対物事故に限ります。

(注) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者

責任無能力者の親族に限ります。

- (2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合－対人賠償) (2) の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) 他の自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合、当会社は、普通保険約款賠償責任条項第10条(当会社による解決－対人賠償) (3) ③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

第4条 (保険金を支払う場合－人身傷害)

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項が適用されている場合は、記名被保険者等が自ら運転者として使用中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中^(注2)の者に限ります。

(注1) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

- (2) (1)の規定にかかわらず、人身傷害諸費用補償特約の適用においては、当会社は、事故発生防止および事故発生時の損害の拡大防止を目的として被保険自動車に取り付ける後付安全運転支援装置を購入することにより、保険契約者または同特約第5条(被保険者の範囲)に規定する被保険者に生じた費用^(注)に対して、同特約第7条(事故防止費用保険金の支払)に規定する事故防止費用保険金を支払います。

(注) 費用

被保険自動車への取付けに係る費用を含みます。

第5条 (保険金を支払う場合－無保険車傷害)

- (1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款無保険車傷害条項が適用されている場合は、記名被保険者等が自ら運転者として使用中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同条項お

より被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中^(注2)の者に限ります。

(注1) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(2) (1) の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車^(注1)の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表1に掲げる後遺障害^(注2)もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害^(注2)が生じることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注1) 無保険自動車

普通保険約款無保険車傷害条項第1条（用語の定義）に規定する無保険自動車をいいます。

(注2) 後遺障害

その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第6条 (保険金を支払う場合－車両)

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合は、記名被保険者等が自ら運転者として使用または管理中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。

(2) (1) の規定の適用において、普通保険約款車両条項第7条（保険金額）の規定にかかわらず、他の自動車の保険金額は、他の自動車に損害が生じた地および時における他の自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式^(注)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。

(注) 年式

初度登録年月および初度検査年月を含みます。

(3) (1) の規定の適用において、当会社は、普通保険約款車両条項第12条（全損時諸費用保険金）の規定にかかわらず、同条(1)の全損時諸費用保険金を支払いません。

(4) 保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

第7条 (保険金を支払う場合－人身傷害補償特約（定額払）)

当会社は、この保険契約に人身傷害補償特約（定額払）が適用されている場合は、記名被保険者等が自ら運転者として使用中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同特約および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中^(注2)の者に限ります。

(注1) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第8条 (保険金を支払う場合－被害者救済費用)

(1) 当会社は、この保険契約に被害者救済費用等補償特約が適用されている場合は、記名被保険者等が自ら運転者として使用または管理中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同特約および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者等に限ります。

(2) 当会社は、この保険契約に心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約が適用されている場合は、記名被保険者等が自ら運転者として使用中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同特約および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。

第9条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項、車両条項および基本条項ならびに被保険自動車について適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害もしくは傷害または他の自動車に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）、第5条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）、第7条（保険金を支払う場合－人身傷害補償特約（定額払））および第8条（保険金を支払う場合－被害者救済費用）(2)の適用においては、①から④までの規定中「使用または管理」とあるのは「使用」と読み替えるものとします。

- ① 記名被保険者等の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車^(注1)を、記名被保険者等が自ら運転者として使用または管理しているとき。
- ② 記名被保険者等が役員^(注2)となっている法人の所有する自動車^(注1)を、記名被保険者等が自ら運転者として使用または管理しているとき。
- ③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運輸代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を、記名被保険者等が自ら運転者として使用または管理しているとき。
- ④ 記名被保険者等が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を、記名被保険者等が自ら運転者として使用または管理しているとき。

(注1) 所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(注2) 役員

理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第10条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。
- (2) この特約の適用においては、当会社は、次の特約の規定は適用しません。
 - ① 二輪自動車に関する盗難危険補償特約
 - ② ロードサービス費用補償特約
 - ③ 臨時代替自動車補償特約
- (3) 次の特約の適用においては、当会社は、この特約の規定は適用しません。
 - ① ファミリーバイク特約（人身傷害なし）
 - ② ファミリーバイク特約（人身傷害あり）
- (4) この特約については、記名被保険者が法人である場合は、普通保険約款賠償責任条項および基本条項ならびに対人事故における歩行者等の傷害補償特約の規定中「記名被保険者」とあるのは「個人被保険者」と読み替えるものとします。
- (5) この特約については、普通保険約款基本条項第13条（重大事由による解除）の規定を以下のとおり読み替えるものとします。
 - ① (1)③の規定中「被保険者^(注1)」とあるのは「記名被保険者」
 - ② (2)の規定中「人身傷害補償条項または無保険車傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者」とあるのは「人身傷害補償条項、無保険車傷害条項もしくは車両条項またはこの特約における被保険者であって、記名被保険者」
 - ③ (5)の規定中「車両条項の被保険者が(1)③のいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、または(2)」とあるのは「(2)」

法人他車運転危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
裏書	全車両一括付保特約に係る裏書で、「全車両一括付保特約条件」をいいます。
他の自動車	被保険自動車以外の自動車をいいます。ただし、次の自動車を除きます。 ① 記名被保険者または記名被保険者の役員もしくは使用人が所有 ^(注) または常時使用する自動車 ② レンタカー等の自動車 (注) 所有权留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。
中途対象自動車	保険期間の中途で新たに裏書記載の条件に該当することとなった自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の条件をいずれも満たす場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① この保険契約に全車両一括付保特約の適用があること。
- ② 記名被保険者が法人であること。

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

(1) 当会社は、記名被保険者の役員または使用人が記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中^(注1)の他の自動車を中途対象自動車とみなして、裏書記載の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項および中途対象自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、次に該当する者に限ります。

- ① 記名被保険者または記名被保険者の役員もしくは使用人
- ② ①に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注2)。ただし、その責任無能力者に関する対人事故または対物事故に限ります。

(注1) 運転中

駐車または停車中を除きます。

(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者
責任無能力者の親族に限ります。

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3) 他の自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合、当会社は、普通保険約款賠償責任条項第10条（当会社による解決－対人賠償）(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）

(1) 当会社は、記名被保険者の役員または使用人が記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中^(注1)の他の自動車を中途対象自動車とみなして、裏書記載の条件に従い、普通保険約款人身傷害補償条項および中途対象自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注2)に搭乗中^(注3)の者に限ります。

(注1) 運転中

駐車または停車中を除きます。

(注2) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、人身傷害諸費用補償特約の適用においては、当会社は、事故発生防止および事故発生時の損害の拡大防止を目的として被保険自動車に取り付ける後付安全運転支援装置を購入することにより、保険契約者または同特約第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者に生じた費用^(注)に対して、同特約第7条（事故防止費用保険金の支払）に規定する事故防止費用保険金を支払います。

(注) 費用

被保険自動車への取付けに係る費用を含みます。

第5条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）

(1) 当会社は、記名被保険者の役員または使用人が記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中^(注1)の他の自動車を中途対象自動車とみなして、裏書記載の条件に従い、普通保険約款無保険車傷害条項および中途対象自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注2)に搭乗中^(注3)の者に限ります。

(注1) 運転中

駐車または停車中を除きます。

(注2) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(2) (1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車^(注1)の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表1に掲げる後遺障害^(注2)もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害^(注2)が生じることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注1) 無保険自動車

普通保険約款無保険車傷害条項第1条（用語の定義）に規定する無保険自動車をいいます。

(注2) 後遺障害
その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第6条 (保険金を支払う場合－車両)

(1) 当会社は、記名被保険者の役員または使用人が記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中^(注)の他の自動車を中途対象自動車とみなして、裏書記載の条件に従い、普通保険約款車両条項および中途対象自動車について適用される他の特約を適用します。

(注) 運転中
駐車または停車中を除きます。

(2) (1)の規定により、普通保険約款車両条項を適用する場合において、他の自動車の保険金額は、同条項の規定にかかわらず、他の自動車に損害が生じた地および時における他の自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式^(注)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。

(注) 年式
初度登録年月および初度検査年月を含みます。

(3) 保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

第7条 (保険金を支払う場合－被害者救済費用)

(1) 当会社は、この保険契約に被害者救済費用等補償特約が適用されている場合は、記名被保険者の役員または使用人が記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中^(注)の他の自動車を中途対象自動車とみなして、裏書記載の条件に従い、同特約および中途対象自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者または記名被保険者の役員もしくは使用人に限ります。

(注) 運転中
駐車または停車中を除きます。

(2) 当会社は、この保険契約に心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約が適用されている場合は、記名被保険者の役員または使用人が記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中^(注)の他の自動車を中途対象自動車とみなして、裏書記載の条件に従い、同特約および中途対象自動車について適用される他の特約を適用します。

(注) 運転中
駐車または停車中を除きます。

第8条 (裏書に適用すべき条件がない場合の特則)

他の自動車が裏書記載の条件に該当しない場合は、当会社は、次の条件を裏書記載の条件とみなして、第3条(保険金を支払う場合－賠償責任)の規定を適用します。

- ① 普通保険約款は、新総合自動車保険とします。
- ② 対人賠償保険金額は、次のいずれか低い額とします。
 - ア. 800万円
 - イ. 裏書の対人賠償欄に記載されている対人賠償保険金額のうち最も高い額
- ③ 対物賠償保険金額は、次のいずれか低い額とします。
 - ア. 200万円
 - イ. 裏書の対物賠償欄に記載されている対物賠償保険金額のうち最も高い額
- ④ 対物賠償免責金額は、適用しないものとします。

第9条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項、車両条項および基本条項ならびに中途対象自動車に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または他の自動車に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
- ② 記名被保険者の役員または使用人が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。

第10条 (他の特約との関係)

- (1) この特約の適用においては、当会社は、次の特約の規定は適用しません。
 - ① 車両新価保険特約
 - ② 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約
 - ③ ロードサービス費用補償特約
 - ④ レンタカー費用補償特約(15日限度)
 - ⑤ レンタカー費用補償特約(事故時30日限度)
 - ⑥ 全車両一括付保特約。ただし、同特約第4条(通知)から第9条(特約の解除)までの規定に限ります。

(2) この保険契約に臨時代替自動車補償特約が適用されている場合で、同特約の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

ファミリーバイク特約（人身傷害なし）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
原動機付自転車	一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。
借用原動機付自転車	第7条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有 ^(注) または常時使用する原動機付自転車以外のものをいいます。 (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種が次のいずれかに該当する自動車であり、かつ、記名被保険者が個人である場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
- ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
- ⑥ 自家用小型貨物車
- ⑦ 自家用軽四輪貨物車
- ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）
- ⑨ 二輪自動車

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

(1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円を超えるときには、その免責金額を5万円とみなします。

(2) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、次のとおりとします。

- ① 普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- ② 借用原動機付自転車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合、当会社は、普通保険約款賠償責任条項第10条（当会社による解決－対人賠償）(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

第4条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）

当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中^(注)の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款無保険車傷害条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。

(注) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第5条（保険金を支払う場合－被害者救済費用）

(1) 当会社は、この保険契約に被害者救済費用等補償特約が適用されている場合は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同特約および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、被害者救済費用等補償特約第9条（支払保険金の計算）(3)に定める物損救済費用保険金を支払う場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円を超えるときには、その免責金額を5万円とみなします。

(2) 当会社は、この保険契約に心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約が適用されている場合は、被保険者が使用する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同特約および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約第8条（支払保険金の計

算) (3) に定める物損救済費用保険金を支払う場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円を超えるときには、その免責金額を5万円とみなします。

第6条 (保険金を支払わない場合－賠償責任)

当会社は、第3条 (保険金を支払う場合－賠償責任) および第5条 (保険金を支払う場合－被害者救済費用) の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および基本条項ならびに被保険自動車について適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務^(注1)のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第7条 (被保険者の範囲) に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車^(注2)を、その使用者の業務^(注1)のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第7条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ③ 第7条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸等原動機付自転車を取り扱う業務^(注1)のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- ④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(注1) 業務

家事を除きます。

(注2) 所有する原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第7条 (被保険者の範囲)

(1) この特約においては、普通保険約款賠償責任条項第7条 (被保険者の範囲－対人・対物賠償共通) および無保険車傷害条項第6条 (被保険者の範囲) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(2) 第3条 (保険金を支払う場合－賠償責任) の規定を適用する場合で、(1)の被保険者が責任無能力者であるときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注)を被保険者に含むものとします。ただし、その責任無能力者が原動機付自転車を所有、使用または管理することに起因して生じた事故に限ります。

(注) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者

責任無能力者の親族に限ります。

(3) (1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車^(注1)の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表1に掲げる後遺障害^(注2)もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害^(注2)が生じることによって損害を被った場合は、第4条 (保険金を支払う場合－無保険車傷害) の規定に関して、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注1) 無保険自動車

普通保険約款無保険車傷害条項第1条 (用語の定義) に規定する無保険自動車をいいます。

(注2) 後遺障害

その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

(4) この特約において被害者救済費用等補償特約を適用する場合は、同特約第5条 (被保険者の範囲) の規定にかかわらず、(1)に規定する者のうち、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 原動機付自転車の運転者
- ② 原動機付自転車の運転者がいない状態で事故が発生した場合は、原動機付自転車の所有者

(5) (4) ②の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 原動機付自転車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 原動機付自転車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、原動機付自転車を所有する者

第8条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。
- (2) この特約の適用においては、当会社は、次の特約の規定は適用しません。
- ① 運転者本人・配偶者限定特約
 - ② 運転者の年齢条件に関する特約
 - ③ 他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付）
 - ④ ロードサービス費用補償特約
 - ⑤ レンタカー費用補償特約（15日限度）
 - ⑥ レンタカー費用補償特約（事故時30日限度）
 - ⑦ 臨時代替自動車補償特約

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第1条（用語の定義）「他の保険契約等」の定義中「この保険契約」とあるのは「この特約」
- ② 第1条「保険金」の定義中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」

ファミリーバイク特約（人身傷害あり）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
原動機付自転車	一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。
借用原動機付自転車	第8条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有 ^(注) または常時使用する原動機付自転車以外のものをいいます。 (注) 所有权留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種が次のいずれかに該当する自動車であり、かつ、記名被保険者が個人である場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
- ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
- ⑥ 自家用小型貨物車
- ⑦ 自家用軽四輪貨物車
- ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）
- ⑨ 二輪自動車

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

- (1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円を超えるときには、その免責金額を5万円とみなします。
- (2) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、次のとおりとします。
- ① 普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
 - ② 借用原動機付自転車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合、当会社は、普通保険約款賠償責任条項第10条（当会社による解決－対人賠償）(3)(3)の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）

- (1) 当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中^(注1)の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保

険約款人身傷害補償条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。

(2) (1)の規定にかかわらず、人身傷害諸費用補償特約の適用においては、当会社は、事故発生防止および事故発生時の損害の拡大防止を目的として被保険自動車に取り付ける後付安全運転支援装置を購入することにより、保険契約者または同特約第5条(被保険者の範囲)に規定する被保険者に生じた費用^(注2)に対して、同特約第7条(事故防止費用保険金の支払)に規定する事故防止費用保険金を支払います。

(注1) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(注2) 費用

被保険自動車への取付けに係る費用を含みます。

第5条 (保険金を支払う場合－無保険車傷害)

当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中^(注)の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款無保険車傷害条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。

(注) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第6条 (保険金を支払う場合－被害者救済費用)

(1) 当会社は、この保険契約に被害者救済費用等補償特約が適用されている場合は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同特約および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、被害者救済費用等補償特約第9条(支払保険金の計算)(3)に定める物損救済費用保険金を支払う場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円を超えるときには、その免責金額を5万円とみなします。

(2) 当会社は、この保険契約に心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約が適用されている場合は、被保険者が使用する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同特約および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約第8条(支払保険金の計算)(3)に定める物損救済費用保険金を支払う場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円を超えるときには、その免責金額を5万円とみなします。

第7条 (保険金を支払わない場合－賠償責任)

当会社は、第3条(保険金を支払う場合－賠償責任)および第6条(保険金を支払う場合－被害者救済費用)の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および基本条項ならびに被保険自動車について適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務^(注1)のために、被保険者の使用者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第8条(被保険者の範囲)に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車^(注2)を、その使用者の業務^(注1)のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第8条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ③ 第8条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸等原動機付自転車を取り扱う業務^(注1)のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- ④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(注1) 業務

家事を除きます。

(注2) 所有する原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第8条 (被保険者の範囲)

(1) この特約においては、普通保険約款賠償責任条項第7条(被保険者の範囲－対人・対物賠償共通)、人身傷害補償条項第5条(被保険者の範囲)および無保険車傷害条項第6条(被保険者の範囲)ならびに人身傷害諸費用補償特約第5条(被保険者の範囲)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 記名被保険者

- (2) 記名被保険者の配偶者
 - (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (2) 第3条(保険金を支払う場合－賠償責任)の規定を適用する場合で、(1)の被保険者が責任無能力者であるときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注)を被保険者に含むものとします。ただし、その責任無能力者が原動機付自転車を所有、使用または管理することに起因して生じた事故に限ります。

(注) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者
責任無能力者の親族に限ります。

- (3) (1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車^(注1)の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表1に掲げる後遺障害^(注2)もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害^(注2)が生じることによって損害を被った場合は、第5条(保険金を支払う場合－無保険車傷害)の規定に関して、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注1) 無保険自動車

普通保険約款無保険車傷害条項第1条(用語の定義)に規定する無保険自動車をいいます。

(注2) 後遺障害

その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

- (4) この特約において被害者救済費用等補償特約を適用する場合は、同特約第5条(被保険者の範囲)の規定にかかわらず、(1)に規定する者のうち、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

① 原動機付自転車の運転者

② 原動機付自転車の運転者がいない状態で事故が発生した場合は、原動機付自転車の所有者

- (5) (4)②の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

① 原動機付自転車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② 原動機付自転車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合は、原動機付自転車を所有する者

第9条(普通保険約款および他の特約との関係)

- (1) この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条(被保険自動車の譲渡) (2)の規定は適用しません。

- (2) この特約の適用においては、当会社は、次の特約の規定は適用しません。

① 運転者本人・配偶者限定特約

② 運転者の年齢条件に関する特約

③ 他車使用・管理危険補償特約(二輪・原付)

④ ロードサービス費用補償特約

⑤ レンタカー費用補償特約(15日限度)

⑥ レンタカー費用補償特約(事故時30日限度)

⑦ 臨時代替自動車補償特約

第10条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

① 第1条(用語の定義)「他の保険契約等」の定義中「この保険契約」とあるのは「この特約」

② 第1条「保険金」の定義中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」

被害事故弁護士費用等補償特約 <弁護士費用特約>

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
所有者	<p>次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主</p> <p>② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主</p> <p>③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者</p>

他の保険契約等	第3条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	第3条(保険金を支払う場合)(1)に定める被害事故により、保険金請求権者が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
弁護士費用	<p>あらかじめ当会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士もしくは司法書士^(注1)、裁判所または斡旋・仲裁機関^(注2)に対して支出した、法律上の損害賠償請求に関する次の費用^(注3)をいいます。ただし、あらかじめ当会社の承認を得て支出した費用に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 弁護士または司法書士^(注1)に対して支出した弁護士報酬または司法書士報酬 ② 訴訟費用 ③ 仲裁、和解または調停に要した費用 ④ ①から③までのほか、権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用または医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等のために要した費用 <p>(注1) 司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条(業務)第2項に規定する司法書士をいいます。</p> <p>(注2) 申立人の申立に基づき和解のための斡旋・仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。</p> <p>(注3) 法律相談費用を除きます。</p>
法律相談	<p>法律上の損害賠償請求に関する次のいずれかに該当する行為をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 弁護士が行う法律相談^(注) ② 司法書士が行う次の行為 <ul style="list-style-type: none"> ア. 司法書士法第3条(業務)第1項第5号および第7号に規定する相談^(注) イ. 司法書士法第3条第1項第2号および第4号に規定する書類の作成 ③ 行政書士が行う次の行為 <ul style="list-style-type: none"> ア. 行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の3(業務)第1項第4号に規定する相談^(注) イ. 行政書士法第1条の2(業務)および第1条の3第1項第3号に規定する書類の作成 <p>(注) 口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると当会社が認めた行為を含みます。</p>
法律相談費用	法律相談を行う場合に、その対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。ただし、あらかじめ当会社の承認を得て支出した費用に限ります。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいい、この特約が保険期間の中途中で付帯された場合は、この特約が付帯された時以後、保険期間の末日までの期間とします。
保険金請求権者	第3条(保険金を支払う場合)(1)に定める被害事故によって損害を被った被保険者をいいます。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、急激かつ偶然な外来の事故により次のいずれかに該当すること(以下「被害事故」といいます。)によって、保険金請求権者が法律上の損害賠償請求を行う場合に弁護士費用または法律相談費用を負担したことによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- ① 賠償義務者による自動車の所有、使用または管理に起因して被害が生じること。ただし、記名被保険者が法人である場合は、被保険自動車(被保険自動車に積載中の財物を含みます。)または被保険自動車に搭乗中の者に被害が生じたときに限ります。
 - ② ①のほか、次のいずれかの自動車に被害が生じること。ただし、記名被保険者が法人である場合は、アの自動車に被害が生じたときに限ります。

特

約

ア. 被保険自動車

- イ. 被保険自動車以外の自動車で、第7条（被保険者の範囲）(1)①から④までの被保険者が所有する自動車^(注)

(注) 所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(2) (1) の被害とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 被保険者が身体に傷害^(注)を被ること。
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損もしくは汚損されること、およびこれらに起因して被保険者が経済的損失（詐取を除きます。）を被ること。

(注) 傷害

傷害に起因する死亡を含み、次のものを含みません。

- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ② 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒による障害
- ③ 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

(3) 当会社は、被害事故が保険期間内に発生した場合に限り、保険金を支払います。

(4) 当会社は、同一の原因によって発生した一連の被害事故は、被害事故が生じた地および時、賠償義務者の数等にかかわらず、その最初の被害事故が発生した時にすべての被害事故が発生したものとみなします。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次のいずれかに該当する被害事故に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその法定代理人の故意または重大な過失によって発生した被害事故
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等^(注1)の影響により正常な運転ができるおそれがある状態で自動車を運転している場合に発生した被害事故
- ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に発生した被害事故
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害事故
- ⑤ 被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、または被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技もしくは曲技を行ふことを目的とする場所において使用^(注2)することによって発生した被害事故
- ⑥ 被保険者が自動車取扱業者である場合は、業務として受託している自動車の使用もしくは管理に起因する被害事故、または業務として受託している自動車の運行中の被害事故

(注1) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物を含みます。

(注2) 競技もしくは曲技を行ふことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した被害事故に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) **暴動**
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) **核燃料物質**
使用済燃料を含みます。

第6条 (保険金を支払わない場合ーその3)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、これらの者に対する法律上の損害賠償請求またはこれに係る法律相談を行うときに要した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 第7条(被保険者の範囲)(1)①から④までおよび⑦に規定する被保険者
- ② 被保険者の配偶者
- ③ 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
- ④ 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限ります。
- ⑤ 被保険者の使用者の業務^(注)に自動車を使用している他の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限ります。

(注) **業務**

家事を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する法律上の損害賠償請求またはこれに係る法律相談を行う場合に要した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 損害に対して保険金の請求が行われる保険契約の保険者または共済金の請求が行われる共済契約の共済者に対する損害賠償請求またはこれに係る法律相談
- ② 損害賠償請求が行われる地および時において、社会通念上不当な損害賠償請求またはこれに係る法律相談

第7条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中の者
- ⑥ ①から④まで以外の者で、①から④のいずれかに該当する者が自ら運転者として使用中の被保険自動車以外の自動車^(注2)の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中の者
- ⑦ ①から⑥まで以外の者で、被保険自動車の所有者
- ⑧ ①から⑦まで以外の者で、①から④のいずれかに該当する者が自ら運転者として使用中の被保険自動車以外の自動車^(注2)の所有者。ただし、その自動車の所有、使用または管理に起因する事故に限ります。

(注1) **室内**

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2) **被保険自動車以外の自動車**

①から④までの者の使用者の業務のために使用中の、その使用者の所有する自動車を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

第8条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第9条 (支払保険金の計算)

(1) 1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次の額を限度とします。

- ① 弁護士費用
300万円
- ② 法律相談費用
10万円

(2) 保険金請求権者が弁護士費用のうち、弁護士報酬または司法書士報酬を負担したことによって被る損害に対しては、当会社は、この特約の別表の「弁護士報酬または司法書士報酬の上限額」欄の額に消費税の額を加えた額の範囲内で、(1)の規定に従い、保険金を支払います。

(3) 当会社は、弁護士費用および法律相談費用のうち、普通保険約款賠償責任条項において支払われるものがある場合は、その費用に対しては、保険金を支払いません。

第10条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または保険金請求権者は、被害事故が発生し法律上の損害賠償請求またはこれに係る法律相談を行う場合で、保険金請求権者が弁護士費用または法律相談費用を支出しようとするときは、次のことを履行しなければなりません。
- ① 次の事項を被害事故の発生の日の翌日から起算して180日以内に、かつ、費用の支出を行なう前に当会社に通知すること。
ア. 被害事故の発生の日時、場所および被害事故の状況
イ. 賠償義務者の住所および氏名または名称
ウ. その他当会社が特に必要と認める事項
- ② 弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合には、委任契約の内容が記載された書面を当会社に提出し、あらかじめ当会社の承認を得ること。
- (2) 保険契約者または保険金請求権者が、(1)の規定に違反した場合、または(1)①について当会社に知っている事実を告げず、もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。ただし、(1)①については、保険金請求権者が、過失がなく被害事故の発生を知らなかった場合、またはやむを得ない事由により、(1)①の期間内に通知できなかった場合を除きます。
- (3) 当会社は、当会社が必要と認める場合は、保険金請求権者に対し訴訟、反訴または上訴の進捗状況に関する必要な情報の提供を求めることができます。この場合、保険金請求権者は、当会社が求めた情報を速やかに提供しなければなりません。
- (4) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第12条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が弁護士費用または法律相談費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第13条（保険金の削減）

- (1) 保険金請求権者が弁護士費用に係る保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故に係る損害賠償請求と被害事故以外に係る損害賠償請求を同時に行なうときは、当会社は、次の算式によって算出した保険金を支払います。

$$\boxed{\text{損害の額}} \times \frac{\boxed{\text{被害事故に係る法律上の損害賠償責任の額}}}{\boxed{\text{被害事故に係る法律上の損害賠償責任の額および被害事故以外に係る法律上の損害賠償責任の額の合計額}}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- (2) 保険金請求権者が法律相談費用に係る保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故に係る法律相談と被害事故以外に係る法律相談を同時に行なうときは、当会社は、次の算式によって算出した保険金を支払います。ただし、保険金請求権者が行った同一事故に係る法律相談が1回である場合を除きます。

$$\boxed{\text{損害の額}} \times \frac{\boxed{\text{被害事故に係る法律相談に要した時間}}}{\boxed{\text{被害事故に係る法律相談に要した時間および被害事故以外に係る法律相談に要した時間の合計時間}}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

第14条（支払保険金の返還）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った保険金の返還を求めることができます。
- ① 弁護士または司法書士への委任の取消等により、保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合
- ② 被害事故に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合で、次のイの額がアの額を超過するとき。
ア. 保険金請求権者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額

イ. 判決で認定された弁護士費用の額と当会社が第3条(保険金を支払う場合)の規定により既に支払った保険金の合計額

(2)(1)の規定により当会社が返還を求めることができる保険金の額は、次に定めるとおりとします。

① (1)①の場合は、返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第3条(保険金を支払う場合)の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。

② (1)②の場合は、超過額に相当する金額。ただし、第3条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第15条(他の特約との関係)

この特約の適用においては、当会社は、次の特約の規定は適用しません。

① 運転者本人・配偶者限定特約

② 運転者従業員等限定特約

③ 運転者の年齢条件に関する特約

第16条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

① 第13条(重大事由による解除)(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」

② 第13条(4)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」

③ 第29条(代位)(1)および(2)の規定中「被保険者」とあるのは「保険金請求権者」

別表

報酬 ^(注1)	弁護士報酬または司法書士報酬の上限額		
① 着手金	弁護士または司法書士が行う1回の手続 ^(注2) につき、下表の「経済的利益の額 ^(注3) 」欄に対応する「上限額 ^(注4) 」欄の額とします。 ただし、同一の被害事故について、弁護士または司法書士が複数の手續 ^(注2) を行う場合、1回の被害事故につき、下表の「経済的利益の額 ^(注3) 」欄に対応する「上限額 ^(注4) 」欄の額の150%に相当する額とします。	経済的利益の額 ^(注3)	上限額 ^(注4)
	125万円以下の場合	10万円	
	125万円を超えて300万円以下の場合	経済的利益の額 ^(注3) の8%に相当する額	
	300万円を超えて3000万円以下の場合	経済的利益の額 ^(注3) の5%に相当する額に9万円を加えた額	
	3000万円を超えて3億円以下の場合	経済的利益の額 ^(注3) の3%に相当する額に69万円を加えた額	
	3億円を超える場合	経済的利益の額 ^(注3) の2%に相当する額に369万円を加えた額	
② 報酬金	1回の被害事故について、下表の「経済的利益の額 ^(注5) 」欄に対応する「上限額 ^(注4) 」欄の額とします。	経済的利益の額 ^(注5)	上限額 ^(注4)
	125万円以下の場合	20万円	
	125万円を超えて300万円以下の場合	経済的利益の額 ^(注5) の16%に相当する額	
	300万円を超えて3000万円以下の場合	経済的利益の額 ^(注5) の10%に相当する額に18万円を加えた額	
	3000万円を超えて3億円以下の場合	経済的利益の額 ^(注5) の6%に相当する額に138万円を加えた額	
	3億円を超える場合	経済的利益の額 ^(注5) の4%に相当する額に738万円を加えた額	

		弁護士または司法書士の出張 1 日について、下表の「目的地までの所要時間」欄に対応する「上限額」欄の額とします。	
		目的地までの所要時間	上限額
(3)	日当	所要時間が往復 2 時間を超えて 4 時間以内の場合	3万円
		所要時間が往復 4 時間を超えて 7 時間以内の場合	5万円
		所要時間が往復 7 時間を超える場合	10万円
(4)	その他実費	社会通念上必要かつ妥当な額とします。	

(注 1) 保険金請求権者が着手金、報酬金および日当を負担していない場合で、それらに代わるその他の弁護士または司法書士への報酬を負担したことによって損害が生じたときは、当会社は、その損害に対して保険金請求権者が着手金、報酬金および日当を負担したものとみなして計算した「弁護士報酬または司法書士報酬の上限額」欄の額の合計額の範囲内で保険金を支払います。

(注 2) 示談または調停もしくは訴訟の手続をいいます。

(注 3) 被害事故の内容および被保険者が被害事故によって受けた被害から計算されるべき損害賠償請求の額をいいます。ただし、既に保険金請求権者が受領済みの額を除きます。

(注 4) 着手金または報酬金について、第 10 条（事故発生時の義務）(1)① の規定に基づき通知された被害事故の内容および保険金請求権者が行う損害賠償請求の内容から、「上限額」欄に規定する額を上回る損害が生じることが妥当であると当会社が認めた場合は、「上限額」欄に規定する額の 130% に相当する額を「上限額」欄の額とします。

(注 5) 保険金請求権者が賠償義務者から取得した損害賠償金のうち、弁護士または司法書士が行った手続^(注 2)により取得することができた額をいいます。ただし、既に保険金請求権者が受領済みの額を除きます。

臨時代替自動車補償特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被代替自動車	被保険自動車のうち、整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
臨時代替自動車	被保険自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、その代替自動車として、記名被保険者が臨時に借用して使用または管理する自動車をいいます。ただし、次のいずれかに該当する者が所有する自動車 ^(注) を除きます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤ 記名被保険者の役員 ⑥ 記名被保険者の使用者 (注) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第 2 条（この特約の適用条件）

この特約は、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- ① 保険証券にノンフリート契約である旨記載されている場合
- ② 保険証券にフリート契約である旨記載されている場合

第 3 条（2 台以上の被代替自動車がある場合の取扱い）

2 台以上の被代替自動車の代替自動車としてのその臨時代替自動車は、次の順によって定めるものとします。

- ① 被代替自動車と同一の用途車種（普通保険約款別表 2 に掲げる用途車種をいいます。）の代替自動車
- ② 被代替自動車が整備工場等の管理下に入った順に従って、記名被保険者の管理下に入った順

第4条（保険金を支払う場合－賠償責任）

- (1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項が適用されている場合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、同条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、次のいずれかに該当する者に限ります。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注)。ただし、その責任無能力者が臨時代替自動車を使用または管理することに起因して生じた事故に限ります。
 - ⑥ 記名被保険者の役員
 - ⑦ 記名被保険者の使用人

(注) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者
責任無能力者の親族に限ります。

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、臨時代替自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3) 臨時代替自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合、当会社は、普通保険約款賠償責任条項第10条（当会社による解決－対人賠償）(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

第5条（保険金を支払う場合－人身傷害）

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項が適用されている場合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、同条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。

(2) (1)の規定にかかわらず、人身傷害諸費用補償特約の適用においては、当会社は、事故発生防止および事故発生時の損害の拡大防止を目的として被保険自動車に取り付ける後付安全運転支援装置を購入することにより、保険契約者または同特約第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者に生じた費用^(注)に対して、同特約第7条（事故防止費用保険金の支払）に規定する事故防止費用保険金を支払います。

(注) 費用

被保険自動車への取付けに係る費用を含みます。

第6条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）

当会社は、この保険契約に普通保険約款無保険車傷害条項が適用されている場合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、同条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、同条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。

(2) (1)の規定の適用において、普通保険約款車両条項第7条（保険金額）の規定にかかわらず、臨時代替自動車の保険金額は、臨時代替自動車に損害が生じた地および時における臨時代替自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式^(注)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。

(注) 年式

初度登録年月および初度検査年月を含みます。

(3) (1)の規定の適用において、当会社は、普通保険約款車両条項第12条（全損時諸費用保険金）の規定にかかわらず、同条(1)の全損時諸費用保険金を支払いません。

(4) 保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

第8条（保険金を支払う場合－人身傷害補償特約（定額払））

当会社は、この保険契約に人身傷害補償特約（定額払）が適用されている場合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、同特約および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。

第9条（保険金を支払う場合－被害者救済費用）

(1) 当会社は、この保険契約に被害者救済費用等補償特約が適用されている場合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、同特約および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、臨時代替自動車の運転者のうち、次のいずれかに該当する者、および臨時代替自動車の運転者がいない状態で人身事故^(注1)または物損事故^(注2)が生じた場合の臨時代替自動車の所有者^(注3)に限ります。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 記名被保険者の役員
- ⑥ 記名被保険者の使用人

(注1) 人身事故

被害者救済費用等補償特約第1条（用語の定義）に規定する人身事故をいいます。

(注2) 物損事故

被害者救済費用等補償特約第1条に規定する物損事故をいいます。

(注3) 臨時代替自動車の所有者

次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 臨時代替自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 臨時代替自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、臨時代替自動車を所有する者

(2) 当会社は、この保険契約に心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約が適用されている場合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、同特約および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。

第10条（保険責任の始期および終期）

(1) 臨時代替自動車に係る当会社の保険責任は、臨時代替自動車が記名被保険者の直接の管理下に入った時に始まり、次のいずれか早い時に終わります。

- ① 臨時代替自動車が記名被保険者の直接の管理下を離れた時
- ② 被代替自動車が整備工場等の管理下を離れ、記名被保険者の直接の管理下に戻った時

(2) (1)の規定にかかわらず、保険期間の始期において既に記名被保険者の管理下に入っている臨時代替自動車については、その始期をもって当会社の保険責任は始まり、また記名被保険者が臨時代替自動車を使用中または管理中であっても、保険期間の終期をもって当会社の保険責任は終わります。

第11条(普通保険約款および他の特約との関係)

(1) この特約の適用においては、当会社は、次の特約の規定は適用しません。

- ① 車両新価保険特約
- ② 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約
- ③ 二輪自動車に関する盗難危険補償特約
- ④ ロードサービス費用補償特約
- ⑤ レンタカー費用補償特約（15日限度）
- ⑥ レンタカー費用補償特約（事故時30日限度）

(2) 次の特約の適用においては、当会社は、この特約の規定は適用しません。

- ① 他車使用・管理危険補償特約
- ② 他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付）
- ③ ファミリーバイク特約（人身傷害なし）
- ④ ファミリーバイク特約（人身傷害あり）

(3) この特約については、普通保険約款基本条項第13条（重大事由による解除）の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① (1)③の規定中「被保険者^(注1)」とあるのは「記名被保険者」
- ② (2)の規定中「人身傷害補償条項または無保険車傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者」とあるのは「人身傷害補償条項、無保険車傷害条項もしくは車両条項またはこの特約における被保険者であって、記名被保険者」
- ③ (5)の規定中「車両条項の被保険者が(1)③のいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、または(2)とあるのは「(2)」

(4) 第5条（保険金を支払う場合－人身傷害）または第6条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）の規定により保険金を支払うべき損害に対して、人身傷害に関する自動車・交通乗用具事故危険補償特約（無保険車傷害危険補償付）の規定により保険金が支払われる場合には、当会社は、この特約は適用しません。

業務使用中のみ補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることをいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (記名被保険者の業務以外の目的に使用されている間に生じた事故の取扱い)

当会社は、この特約により、被保険自動車が記名被保険者の業務^(注)以外の目的に使用されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払います。

- ① 被保険自動車が盜難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
- ② 対人事故
- ③ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた対物事故
- ④ この保険契約に対人事故における歩行者等の傷害補償特約が適用されている場合は、同特約第1条(用語の定義)に定める傷害補償事故

(注) 記名被保険者の業務

就業に関する、住居と就業の場所との間の合理的な経路および方法による往復を含みます。

第4条 (他の特約との関係)

次の特約の適用においては、当会社は、この特約の規定は適用しません。

- ① ロードサービス費用補償特約
- ② レンタカー費用補償特約(15日限度)
- ③ レンタカー費用補償特約(事故時30日限度)

競技、曲技等使用危険補償特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (競技、曲技等の取扱い)

当会社は、この特約により、次の規定は適用しません。ただし、保険契約者があらかじめ、競技、曲技等の内容に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合を除きます。

- ① 普通保険約款賠償責任条項第4条(保険金を支払わない場合ーその1 対人・対物賠償共通)(1)⑨
- ② 普通保険約款人身傷害補償条項第4条(保険金を支払わない場合ーその2)⑥
- ③ 普通保険約款無保険車傷害条項第5条(保険金を支払わない場合ーその3)⑤
- ④ 普通保険約款車両条項第3条(保険金を支払わない場合ーその1)⑨
- ⑤ 人身傷害補償特約(定額払)第5条(保険金を支払わない場合ーその2)⑥
- ⑥ レンタカー費用補償特約(15日限度)第4条(保険金を支払わない場合)(1)⑨
- ⑦ レンタカー費用補償特約(事故時30日限度)第4条(保険金を支払わない場合)(1)⑨
- ⑧ 被害事故弁護士費用等補償特約第4条(保険金を支払わない場合ーその1)⑤
- ⑨ 対人事故における歩行者等の傷害補償特約第5条(保険金を支払わない場合ーその2)⑦
- ⑩ 人身傷害に関する自動車・交通乗用具事故危険補償特約(無保険車傷害危険補償付)第5条(保険金を支払わない場合ー人身傷害)(1)⑤および第6条(保険金を支払わない場合ー無保険車傷害)③
- ⑪ ロードサービス費用補償特約第4条(保険金を支払わない場合)(1)⑨
- ⑫ 被害者救済費用等補償特約第4条(保険金を支払わない場合)(1)⑧

特

約

被害者救済費用等補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。なお、普通保険約款賠償責任条項で定義している用語については、その定義によります。

用語	定義
人身救済臨時費用	第3条（保険金を支払う場合）①から③までのすべてに該当する人身事故において、この条の「被害者救済費用」に規定する被害者等との間の合意が成立している場合で、生命または身体を害された者が人身事故の直接の結果として死亡したときに必要となる費用をいいます。
人身事故	被保険自動車の使用または管理中に生じた偶然な事故により他人の生命または身体を害することをいいます。
対物賠償保険等	自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または自動車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になることにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいいます。
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	被害者等が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被害財物	物損事故により滅失、破損または汚損した他人の財物をいいます。
被害者	人身事故により生命または身体を害された者および物損事故により所有する財物を滅失、破損もしくは汚損された者、その財物を使用もしくは管理していた者または軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合は、その乗用具を運行不能にされた者をいいます。
被害者救済費用	人身事故または物損事故によって被害者等に生じた損害の額 ^(注1) を被保険者が負担することおよび被害者等に生じた損害について被害者等が賠償義務者に対する損害賠償請求権を有する場合は、被保険者が負担する額を上限としてその損害賠償請求権を被保険者が取得することについて、あらかじめ当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士により被害者等との間で書面による合意が成立したときに、その合意に基づき被保険者が支出する費用 ^(注2) をいいます。 (注1) 賠償義務者がこれらの者に生じた損害を賠償するとした場合（賠償義務者が存在しない場合を含みます。）に、その賠償義務者が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当会社の認める額をいいます。 (注2) 普通保険約款賠償責任条項第14条（費用）(1)に定める費用は含みません。
被害者救済費用保険金	第9条（支払保険金の計算）に定める人身救済費用保険金および物損救済費用保険金をいいます。
被害者等	人身事故による被害者 ^(注) またはその父母、配偶者もしくは子および物損事故による被害者をいいます。 (注) 人身事故による被害者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
物損超過修理費用	第3条（保険金を支払う場合）①から③までのすべてに該当する物損事故において、この条の「被害者救済費用」に規定する被害者等との間の合意が成立している場合で、被害財物の修理費が被害財物の価額を上回ると当会社が認めたときに、被保険者が負担する被害財物の修理費から被害財物の価額を差し引いた額をいいます。
物損事故	被保険自動車の使用もしくは管理中に生じた偶然な事故により他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または被保険自動車の使用もしくは管理中に生じた偶然な事故により軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることをいいます。
労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等法令に定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、次の条件をいずれも満たす場合に、被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して、被害者救済費用保険金を支払います。

- ① 被保険自動車に存在した欠陥、被保険自動車に行われた電気通信回線を用いた第三者による不正なアクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作が被保険自動車に生じたことにより、人身事故または物損事故が生じたこと。
- ② 被保険自動車に生じた本来の仕様とは異なる事象または動作の原因となる事が存在していたことが、次のいずれかにより明らかであること。
 - ア. リコール等^(注1)
 - イ. 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査
 - ウ. アまたはイと同等のその他の客観的な事実
- ③ 被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが判決もしくは裁判上の和解^(注2)により確定したこと、または事故状況の調査を行い、法令および判例等に照らして検討した結果、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったと当会社が認めること。

(注1) リコール等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の2（改善措置の勧告等）または同条の3（改善措置の届出等）に基づき実施される改善措置等をいいます。

(注2) 裁判上の和解

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、被害者救済費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注1)の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 台風、洪水または高潮
- ⑤ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ 被保険自動車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注4)すること。

(注1) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人

保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当会社は、人身事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それにより被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対しては、人身救済費用保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を運転中の者またはその配偶者
- ③ 被保険自動車を運転中の者の父母または子。ただし、被保険自動車を運転中の者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
- ④ 被保険者の配偶者
- ⑤ 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
- ⑥ 被保険者の業務^(注5)に従事中の使用人
- ⑦ 被保険者の使用者の業務^(注6)に従事中の他の使用人。ただし、被保険者

が被保険自動車をその使用者の業務^(注)に使用している場合に限ります。

(注) 業務

家事を除きます。

(3) (2) ⑦の規定にかかわらず、当会社は、被保険自動車の所有者および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務^(注)に被保険自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務^(注)に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して人身救済費用保険金を支払います。

(注) 業務

家事を除きます。

(4) (3) の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

(5) 当会社は、物損事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合には、それによって被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対しては、物損救済費用保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を運転中の者またはその配偶者
- ③ 被保険自動車を運転中の者の父母または子。ただし、被保険自動車を運転中の者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
- ④ 被保険者またはその配偶者
- ⑤ 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。

第5条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 次のいずれかに該当する被保険自動車の運転者
 - ア. 記名被保険者
 - イ. 記名被保険者の配偶者
 - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - オ. アからエまで以外の者で、記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を運転中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
- ② 被保険自動車の運転者がいない状態で人身事故または物損事故が生じた場合は、被保険自動車の所有者

(2) (1) ②の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第6条（個別適用）

(1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条（保険金を支払わない場合）(1) ①の規定を除きます。

(2) (1) の規定によって、第9条（支払保険金の計算）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第7条（当会社による援助）

被保険者が人身事故または物損事故にかかる被害者救済費用を負担する場合には、当会社は、被保険者が支払う被害者救済費用の額を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者またはあらかじめ当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士の行う調査または折衝について協力または援助を行います。

第8条（費用）

(1) 保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入が得られなかつたことによって被る損害は、対象となりません。

- ① 普通保険約款基本条項第20条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ② 人身事故または物損事故に関して被保険者またはあらかじめ当会社の

承認を得て被保険者が委任した弁護士の行う調査または折衝について、
被保険者が当会社の同意を得て支出した費用

(2) (1) の費用のほか、人身救済臨時費用は、これを損害の一部とみなします。

(3) (1) の費用のほか、物損超過修理費用は、これを損害の一部とみなします。

第9条（支払保険金の計算）

(1) 1回の人身事故につき当会社の支払う人身救済費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ対人賠償保険契約における保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{人身事故において被保険者が被害者等に対して負担する被害者救済費用の額}} + \boxed{\text{第8条(費用)(1)①の費用の額}} - \boxed{\text{次の①から⑦までの合計額}} = \boxed{\text{人身救済費用保険金の額}} \end{array}$$

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって被害者等に既に給付が決定し、または支払われた金額
- ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が被害者等に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定し、または支払われた保険金もしくは共済金の額
- ③ 被害者等が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ④ 労働者災害補償制度によって被害者等に既に給付が決定し、または支払われた額（社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。）
- ⑤ 賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で被害者等が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑥ 被害者等に発生した損害の額^(注1)のうち、被害者の過失により発生した損害の額
- ⑦ ①から⑤までのほか、被害者等に発生した損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付に対する請求権を被害者等が有している場合で、これらの保険金、共済金その他の給付によって支払われた額が⑥の額を上回るときは、その超過額^(注2)

(注1) 被害者等に発生した損害の額

賠償義務者がこれらの者に発生した損害を賠償する場合（賠償義務者が存在しない場合を含みます。）に、その賠償義務者が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当会社の認める額をいいます。

(注2) 超過額

保険金額、保険金日額等が定額である傷害保険、生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

(2) 当会社は、(1)に定める人身救済費用保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

- ① 第8条(費用)(1)②の費用のうち人身事故に関して支出した費用
- ② 第8条(2)の費用。ただし、生命または身体を害された者1名につき、15万円とします。

(3) 1回の物損事故^(注1)につき当会社の支払う物損救済費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、対物賠償保険契約における保険証券記載の保険金額を限度^(注2)とします。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{物損事故において被保険者が被害者等に対して負担する被害者救済費用の額}} + \boxed{\text{第8条(費用)(1)①の費用の額}} - \boxed{\text{次の①から⑤までの合計額}} \\ - \boxed{\text{保険証券に対物賠償保険の免責金額の記載がある場合は、その免責金額}} = \boxed{\text{物損救済費用保険金の額}} \end{array}$$

- ① 対物賠償保険等によって賠償義務者が被害者等に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定し、または支払われた保険金もしくは共済金の額
- ② 被害者等が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ③ 賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で被害者等が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ④ 被害者等に発生した損害の額^(注3)のうち、被害者の過失により発生した損害の額
- ⑤ ①から③までのほか、被害者等に発生した損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付に対する請求権を被害者等が有している場合で、これらの保険金、共済金その他の給付によって支払われた

額が④の額を上回るときは、その超過額

(注1) 1回の物損事故

同一の偶然な事故（被保険自動車の使用または管理中に発生した偶然な事故をいいます。）によって生じた物損事故は、1回の物損事故とみなします。

(注2) 対物賠償保険契約における保険証券記載の保険金額を限度

次のいずれかに該当する物損事故で、かつ、対物賠償保険契約における保険証券記載の保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の保険金額にかかわらず、30億円を限度とします。

① 被保険自動車に業務^(注4)として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する物損事故

② 被保険自動車が被牽引自動車を牽引中に発生した、その被牽引自動車に業務^(注4)として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する物損事故

③ 航空機の損壊

(注3) 被害者等に発生した損害の額

賠償義務者がこれらの者に発生した損害を賠償するとした場合（賠償義務者が存在しない場合を含みます。）に、その賠償義務者が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当会社の認める額をいいます。

(注4) 業務

家事を除きます。

(4) 当会社は、(3)に定める物損救済費用保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 第8条(費用)(1)②の費用のうち物損事故に関して支出した費用

② 第8条(3)の費用。ただし、被害財物が自動車の場合は自動車1台につき、被害財物が自動車以外の場合は所有者1名につき、次の算式によって算出した額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\frac{\text{被害財物の価額から被害財物の価額のうち被害者の過失によって生じた損害の額を差し引いた額}}{\text{被害財物の価額}}$$

物損超過修理費用 ×

(5) (4)②の規定にかかわらず、被害財物に生じた損害に対して被害財物の保険等によって保険金または共済金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超過するときは、当会社は、(4)②の額からその超過額を差し引きます。この場合において、既にその超過額について(4)②の額を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

① 被害財物の保険等によって支払われる保険金または共済金の額^(注)。ただし、被害財物の修理費のうち、被害財物の所有者以外の者が負担すべき金額で被害財物の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金または共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金または共済金の額とします。

② 被害財物の価額

(注) 被害財物の保険等によって支払われる保険金または共済金の額

被害財物の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を差し引いた額とします。

第10条 (事故発生時の義務)

(1) 第3条(保険金を支払う場合)に該当し、被保険者が被害者救済費用を負担する場合で、賠償義務となるべき者がいるときは、保険契約者または被保険者は、次の事項を書面により被害者等および賠償義務者に通知しなければなりません。

① 被害者救済費用は賠償義務となるべき者に代わって被害者等に対して支払う費用であること。

② 被保険者が負担する被害者救済費用の額を上限として、被害者等が有する損害賠償請求権を被保険者が取得すること。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて被害者救済費用保険金を支払います。

第11条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、第8条(費用)(2) および同条(3)の費用に関しては、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(4) (1) から (3) までの規定は、人身救済費用保険金および物損救済費用保険金に対してそれぞれ個別に適用します。

(5) (2) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第12条(保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金の請求権は、被保険者が負担する被害者救済費用の額が被害者等との間の合意により確定した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(2)⑩に定める書類または証拠として、次の書類のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故報告書
- ② 第1条(用語の定義)「被害者救済費用」の定義に規定する被害者等との間の合意および被害者救済費用の内訳を示す書面
- ③ 第10条(事故発生時の義務)(1)に規定する通知書面

第13条(普通保険約款との関係)

(1) 当会社は、普通保険約款賠償責任条項第7条(被保険者の範囲一対人・対物賠償共通)に規定する者が被害者等に発生した損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、この特約の規定は適用しません。

(2) 当会社は、普通保険約款賠償責任条項第14条(費用)(1)④に定める費用について、同条項の規定により対物賠償保険金を支払うべき損害に対しては、この特約の規定による物損救済費用保険金を支払いません。

第14条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第13条(重大事由による解除)(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ② 第13条(重大事由による解除)(4)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」

心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。なお、普通保険約款賠償責任条項で定義している用語については、その定義によります。

用語	定義
人身救済臨時費用	第8条(支払保険金の計算)(1)に定める人身救済費用保険金が支払われる場合で、賠償義務者 ^(注) が負担する、生命または身体を害された者が人身事故の直接の結果として死亡したときに必要となる費用をいいます。 (注) 民法(明治29年法律第89号)第713条(責任能力)の規定の適用がないとした場合に、普通保険約款賠償責任条項第7条(被保険者の範囲一対人・対物賠償共通)に規定する者のいずれかに法律上の損害賠償責任があると認められるときにおける賠償義務者をいいます。
人身事故	被保険自動車の使用中に生じた偶然な事故により他人の生命または身体を害することをいいます。
対物賠償保険等	自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または自動車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になることにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいいます。
他の保険契約等	第3条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

賠償義務者	被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被害財物	物損事故により滅失、破損または汚損した他人の財物をいいます。
被害者救済費用保険金	第8条(支払保険金の計算)に定める人身救済費用保険金および物損救済費用保険金をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
物損事故	被保険自動車の使用中に生じた偶然な事故により他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または被保険自動車の使用中に生じた偶然な事故により軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることをいいます。
物損超過修理費用	第8条(支払保険金の計算)(3)に定める物損救済費用保険金が支払われる場合で、被害財物の修理費が被害財物の価額を上回ると当会社が認めたときに、賠償義務者が負担する被害財物の修理費から被害財物の価額を差し引いた額をいいます。 (注) 民法第713条(責任能力)の規定の適用がないとした場合に、普通保険約款賠償責任条項第7条(被保険者の範囲ー対人・対物賠償共通)に規定する者のいずれかに法律上の損害賠償責任があると認められるときにおける賠償義務者をいいます。
保険金請求権者	人身事故または物損事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、人身救済臨時費用および物損超過修理費用の請求においては、普通保険約款賠償責任条項第7条(被保険者の範囲ー対人・対物賠償共通)に規定する者とします。 ① 被保険者 ② 人身事故の場合は、被保険者の父母、配偶者または子 (注) 人身事故により被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等法令に定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、人身事故または物損事故について、法令および判例等に照らして検討した結果、民法第713条(責任能力)の規定を適用することにより、普通保険約款賠償責任条項第7条(被保険者の範囲ー対人・対物賠償共通)に規定する者のいずれにも法律上の損害賠償責任がなかったと当会社が認める場合^(注1)に、人身事故または物損事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害^(注2)に対して、被害者救済費用保険金を支払います。

(注1) 法律上の損害賠償責任がなかったと当会社が認める場合

民法第713条の規定の適用がないとした場合に、普通保険約款賠償責任条項第7条に規定する者のいずれかに法律上の損害賠償責任があると認められ、かつ、その者を同条項の被保険者として、当会社が同条項およびこれに付帯された特約の規定に基づき保険金を支払うときには限りません。

(注2) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害

被保険者の父母、配偶者または子が被る損害は、人身事故の場合に限りません。

(2) (1)の損害の額は、第7条(損害額の決定)に定める損害の額とします。

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、民法第713条(責任能力)の規定を適用せずに普通保険約款賠償責任条項およびこれに付帯された特約の規定を適用するとした場合に、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、被害者救済費用保険金を支払いません。ただし、同条項第7条(被保険者の範囲ー対人・対物賠償共通)に規定する者のうち、法律上の損害賠償責任を負担すべき者が2名以上いる場合で、それぞれの者を同条項の被保険者として個別に同条項およびこれに付帯された特約の規定を適用した結果、次のいずれにも該当しない事由によって生じた損害があるときを除きます。

① 同条項第4条(保険金を支払わない場合ーその1 対人・対物賠償共通) (1)のいずれかに該当する事由

② 同条項第5条(保険金を支払わない場合ーその2 対人賠償) (1)のいずれかに該当する者の生命または身体が害されたこと。ただし、同条(2)の規定により保険金が支払われる場合を除きます。

(3) 同条項第6条(保険金を支払わない場合ーその3 対物賠償)のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損されたこと、または同条のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になったこと。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、被害者救済費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等^(注)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
- ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害

(注) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物を含みます。

(3) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、被害者救済費用保険金を支払いません。

(4) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等)によって生じた損害に対しては、人身救済費用保険金を支払いません。

(5) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、物損救済費用保険金を支払いません。

- ① 財物に存在する欠陥、摩減、腐しよく、さびその他自然の消耗
- ② 故障損害^(注)

(注) 故障損害
偶然な外來の事故に直接起因しない電気的または機械的損害をいいます。

第5条(被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 人身事故により生命または身体を害された者
- ② 物損事故により所有する財物を滅失、破損もしくは汚損された者、その財物を使用もしくは管理していた者または軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合は、その乗用具を運行不能にされた者

(2) (1)①の被保険者の胎内にある胎児が、人身事故によりその出生後に、生命または身体を害されることによって損害を被った場合は、(1)①の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

第6条(個別適用)

(1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(2) (1)の規定によって、第8条(支払保険金の計算)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第7条(損害額の決定)

(1) 当会社が被害者救済費用保険金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。)は、民法第713条(責任能力)の規定を適用せずに普通保険約款賠償責任条項およびこれに付帯された特約の規定を適用するとした場合に、同条項第7条(被保険者の範囲ー対人・対物賠償共通)に規定する者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害を賠償するために支払うべき損害賠償金の額として、当会社の認める額とします。

(2) (1)の損害額は、次の手続によって決定します。

- ① 当会社と保険金請求権者との間の協議
- ② ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

(3) 人身救済臨時費用は、これを損害の一部とみなします。

(4) 物損超過修理費用は、これを損害の一部とみなします。

第8条(支払保険金の計算)

(1) 1回の人身事故につき当会社の支払う人身救済費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、被保険者1名につき、それぞれ対人賠償保険契約における保険証券記載の保険金額を限度とします。

第7条(損害額の決定)の規定により決定される損害額

-

次の①から⑥までの合計額

=

人身救済費用保険金の額

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償事業によって保険金請求権者に既に給付が決定し、または支払われた金額
- ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が保険金請求権者に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定し、または支払われた保険金もしくは共済金の額
- ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ④ 労働者災害補償制度によって保険金請求権者に既に給付が決定し、または支払われた額(社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。)
- ⑤ 賠償義務者以外の第三者から保険金請求権者に生じた損害に対する補償を既に取得している場合は、その取得した額
- ⑥ ①から⑤までのほか、人身救済費用保険金を支払うべき損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(保険金額、保険金日額等が定額である傷害保険、生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。)
- (2) 当会社は、(1)に定める人身救済費用保険金のほか、人身救済臨時費用の額を支払います。ただし、被保険者1名につき、15万円とします。
- (3) 1回の物損事故^(注1)につき当会社の支払う物損救済費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、対物賠償保険契約における保険証券記載の保険金額を限度^(注2)とします。

$$\boxed{\text{第7条(損害額の決定)の規定により決定される損害額}} - \boxed{\text{次の①から④までの合計額}} - \boxed{\text{保険証券に対物賠償保険の免責金額の記載がある場合は、その免責金額}} = \boxed{\text{物損救済費用保険金の額}}$$

- ① 対物賠償保険等によって賠償義務者が保険金請求権者に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定し、または支払われた保険金もしくは共済金の額
- ② 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ③ 賠償義務者以外の第三者から保険金請求権者に生じた損害に対する補償を既に取得している場合は、その取得した額
- ④ ①から③までのほか、物損救済費用保険金を支払うべき損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額

(注1) 1回の物損事故

同一の偶然な事故(被保険自動車の使用中に発生した偶然な事故をいいます。)によって生じた物損事故は、1回の物損事故とみなします。

(注2) 対物賠償保険契約における保険証券記載の保険金額を限度

次のいずれかに該当する物損事故で、かつ、対物賠償保険契約における保険証券記載の保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の保険金額にかかわらず、30億円を限度とします。

- ① 被保険自動車に業務^(注3)として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する物損事故
- ② 被保険自動車が被牽引自動車を牽引中に発生した、その被牽引自動車に業務^(注3)として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する物損事故
- ③ 航空機の損壊

(注3) 業務

家事を除きます。

(4) 1回の物損事故^(注1)につき被保険者が2名以上いる場合、当会社の支払う被保険者ごとの物損救済費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{(3)の規定により算出した物損救済費用保険金の額} \times \frac{\text{被保険者ごとの損害額}^{(注2)}}{\text{被保険者ごとの損害額}^{(注2)}\text{の合計額}} = \boxed{\text{被保険者ごとの物損救済費用保険金の額}}$$

(注1) 1回の物損事故

同一の偶然な事故(被保険自動車の使用中に発生した偶然な事故をいいます。)によって生じた物損事故は、1回の物損事故とみなします。

(注2) 被保険者ごとの損害額

第7条(損害額の決定)の規定により決定される損害額から(3)①から④までの合計額を差し引いた額とします。

(5) 当会社は、(3)に定める物損救済費用保険金のほか、物損超過修理費用の額を支払います。ただし、被害財物が自動車の場合は自動車1台につき、被害財物が自動車以外の場合は所有者1名につき、次の算式によって算出した額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

物損超過修理費用	×	被害財物の価額から被害財物の価額のうち被害者の過失によって生じた損害の額を差し引いた額
		被害財物の価額

(6) (5)の規定にかかわらず、被害財物に生じた損害に対して被害財物の保険等によって保険金または共済金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超過するときは、当会社は、(5)の額からその超過額を差し引きます。この場合において、既にその超過額について(5)の額を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

① 被害財物の保険等によって支払われる保険金または共済金の額^(注)。ただし、被害財物の修理費のうち、被害財物の所有者以外の者が負担すべき金額で被害財物の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金または共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金または共済金の額とします。

② 被害財物の価額

(注) 被害財物の保険等によって支払われる保険金または共済金の額
被害財物の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を差し引いた額とします。

第9条 (保険金請求権者の義務等)

(1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条(保険金を支払う場合)(1)の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係

② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容

③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容

④ 保険金請求権者が第3条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

(2) 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(3) 被保険者は、人身事故による傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。

(4) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(5) 当会社は、賠償義務者または第3条(1)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、人身救済臨時費用および物損超過修理費用に関しては、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(4) (1)から(3)までの規定は、人身救済費用保険金および物損救済費用保険金に対してそれぞれ個別に適用します。

(5) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 人身救済費用保険金および人身救済臨時費用の請求に関しては、次の時

- ア. 被保険者が死亡した場合には、その死亡の時
- イ. 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時
- ウ. 被保険者が傷害を被った場合には、その傷害が治った時または症状固定した時

② 物損救済費用保険金および物損超過修理費用の請求に関しては、損害発生の時

(2) 保険金の請求は、保険金請求権者の代表者^(注)を経由して行うものとします。

(注) 保険金請求権者の代表者

人身救済臨時費用および物損超過修理費用の請求においては、記名被保険者とします。

第12条（普通保険約款との関係）

(1) 当会社は、普通保険約款賠償責任条項第14条（費用）(1)④に定める費用について、同条項の規定により対物賠償保険金を支払うべき損害に対しても、この特約の規定による物損救済費用保険金を重ねて支払いません。

(2) 当会社は、第5条（被保険者の範囲）に規定する者が普通保険約款人身傷害補償条項第5条（被保険者の範囲）に規定する者に該当し、かつ、同条項の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、この特約の規定による人身救済費用保険金を重ねて支払いません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第1条（用語の定義）「保険金」の定義中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」
- ② 第13条（重大事由による解除）(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ③ 第13条(2)の規定中「人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ④ 第13条(4)の規定中「車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)③のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害」とあるのは「この特約に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)③のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害((1)③アからウまで、またはオのいずれにも該当しない被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。)。ただし、その損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が(1)③のいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。」
- ⑤ 第27条（時効）の規定中「第23条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第11条（保険金の請求）(1)」
- ⑥ 第29条（代位）(1)および(2)の規定中「被保険者」とあるのは「保険金請求権者」

日常生活賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布のみに起因するもの等を除きます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト、ガイドウェイバス ^(注) をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。 (注) ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
敷地内	囲いの有無を問わず、連続した土地で、同一の者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅の敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
空の乗用具	航空機 ^(注1) 、ハンググライダーおよびパラグライダーをいい、ドローンその他の無人航空機および模型航空機、気球、パラシュート等は除きます。 (注1) 飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機 ^(注2) およびジャイロプレーンをいいます。 (注2) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
損壊	滅失、破損または汚損することをいいます。
他の保険契約等	第3条(保険金を支払う場合-日常生活賠償責任)または第4条(保険金を支払う場合-保管物賠償責任)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
保管物	被保険者が使用または管理する他人の財物をいいます。ただし、被保険者が日本国内において受託した財物に限ります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、記名被保険者が個人であり、かつ、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合-日常生活賠償責任)

当会社は、日本国内^(注1)において生じた次のいずれかに該当する事故に起因する他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約により、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活^(注2)に起因する偶然な事故

(注1) 日本国内

次のいずれかに該当する船舶内および航空機内を含みます。

- ア. 日本船舶または日本航空機
- イ. 日本を出発して目的地(寄港する場合は、最初の寄港地とします。)に到着するまでの、ア以外の船舶または航空機
- ウ. 出発地(寄港する場合は、最後の寄港地とします。)から日本に到着するまでの、ア以外の船舶または航空機

(注2) 日常生活

住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第4条 (保険金を支払う場合-保管物賠償責任)

当会社は、日本国内^(注)において生じた偶然な事故に起因して保管物を損壊もしくは紛失し、または盗取されたことにより、被保険者が保管物について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約により、保険金を支払います。

(注) 日本国内

次のいずれかに該当する船舶内および航空機内を含みます。

- ア. 日本船舶または日本航空機
- イ. 日本を出発して目的地(寄港する場合は、最初の寄港地とします。)に到着するまでの、ア以外の船舶または航空機
- ウ. 出発地(寄港する場合は、最後の寄港地とします。)から日本に到着するまでの、ア以外の船舶または航空機

第5条 (保険金を支払わない場合-その1 日常生活賠償責任・保管物賠償責任共通)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注1)の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の

混乱に基づいて生じた事故

- (注1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。

第6条 (保険金を支払わない場合ーその2 日常生活賠償責任・保管物賠償責任共通)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産^(注) の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 第9条(被保険者の範囲)に規定する者および被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

(注) 不動産

住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

第7条 (保険金を支払わない場合ーその3 日常生活賠償責任)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る第3条(保険金を支払う場合ー日常生活賠償責任)に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用者が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用者として使用する者を除きます。
- ② 航空機、船舶^(注1)、車両^(注2) または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力が専ら人力である船舶^(注1) または車両^(注2) の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を除きます。
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する他人の財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に規定する財物の損壊によって負担する損害賠償責任を除きます。
ア. ホテルまたは旅館等の宿泊施設またはその設備もしくは備え付けられた動産

イ. ゴルフ場敷地内^(注3) におけるゴルフカート

(注1) 船舶

ヨット、モーター、ボート、水上オートバイおよびボートを含みます。

(注2) 車両

ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。

(注3) ゴルフ場敷地内

ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を含みません。

第8条 (保険金を支払わない場合ーその4 保管物賠償責任)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する保管物の損壊、紛失または盗取について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る第4条(保険金を支払う場合ー保管物賠償責任)に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ② 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類する物
- ③ 自動車、船舶^(注1)、空の乗用具およびこれらの付属品
- ④ 鉄砲、刀剣その他これらに類する物
- ⑤ 被保険者が次に規定する運動等を行っている間のその運動等のための用具
山岳登はん^(注2)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビングその他これらに類する危険な運動
- ⑥ 動物、植物等の生物
- ⑦ 建物^(注3)

- ⑧ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
- ⑨ データ、ソフトウエアまたはプログラム等の無体物
- ⑩ 公序良俗に反する物
- ⑪ その他保険証券記載の物

(注1) 船舶

ヨット、モーター・ボート、水上オートバイおよびボートを含みます。

(注2) 山岳登攀

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注3) 建物

畠または建具その他これらに類する物および電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房設備、エレベーター、リフト等の設備を含みます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する第4条（保険金を支払う場合－保管物賠償責任）に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で自動車等を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等^(注1)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している場合に生じた損害

② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

③ 被保険者以外の者に転貸されている間の損害

④ 保管物が自転車である場合は、被保険者が住宅以外で使用または管理している間の損害

⑤ 被保険者に引き渡される以前から保管物に存在していた欠陥に起因する損害

⑥ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。

⑦ 保管物に生じた自然発火または自然爆発に起因する損害

⑧ 偶然な外來の事故に直接起因しない保管物の電気的または機械的事故に起因する損害

⑨ 保管物に次の事由が生じたことに起因する損害

ア. 自然の消耗または劣化

イ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キヤビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由

ウ. ねずみ食いまたは虫食い等

⑩ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪または雹による保管物の損壊に起因する損害

⑪ 保管物が委託者または貸主に引き渡された後に発見された保管物の損壊に起因する損害

⑫ ホテルまたは旅館等の宿泊施設またはその設備もしくは備え付けられた動産の損壊に起因する損害

⑬ ゴルフ場敷地内^(注2)におけるゴルフカートの損壊に起因する損害

⑭ 被保険者がその保管物を使用不能にしたことに起因する損害^(注3)

⑮ 保管物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に使用したことに起因する損害

(注1) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物を含みます。

(注2) ゴルフ場敷地内

ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を含みません。

(注3) 保管物を使用不能にしたことに起因する損害

収益減少に基づく損害を含みます。

第9条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 記名被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、記名被保

険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者^{(注)1}。ただし、記名被保険者に関する第3条(保険金を支払う場合－日常生活賠償責任)または第4条(保険金を支払う場合－保管物賠償責任)に規定する事故に限ります。

- ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^{(注)2}。ただし、その責任無能力者に関する第3条または第4条に規定する事故に限ります。

(注1) 監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者
記名被保険者の親族に限ります。

(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者
責任無能力者の親族に限ります。

第10条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第15条(支払保険金の計算)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第11条(当会社による援助)

被保険者が事故^(注)にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(注) 事故

被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第12条(当会社による解決)

(1) 被保険者が事故^(注)にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から第13条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。)を行います。

(注) 事故

被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注)が保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- ④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がその免責金額以下となるとき。

(注) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

第3条(保険金を支払う場合－日常生活賠償責任)および第4条(保険金を支払う場合－保管物賠償責任)に規定する事故が発生した場合で、これらの事故が同一事故であるときは、それぞれの事故につき被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額の合計額とします。

第13条(損害賠償請求権者の直接請求権)

(1) 事故^(注)によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(注) 事故

被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して

- (3) に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次の

いずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注) 被保険者に対して支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 第12条(当会社による解決)およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

- 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額または免責金額のいずれか高い額

= 損害賠償額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2) または (7) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) (2) ①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注)が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権行使することはできず、また、当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

(注) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

第3条(保険金を支払う場合－日常生活賠償責任)および第4条(保険金を支払う場合－保管物賠償責任)に規定する事故が発生した場合で、これらの事故が同一事故であるときは、それぞれの事故につき被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額の合計額とします。また、同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。

① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合

② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 被保険者に対して支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第14条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入が得られなかったことによって被る損害は、対象となりません。

① 普通保険約款基本条項第20条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 普通保険約款基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

③ 事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用

④ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第12条(当会社による解決)(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用

⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

第15条(支払保険金の計算)

(1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、第3条(保険金を支払う場合－日常生活賠償責任)または第4条(保険金を支払う場合－保管物賠償責任)それぞれの規定に

より支払う保険金に適用される保険証券記載の保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+ 第14条(費用)①から③までの費用	- 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額	保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額	= 保険金の額
-----------------------------------	---------------------	---	---------------------------	---------

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 第14条(費用)④および⑤の費用

② 第12条(当会社による解決)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第16条(仮払金および供託金の貸付け等)

(1) 第11条(当会社による援助)または第12条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額^(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) 保険証券記載の保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第13条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金^(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 供託金

利息を含みます。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第13条(損害賠償請求権者の直接請求権) (2) ただし書、(7) ただし書および第15条(支払保険金の計算) (1) ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 供託金

利息を含みます。

(4) (1)の供託金^(注1)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金^(注1)の限度で、(1)の当会社の名による供託金^(注1)または貸付金^(注2)が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 供託金

利息を含みます。

(注2) 貸付金

利息を含みます。

(5) 第18条(保険金の請求)および普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第17条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第18条(保険金の請求)

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時または裁判上の和解、調停もしくは書面等による合意が成立した時に発生し、これを行使することができます。

第19条(時効)

保険金請求権は、第18条(保険金の請求)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条(先取特権)

(1) 事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第14条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第14条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第21条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、第20条(先取特権)(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第14条(費用)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額^(注)に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

(注) 保険金の合計額

第14条④および⑤の費用を除きます。

第22条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第1条(用語の定義)「他の保険契約等」の定義中「この保険契約」とあるのは「この特約」
- ② 第1条「保険金」の定義中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」
- ③ 第13条(重大事由による解除)(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ④ 第13条(4)の規定中「賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害」とあるのは「この特約に基づき保険金を支払うべき損害」
- ⑤ 第13条(4)の規定中「賠償責任条項第14条(費用)」とあるのは「この特約第14条(費用)」
- ⑥ 第26条(損害賠償額の請求および支払)(1)の規定中「賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償)または同条項第13条(損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償)」とあるのは「この特約第13条(損害賠償請求権者の直接請求権)」
- ⑦ 第26条(6)の規定中「賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償)(2)①から⑤まで、同条項第13条(損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償)(2)①から④まで、または同条(6)①から③まで」とあるのは「この特約第13条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)①から④まで、または同条(6)①から③まで」
- ⑧ 第28条(損害賠償額請求権の行使期限)の規定中「賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償)および同条項第13条(損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償)」とあるのは「この特約第13条(損害賠償請求権者の直接請求権)」

従業員等所有自動車企業賠償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
裏書	全車両一括付保特約に係る裏書で、「全車両一括付保特約条件」をいいます。
自家用8車種	用途車種が、次のいずれかに該当する自動車をいいます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）

自家用8車種	(5) 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) (6) 自家用小型貨物車 (7) 自家用軽四輪貨物車 (8) 特種用途自動車(キャンピング車)
従業員等所有自動車	記名被保険者の役員または使用人が所有 ^(注) または常時使用する自動車であって、その用途車種が自家用8車種、二輪自動車、一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車であるものをいいます。ただし、記名被保険者が所有 ^(注) する自動車を除きます。 (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。
他の保険契約等	第3条(保険金を支払う場合-賠償責任)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
中途対象自動車	保険期間の中途で新たに裏書記載の条件に該当することとなった自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、次の条件をいずれも満たす場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① この保険契約に全車両一括付保特約の適用があること。
- ② 記名被保険者が法人であること。

第3条(保険金を支払う場合-賠償責任)

(1) 当会社は、記名被保険者の役員または使用人が記名被保険者の業務または通勤のために自ら運転者として運転中^(注)の従業員等所有自動車を中途対象自動車とみなして、裏書記載の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項および中途対象自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者に限ります。

(注) 運転中

駐車または停車中を除きます。

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合-対人賠償)(2)の規定にかかわらず、従業員等所有自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3) 他の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第22条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、損害の額が他の保険契約によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第4条(保険金を支払う場合-被害者救済費用)

(1) 当会社は、この保険契約に被害者救済費用等補償特約が適用されている場合は、記名被保険者の役員または使用人が記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中^(注)の従業員等所有自動車を中途対象自動車とみなして、裏書記載の条件に従い、同特約および中途対象自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者に限ります。

(注) 運転中

駐車または停車中を除きます。

(2) 当会社は、この保険契約に心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約が適用されている場合は、記名被保険者の役員または使用人が記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中^(注)の従業員等所有自動車を中途対象自動車とみなして、裏書記載の条件に従い、同特約および中途対象自動車について適用される他の特約を適用します。

(注) 運転中

駐車または停車中を除きます。

第5条(裏書に適用すべき条件がない場合の特則)

従業員等所有自動車が裏書記載の条件に該当しない場合は、当会社は、次の条件を裏書記載の条件とみなして、第3条(保険金を支払う場合-賠償責任)の規定を適用します。

- ① 普通保険約款は、新総合自動車保険とします。
- ② 対人賠償保険金額は、次のいずれか低い額とします。
 - ア. 8000万円
 - イ. 裏書の対人賠償欄に記載されている対人賠償保険金額のうち最も高い額

- ③ 対物賠償保険金額は、次のいずれか低い額とします。
ア. 200万円
イ. 裏書の対物賠償欄に記載されている対物賠償保険金額のうち最も高い額

④ 対物賠償免責金額は、適用しないものとします。

第6条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款賠償責任条項および基本条項ならびに中途対象自動車に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した従業員等所有自動車を運転しているとき。
② 記名被保険者の役員または使用人が、従業員等所有自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、従業員等所有自動車を運転しているとき。

第7条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第9条（当会社による援助一対人・対物賠償共通）から第13条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）までの規定は適用せず、かつ、これらの規定に係る費用に対しては、保険金を支払いません。
(2) 記名被保険者がその役員および使用人に対して損害賠償請求権を行使しない旨をあらかじめ当会社に対して意思表示した場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第29条（代位）(1)の規定により取得した権利を、これらの者に対しては、行使しません。
(3) この特約の適用においては、当会社は、次の特約の規定は適用しません。
① ロードサービス費用補償特約
② レンタカー費用補償特約（15日限度）
③ レンタカー費用補償特約（事故時30日限度）
④ 全車両一括付保特約。ただし、同特約第4条（通知）から第9条（特約の解除）までの規定に限ります。

(4) この保険契約に臨時代替自動車補償特約が適用されている場合で、同特約の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

車両保険の無過失事故に関する特約 (相手自動車確認条件付)

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車をいいます。
車対車事故	被保険自動車と相手自動車との衝突または接触をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権保留条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
ノーカウント事故	この保険契約に適用される普通保険約款車両条項の免責金額ならびに次契約に適用するノンフリート等級別料率制度における等級係数および事故有係数適用期間の決定において、当会社が事故件数として数えない取扱いとしている事故をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいい、被保険自動車の所有者が該当します。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、保険証券にノンフリート契約である旨記載されている場合に適用されます。

第3条（無過失事故の取扱い）

- (1) 当会社は、この特約により、無過失事故によって被保険自動車に生じた損害に対して、この保険契約の普通保険約款車両条項および基本条項ならびにこれらに付帯された特約の規定により保険金を支払う場合は、その事故をノーカウント事故として取り扱います。

(2) この特約において無過失事故とは、次のいずれかに該当する車対車事故をいいます。ただし、相手自動車の登録番号等^(注1)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限ります。

① 事故状況を調査した結果、事故態様が次のいずれかに該当する場合で、かつ、被保険自動車の所有者および使用または管理していた者に過失がなかったことが確定（当会社が認めた場合を含みます。）したとき。

ア. 相手自動車が被保険自動車に追突した場合

イ. センターラインの設けられた道路の対向車線を走行中の相手自動車が、センターラインをオーバーしたことにより被保険自動車に衝突または接触した場合

ウ. 信号機により交通整理が行われている交差点において、相手自動車が、赤色の灯火表示^(注2)に従わずにその交差点に進入したことにより、青色灯火表示に従い進行した被保険自動車に衝突または接触した場合

エ. アからウのいずれにも該当しない場合で、相手自動車が、駐車または停車中の被保険自動車に衝突または接触したとき。

② ①に該当しない場合で、当会社が、事故状況を調査した結果、民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準に照らし、被保険自動車の所有者および使用または管理していた者に過失がなかったと認めたとき。

③ ①および②のいずれにも該当しない場合で、被保険自動車の所有者および使用または管理していた者に過失がなかったことが判決または裁判上の和解^(注3)により確定したとき。

(注1) 登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

(注2) 赤色の灯火表示

赤色の灯火の点滅を除きます。

(注3) 裁判上の和解

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。

(3) (2) に該当しない他物との衝突もしくは接触または被保険自動車の転覆もしくは墜落については、次の条件をいずれも満たす場合に限り、無過失事故に含めます。

① 被保険自動車に存在した欠陥、被保険自動車に行われた電気通信回線を用いた第三者による不正なアクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作が被保険自動車に生じたこと。

② 被保険自動車に生じた本来の仕様とは異なる事象または動作の原因となる事実が存在していたことが、次のいずれかにより明らかであること。

ア. リコール等^(注1)

イ. 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査

ウ. アまたはイと同等のその他の客観的な事実

③ 被保険者および被保険自動車を運転していた者に過失がなかったことが判決もしくは裁判上の和解^(注2)により確定したこと、または事故状況の調査を行い、法令および判例等に照らして検討した結果、当会社がこれらの者に過失がなかったと認めること。

(注1) リコール等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の2（改善措置の勧告等）または同条の3（改善措置の届出等）に基づき実施される改善措置等をいいます。

(注2) 裁判上の和解

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。

第4条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）(2)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当な理由があるときは、交通事故証明書に代えて次の書類および写真^(注)を当会社に提出しなければなりません。

① 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの

② 被保険自動車の損傷部位の写真^(注)

③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真^(注)または資料

(注) 写真

画像データを含みます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

被保険自動車の入替における自動補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
入替自動車	普通保険約款基本条項第8条(被保険自動車の入替)(1)①に定める新規取得自動車のうち被保険自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として同条(1)①アからエまでのいずれかに該当する者が新たに取得 ^(注) し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。 (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
入替自動車の価額	入替自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。
取得日	実際に入替自動車を取得した日であって、保険契約者または入替自動車の所有者が、当会社に対して入替自動車の取得日が確認できる資料を提出し、当会社が妥当な取得日であることを認めた場合のその取得日をいいます。ただし、入替自動車の車検証等 ^(注) 以外の資料でその取得日が確認できない場合は、車検証等 ^(注) に普通保険約款基本条項第8条(被保険自動車の入替)(1)①アからエまでのいずれかに該当する者の氏名が記載された日とします。 (注) 自動車検査証または標識交付証明書をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険自動車または入替自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被保険自動車または入替自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車または入替自動車を所有する者

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- ① 被保険自動車の所有者が個人の場合
- ② 被保険自動車の所有者が法人であり、かつ、保険証券にノンフリート契約である旨記載されている場合

第3条 (入替自動車に対する自動補償)

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第8条(被保険自動車の入替)(3)の規定にかかわらず、同条(1)①に定める自動車の新規取得において、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合であって、保険契約者が書面等により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときに限り、取得日以後承認するまでの間は、入替自動車を被保険自動車とみなして、次の場合ごとに、それぞれ次の規定を適用します。ただし、同条(1)①に定める自動車の新規取得において、廃車、譲渡または返還された被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 取得日の翌日から起算して30日以内に承認の請求を行った場合は、普通保険約款およびこれに付帯された特約
- ② 取得日の翌日から起算して31日以後に承認の請求を行った場合は、普通保険約款賠償責任条項およびこれに付帯された特約

第4条 (車両保険の特則)

取得日から、当会社が第3条(入替自動車に対する自動補償)の被保険自動車の入替の承認の請求を受けた時^(注)までの期間の普通保険約款車両条項および基本条項の適用において、入替自動車の保険金額は、同条項第8条(被保険自動車の入替)(4)および第3条(入替自動車に対する自動補償)の規定にかかわらず、損害が生じた地および時における入替自動車の価額とします。

(注) 被保険自動車の入替の承認の請求を受けた時

当会社が第6条(保険料の返還または請求)(1)の規定により追加保険料を請求する場合は、その追加保険料を当会社が領収した時または取得日の翌日から起算して30日を経過した時のいずれか早い時とします。

第5条 (保険契約の解除)

- (1) 当会社は、第3条(入替自動車に対する自動補償)の被保険自動車の入替の承認の請求があつた場合において、これを承認しなかつたときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)に基づく当会社の解除権は、その承認の請求を受領した日からその日

を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第6条（保険料の返還または請求）

- (1) 第3条（入替自動車に対する自動補償）の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、取得日以後の期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) (1)の規定により、追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料を払い込んだときに限り、当会社は、保険金を支払います。

家族内新規運転者の自動補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転免許	道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条(運転免許) 第1項に規定する運転免許をいいます。ただし、仮運転免許を除きます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、記名被保険者が個人の場合で、この保険契約に運転者の年齢条件に関する特約または運転者本人・配偶者限定特約が適用されているときに適用されます。

第3条（家族内新規運転者の自動補償）

- (1) 当会社は、この特約により、運転者の年齢条件の変更^(注1)の手続漏れがあった場合で、次のいずれかに該当する者が事実の発生日^(注2)以後に被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約者が書面等により運転者の年齢条件の変更^(注1)の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときに限り、運転者の年齢条件に関する特約第3条(運転者の年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い)(1)の規定は適用しません。

- ① 運転者の年齢条件に該当しない者のうち、保険期間の初日以後に被保険自動車を運転することができる運転免許を新たに取得^(注3)した次のいずれかに該当する者

ア. 記名被保険者

イ. 記名被保険者の配偶者

ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

- ② 運転者の年齢条件に該当しない者のうち、保険期間の初日以後に新たに次のいずれかに該当した者。ただし、この場合における配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者は含みません。また、親族は、法律上の親族に限ります。

ア. 記名被保険者の配偶者

イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(注1) 運転者の年齢条件の変更

運転者の年齢条件に関する特約を削除すること、または同特約の運転者の年齢条件を変更することをいいます。

(注2) 事実の発生日

被保険自動車を運転していた者が①に該当する場合は、その者が被保険自動車を運転することができる運転免許を新たに取得^(注3)した日をいい、被保険自動車を運転していた者が②に該当する場合は、その者が記名被保険者の配偶者になった日または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族になった日をいいます。

(注3) 新たに取得

失効および取消後における再取得の場合を除きます。

- (2) 当会社は、この特約により、運転者本人・配偶者限定特約の削除の手続漏れがあった場合で、次のいずれかに該当する者が事実の発生日^(注1)以後に被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約者が書面等により同特約の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときに限り、同特約第4条(限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い)(1)の規定は適用しません。

- ① 保険期間の初日以後に被保険自動車を運転することができる運転免許を新たに取得^(注2)した次のいずれかに該当する者

ア. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

イ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

- ② 保険期間の初日以後に新たに次のいずれかに該当した者。ただし、この場合における配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者は含みません。また、親族は、法律上の親族に限ります。

- ア. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
イ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(注1) 事実の発生日

被保険自動車を運転していた者が①に該当する場合は、その者が被保険自動車を運転することができる運転免許を新たに取得^(注2)した日をいい、被保険自動車を運転していた者が②に該当する場合は、その者が記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族になった日または記名被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚の子になった日をいいます。

(注2) 新たに取得

失効および取消後における再取得の場合を除きます。

(3) (1) および (2) の規定は、次の条件をいずれも満たす場合に限り適用します。

① (1) または (2) に該当する者であることを当会社が確認できる公的資料等を保険契約者または記名被保険者が提出すること。

② 事実の発生日に (1) または (2) の変更があったものとして、当会社が請求する追加保険料を払い込むこと。

(4) (1) および (2) に規定する事故が事実の発生日の翌日から起算して31日の日以後に発生した場合は、(1) および (2) の規定により当会社が支払う保険金は、普通保険約款賠償責任条項およびこれに付帯された特約に規定する保険金に限ります。

継続契約の取扱いに関する特約 <継続手続忘れサポート>

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	この保険契約と保険契約者、記名被保険者および被保険自動車のそれぞれが同一であり、かつ、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日として当会社と締結される保険契約をいいます。
制度・料率等	普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にノンフリート契約である旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (継続契約に関する特則)

(1) 当会社は、継続契約締結の手続が行われなかった場合であっても、次の条件をいずれも満たしているときは、この保険契約は、この保険契約の保険期間の満了する時の内容と同一の契約内容で継続されるものとして取り扱います。

① 次のいずれかに該当すること。

ア. この保険契約の保険期間が1年以上であること。

イ. ア以外の場合において、この保険契約に当会社の定める保険期間通算による等級継承の特則が適用されているとき。

② この保険契約が、この特約を適用して当会社と締結された保険契約ではないこと。

③ この保険契約の保険期間の満了する時からこの特約の規定により継続契約が締結されるまでの間に被保険自動車を同一とする他の保険契約または共済契約がないこと。

④ 保険契約者に対して当会社から直接この保険契約の継続の意思確認を行ったにもかかわらず、保険契約者の事情により継続契約締結の手続が行われなかつたものではないこと。

⑤ この保険契約の保険期間を通じ、当会社または保険契約者のいずれか一方から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかつたこと。

⑥ 保険契約者が、この保険契約の保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に当会社の定める書面等により継続契約の申込みを行うこと。

⑦ この保険契約に適用される他の特約の規定により保険料の払込方法および払込期日が別に定められている場合を除き、保険契約者が⑥の申込みと同時に継続契約の保険料を当会社に払い込むこと。

(2) (1) の規定にかかわらず、当会社は、この特約の規定により締結された継続契約に適用される次の契約内容については、この保険契約の保険期間の満了する時の内容と同一の契約内容とみなします。

① この保険契約に適用される特約の適用条件により、自動的に適用されることとなる特約の継続契約への適用

② この保険契約に適用される特約の適用条件により、自動的に適用され

ないこととなる特約の継続契約への不適用

- (3) (1) の規定にかかわらず、当会社が制度・料率等を改定した場合には、この特約の規定により締結された継続契約に適用される制度・料率等は、その継続契約の保険期間の初日における制度・料率等とします。

第4条（継続契約の車両保険金額）

この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合は、この特約の規定により締結された継続契約の車両保険契約の保険金額については、被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式（初度登録年月および初度検査年月を含みます。）の自動車の市場販売価格相当額を基準とし、当会社が算出した額とします。ただし、車両保険金の時価払特約が適用されている場合は、被保険自動車の車両保険金額を基準とし、法定減価償却残存率等を参考に当会社が算出した額とします。

第5条（保険責任に関する特則）

当会社は、この特約の規定により締結された継続契約に対しては、普通保険約款基本条項第2条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

保険契約の更新に関する特約 <更新特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続証等	保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わるべき書面をいいます。
更新後契約	第3条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。
制度、料率等	普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等をいいます。
通知締切日	この保険契約の保険期間の末日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険契約の更新）

- (1) 通知締切日までに、当会社または保険契約者からこの特約を適用しない旨の意思表示がない場合は、この保険契約は、第4条（更新後契約の内容）に規定する内容で更新されるものとします。
- (2) 更新後契約の保険期間の初日は、この保険契約の保険期間の末日とし、保険期間は、次のとおりとします。
- ① この保険契約と同一の期間
 - ② ①の規定にかかわらず、通知締切日までに、保険契約者が当会社に書面等により更新後契約の保険期間の申出を行い、当会社がこれを承認した場合は、その保険期間
- (3) (1) および(2)の規定によりこの保険契約が更新された場合は、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。ただし、この保険契約に保険証券の発行に関する特約が適用されている場合は、当会社は、継続証等の交付を省略することができます。

第4条（更新後契約の内容）

- (1) 次の条件をいずれも満たす場合は、この保険契約は、保険契約者から申出のあった内容で更新されるものとします。
- ① 当会社が保険契約者に対して、通知締切日までに、更新後の内容の提示を行うこと。
 - ② ①の提示に基づき、保険契約者が当会社に書面等により更新後契約の内容の申出を行い、当会社がこれを承認すること。
- (2) (1)以外の場合は、この保険契約は、第6条（更新後契約に適用される制度、料率等）、第7条（更新後契約の車両保険の保険金額）、第8条（更新後契約に適用される特約）および第9条（更新後契約の保険料の払込み）(2)ならびにこの保険契約に自動的に付帯される特約に別の規定があるときを除き、この保険契約の保険期間の末日における契約内容と同一の内容で更新されるものとします。この場合において、当会社が(1)①の提示を行ったときは、当会社は、保険契約者または記名被保険者^(注)に更新後契約の告知事項について告知を求めたものとし、保険契約者または記名被保険者は、この保険契約の告知事項を更新後契約の告知事項として改めて告知したものとみなします。

(注) 記名被保険者

普通保険約款車両条項においては、被保険者とします。

第5条 (更新後契約の保険料)

更新後契約の保険料は、更新後契約の保険期間の初日における、この保険契約の保険事故歴、年齢等の条件に従って定めるものとし、当会社は、この金額を継続証等に記載するものとします。

第6条 (更新後契約に適用される制度、料率等)

当会社が制度、料率等を改定した場合には、更新後契約に対しては、更新後契約の保険期間の初日における制度、料率等が適用されるものとします。

第7条 (更新後契約の車両保険の保険金額)

(1) この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合、更新後契約の車両保険の保険金額については、次に定めるところによります。

① この保険契約に車両保険金の時価払特約が適用されていない場合は、当会社は、この保険契約の保険期間の末日までに、この保険契約の被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式（初度登録年月および初度検査年月を含みます。）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額を基準として算出した被保険自動車の価額見積額を保険契約者に書面等により通知します。この場合において、通知締切日までに、保険契約者から特段の意思表示がないときは、その価額見積額を保険金額として定めるものとします。

② この保険契約に車両保険金の時価払特約が適用されている場合は、当会社は、この保険契約の保険期間の末日までに、この保険契約の車両保険の保険金額を基準とし、法定減価償却残存率等を参考に当会社が算出した被保険自動車の価額見積額を保険契約者に書面等により通知します。この場合において、通知締切日までに、保険契約者から特段の意思表示がないときは、その価額見積額を保険金額として契約することの保険契約者および記名被保険者^(注)の申出がなされたものとみなし、その価額見積額を保険金額として定めるものとします。

(注) 記名被保険者

普通保険約款車両条項においては、被保険者とします。

(2) (1) ①または②の通知に対して、通知締切日までに、保険契約者から特段の意思表示があった場合には、この保険契約は、更新されないものとします。

第8条 (更新後契約に適用される特約)

(1) この保険契約に付帯された特約が、更新後契約の保険期間の初日において、当会社の定める適用条件を満たさない場合は、その特約は、更新後契約には適用されないものとします。

(2) 更新後契約の保険期間の初日において、特約の適用条件により、自動的に適用されることとなる特約が適用されること、または自動的に適用されないこととなる特約が適用されないことがあります。

第9条 (更新後契約の保険料の払込み)

(1) 更新後契約の保険料の払込みは、更新後契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定に定めるところによります。

(2) 当会社は、更新後契約の保険料の払込みについて、この保険契約と異なる払込方法とすること、またはこの保険契約に適用されている特約と異なる特約を適用することがあります。

第10条 (更新後契約の告知義務)

(1) 第3条 (保険契約の更新) (1) の規定によりこの保険契約が更新される場合において、次のいずれかに該当するときは、保険契約者または記名被保険者^(注)は、通知締切日までに書面等によりその旨を当会社に告げなければなりません。

① 保険契約申込書等に記載した告知事項または継続証等に記載された告知事項に変更があったとき。

② この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により、当会社に通知すべき事実が発生したとき。

(注) 記名被保険者

普通保険約款車両条項においては、被保険者とします。

(2) (1) の告知については、更新後契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。この場合において、保険契約者または記名被保険者^(注)が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつたとき、または事実と異なることを告げたときは、当会社は、更新後契約を解除することができます。

(注) 記名被保険者

普通保険約款車両条項においては、被保険者とします。

第11条 (被保険自動車の入替における自動補償特約の適用)

この保険契約に被保険自動車の入替における自動補償特約が適用される場合で、この保険契約の保険期間の末日までに同特約に定める取得日があ

り、同特約第3条（入替自動車に対する自動補償）の入替の承認の請求があったときは、当会社は、更新後契約の保険期間が始まった後に生じた事故による損害または傷害に対しては、被保険自動車について更新後契約の同特約の規定を適用します。

第12条（継続契約の取扱いに関する特約の不適用）

第3条（保険契約の更新）の規定によりこの保険契約が更新された場合には、当会社は、継続契約の取扱いに関する特約の規定は適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定中「保険証券」とあるのは「継続証等」と読み替えるものとします。

保険料分割払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)もしくは(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

- 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- 保険料払込方式が口座振替による場合、払込期日は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、保険契約者の指定する口座からの口座振替による第2回目以降の分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

第4条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、第3条（分割保険料の払込方法）(1)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（分割保険料不払により保険金を支払わない場合等）

- 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠ることを2回行った場合は、当会社は、未払込保険料^(注)の全額を一時に請求することができます。

(注) 未払込保険料

年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第6条（追加保険料の払込み）

- 保険契約者は、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）の規定に従うものとします。

第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除する

ことができます。

- ① 払込期日の属する月の翌々月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1) の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
 - ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
- (3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表3に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

保険料分割払特約（新長期分割用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
1等級ダウン事故	当会社が別に定める1等級ダウン事故をいいます。
3等級ダウン事故	この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い保険金を支払うべき損害または傷害の原因となった事故であって、1等級ダウン事故およびノーカウント事故のいずれにも該当しないものをいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)もしくは(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求一保険金額の変更の場合）(1)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた各保険年度に対する保険料をいいます。
ノーカウント事故	この保険契約に適用される普通保険約款車両条項の免責金額ならびに次契約に適用するノンフリート等級別料率制度における等級係数および事故有係数適用期間の決定において、当会社が事故件数として数えない取扱いをしている事故をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	第1保険年度については、保険期間の初日から起算して1年間、第2保険年度以降については、前保険年度の初日応当日から起算して1年間をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が次のいずれかの方法により年額保険料を払い込むことを承認します。

- ① 年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む方法
- ② 年額保険料を保険年度ごとに一時に払い込む方法

第3条（分割保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料^(注1)を払い込み、第2回目以降の分割保険料^(注2)については、払込期日までに払い込まなければなりません。

(注1) 第1回分割保険料

第2条（保険料の分割払）①の方法により年額保険料を払い込む場合は、第1保険年度の第1回分割保険料とし、同条②の方法により年額保険料を払い込む場合は、第1保険年度の年額保険料とします。

(注2) 第2回目以降の分割保険料

第2条①の方法により年額保険料を払い込む場合は、第1保険年度の第2回目以降の分割保険料および第2保険年度以降の分割保険料とし、同条②の方法により年額保険料を払い込む場合は、第2保険年度以降の年額保険料とします。

- (2) 保険料払込方式が口座振替による場合、払込期日は、提携金融機関ごと

に当会社の定める期日とします。ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、保険契約者の指定する口座からの口座振替による第2回目以降の分割保険料^(注)の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(注) 第2回目以降の分割保険料

第2条(保険料の分割払)①の方法により年額保険料を払い込む場合は、第1保険年度の第2回目以降の分割保険料および第2保険年度以降の分割保険料とし、同条②の方法により年額保険料を払い込む場合は、第2保険年度以降の年額保険料とします。

第4条(分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、第3条(分割保険料の払込方法)①の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(分割保険料不払により保険金を支払わない場合等)

(1) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料^(注)について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 第2回目以降の分割保険料

第2条(保険料の分割払)①の方法により年額保険料を払い込む場合は、第1保険年度の第2回目以降の分割保険料および第2保険年度以降の分割保険料とし、同条②の方法により年額保険料を払い込む場合は、第2保険年度以降の年額保険料とします。

(2) 第2条(保険料の分割払)①の方法により年額保険料を払い込む場合で、保険契約者が第2回目以降の分割保険料^(注1)について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠ることを2回行い、かつ、その2回の払込期日がいずれも同一の保険年度内にあるときは、当会社は、未払込保険料^(注2)の全額を一時に請求することができます。

(注1) 第2回目以降の分割保険料

第2条①の方法により年額保険料を払い込む場合は、第1保険年度の第2回目以降の分割保険料および第2保険年度以降の分割保険料とし、同条②の方法により年額保険料を払い込む場合は、第2保険年度以降の年額保険料とします。

(注2) 未払込保険料

年額保険料から、その保険年度において既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。ただし、払込みを怠った分割保険料の払込期日の属する月の翌々月末日が翌保険年度に属する場合は、その末日までに払込期日が到来する翌保険年度の分割保険料を加えた額とします。

第6条(保険料払込方法の変更)

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

第7条(保険料の変更)

当会社が保険金を支払う事故が発生した場合、事故が発生した日の属する保険年度ごとの事故の内容および件数に応じ、保険料の変更について、次のとおりとします。ただし、その変更に係る分割保険料が払い込まれた後^(注1)に当会社が保険金を支払う事故の内容または件数に変更が生じる事が発生または判明した場合は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

① 保険年度内に発生した事故に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が含まれる場合

翌保険年度以降のノンフリート等級および事故有係数適用期間^(注2)を次のとおり変更し、これに基づき計算した保険料^(注3)を翌保険年度以降の保険料とします。

ア. ノンフリート等級

(ア) 翌保険年度

次の算式によって算出される数^(注4)を変更後ノンフリート等級とします。ただし、1を下回る場合は1とします。

$$\text{変更前ノンフリート等級} - 1 - [(3 \times 3\text{等級ダウン事故の件数}) + (1 \times 1\text{等級ダウン事故の件数})]$$

(イ) 上記(ア)の翌保険年度以降

前保険年度の変更後ノンフリート等級に1を加えた数を変更後ノンフリート等級とします。ただし、20を上回る場合は20とします。

イ. 事故有係数適用期間

(ア) 翌保険年度

次の算式によって算出される数を変更後事故有係数適用期間とします。ただし、6を上回る場合は6とします。

$$\text{変更前事故有係数適用期間} + [(3 \times 3 \text{等級ダウン事故の件数}) + (1 \times 1 \text{等級ダウン事故の件数})]$$

(イ) 上記(ア)の翌保険年度以降

前保険年度の変更後事故有係数適用期間より1を減じた数を変更後事故有係数適用期間とします。ただし、0を下回る場合は0とします。

- (②) 保険年度内に発生した事故がノーカウント事故のみである場合
翌保険年度以降のノンフリート等級および事故有係数適用期間^(注2)ならびに保険料は変更しません。

(注1) その変更に係る分割保険料が払い込まれた後

その変更に係る分割保険料について、提携金融機関に対する口座振替請求等の当会社による手続が必要な場合は、その手続による分割保険料の変更が可能である期間を経過した時以後とします。

(注2) 翌保険年度以降のノンフリート等級および事故有係数適用期間

保険証券に記載された保険年度ごとのノンフリート等級および事故有係数適用期間をいい、本条の規定により既にノンフリート等級および事故有係数適用期間が変更されている場合は、その変更後のノンフリート等級および事故有係数適用期間とします。

(注3) これに基づき計算した保険料

保険料は、保険期間の初日における制度および料率等^(注5)により計算し、ノンフリート等級および事故有係数適用期間に応じて適用される制度および料率等^(注5)は、変更後のノンフリート等級および事故有係数適用期間に応じてこれを適用します。

(注4) 次の算式によって算出される数

変更前ノンフリート等級が前保険年度の変更前ノンフリート等級と同一である場合は、算式中の1を差し引きません。

(注5) 制度および料率等

普通保険約款、特約、保険引受に関する制度および保険料率等をいいます。

第8条 (追加保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度に対する追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。この場合において、当会社は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(注) 保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)もしくは(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。

- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)および同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)の規定に従うものとします。

- (3) 第7条(保険料の変更)ただし書の規定により、追加保険料を請求する場合において、保険契約者は、事故が発生した日の属する保険年度の翌保険年度以降、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度までの期間に対する追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。この場合において、当会社は、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合^(注1)は、当会社は保険金を支払いません^(注2)。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(注2) 当会社は保険金を支払いません

既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

第9条 (保険料の返還)

- (1) 普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還－無効または失効の場合)
(2) または同条項第19条(保険料の返還－解除の場合)の規定により、保険料を返還する場合には、失効日または解除日の属する保険年度を保険期間

1年の契約とみなして、同条項の規定を適用します。

(2) (1)の規定により、保険契約が失効した場合、または当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料から、既経過期間に対して計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

第10条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日の属する月の翌々月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(以下「次回払込期日」といいます。)までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

② (1)②による解除の場合は、次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表3に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

第11条 (保険料率の改定の場合の取扱い)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途中で改定された場合(注)においても、当会社は、この保険契約の保険料を変更しません。

(注) 保険期間の中途中で改定された場合

第7条(保険料の変更)の規定を適用する場合を含みません。

第12条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

追加保険料に関する保険料分割払特約 <初回即収特約>

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
承認書	普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)および同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)の告知義務、通知義務等に係る承認書をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)もしくは(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)(1)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいい、この保険契約に全車両一括付保特約が適用されている場合には、同特約第7条(保険料の精算)(1)または第8条(契約条件等の変更)(3)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料を含みます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	承認書記載の払込期日をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を承認書記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に保険料分割払特約、保険料分割払特約(長期用)または保険料分割払特約(新長期分割用)の適用がある場合で、保険契約者がこの特約の適用を申し出て、当会社がこれを承認したときに適用されます。

第3条 (追加保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険料分割払特約第6条(追加保険料の払込み)(1)、保険料分割払特約(長期用)第6条(追加保険料の払込み)(1)または保険料分割払特約(新長期分割用)第8条(追加保険料の払込み)(1)もしくは(3)の規定にかかわらず、追加保険料を承認書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第4条 (分割追加保険料の払込方法等)

(1) 保険契約者は、次に定める期日までに第1回分割追加保険料を払い込ま

なければなりません。

- ① この保険契約に全車両一括付保特約が適用されている場合は、次の日
 - ア. 同特約第7条（保険料の精算）(1)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料である場合は、同条(3)に定める精算日
 - イ. 同特約第8条（契約条件等の変更）(3)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料である場合は、当会社が追加保険料を請求した日
- ② ①以外の場合は、保険契約条件^(注1)の変更日^(注2)。ただし、その追加保険料が、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)もしくは(2)、同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)または保険料分割払特約（新長期分割用）第7条（保険料の変更）ただし書に定めるところに従い当会社が請求したものである場合は、当会社がその追加保険料を請求した日以後、相当の期間内に払い込むものとします。

(注1) 保険契約条件

保険証券または保険契約申込書の記載事項をいいます。

(注2) 保険契約条件^(注1)の変更日

保険契約者による通知を当会社が受領し、承認した時以後で、保険契約条件^(注1)を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日がその通知を当会社が受領した日と同じである場合は、当会社が保険契約条件^(注1)の変更を承認した時とします。

- (2) 保険契約者は、第2回目以降の分割追加保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

- (3) 当会社は、保険契約者が、第1回分割追加保険料について、(1)に定める期日までにその払込みを怠った場合は、次の規定を適用します。

- ① 払込みを怠った第1回分割追加保険料が、全車両一括付保特約第7条（保険料の精算）(1)に定めるところに従い当会社が請求したものである場合は、当会社は、同条(4)の規定を適用します。この場合において、同条(4)の規定中「追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」と読み替えるものとします。
- ② 払込みを怠った第1回分割追加保険料が、全車両一括付保特約第8条（契約条件等の変更）(3)に定めるところに従い当会社が請求したものである場合は、当会社は、同条(4)の規定を適用します。この場合において、同条(4)の規定中「追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」と読み替えるものとします。
- ③ 払込みを怠った第1回分割追加保険料が、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)もしくは(4)、同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)または保険料分割払特約（新長期分割用）第7条（保険料の変更）ただし書に定めるところに従い当会社が請求したものである場合は、当会社は、それぞれ同条項第15条(3)もしくは(5)、同条項第18条(2)または同特約第8条（追加保険料の払込み）(3)および(4)の規定を適用します。この場合において、同条項第15条(3)および(5)、同条項第18条(2)、同特約第7条ならびに同特約第8条(3)および(4)の規定中「追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」と読み替えるものとします。ただし、被保険自動車の入替における自動補償特約第3条（入替自動車に対する自動補償）の規定により当会社が取得日以後承認するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、同条項第15条(5)の規定は適用しません。
- ④ 払込みを怠った第1回分割追加保険料が、普通保険約款基本条項第15条(6)に定めるところに従い当会社が請求したものである場合は、当会社は、同条(7)の規定を適用します。この場合において、同条(7)の規定中「追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」と読み替えるものとします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、保険料分割払特約、保険料分割払特約（長期用）および保険料分割払特約（新長期分割用）の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 保険料分割払特約第5条（分割保険料不払により保険金を支払わない場合等）、保険料分割払特約（長期用）第5条（分割保険料不払により保険金を支払わない場合等）および保険料分割払特約（新長期分割用）第5条（分割保険料不払により保険金を支払わない場合等）の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料に追加保険料に関する保険料分割払特約による第2回目以降の分割追加保険料をえた保険料」
- ② 保険料分割払特約第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）、保険料分割払特約（長期用）第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）および保険料分割払特約（新長期分割用）第10条（分割保険料

不払の場合の保険契約の解除)の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料に追加保険料に関する保険料分割払特約による第2回目以降の分割追加保険料を加えた保険料」

初回保険料の払込みに関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。 ① 保険料を一時に払い込む場合は、保険料の全額 ② この保険契約に保険料分割払特約、保険料分割払特約(長期用)または保険料分割払特約(新長期分割用)が適用されている場合は、第1回分割保険料
初回保険料払込期日	初回保険料の払込期日をいい、次の期日とします。 ① 初回保険料を口座振替により払い込む場合は、初回保険料を指定口座から当会社の口座に振り替える日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日 ② 初回保険料を口座振替以外の方法により払い込む場合は、当会社所定の期日
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替または当会社の定める口座振替以外の方法により払い込むことについての合意があり、かつ、次の条件を満たしている場合に適用されます。

- ① 初回保険料を口座振替により払い込む場合は、次の条件をいずれも満たしていること。
 - ア. 指定口座が、提携金融機関に保険期間の開始時までに設定されていること。
 - イ. この保険契約の締結および当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続が、保険期間の開始時までになされていること。
 - ② 初回保険料を口座振替以外の方法により払い込む場合は、この保険契約の締結が、保険期間の開始時までになされていること。

第3条 (初回保険料の払込み)

- (1) 初回保険料を口座振替により払い込む場合、初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) (1)の場合において、初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときには、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) (1)の場合において、保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

第4条 (初回保険料領収前の事故)

- (1) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前の事故による損害または傷害に対して、普通保険約款基本条項第2条(保険責任の始期および終期) (3)の規定および普通保険約款に付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。
- (2) (1)の規定により、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、初回保険料領収前の事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料を払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社がこれを承認したときは、初回保険料が払い込まれたものとみなして、その事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (4) (3)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の返還を請求することができます。

第5条（初回保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の場合において、保険契約者が普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除）(2)の規定によりこの保険契約を既に解除していたときであっても、当会社は、保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。
- (3) 当会社は、(1)または(2)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、保険期間の初日から将来に向かってのみ生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

クレジットカードによる保険料支払 に関する特約（登録方式）

＜クレジットカード払特約（携帯電話方式）＞

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料	この保険契約の保険料をいい、保険料分割払特約、保険料分割払特約（長期用）および保険料分割払特約（新長期分割用）に定める「第1回分割保険料」および「第2回目以降の分割保険料」、初回保険料の払込みに関する特約に定める「初回保険料」ならびに追加保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の分割追加保険料」を含みます。
保険料払込特約	保険料分割払特約、保険料分割払特約（長期用）、保険料分割払特約（新長期分割用）、初回保険料の払込みに関する特約または追加保険料の払込みに関する特約をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険料払込特約の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が保険料を支払うことを承認します。

第4条（クレジットカードによる保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結の後遅滞なく、当会社の定める通信方法により、クレジットカードに関する情報を登録しなければなりません。
- (2) 当会社は、この特約により保険料払込特約の適用にあたっては、カード会社に該当のクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) (2)の場合において、クレジットカードが有効であること等の確認がとれないときは、保険契約者は、クレジットカードに関する情報を新たに登録しなければなりません。
- (4) (2)の規定は、当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に定める手続によってクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額を既に支払っている場合を除きます。

第5条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

当会社は、第4条（クレジットカードによる保険料の払込み）(4)の保険料相当額を領収できない場合には、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

第6条（返還保険料の取扱い）

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合には、当会社は、返還保険料の全額を一括して、または当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができます。

第7条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

長期保険保険料一括払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの ^(注) をいいます。 (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険期間が1年を超える場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条 (保険料の返還または請求－通知義務等の場合)

- (1) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (2) の規定にかかわらず、予定利率、法定減価償却率等を勘案して計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) 普通保険約款基本条項第7条(被保険自動車の譲渡) (1) または同条項第8条(被保険自動車の入替) (1) の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、この特約により、同条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (4) の規定にかかわらず、予定利率、法定減価償却率等を勘案して計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (3) 普通保険約款基本条項第11条(保険金額の変更) (1) の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、この特約により、同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合) (1) の規定にかかわらず、予定利率、法定減価償却率等を勘案して計算した追加保険料を請求します。
- (4) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (1)、同条 (2) および同条 (4) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面等をもって保険契約条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、この特約により、同条 (6) の規定にかかわらず、予定利率、法定減価償却率等を勘案して計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

第4条 (保険料の返還－失効の場合)

保険契約が失効^(注)となる場合は、当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還－無効または失効の場合) (2) の規定にかかわらず、予定利率、法定減価償却率等を勘案して計算した保険料を返還します。

(注) 失効

保険契約の全部または一部の効力が、保険契約締結後に失われることをいいます。

第5条 (保険料の返還－保険金額の変更または調整の場合)

普通保険約款基本条項第11条(保険金額の変更) (2) または車両保険金の時価払特約第6条(保険金額の調整) (3) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、この特約により、同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合) (1) または車両保険金の時価払特約第7条(保険料の返還－保険金額の調整の場合) (2) の規定にかかわらず、予定利率、法定減価償却率等を勘案して計算した保険料を返還します。

第6条 (保険料の返還－解除の場合)

- (1) 普通保険約款基本条項第4条(告知義務) (2)、同条項第5条(通知義務)
(2) もしくは (6)、同条項第12条(保険契約の解除) (1) もしくは (3)、同条項第13条(重大事由による解除) (1)、同条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (3) もしくは (5) またはこの保

険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、この特約により、同条項第19条（保険料の返還－解除の場合）(1)の規定にかかわらず、予定利率、法定減価償却率等を勘案して計算した保険料を返還します。

(2) 普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除）(2)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、この特約により、同条項第19条（保険料の返還－解除の場合）(2)の規定にかかわらず、予定利率、法定減価償却率等を勘案して計算した保険料を返還します。

第7条（保険料の返還または請求－料率改定の場合）

この保険契約に適用されている保険料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求はしません。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

追加保険料の払込みに関する特約 <契約内容変更（異動）キャッシュレス特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
承認書	保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更に係る承認書をいいます。
初回追加保険料	追加保険料のうち、次の保険料をいいます。 ① 第3条（追加保険料の払込み）(3)①の方法により追加保険料の全額を一時に払い込む場合は、追加保険料の全額 ② 第3条(3)②の方法により追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割追加保険料
初回追加保険料 払込期日	初回追加保険料の払込期日をいいます。
追加保険料	変更追加保険料および訂正追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
訂正追加保険料	保険契約締結の後、保険期間が始まる前に、保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更が生じ、保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当する申出または通知を行ったことに伴い当会社が請求する追加保険料をいいます。 ① 普通保険約款基本条項第4条（告知義務）(3)③および普通保険約款に付帯される他の特約に規定する訂正の申出 ② 同条項第5条（通知義務）(1)および普通保険約款に付帯される他の特約に規定する通知 ③ 同条項第8条（被保険自動車の入替）(1)の通知 ④ 同条項第11条（保険金額の変更）(1)の通知 ⑤ ①から④までのいずれかに伴う保険契約条件の変更の通知
払込期日	承認書記載の払込期日をいい、次の期日とします。 ① 追加保険料を口座振替により払い込む場合は、追加保険料を指定口座から当会社の口座に振り替える日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日 ② 追加保険料を口座振替以外の方法により払い込む場合は、当会社所定の期日
変更追加保険料	次のいずれかに定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。 ① 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)または(6) ② 同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1) ③ 保険料分割払特約（新長期分割用）第7条（保険料の変更）ただし書
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

保険証券または 保険契約申込書 の記載事項の 変更	次のいずれかに定める保険料を変更する必要があるときにおける、そのもととなる保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいいます。 ① 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)または(6) ② 同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)
保険料の変更日	「保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更」の定義中の保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社が追加保険料を請求する場合で、保険契約者がこの特約の適用を申し出て、当会社がこれを承認したときに適用されます。

第3条（追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により、追加保険料を払い込むものとします。
 - ① 当会社が口座振替の方法により、追加保険料を請求した場合は、払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替える方法。この場合において、保険契約者は、払込期日の前日までに追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
 - ② 当会社が口座振替以外の方法により、追加保険料を請求した場合は、当会社所定の方法
- (2) (1)①の場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) (1)の追加保険料の払込みは、次のいずれかの方法によるものとします。
 - ① 追加保険料の全額を一時に払い込む方法
 - ② 追加保険料を、承認書記載の回数および金額に分割し、毎月の払込期日に、承認書記載の金額を払い込む方法。ただし、この保険契約に保険料分割払特約、保険料分割払特約（長期用）または保険料分割払特約（新長期分割用）が適用されている場合に限ります。
- (4) 承認書記載の保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更の日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更後の条件で保険金を支払います。
- (5) 当会社は、この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合には、同特約第6条（追加保険料の払込み）(1)の規定は適用しません。
- (6) 当会社は、この保険契約に保険料分割払特約（長期用）が適用されている場合には、同特約第6条（追加保険料の払込み）(1)の規定は適用しません。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。
- (7) 当会社は、この保険契約に保険料分割払特約（新長期分割用）が適用されている場合には、同特約第8条（追加保険料の払込み）(1)の規定は適用しません。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。
- (8) 当会社は、この保険契約に保険料分割払特約（新長期分割用）が適用されている場合には、同特約第8条（追加保険料の払込み）(3)の規定は適用しません。この場合において、当会社は、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。
- (9) 保険契約者または被保険者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の通知を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこれを撤回することはできません。

第4条（初回追加保険料不払の場合）

- (1) 第3条（追加保険料の払込み）(1)に定めるところに従い、当会社が請求した初回追加保険料について、初回追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社所定の方法により払い込まれなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに初回追加保険料の払込みを怠った場合は、次の規定を適用します。
 - ① 払込みを怠った初回追加保険料が、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)もしくは(4)または保険料分割払特約（新長期分割用）第7条ただし書に定めるところに従い当会社が請求したものである場合は、当会社は、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を

支払いません。ただし、被保険自動車の入替における自動補償特約第3条（入替自動車に対する自動補償）の規定により当会社が取得日以後承認するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、同条項第15条(5)の規定は適用しません。

② 払込みを怠った初回追加保険料が、普通保険約款基本条項第15条(6)に定めるところに従い当会社が請求したものである場合は、当会社は、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

③ 払込みを怠った初回追加保険料が、普通保険約款基本条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定めるところに従い当会社が請求したものである場合は、当会社は、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

④ 払込みを怠った初回追加保険料が、訂正追加保険料に該当する場合は、当会社は、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対して、保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(4) (3)の規定にかかわらず、保険契約者が初回追加保険料払込期日までに初回追加保険料を払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社がこれを承認したときは、初回追加保険料が払い込まれたものとみなして、その事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

(5) (4)の確約に反して保険契約者が初回追加保険料払込期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の返還を請求することができます。

第5条（初回追加保険料不払の場合の保険契約の解除）

(1) 当会社は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに、初回追加保険料^(注)の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

(注) 初回追加保険料

普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定めるところに従い当会社が請求した初回追加保険料を除きます。

(2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① 初回追加保険料が変更追加保険料に該当する場合は、初回追加保険料払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

② 初回追加保険料が訂正追加保険料に該当する場合は、保険期間の初日

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合において、初回追加保険料が訂正追加保険料に該当するときは、当会社は、既に領収した保険料の全額を返還します。

第6条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生した場合で、保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更の通知日時および事故発生の日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う調査に協力しなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、保険契約者が、第3条（追加保険料の払込み）(3)②の方法により追加保険料を分割して払い込むときは、保険料分割払特約、保険料分割払特約（長期用）および保険料分割払特約（新長期分割用）の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

① 保険料分割払特約第5条（分割保険料不払により保険金を支払わない場合等）、保険料分割払特約（長期用）第5条（分割保険料不払により保険金を支払わない場合等）および保険料分割払特約（新長期分割用）第5条（分割保険料不払により保険金を支払わない場合等）の規定中「分

割保険料」とあるのは「分割保険料に追加保険料の払込みに関する特約による第2回目以降の分割追加保険料を加えた保険料」

- ② 保険料分割払特約第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）、保険料分割払特約（長期用）第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）および保険料分割払特約（新長期分割用）第10条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料に追加保険料の払込みに関する特約による第2回目以降の分割追加保険料を加えた保険料」

新契約の申込みに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
新契約	前契約と記名被保険者および被保険自動車のそれぞれが同一であり、かつ、前契約の解除日 ^(注) を保険期間の初日とする保険契約をいいます。 (注) 普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除）(2)の規定により、保険契約者が前契約を解除した日をいいます。
新契約の初回保険料	保険料を一時に払い込む場合は、その全額、新契約に保険料分割払特約または保険料分割払特約（長期用）が適用されている場合は、第1回分割保険料をいいます。
前契約	当会社と締結されていた保険契約をいいます。
電話等による新契約の申込み	新契約の申込みを電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に直接行うことをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめこの特約を適用する旨の合意があること。
② この保険契約が新契約であること。
③ 保険契約者が電話等による新契約の申込みを行うこと。

第3条（記名被保険者または被保険自動車の変更）

- (1) 当会社は、前契約の記名被保険者が新契約締結時に次のいずれかに該当する者に変更された場合であっても、同一とみなしてこの特約を適用します。
① 前契約の記名被保険者の配偶者
② 前契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (2) 当会社は、前契約の被保険自動車が新契約締結時に次のいずれかに該当する自動車に変更された場合であっても、同一とみなしてこの特約を適用します。
① 普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）(1)①に定める新規取得自動車
② 普通保険約款基本条項第8条(1)②に定める所有自動車

第4条（新契約の申込みの承認）

- (1) 保険契約者が電話等による新契約の申込みを行い、当会社がその申込みの受付と同時にその引受けの可否を審査し、これを承認した場合は、当会社は、その申込みをもって書面による新契約の申込みがなされたものとみなします。
- (2) 当会社は、引受けを承認した新契約については、保険料、保険料払込期日、保険料の払込方法等を以下のいずれかの手続により通知します。
① 電話等当会社の定める通信手段を媒介とし、当会社に対し新契約の申込みの意思を表示した場合は、保険契約者に通知書を送付します。
② 情報処理機器上の保険契約申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することにより当会社に対し新契約の申込みの意思を表示した場合は、保険契約者に保険契約確認画面を送信します。
- (3) 保険契約者は、当会社が電話等による新契約の申込みに基づき作成した通知書について、記載事項を変更または訂正する場合には、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) 当会社は、(3)の規定に基づき保険契約者から通知を受けた場合には、改めて新契約引受けの可否を審査します。
- (5) (1)および(4)の場合において、当会社が引受けを承認しない新契約については、直ちに保険契約者にその旨を通知します。

第5条（保険料の払込方法）

保険契約者は、通知書または保険契約確認画面に従い、新契約の初回保険料を払い込むものとします。

第6条（新契約の初回保険料払込猶予の特則）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が新契約の初回保険料を新契約の保険期間の初日から起算して30日以内に払い込むことを承認します。
- (2) 当会社は、新契約の保険期間が始まった後であっても、(1)に定める期間内に新契約の初回保険料の払込みがない場合は、新契約の初回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（新契約の初回保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、第6条（新契約の初回保険料払込猶予の特則）(1)に定める期間内に新契約の初回保険料の払込みがない場合には、新契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、新契約の保険期間の初日から将来に向かってのみ生じます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

団体扱・集団扱特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	「保険料集金に関する契約書に係わる覚書」をいいます。
口座振替方式	指定口座から、預金口座振替により保険料を集金することをいいます。
指定口座	保険契約者の指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
集金不能日等	第7条（特約の失効または解除）(1)に定める日をいいます。
集団	当会社の承認する集団をいいます。
承認書	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）の告知義務、通知義務等に係る承認書をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	官公署または公社、独立行政法人、会社等の企業体 ^(注) をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)もしくは(6)、同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)または新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）第3条（保険料の変更）ただし書に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいい、保険期間が1年を超える場合は、各保険年度に対する保険料とします。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	第1保険年度については、保険期間の初日から起算して1年間、第2保険年度以降については、前保険年度の初日応当日から起算して1年間をいいます。
未払込保険料	年額保険料 ^(注) を分割して払い込んでいる場合は、年額保険料 ^(注) から既に払い込まれた分割保険料 ^(注) の総額を差し引いた額をいいます。ただし、保険期間が1年を超える場合は、集金不能日等が属する保険年度の1か年分保険料 ^(注) から既に払い込まれたその保険年度の分割保険料 ^(注) の総額を差し引いた額、および集金不能日等が属する保険年度の前保険年度の1か年分保険料 ^(注) から既に払い込まれたその前保険年度の分割保険料 ^(注) の総額を差し引いた額の合計額とします。 (注) 追加保険料がある場合は、その追加保険料を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること、またはその団体の退職者であること。

イ. 集団、その役員、従業員もしくは構成員であること、またはその構成員の役員もしくは従業員であること。

② 集金者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア. 保険料を集金日に集金すること。

イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法等）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一時に、または保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

(2) 保険契約者が年額保険料を一時に払い込む場合は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。ただし、保険期間が1年を超える場合の第2保険年度以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(3) 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。

① 第1回分割保険料^(注1)は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

② 第2回目以降の分割保険料^(注2)は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(注1) 第1回分割保険料

保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度の第1回分割保険料とします。

(注2) 第2回目以降の分割保険料

保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度の第2回目以降の分割保険料および第2保険年度以降の分割保険料とします。

第4条（保険料領収前の事故）

保険契約者が第3条（保険料の払込方法等）(2)の保険料または同条(3)①の第1回分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第2条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、集金者を経ることなく、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、次の条件をいずれも満たす場合は、集金契約および覚書に定めるところにより、保険契約者は、集金者を経て、追加保険料の全額を一時に払い込むか、または承認書記載の回数および金額に分割して払い込むことができます。この場合において、保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(6)の通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこれを撤回することはできません。

① 集金者と当会社との間に覚書が締結されていること。

② 保険契約締結の後、当会社に申し出るべき事実または通知すべき事実^(注1)が発生した場合に、保険契約者または被保険者が、電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求^(注2)を行うこと。

(注1) 当会社に申し出るべき事実または通知すべき事実

普通保険約款基本条項第4条（告知義務）(3)③に定める当会社に訂正を申し出るべき事実または同条項第5条（通知義務）(1)、同条項第7条（被保険自動車の譲渡）(1)、同条項第8条（被保険自動車の入替）(1)、同条項第11条（保険金額の変更）(1)もしくは同条項第15条(6)に定める当会社に通知すべき事実をいいます。

(注2) 当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求

普通保険約款基本条項第5条(1)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合は、承認の請求は必要ありません。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、(1)の追加保険料^(注1)は、保険料の変更日^(注2)の属する保険年度に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、保険料の変更日^(注2)の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

- (注1) (1) の追加保険料
新長期分割払特約(団体扱・集団扱用) 第3条(保険料の変更)ただし書に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料を除きます。
- (注2) 保険料の変更日
普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)もしくは(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求一保険金額の変更の場合)(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。
- (3) この保険契約に新長期分割払特約(団体扱・集団扱用)が適用されている場合は、(1)の追加保険料のうち同特約第3条(保険料の変更)ただし書に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料は、事故が発生した日の属する保険年度の翌保険年度以降、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度までの期間に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。
- (4) 保険契約者が(1)の追加保険料^(注)の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)および同条項第18条(保険料の返還または請求一保険金額の変更の場合)の規定に従うものとします。

- (注) (1) の追加保険料
新長期分割払特約(団体扱・集団扱用) 第3条(保険料の変更)ただし書に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料を除きます。
- (5) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合^(注1)は、当会社は保険金を支払いません^(注2)。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注1) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合
当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (注2) 当会社は、保険金を支払いません
既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

第6条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次の日から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 集金契約が解除された場合
集金が不能となった最初の集金日
 - ② 口座振替方式の場合において、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかったとき。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料を、その振り替えられなかった日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
その事実が発生した日
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合。ただし、団体が福利厚生制度の一環として、退職者に対してこの特約を付帯した保険契約の締結を認める場合において、退職者がその制度を利用して、引き続き保険契約を締結するときを除きます。
その事実が発生した日
 - ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
その事実が発生した日
 - ⑤ 口座振替方式以外の場合において、①、③および④以外の理由により集金者による保険料の集金が不能となったとき。
集金が不能となった最初の集金日

- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数^(注)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (注) 保険契約者の人数
同一の保険契約者が複数の団体扱・集団扱に係る特約を付帯した保険契約を締結している場合は、1名と数えます。
- (3) (1)①もしくは④の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対する書面

をもって、その旨を通知します。

第8条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

保険契約者は、第7条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、それぞれ次の日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- ① 同条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合
集金不能日等の翌日から起算して1か月以内の日
- ② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合
解除日の翌日から起算して1か月以内の日

第9条 (未払込保険料の不払により保険金を支払わない場合)

当会社は、第8条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日等またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法等)

(1) 保険期間が1年を超える場合で、第7条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときは、保険契約者は、集金不能日等またはこの特約の解除日が属する保険年度の翌保険年度以降の1か年分保険料を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込むものとし、この場合の払込期日は、各保険年度における保険期間の初日応当日とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の保険料の払込方法とすることができます。

(3) 当会社は、(1)の翌保険年度以降の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠つた場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第11条 (特約の失効または解除による未払込保険料の不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 第8条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合
- ② 第10条(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法等)(1)に定める払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合

(2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面をもって、解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かつてのみ生じます。

- ① (1)①による解除の場合は、集金不能日等またはこの特約の解除日。ただし、集金不能日等が保険期間の末日の翌日以後となる場合は、保険期間の末日とします。
- ② (1)②による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表3に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
1等級ダウン事故	当会社が別に定める1等級ダウン事故をいいます。
3等級ダウン事故	この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い保険金を支払うべき損害または傷害の原因となった事故であつて、1等級ダウン事故およびノーカウント事故のいずれにも該当しないものをいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた各保険年度に対する保険料をいいます。
ノーカウント事故	この保険契約に適用される普通保険約款車両条項の免責金額ならびに次契約に適用するノンフリート等級別料率制度における等級係数および事故有係数適用期間の決定において、当会社が事故件数として数えない取扱いをしている事故をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

保険年度	第1保険年度については、保険期間の初日から起算して1年間、第2保険年度以降については、前保険年度の初日応当日から起算して1年間をいいます。
------	---

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に団体扱・集団扱特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険料の変更)

当会社が保険金を支払う事故が発生した場合、事故が発生した日の属する保険年度ごとの事故の内容および件数に応じ、保険料の変更について、次のとおりとします。ただし、その変更に係る分割保険料が払い込まれた後^(注1)に当会社が保険金を支払う事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した場合は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

- ① 保険年度内に発生した事故に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が含まれる場合

翌保険年度以降のノンフリート等級および事故有係数適用期間^(注2)を次のとおり変更し、これに基づき計算した保険料^(注3)を翌保険年度以降の保険料とします。

ア. ノンフリート等級

(ア) 翌保険年度

次の算式によって算出される数^(注4)を変更後ノンフリート等級とします。ただし、1を下回る場合は1とします。

$$\text{変更前ノンフリート等級} - 1 - [(3 \times 3 \text{等級ダウン事故の件数}) + (1 \times 1 \text{等級ダウン事故の件数})]$$

(イ) 上記(ア)の翌保険年度以降

前保険年度の変更後ノンフリート等級に1を加えた数を変更後ノンフリート等級とします。ただし、20を上回る場合は20とします。

イ. 事故有係数適用期間

(ア) 翌保険年度

次の算式によって算出される数を変更後事故有係数適用期間とします。ただし、6を上回る場合は6とします。

$$\text{変更前事故有係数適用期間} + [(3 \times 3 \text{等級ダウン事故の件数}) + (1 \times 1 \text{等級ダウン事故の件数})]$$

(イ) 上記(ア)の翌保険年度以降

前保険年度の変更後事故有係数適用期間より1を減じた数を変更後事故有係数適用期間とします。ただし、0を下回る場合は0とします。

- ② 保険年度内に発生した事故がノーカウント事故のみである場合

翌保険年度以降のノンフリート等級および事故有係数適用期間^(注2)ならびに保険料は変更しません。

(注1) その変更に係る分割保険料が払い込まれた後

その変更に係る分割保険料について、当会社による手続が必要な場合は、その手続による分割保険料の変更が可能である期間を経過した時以後とします。

(注2) 翌保険年度以降のノンフリート等級および事故有係数適用期間

保険証券に記載された保険年度ごとのノンフリート等級および事故有係数適用期間をいい、本条の規定により既にノンフリート等級および事故有係数適用期間が変更されている場合は、その変更後のノンフリート等級および事故有係数適用期間とします。

(注3) これに基づき計算した保険料

保険料は、保険期間の初日における制度および料率等^(注5)により計算し、ノンフリート等級および事故有係数適用期間に応じて適用される制度および料率等^(注5)は、変更後のノンフリート等級および事故有係数適用期間に応じてこれを適用します。

(注4) 次の算式によって算出される数

変更前ノンフリート等級が前保険年度の変更前ノンフリート等級と同一である場合は、算式中の1を差し引きません。

(注5) 制度および料率等

普通保険約款、特約、保険引受に関する制度および保険料率等をいいます。

第4条 (保険料の返還)

- (1) 普通保険約款基本条項第16条 (保険料の返還－無効または失効の場合) (2)

または同条項第19条 (保険料の返還－解除の場合) の規定により、保険料を返還する場合には、失効日または解除日の属する保険年度を保険期間1年の契約とみなして、同条項の規定を適用します。

(2) (1)の規定により、保険契約が失効した場合、または当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料から、既経過期間に対して計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

第5条（保険料率の改定の場合の取扱い）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途中で改定された場合^(注)においても、当会社は、この保険契約の保険料を変更しません。

(注) 保険期間の中途中で改定された場合

第3条（保険料の変更）の規定を適用する場合を含みません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

ドライブレコーダーによる 事故発生の通知等に関する特約 <ドラレコ特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ドライブレコーダー型テレマティクス端末	当会社が提供するドライブレコーダー型テレマティクス端末をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① この保険契約にロードサービス費用補償特約の適用があること。
- ② ドライブレコーダー型テレマティクス端末を被保険自動車に取り付けていること。

第3条（事故発生の通知等に関する特則）

(1) 事故による衝撃^(注)等を検知したことにより、ドライブレコーダー型テレマティクス端末が信号を発し、それを当会社が受信した場合で、その後当会社からドライブレコーダー型テレマティクス端末へ発した通信に保険契約者、被保険者または保険金請求権者が応じたときは、普通保険約款基本条項第20条（事故発生時の義務）の規定にかかわらず、その者が同条②に規定する事故発生の日時、場所および事故の概要について通知する義務を履行したものとみなします。

(注) 衝撃

あらかじめドライブレコーダー型テレマティクス端末に設定された閾値を超える大きさの衝撃に限ります。しきい

(2) ドライブレコーダー型テレマティクス端末が記録した事故時の映像等を当会社が確認できる場合は、当会社は、その映像等により確認できる事故の状況を、普通保険約款基本条項第20条（事故発生時の義務）③アに規定する事故の状況に含めて取り扱います。

第4条（当会社による解決に関する特則）

ドライブレコーダー型テレマティクス端末が記録した事故時の映像等を当会社が確認できる場合で、当会社が必要と認めたときは、その映像等を普通保険約款賠償責任条項第10条（当会社による解決－対人賠償）(1)または同条項第12条（当会社による解決－対物賠償）(1)に規定する当会社が行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続において利用します。

全車両一括付保特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
中途対象自動車	保険期間の中途中で新たに保険証券記載の条件に該当することとなった自動車をいいます。
付保漏れ	この保険契約締結の時に、保険証券記載の条件に該当する自動車を、この保険契約によって保険に付していなかったことをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約締結の時において、保険証券記載の条件に該当する自動車のすべてを、この保険契約によって一括して保険に付し、かつ、中途対象自動車のすべてを、この保険契約によって漏れなく保険に付すこととする場合であって、保険証券にこの特約を適用する旨記載されて

いるときに適用されます。

第3条（中途対象自動車に対する自動補償）

- (1) 当会社は、この特約により、中途対象自動車に対して、自動的にこの保険契約を適用します。
- (2) 中途対象自動車にかかる当会社の保険責任は、中途対象自動車がその所有者または記名被保険者の直接の管理下に入った時に始まり、保険期間の末日の午後4時に終わります。
- (3) (2) の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 中途対象自動車が所有権保留条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② 中途対象自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ ①および②以外の場合は、中途対象自動車を所有する者
- (4) 保険契約者は、第1回目の保険証券記載の通知締切日の2か月前の応当日の翌日以後、保険期間の始期までに新たに保険証券記載の条件に該当することとなった自動車を保険期間の始期における中途対象自動車に含めることができます。
- (5) (4) に定める自動車にかかる当会社の保険責任は、(2) の規定にかかわらず、保険期間の始期に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (6) (4) に定める自動車は、第5条（付保漏れがあった場合）に定める付保漏れ自動車には含めません。この場合において、第9条（特約の解除）(1) ①の規定は適用しません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、毎月、保険証券記載の通知締切日以前1か月分の中途対象自動車を、保険証券記載の通知日（以下「通知日」といいます。）までに、当会社所定の書面等により当会社に通知しなければなりません。
- (2) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途対象自動車が、保険証券記載の条件に該当しなくなった場合も、(1) と同様とします。

第5条（付保漏れがあった場合）

- (1) 当会社は、付保漏れが判明した場合には、第3条（中途対象自動車に対する自動補償）の規定は適用しません。ただし、その付保漏れの事実を当会社が知った時までに第4条（通知）(1) の通知を受領している中途対象自動車を除きます。
- (2) 付保漏れが保険契約者または記名被保険者の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者または記名被保険者が証明した場合で、当会社が付保漏れの事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者がその付保漏れ自動車について書面等により訂正を申し出て、当会社がこれを承認したときは、(1) の規定は適用しません。

第6条（通知に遅滞または脱漏があった場合）

第4条（通知）(1) の通知に遅滞または脱漏があった場合は、遅滞または脱漏のあった中途対象自動車（以下「通知漏れの中途対象自動車」といいます。）および当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、同条(1) の規定により通知されるすべての中途対象自動車に対して、当会社は第3条（中途対象自動車に対する自動補償）の規定は適用しません。ただし、その遅滞または脱漏が、保険契約者または記名被保険者の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者または記名被保険者が証明した場合で、当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者がその通知漏れの中途対象自動車について書面等により訂正を申し出て、当会社がこれを承認したときはを除きます。

第7条（保険料の精算）

- (1) 当会社は、第4条（通知）(1) の通知を受領した場合は、未経過期間に対して日割をもって計算した追加保険料を請求します。
- (2) 当会社は、第4条（通知）(2) の通知を受領した場合は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
- (3) (1) および(2) の保険料は、毎月、保険証券記載の精算日（以下「精算日」といいます。）までに精算するものとします。
- (4) (1) の追加保険料^(注)の全額が精算日までに払い込まれなかった場合は、当会社は、その精算日に対応する保険証券記載の通知締切日の1か月前の応当日の翌日以後の中途対象自動車（以下この条において「未精算等の中途対象自動車」といいます。）について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) (1) の追加保険料

(2) の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

- (5) 未精算等の中途対象自動車のうち既に精算日の到来しているものにつき(1) の追加保険料^(注)の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、(4) の規定は適用しません。

(注) (1) の追加保険料

(2) の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

第8条 (契約条件等の変更)

- (1) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または第4条(通知)(1)の通知を当会社が既に受領している中途対象自動車について、保険期間の中途で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度書面等をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 第4条(通知)(1)の通知を当会社が受領していない中途対象自動車(通知漏れの中途対象自動車を除きます。)について、その所有者または記名被保険者の直接の管理下に入った時から保険証券記載の条件と異なる条件で保険に付す場合または保険期間の中途で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度書面等をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (3) (1) および(2)の場合において、当会社が変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対して日割をもって計算した追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (4) (3)の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および保険証券記載の自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

第9条 (特約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 第5条(付保漏れがあった場合)(1)に該当する場合。ただし、同条(2)の規定により訂正がなされた場合を除きます。
 - ② 第6条(通知に遅滞または脱漏があった場合)に該当する場合。ただし、同条ただし書の規定により訂正がなされた場合を除きます。
 - ③ 第7条(保険料の精算)(1)の追加保険料^(注)の全額が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、同条(5)に該当する場合を除きます。

(注) 第7条(保険料の精算)(1)の追加保険料

第7条(2)の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

- (2) 保険契約者は、この保険契約を普通保険約款基本条項第12条(保険契約の解除)(2)の規定により解除する場合を除き、この特約を解除することができません。

リースカーに関する特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者と当会社との間に、リースカーの自動車保険に関する特約が締結されていること。
- ② 被保険自動車がリースカーの自動車保険に関する特約第2条(対象とする自動車の範囲)に定める自動車に該当すること。

第2条 (保険責任の始期)

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第2条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は適用しません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- ① 保険契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第4条(保険料の払込み)または同特約第7条(申込みの漏れまたは誤りの取扱い)(2)に定める払込期日までに保険料の払込みを行わなかった場合は、保険料領収前に生じた事故
- ② 保険契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第3条(保険契約の申込み)に定める申込期日までに申込みを行わなかった場合で、その事実について保険契約者が自己の故意および重大な過失によらなかつたことを証明できなかつたときは、同特約第7条(1)に規定する訂正の手続を行うまでの間に生じた事故

第3条 (リース契約の終了または解除の場合)

当会社は、この特約により、被保険自動車についてのリース契約の終了または解除により保険契約者が賃借人から被保険自動車の返還を受けた場合は、その事実発生の時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険契約の解除）

リースカーの自動車保険に関する特約第9条（リース契約の終了または解除の場合）(2)の規定に基づくこの保険契約の解除は、普通保険約款基本条項第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、同特約第9条(1)の事実発生の時から将来に向かってのみその効力を生じるものとします。

管理請負自家用自動車保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
請負契約	自家用自動車管理請負契約をいいます。
管理下に入った時	中途管理自動車が保険契約者の直接の管理下に入った時をいいます。
顧客	記名被保険者と被保険自動車について請負契約を締結している文書者をいいます。
対人事故	被保険自動車の使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	被保険自動車の使用もしくは管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または被保険自動車の使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることをいいます。
他の保険契約等	この車両保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
中途管理自動車	保険契約者が請負契約に基づき、保険期間の中途中で自ら管理を始めた保険証券記載の条件に該当する自動車をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
付保漏れ	この保険契約締結の時に、保険契約者が請負契約に基づき自ら管理していた自動車で保険証券記載の条件に該当するものを、この保険契約によって保険に付していなかったことをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約締結の時において、保険契約者が請負契約に基づき自ら管理していた自動車で保険証券記載の条件に該当するもののすべてを、この保険契約によって一括して保険に付し、かつ、保険期間の中途中で保険契約者が請負契約に基づき自ら管理を始めた自動車で、保険証券記載の条件に該当するもののすべてを、この保険契約によって漏れなく保険に付すこととする場合であって、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）

(1) 当会社は、被保険自動車について普通保険約款賠償責任条項が適用されている場合は、この特約により、同条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）の規定にかかわらず、同条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者またはその使用者
- ② 被保険自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア. 顧客およびその使用者
 - イ. 顧客が個人である場合にはその配偶者
 - ウ. 顧客が個人である場合には顧客またはその配偶者の同居の親族
 - エ. 顧客が個人である場合には顧客またはその配偶者の別居の未婚の子
- ③ 記名被保険者または顧客の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
- ④ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注1)。ただし、その責任無能力者に関する対人事故または対物事故に限ります。
- ⑤ 記名被保険者または顧客の使用者^(注2)。ただし、記名被保険者または顧客が被保険自動車をその使用者^(注2)の業務に使用している場合に限ります。

(注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者
責任無能力者の親族に限ります。

(注2) 使用者
請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用者に準じる地位にある者を含みます。

(2) 当会社は、この特約により、(1)の被保険者については、被害者救済費用等補償特約第5条（被保険者の範囲）(1)①才ただし書の規定は適用しません。

第4条（中途管理自動車に対する自動補償）

- (1) 保険契約者が請負契約に基づき、保険証券記載の条件に該当する自動車について保険期間の中途で自ら管理を始めた場合は、当会社は、この特約により、中途管理自動車に対して、自動的にこの保険契約を適用します。
- (2) 中途管理自動車にかかる当会社の保険責任は、管理下に入った時に始まり、保険期間の末日の午後4時に終わります。
- (3) 保険契約者は、請負契約に基づき、第1回目の保険証券記載の通知締切日の2か月前の応当日の翌日以後、保険期間の始期までに自ら管理を始めた自動車で、保険証券記載の条件に該当するものを保険期間の始期における中途管理自動車に含めることができます。
- (4) (3)に定める自動車にかかる当会社の保険責任は、(2)の規定にかかわらず、保険期間の始期に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (5) (3)に定める自動車は、第6条（付保漏れがあった場合）に定める付保漏れ自動車には含めません。この場合において、第10条（特約の解除）(1)①の規定は適用しません。

第5条（通知）

- (1) 保険契約者は、毎月、保険証券記載の通知締切日以前1か月分の中途管理自動車を、保険証券記載の通知日（以下「通知日」といいます。）までに、当会社所定の書面等により当会社に通知しなければなりません。
- (2) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途管理自動車について、請負契約の終了または解除により、保険契約者の管理が終了した場合も、(1)と同様とします。

第6条（付保漏れがあった場合）

- (1) 当会社は、付保漏れが判明した場合には、第4条（中途管理自動車に対する自動補償）の規定は適用しません。ただし、その付保漏れの事実を当会社が知った時までに第5条（通知）(1)の通知を受領している中途管理自動車を除きます。
- (2) 付保漏れが保険契約者の故意および重大な過失によらなかつたことを保険契約者が証明した場合で、当会社が付保漏れの事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者がその付保漏れ自動車について書面等により訂正を申し出て、当会社がこれを承認したときは、(1)の規定は適用しません。

第7条（通知に遅滞または脱漏があった場合）

第5条（通知）(1)の通知に遅滞または脱漏があった場合は、遅滞または脱漏のあった中途管理自動車（以下「通知漏れの中途管理自動車」といいます。）および当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、同条(1)の規定により通知されるすべての中途管理自動車に対して、当会社は第4条（中途管理自動車に対する自動補償）の規定は適用しません。ただし、その遅滞または脱漏が、保険契約者の故意および重大な過失によらなかつたことを保険契約者が証明した場合で、当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者がその通知漏れの中途管理自動車について書面等により訂正を申し出て、当会社がこれを承認したときを除きます。

第8条（保険料の精算）

- (1) 当会社は、第5条（通知）(1)の通知を受領した場合は、未経過期間に対して日割をもって計算した追加保険料を請求します。
- (2) 当会社は、第5条（通知）(2)の通知を受領した場合は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
- (3) (1)および(2)の保険料は、毎月、保険証券記載の精算日（以下「精算日」といいます。）までに精算するものとします。
- (4) (1)の追加保険料^(注)の全額が精算日までに払い込まれなかった場合は、当会社は、その精算日に対応する保険証券記載の通知締切日の1か月前の応当日の翌日以後に管理を始めた中途管理自動車（以下この条において「未精算等の中途管理自動車」といいます。）について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) (1)の追加保険料

(2)の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

- (5) 未精算等の中途管理自動車のうち既に精算日の到来しているものにつき(1)の追加保険料^(注)の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、(4)の規定は適用しません。

(注) (1)の追加保険料

(2)の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

第9条（契約条件等の変更）

- (1) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または第5条（通知）(1)の通知を当会社が既に受領している中途管理自動車について、保険期間の中途で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度書面等をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 第5条（通知）(1)の通知を当会社が受領していない中途管理自動車（通知漏れの中途管理自動車を除きます。）について、その管理下に入った時から保険証券記載の条件と異なる条件で保険に付す場合または保険期間の中途で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度書面等をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (3) (1)および(2)の場合において、当会社が変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対して日割をもって計算した追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (4) (3)の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

第10条（特約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 第6条（付保漏れがあった場合）(1)に該当する場合。ただし、同条(2)の規定により訂正がなされた場合を除きます。
- ② 第7条（通知に遅滞または脱漏があった場合）に該当する場合。ただし、同条ただし書の規定により訂正がなされた場合を除きます。
- ③ 第8条（保険料の精算）(1)の追加保険料^(注)の全額が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、同条(5)に該当する場合を除きます。

(注) 第8条（保険料の精算）(1)の追加保険料

第8条(2)の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

- (2) 保険契約者は、この保険契約を普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除）(2)の規定により解除する場合を除き、この特約を解除することができません。

第11条（人身傷害補償条項適用の特則）

当会社は、被保険自動車について普通保険約款人身傷害補償条項が適用されている場合は、この特約により、第3条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）(1)の被保険者については、同条項第5条（被保険者の範囲）(3)②の規定は適用しません。

第12条（人身傷害に関する自動車・交通乗用具事故危険補償特約（無保険車傷害危険補償付）適用の特則）

当会社は、被保険自動車について人身傷害に関する自動車・交通乗用具事故危険補償特約（無保険車傷害危険補償付）が適用されている場合は、この特約により、第3条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）(1)の被保険者については、人身傷害に関する自動車・交通乗用具事故危険補償特約（無保険車傷害危険補償付）第7条（被保険者の範囲－人身傷害）(2)②の規定は適用しません。

第13条（無保険車傷害条項適用の特則）

当会社は、被保険自動車について普通保険約款無保険車傷害条項が適用されている場合は、この特約により、第3条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）(1)の被保険者については、同条項第5条（保険金を支払わない場合－その3）(4)の規定は適用しません。

第14条（人身傷害補償特約（定額払）適用の特則）

当会社は、この保険契約に人身傷害補償特約（定額払）が適用されている場合は、この特約により、人身傷害補償特約（定額払）第6条（被保険者の範囲）(3)②の規定は適用しません。

第15条（車両保険の特則）

- (1) 当会社は、この特約により、車両保険金の支払は、保険契約者を経由して行うものとします。ただし、保険契約者が普通保険約款基本条項第13条（重大事由による解除）(1)③のいずれかに該当する場合を除きます。
- (2) 当会社は、被保険者から車両保険金支払の請求を直接受けた場合は、遅滞なく、書面等をもってその旨を保険契約者に通知するものとします。
- (3) 被保険自動車に他の保険契約等が付されている場合には、当会社は、普通保険約款基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等に優先して、損害に対して車両保険金を支払うものとします。

(4) 当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第29条（代位）(3)ただし書の規定にかかわらず、被保険者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた第3条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）(1)の被保険者に対しては、その権利行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその権利行使することができます。

- ① 記名被保険者またはその使用人の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 記名被保険者またはその使用人が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合に生じた損害
- ③ 記名被保険者またはその使用人が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、またはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
- ④ 記名被保険者またはその使用人が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等^(注)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害

(注) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物を含みます。

第16条（普通保険約款基本条項の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項第13条（重大事由による解除）(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「賠償責任条項、人身傷害補償条項もしくは無保険車傷害条項またはこの特約」と読み替えて適用します。

フリート契約保険料優良戻しに関する追加条項

第1条（保険料優良戻しの特則）

(1) 当会社は、この保険契約の損害率が良好な場合には、当会社が別に定めるところに従い、保険期間終了後に、保険料の一部を保険料優良戻しとして、保険契約者に返還します。

(2) (1)の損害率は、次の算式により計算するものとします。

$$\text{支払保険金} + \text{保険期間末未払保険金}$$

$$\text{適用保険料} / (\text{ノンフリート等級別料率係数} - \text{フリート多数割引率})$$

$$\times 100 = \text{損害率} (%)$$

第2条（保険料優良戻しを行わない場合）

当会社は、この保険契約が失効^(注)した場合または解除された場合には、保険料の優良戻しは行いません。

(注) 失効

保険契約の全部または一部の効力が、保険契約締結後に失われることをいいます。

第3条（優良戻し保険料の調整）

第1条（保険料優良戻しの特則）に基づき当会社が優良戻し保険料を返還した後、返還日を含めて1年以内にさらに保険金が支払われて同条の損害率に変動が生じた場合には、当会社は、優良戻し保険料の調整を行います。

通信販売に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約意思の表示	保険契約の申込みの意思を表示することをいいます。
請求日	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)もしくは(2)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定める追加保険料を当会社が請求した日をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)もしくは(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定めるところに従い当会社が請求する保険料をいいます。

追加保険料払込期日	追加保険料の払込期日をいい、次の期日とします。 ① 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)もしくは(2)または同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)(1)に定める追加保険料を当会社が請求する場合 ア. 保険料払込方式が口座振替による場合は、請求日の翌月の提携金融機関ごとに当会社が定める期日 イ. ア以外の場合は、請求日の翌日から起算して30日を経過した日 ② 普通保険約款基本条項第15条(4)または(6)に定める追加保険料を当会社が請求する場合 ア. 保険料払込方式が口座振替による場合は、保険契約条件の変更日の翌月の提携金融機関ごとに当会社が定める期日 イ. ア以外の場合は、保険契約条件の変更日の翌日から起算して30日を経過した日
通知書等	保険料、保険料の払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書、保険契約確認画面等をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
申込書	当会社所定の保険契約申込書をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険契約条件の変更日	普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(4)または(6)における、保険契約者による通知を当会社が受領し、承認した時以後で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日がその通知を当会社が受領した日と同じである場合は、当会社が保険契約条件の変更を承認した時とします。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が通信による保険契約の申込みを行う場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条 (保険契約の申込み)

- (1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次いづれかに該当する方法により、保険契約の申込みをすることができるものとします。
 - ① 申込書に必要な事項を記載し、当会社に送付すること。
 - ② 電話等当会社の定める通信手段を媒介とし、当会社に対し契約意思の表示をすること。
 - ③ 情報処理機器上の保険契約申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること。
- (2) (1)①の規定により申込書の送付を受けた場合には、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に通知書で通知するものとします。
- (3) (1)②の規定により契約意思の表示を受けた場合には、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に通知書で通知し、申込書を送付するものとします。この場合において、保険契約者は、申込書に必要な事項を記載し、所定の期間内に当会社に送付するものとします。
- (4) (1)③の規定により保険契約申込画面の送信を受けた場合には、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に保険契約確認画面で通知するものとします。
- (5) (3)の規定により当会社が保険契約者の契約意思の表示に基づき申込書を作成した場合で、その申込書の記載事項を保険契約者が変更または訂正するときには、保険契約者は、遅滞なく当会社にその旨を連絡するものとします。
- (6) (5)の規定により当会社が連絡を受けた場合には、当会社は、改めて保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に別途通知書で通知し、申込書を送付するものとします。この場合において、保険契約者は、申込書に必要な事項を記載し、所定の期間内に当会社に送付するものとします。

第4条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、第3条(保険契約の申込み)(2)、(3)、(4)または(6)の通知書等に従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むものとします。
- (2) 保険契約者は、申込書を当会社に送付または保険契約申込画面を当会社

に送信した後、この保険契約に適用される他の特約の規定により保険料の払込方法および払込期日が別に定められている場合を除き、保険料^(注)を保険期間の初日の前日までに払い込まなければなりません。

(注) 保険料

保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料とします。

第5条 (契約締結後の通知方法)

(1) 保険契約締結の後、普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③に定める当会社に訂正を申し出るべき事実が発生した場合または同条項第5条(通知義務)(1)、同条項第7条(被保険自動車の譲渡)(1)、同条項第8条(被保険自動車の入替)(1)、同条項第11条(保険金額の変更)(1)もしくは同条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(6)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、書面等により当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求^(注)を行うものとします。

(注) 当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求

普通保険約款基本条項第5条(1)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合は、承認の請求は必要ありません。

(2) (1)の場合において、保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(6)の通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこれを撤回することはできません。

第6条 (追加保険料払込猶予の特則)

(1) 当会社が、追加保険料の請求を行う場合には、保険契約者が、当会社の請求する追加保険料を追加保険料払込期日までに通知書等で通知した方法で払い込むことにより、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(3)、同条(5)および(7)ならびに同条項第18条(保険料の返還または請求・保険金額の変更の場合)(2)の規定は適用しません。ただし、保険契約条件の変更が被保険自動車の入替における自動補償特約により行われる場合は、第1条(用語の定義)「追加保険料払込期日」の定義中「保険契約条件の変更日」とあるのは「変更依頼日」と読み替えるものとします。

(2) 保険契約者が、追加保険料の払込みを追加保険料払込期日までに行わなかった場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(3)、同条(5)および(7)ならびに同条項第18条(保険料の返還または請求・保険金額の変更の場合)(2)の規定に従うものとします。

(3) 被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が追加保険料払込期日までに生じた事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(4) (3)の規定にかかわらず、保険契約者が追加保険料払込期日までに追加保険料を払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社がこれを承認したときは、追加保険料が払い込まれたものとみなして、その事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

(5) (4)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の返還を請求することができます。

第7条 (保険料または追加保険料不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 保険期間の初日の前日以後、相当の期間内に、保険料^(注1)の払込みがない場合

② 第6条(追加保険料払込猶予の特則)(1)に定める追加保険料^(注2)の請求に対し、追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに、追加保険料^(注2)の払込みがない場合

(注1) 保険料

保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料とします。

(注2) 追加保険料

普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(6)および同条項第18条(保険料の返還または請求・保険金額の変更の場合)(1)に定めるところに従い当会社が請求した追加保険料を除きます。

(2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により通知を行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1)①による解除の場合は、保険期間の初日

- ② (1) ②による解除の場合は、追加保険料払込期日
(3) (1) ②の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表3に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

第8条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

保険証券の発行に関する特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、保険証券の発行および交付を行わないことについての合意がある場合に適用されます。

第2条 (保険証券の発行および交付に関する特則)

- (1) 当会社は、この特約により、保険証券の発行および交付は行いません。
(2) 当会社は、保険契約者が保険期間の中途で当会社に対して保険証券の発行および交付を請求する場合には、この特約を削除します。この場合、当会社は、次の算式によって算出した額を、追加保険料として請求できるものとします。

$$\boxed{\text{この特約を付帯しない場合の保険料}} - \boxed{\text{この保険契約の保険料}} = \boxed{\text{追加保険料}}$$

第3条 (保険証券の記載事項に関する特則)

当会社は、この特約により、この保険契約の契約内容としてインターネットの専用ホームページ^(注)に表示した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

(注) インターネットの専用ホームページ

保険契約者に対して送付する書面等にURLを記載します。

共同保険に関する特約

第1条 (独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条 (幹事保険会社の行う業務)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次の事項に関する業務を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認等
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約の変更手続に係る承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる業務は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者等が保険契約上の規定に基づいて幹事保険会社に対し行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

利用規約

ドライビングサポート 24 利用規約

第1条（用語の定義）

用語	定義
記名被保険者	当会社の自動車保険契約の保険証券または保険契約継続証記載の被保険者をいいます。
サービス実施者	ロードサービス提供者からの委託により、実際にサービスを実施する者をいい、ロードサービス提供者が自らサービスを実施する場合は、ロードサービス提供者をサービス実施者とみなします。
サービス利用者	利用対象者のうち、実際にサービスを利用する者をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
専用連絡先	サービス利用申込みのための専用フリーダイヤルまたは専用スマートフォンアプリを利用した連絡先をいいます。
走行不能	被保険自動車が自力で走行できない状態をいい、盜難により使用できない状態および法令により走行が禁じられている状態を含みます。
ドライビングサポート24	この規約により提供する、次のサービスから構成されるロードサービスをいいます。 ① 応急処置サービス ② 車両運搬サービス ③ 宿泊・帰宅・移動サポートサービス ④ 給油サービス ⑤ ジャンピングサービス ⑥ レンタカーサポートサービス ⑦ その他ご案内サービス
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	当会社の自動車保険契約の保険証券または保険契約継続証記載の自動車をいいます。
被保険者	当会社の自動車保険契約の補償の対象となる者をいいます。
付属品	次のいずれかに該当する物をいいます。 ① 被保険自動車に定着または装備されている物。ただし、次の物を含みません。 ア. 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 イ. 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ウ. 通常装飾品とみなされる物 エ. 当会社の自動車保険契約の保険証券または保険契約継続証に明記されていない付属機械装置 ^(注1) ② 被保険自動車に固定 ^(注2) されているカーナビゲーションシステム ^(注3) 、ETC車載器 ^(注4) 、ドライブレコーダー ^(注5) その他これらに準じる物。ただし、車室内でのみ使用することを目的とする場合に限ります。 (注1) 医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証に記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。 (注2) 被保険自動車から一時的に取りはずされて被保険自動車の室内にある状態を含みます。ただし、室内についてはトランク等隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。 (注3) 自動車用電子式航法装置をいいます。 (注4) 有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。 (注5) 事故画像等を記録する車載型の装置をいいます。
保険期間	当会社の自動車保険契約の保険証券または保険契約継続証記載の保険期間をいいます。
利用対象者	第4条（利用対象者）に規定するドライビングサポート24の利用対象者をいいます。

レンタカー費用補償特約	レンタカー費用補償特約（15日限度）およびレンタカー費用補償特約（事故時30日限度）をいいます。
ロードサービス提供者	タイムズコミュニケーション株式会社 ^(注) をいいます。 ^(注) 保険契約者および記名被保険者に通知することなく、社名変更等を行なう場合があります。
路面	通常、自動車の交通の用に供する道その他の場所の走行面をいいます。ただし、社会通念上自動車の走行に適ないと認められる範囲を除きます。
J A F	一般社団法人日本自動車連盟をいいます。

第2条（サービスを提供する場合）

当会社は、次の条件をいずれも満たしている場合に、サービス実施者により、第5条（サービス提供条件および内容）に規定する各サービスを提供します。

- ① 第3条（ドライビングサポート24の提供対象契約）に規定する特約が当会社の自動車保険契約に適用されていること。
- ② サービス利用者がこの規約に従うこととに同意のうえ、事前に専用連絡先にサービスの申込みを行うこと。
- ③ 第5条に規定する各サービスの提供条件として定める事由が有効な保険期間内に発生すること。

第3条（ドライビングサポート24の提供対象契約）

当会社は、自動車保険契約に次の特約が適用される場合は、それぞれ次のサービスを提供します。

適用される特約	サービス
ロードサービス費用補償特約	応急処置サービス 車両運搬サービス 宿泊・帰宅・移動サポートサービス 給油サービス キャッシングサービス その他ご案内サービス
ロードサービス費用補償特約およびロードサービスの運搬・引取費用のみ補償特約	応急処置サービス 車両運搬サービス 給油サービス キャッシングサービス その他ご案内サービス
ロードサービス費用補償特約およびレンタカー費用補償特約	応急処置サービス 車両運搬サービス 宿泊・帰宅・移動サポートサービス 給油サービス キャッシングサービス レンタカーサポートサービス その他ご案内サービス

第4条（利用対象者）

（1）利用対象者は、提供するサービスに応じて、次のとおりとします。

サービス	利用対象者
応急処置サービス	記名被保険者
車両運搬サービス	被保険自動車の所有者 ^(注1)
給油サービス	被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内 ^(注2) に搭乗中の者 ^(注3)
キャッシングサービス	
その他ご案内サービス	
宿泊・帰宅・移動サポートサービス	被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内 ^(注2) に搭乗中の者 ^(注3)
レンタカーサポートサービス	被保険自動車の所有者 ^(注1)

（注1）被保険自動車の所有者

次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

（注2）室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注3）搭乗中の者

一時的に被保険自動車から離れている者であって、走行不能が発生した前後の状況から判断して、被保険自動車に搭乗していたとみなされる者を含みます。

- (2) (1)の規定にかかわらず、サービス利用者が次のいずれかに該当する場合は、(1)に規定するサービスを利用することはできません。
- ① 反社会的勢力^(注)に該当すると認められる場合
 - ② 反社会的勢力^(注)に対して資金等を提供し、便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
 - ③ 反社会的勢力^(注)を不當に利用していると認められる場合
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合
 - ⑤ その他反社会的勢力^(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (3) サービスの提供後、サービス利用者が(2)のいずれかに該当することが判明した場合は、サービスの提供に要した費用は、すべてサービス利用者の負担とします。

第5条（サービスの提供条件および内容）

この規約により提供するサービスの提供条件および内容は、次のとおりとします。

① 応急処置サービス

ア. 提供条件	<p>(ア) 被保険自動車が事故または故障等に伴い走行不能となること。 (イ) 被保険自動車が盗難にあうこと。ただし、被保険自動車の一部が盗難にあった場合は、それに伴い走行不能となること。</p> <p>(ア) 被保険自動車について、走行不能発生の地で次の応急処置を行います。</p> <p>衝突物からの引剥がし／横転・転覆時の引起し／パンク時のスペアタイヤ交換^(注1)／キー閉じ込み時の解錠^(注2)／キー電池切れ時の解錠^(注2)または始動^(注3)／路面におけるスタック^(注4)からの脱出／タイヤの巻き込み時の障害物等の除去／電気自動車の電池切れ時の充電が可能な場所までの運搬および天然ガス自動車等の燃料切れ時の燃料補給が可能な場所までの運搬／落輪、転落時の路面への引戻し／その他走行不能を解消するための30分程度で対応可能な処置^(注5)</p> <p>(イ) 次の作業等は、対象外です。</p> <p>パンクの修理／キーの作製／路面以外におけるスタック^(注4)からの脱出／タイヤチェーンの着脱／パンク時以外におけるスノータイヤへの交換</p> <p>(ウ) 応急処置の費用^{(注6)(注7)}および「② 車両運搬サービス」に係る費用に対しては、ロードサービス費用補償特約の保険金として、合計15万円^(注8)を限度に支払います。なお、この実費合計額が15万円^(注8)を超える場合であっても、「② 車両運搬サービス」についてサービス利用者が指定する修理工場まで運搬することが合理的であると当会社が判断し、あらかじめ承認したときは、実費合計額のうち15万円^(注8)を超える部分については、サービスとして提供します。ただし、サービス実施者またはJAFが運搬する場合に限ります。</p>
イ. 内容	<p>(注1) パンク時にスペアとして利用できるタイヤ（パンクが敷地内で発生した場合の同敷地内に保管されているタイヤを含みます。）がない場合は、サービス利用者が所有する応急修理キットによる応急処置等を行います。</p> <p>(注2) セキュリティ装置付の被保険自動車等の解錠については、対応できない場合があります（この場合、被保険自動車の運搬等にて対応します。）。</p> <p>(注3) 電池を交換する必要がある場合、電池代金の実費は、利用者の負担とします。</p> <p>(注4) 積雪、ぬかるみ等により、被保険自動車の駆動輪が空転した状態をいいます。</p> <p>(注5) 30分程度で対応可能な処置に該当するか否かの判断は、当会社、ロードサービス提供者、サービス実施者またはJAFのいずれかの判断によるものとします。</p>

- (注6) 部品代、消耗品（オイル、冷却水等）代等の実費は、利用者の負担とします。
- (注7) サービス利用者の都合によりサービス実施者が現場で待機した場合、その現場待機費用は、サービス利用者の負担とします。
- (注8) ロードサービスの運搬・引取費用支払限度額引き上げ特約が適用されている場合は、限度額を50万円とします。

② 車両運搬サービス

ア. 提供条件	<p>(ア) 被保険自動車が事故または故障等に伴い走行不能となること。</p> <p>(イ) 被保険自動車が盗難にあうこと。ただし、被保険自動車の一部が盗難にあった場合は、それに伴い走行不能となること。</p>
イ. 内容	<p>(ア) 被保険自動車を事故または故障等の現場から修理工場等^(注1)まで運搬^{(注2)(注3)}します。</p> <p>(イ) 車両運搬の費用^(注4)および「① 応急処置サービス」に係る費用に対しては、ロードサービス費用補償特約の保険金として、合計15万円^(注5)を限度に支払います。なお、この実費合計額が15万円^(注5)を超える場合であっても、サービス利用者が指定する修理工場まで運搬することが合理的であると当会社が判断し、あらかじめ承認したときは、実費合計額のうち15万円^(注5)を超える部分については、サービスとして提供します。ただし、サービス実施者またはJA Fが運搬する場合に限ります。</p> <p>(注1) 修理工場または当会社の指定する場所をいいます。</p> <p>(注2) サービス利用者は、レッカー車等の作業車両への同乗はできません。</p> <p>(注3) 夜間で修理工場が営業していない場合等やむを得ない事情により修理工場等まで運搬できない場合は、24時間を限度にサービス実施者において一時的に無料で被保険自動車を保管します。</p> <p>(注4) サービス利用者の都合によりサービス実施者が現場で待機した場合、その現場待機費用は、サービス利用者の負担とします。</p> <p>(注5) ロードサービスの運搬・引取費用支払限度額引き上げ特約が適用されている場合は、限度額を50万円とします。</p>

③ 宿泊・帰宅・移動サポートサービス

ア. 提供条件	<p>次のいずれかの事由により、サービス利用者が居住地（法人の場合は、主として被保険自動車を使用している支店・営業所の所在地とします。）、出発地または当面の目的地への移動が困難になること。ただし、宿泊サポートサービスについては、走行不能となった地のもよりのホテル等有償の宿泊施設に臨時に宿泊せざるを得なかった場合に限ります。</p> <p>Ⓐ 被保険自動車が事故または故障等に伴い走行不能となり、修理工場等^(注1)に入庫または運搬されること。</p> <p>Ⓑ 被保険自動車が盗難にあうこと。ただし、被保険自動車の一部が盗難にあった場合は、それに伴い走行不能となり、被保険自動車が修理工場等^(注1)に入庫または運搬されること。</p> <p>Ⓒ 被保険自動車の運行に起因する事故等に伴い被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の者が死亡または入院すること。</p> <p>(注1) 修理工場または当会社の指定する場所をいい、電欠等が生じた自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。</p> <p>(注2) 隣壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。</p>
イ. 内容	<p>(ア) 宿泊施設および帰宅・移動のための代替交通機関^(注1)を案内^(注2)します。</p> <p>(イ) 宿泊費用および帰宅・移動費用^{(注3)(注4)}に対しては、ロードサービス費用補償特約の保険金^(注5)として、次の額を限度に支払います。</p>

イ. 内容	宿泊費用	サービス利用者1名につき、3万円を限度(1泊分に限ります。)
	帰宅・移動費用	サービス利用者1名につき、5万円を限度。ただし、タクシーまたはハイヤーを利用した場合は、1台につき、5万円を限度。
(注1)	タクシー、バス、電車等をいい、レンタカーは含みません。	
(注2)	走行不能となった地、時間帯等によっては案内できない場合があります。また、宿泊施設および代替交通機関の手配は行いません。	
(注3)	帰宅・移動費用について、正当な理由がなく、ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合は、その超過した金額は、サービス利用者の負担とします。	
(注4)	飲食費用等宿泊または帰宅・移動以外の目的によるサービス料金は、サービス利用者の負担とします。	
(注5)	宿泊費用および帰宅・移動費用は一旦サービス利用者の負担とし、後日、費用負担の事実を立証できる客観的書類の提出をもって保険金として支払います。	

(4) 給油サービス

ア. 提供条件	被保険自動車が道路上(自宅駐車場および私道は除きます。)でガス欠により走行不能となること。
イ. 内容	<p>ガス欠時に最大10リットル^{(注1)(注2)}のガソリンまたは軽油を現場まで届けます。</p> <p>(注1) ロードサービスの運搬・引取費用支払限度額引き上げ特約が適用されている場合は、最大20リットルとします。</p> <p>(注2) サービス実施者によっては運搬容器等の都合上、最大量まで提供できない場合があります。</p> <p>(注3) 給油サービスは、保険期間中1回(保険期間が1年を超える契約の場合は、1保険年度につき1回)に限ります。</p> <p>(注4) 専用連絡先に事前に連絡がなく、サービス利用者自身で調達または手配した場合の費用は、サービス利用者の負担とします。</p>

(5) ジャンピングサービス

ア. 提供条件	被保険自動車がバッテリー上がりにより走行不能となること。
イ. 内容	<p>バッテリー上がり時にバッテリーのケーブルを繋いで被保険自動車を始動させます。</p> <p>(注1) 専用連絡先に事前に連絡がなく、サービス利用者自身で調達または手配した場合の費用は、サービス利用者の負担とします。</p> <p>(注2) バッテリーのケーブルを繋いでも被保険自動車を始動できない場合は、被保険自動車の運搬等にて対応します。</p>

(6) レンタカーサポートサービス

ア. 提供条件	<p>(ア) 事故に伴い被保険自動車に損害が発生すること。</p> <p>(イ) 被保険自動車が故障等に伴い走行不能となり、修理工場等^(注)に入庫または運搬されること。</p> <p>(注) 修理工場または当会社の指定する場所をいい、電欠等が生じた自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。</p>
イ. 内容	<p>(ア) レンタカー会社を案内^(注1)します。</p> <p>(イ) レンタカー費用^(注2)に対しては、レンタカー費用補償特約の保険金として、次の日額および利用対象日数に基づき支払います。</p> <p>① レンタカー費用の日額 1日あたりのレンタカーを利用するためには必要な額とし、当会社の自動車保険契約の保険証券または保険契約継続証記載の支払限度日額を限度とします。</p>

① 利用対象日数	レンタカーを借り入れた日からその日を含めて、被保険自動車の修理完了後、保険契約者、被保険自動車の所有者 ^(注3) または自動車検査証上の使用者の手元に戻った日または代替となる自動車を新たに取得した日までの期間とします。ただし、次の日数を限度とします。
	「レンタカー費用補償特約(15日限度)」が適用されている場合 15日 「レンタカー費用補償特約(事故時30日限度)」が適用されている場合 30日 ^(注4)
(注1)	走行不能となった地、時間帯等によっては案内できない場合があります。
(注2)	レンタカーを利用または返却する場合に必要となる燃料代およびレンタカー業者等から請求されたノンオペレーションチャージ ^(注5) 等の費用は、サービス利用者の負担とします。
(注3)	次のいずれかに該当する者をいいます ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者
(注4)	アの(イ)に該当する事由によりサービス利用者がレンタカー費用を負担する場合は、15日とします。
(注5)	レンタカーで事故を起こした場合で、修理が必要となったときの修理期間中の営業補償をいいます。

⑦ その他ご案内サービス

A. 提供条件	なし
イ. 内容	次の連絡および案内を行います。 ① 家族への緊急連絡 ② 24時間営業のガソリンスタンドの案内

第6条 (サービスの提供を行わない場合)

- (1) ロードサービス提供者は、サービスの提供を希望する自動車が次のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を行いません。
- ① 被保険自動車に該当しない場合^(注)
 - ② 日本国外または一部の離島にある場合
- (注) 被保険自動車に該当しない場合
 次の自動車が走行不能となった場合等をいいます。
- ① 他車使用・管理危険補償特約における他の自動車
 - ② ファミリーバイク特約(人身傷害なし) およびファミリーバイク特約(人身傷害あり) の対象となる一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車
- (2) ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する事由によって生じた被保険自動車の事故または故障等に対しては、サービスの提供を行いません。
- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア. 保険契約者、ロードサービス費用補償特約もしくはレンタカー費用補償特約の被保険者またはこれらの特約の保険金を受け取るべき者^(注1)
 - イ. アに定める者の法定代理人
 - ウ. アに定める者の業務に従事中の使用人
 - エ. アに定める者の父母、配偶者または子。ただし、ロードサービス費用補償特約もしくはレンタカー費用補償特約の被保険者またはこれらの特約の保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
 - ② 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質^(注3) もしくは核燃料物質^(注3) によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- (7) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- (8) 詐欺または横領
- (9) 被保険自動車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注4)すること。

(注1) 保険契約者、ロードサービス費用補償特約もしくはレンタカー費用補償特約の被保険者またはこれらの特約の保険金を受け取るべき者これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。

(注4) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(3) ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する物に生じた損害による被保険自動車の事故または故障等に対しては、サービスの提供を行いません。

- ① 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品
- ② 付属品のうち被保険自動車に定着されていないもの。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ③ 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品

(4) ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等^(注1)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた被保険自動車の事故または故障等に対しては、サービスの提供を行いません。

- ① 保険契約者、ロードサービス費用補償特約もしくはレンタカー費用補償特約の被保険者またはこれらの特約の保険金を受け取るべき者^(注2)
- ② ①に定める者の法定代理人
- ③ ①に定める者の業務に従事中の使用人
- ④ ①に定める者の父母、配偶者または子

(注1) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物を含みます。

(注2) 保険契約者、ロードサービス費用補償特約もしくはレンタカー費用補償特約の被保険者またはこれらの特約の保険金を受け取るべき者これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(5) ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する被保険自動車の故障等に対しては、サービスの提供を行いません。

- ① キーの紛失
- ② 次のいずれかに起因する故障
 - ア. エンジンの改造、車高の変更等法令等により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造
 - イ. 自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える使用

- ③ 法令により有効な自動車検査証の交付が必要な場合において、被保険自動車について、その交付を受けていない間に発生した故障

(6) ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を行いません。

- ① サービス利用者が正当な理由がなく、第7条（サービス利用者の義務）の規定に違反した場合
- ② サービス利用者が通行禁止道路、季節的閉鎖道路等一般車両が通行できない道路もしくは凍結道路、未除雪道路、海浜、河川敷等自動車の運行が極めて困難な場所またはサービスの提供が不適切と判断される場所において被保険自動車を使用している場合^(注3)
- ③ ロードサービス提供者またはサービス実施者が次のいずれかに該当す

ると判断した場合

- ア. 地域、時季、気象、交通状況、道路状況等により、サービスの提供・実施が困難であること。
- イ. 一般的なレッカー車または牽引車において、技術的にサービスの実施が困難であること。
- ウ. ドライビングサポート24の内容、趣旨等に照らし、サービスの提供が不適切であること。
- ④ サービスの提供時にサービス利用者が現場に立ち会えない場合
- ⑤ サービスの提供時に第三者の所有物に損害を与えることが想定される場合で、第三者の承諾が得られないとき。
- ⑥ サービスの提供を希望する自動車の状況により、作業時および運搬時に車体に損傷を与えるおそれがある場合で、作業に関する同意をサービス利用者から得ることができないとき。

(注) サービスの提供が不適切と判断される場所

自然保護、環境保全等の見地から、主務大臣等が通行禁止を指定した地域等をいいます。

第7条 (サービス利用者の義務)

サービス利用者は、サービスを利用する場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 事前に専用連絡先に利用申込みの連絡を行うこと。
- ② ロードサービス提供者およびサービス実施者の指示に従い、必要な協力を行うこと。
- ③ 道路交通法その他の法令および交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為を行わないこと。
- ④ 被保険自動車の盗難、人身事故等警察官に届出が必要な事故に関しては、警察官に届出を行い、サービスの実施について警察官の許可を得ること。
- ⑤ ロードサービス提供者の判断により、運転免許証、自動車検査証その他の本人確認資料等の提示を求められた場合は、それらを提示すること。
- ⑥ サービスの提供時において被保険自動車に高価な品物、代替不可能な品物、危険物等が積載されている場合は、その旨を事前にロードサービス提供者およびサービス実施者に通知すること。なお、事前通知を行わなかった場合で、サービスの提供後にその積載物に損害が生じたときは、当会社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。

第8条 (サービス利用者がJAF会員である場合の特則)

サービス利用者がJAF会員である場合は、次のとおりとします。

- ① JAFにより同様のサービスが提供される場合は、ロードサービス提供者は、原則としてJAFに取次ぎを行います。
- ② サービス利用者が第5条(サービスの提供条件および内容)①の応急処置サービスの提供を受ける場合は、そのサービスに付随して発生する部品代、消耗品(燃料を除きます。)代等を5,000円まで無料とします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ア. サービス利用者がJAF会員であることが確認できない場合
 - イ. JAF以外のサービス実施者によりサービスの提供を受ける場合
 - ウ. ロードサービス提供者が著しく利用頻度が高い、または意図的な利用と判断する場合
- ③ サービス利用者が専用連絡先に連絡する前に自らJAFを手配した場合であっても、②に規定した特則を適用します。

第9条 (サービスの提供時の責任)

- (1) サービスは、ロードサービス提供者の取次ぎにより、サービス実施者の責任において行われるものとし、提供したサービスに起因する車両損傷、人身事故その他これらに準じる損害に対しては、当会社およびロードサービス提供者は、一切その責めを負わないもの^(注)とします。

(注) 一切その責めを負わないもの

ロードサービス提供者が自らサービス実施者となる場合におけるサービス実施者としての責任を除きます。

- (2) サービスの提供後の被保険自動車の修理、整備、保管等については、サービス利用者とサービス実施者、受入工場等との間の契約であるため、これらの契約に起因する車両損傷、人身事故その他これらに準じる損害に対しては、当会社およびロードサービス提供者は、一切その責めを負わないもの^(注)とします。

(注) 一切その責めを負わないもの

ロードサービス提供者が自らサービス実施者となる場合におけるサービス実施者としての責任を除きます。

- (3) サービスの提供時において、被保険自動車に高価な品物、代替不可能な

品物、危険物等が積載されている場合は、ロードサービス提供者およびサービス実施者は、その判断によりサービスの提供を行わないことができるものとします。

(4) サービスの提供を行わない場合またはサービスの提供が遅延した場合であっても、当会社およびロードサービス提供者は、これを金銭的補償で代替することは行いません。

第10条（ドライビングサポート24の終了、中止または変更）

当会社は、ドライビングサポート24を終了もしくは中止または内容の変更を行うことがあります。この場合の変更は、日本国の法令に準拠して実施するものとします。

第11条（代位）

(1) 当会社およびロードサービス提供者は、サービスの費用を第三者に損害賠償請求することができる場合は、提供したサービスに対する費用を上限とし、かつ、サービス利用者の権利を害さない範囲内で、サービス利用者が有する権利を取得します。

(2) 当会社およびロードサービス提供者は、被保険自動車の故障によりサービスを提供した場合で、その原因が自動車メーカー等の無償修理等の対象であったときは、サービスの提供に係る費用を自動車メーカー等に請求する場合があります。

第12条（個人情報の取扱い）

(1) 保険契約者は、当会社の自動車保険契約の保険証券または保険契約継続証の記載事項およびサービスの提供に必要とされる情報が、ロードサービス提供者に登録されることに同意するものとします。

(2) 当会社は、ロードサービス提供者が取得した個人情報を当会社の業務遂行上必要な範囲内で利用することができます。

(3) ロードサービス提供者は、当会社の自動車保険契約の保険証券または保険契約継続証の記載事項およびサービスの提供に必要とされる情報をサービス実施者に開示できるものとします。

第13条（通話記録）

ロードサービス提供者は、サービス利用者からの連絡内容を正確に把握するため、通話記録を保存します。

第14条（継続契約の取扱い）

ドライビングサポート24を提供した場合であっても、ノンフリート等級別料率制度における事故の件数には含めず、当会社と締結する次契約の自動車保険の等級に影響しません。また、サービスの提供に係る費用は、フリート契約における優良割引または第一種デメリット料率を算出する場合の損害率に算入しません。

第15条（訴訟の提起および準拠法）

(1) この規約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

(2) この規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する利用規約

ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する利用規約（以下「利用規約」といいます。）は、「特約に基づいて貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末等に関する規約」（以下「貸与規約」といいます。）および「事故発生時の通報サービスに関する規約」（以下「サービス規約」といいます。）により構成しています。

なお、貸与規約およびサービス規約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
救援機関	消防等の公的救援機関をいいます。
強制発報	端末が衝撃を検知していない状況で、利用者が端末のボタン操作をして行う発報をいいます。
契約者	当会社と自動車保険契約を締結する者をいいます。ただし、対象車両の購入形態がリースのため、自動車保険契約の契約者がリース会社等の場合は、「契約者」を「記名被保険者」と読み替えます。
自動発報	大きな衝撃を検知した端末が自動的に行う発報をいいます。
手動発報	一定の衝撃を検知した端末の案内に基づき、利用者が端末のボタン操作をして行う発報をいいます。
センター システム	端末が有する機能を提供するためのシステム全般をいいます。

端末	「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」が適用された自動車保険契約を締結した契約者に対して、当会社が貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末(microSDカードおよびSIMカードを含みます。)をいいます。
端末等	端末およびシガーライター電源ケーブルをいいます。
提携先企業等	当会社の子会社および関連会社、当会社と損害保険代理店委託契約を締結している代理店、当会社の外部委託先ならびに当会社または当会社の外部委託先が「日新火災ドライブレーニングサポート24プラス」の提供において提携している企業をいいます。
当事者の義務	交通事故、火災等の緊急事態発生時における、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条(交通事故の場合の措置)第1項において当事者が自ら通報する義務および消防法等の関連適用法規により当事者に義務づけられている措置・通報の義務を総じていいます。
搭乗者	対象車両に搭乗する者(利用者を含みません。)をいいます。
日新火災ドライブレーニングサポート24プラス	端末等を通じて提供するテレマティクスサービスをいいます。
日新火災ドライブレコーダー事務局	「日新火災ドライブレーニングサポート24プラス」の提供にあたって、当会社が業務のアウトソーシングを行う外部委託先をいいます。
発報	端末から得られる車両位置等のデータならびに音声および映像を通信により、提携先企業等に接続することをいいます。
利用者	端末等を利用する者をいいます。
PCアプリ	microSDカードに記録された映像を再生し、および当会社に送信するためのアプリをいいます。

第1章 特約に基づいて貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末等に関する規約

第1条 (貸与規約の目的および適用範囲)

特約に基づいて貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末等に関する規約(以下「貸与規約」といいます。)は、「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」に基づき、当会社が契約者に貸与する端末等に関する事項を定めたものです。なお、貸与規約に記載のない事項は、当会社の自動車保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

第2条 (前提条件)

- (1) 当会社は、利用規約に同意したうえで、「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」が適用された自動車保険契約を締結した契約者に対して、端末等を貸与します。
- (2) 当会社は、端末等貸与の対象車両の自動車保険契約が解約もしくは解除された場合、その保険契約に適用された「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」が削除された場合またはその保険契約が無効もしくは失効となった場合には、貸与規約を解除します。
- (3) 当会社は、この保険契約の保険期間の中途中で、またはこの保険契約の更新時に名義変更が行われた場合、端末の貸与先を名義変更後の契約者とします。

第3条 (当会社が貸与する端末)

- (1) 当会社が契約者に貸与する端末の機能は、次に定めるとおりとします。
 - ① 発報機能
自動発報、手動発報および強制発報
 - ② 映像記録機能
一定以上の衝撃を検知したときの衝撃検知前後の映像記録
 - ③ 安全運転診断機能
取得データに基づく安全運転診断レポート等の提供
 - ④ 事故防止支援機能
片寄り走行警告、前方車両接近警告、危険地点接近警告および危険挙動警告
- (2) 次の場合には、利用者は、端末の機能の一部または全部を利用できないときがあります。
 - ① センターシステムの保守・工事、障害修理等を実施する場合

- ② センターシステムが火災、停電、損壊、故障等により正常に動作しなくなった場合
- ③ 端末に付随する機器に、重大なセキュリティ上の危険が発見または予見された場合
- ④ 端末がインターネットに接続されている第三者に向けて、不正なアクセス行為の発信元となる可能性がある場合
- ⑤ 取扱説明書に従って適切に端末のアップデートが行われなかった場合
- ⑥ 端末内蔵バッテリー、microSDカード、SIMカード等の消耗品の消耗により、端末の機能を発揮できなくなった場合
- ⑦ 端末等の使用環境、端末等貸与の対象車両の状況、事故の状況、天候、通信環境その他の事情により、端末等の機能を発揮できなくなった場合
- ⑧ 天災、戦争等に起因して当会社が制御できない障害が発生した場合
- ⑨ ①から⑧までのほか、当会社が端末等の機能を停止した方が望ましいと判断した場合

(3) 利用者は、PCアプリを利用できます。ただし、当会社は、これに係るインターネット利用のための費用は負担しません。

第4条 (端末等貸与の対象車両)

端末等貸与の対象車両は、「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」が適用された自動車保険契約の被保険自動車^(注)であって、不正改造されておらず、原則として、シガーソケットまたはアクセサリーソケットが装備されている車両とします。ただし、何らかの事由により端末を取り付けられない車両は除きます。

(注) 被保険自動車

自動車保険契約の保険証券または保険契約継続証記載の自動車をいい、他車使用・管理危険補償特約等における借用自動車は含みません。

第5条 (端末等の利用地域)

端末等は、第4条(端末等貸与の対象車両)に定める端末等貸与の対象車両が日本国内で使用される場合に限り利用することができます。

第6条 (端末等の貸与期間)

- (1) 端末等の貸与期間は、自動車保険契約に「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」が適用されている期間とします。
- (2) 契約者は、別途当会社が指定する方法および場所にて端末等を受け取るものとします。
- (3) 天災地変の発生、輸送中の事故または遅延等当会社の責めに帰さない事由により端末等を受け渡すことができなかつた場合または受渡しが遅延した場合でも、当会社は、一切その責任を負わないものとします。

第7条 (契約者の義務)

- (1) 契約者は、当会社から貸与される端末等の取扱いにおいて、次に定める事項を遵守するものとします。また、他の利用者に次に定める事項を周知し、遵守させるものとします。
 - ① 端末等または端末に記録および保存されている個人情報を善良な管理者の注意義務をもって保管、管理および使用すること。
 - ② 端末等を受領した日以後速やかに、取扱説明書に従って端末等貸与の対象車両に端末等を設置し、初期動作確認を行うこと。
 - ③ 取扱説明書の注意事項、関連法令等を遵守し、適切な方法で端末等を車両に設置および利用すること。
 - ④ 端末等を契約者以外の第三者が所有する車両に設置する場合は、端末等を設置する車両の所有者の承諾を得て、端末等を設置する者の責任において適切な手続を行うこと。
 - ⑤ 端末等の破損、故障等が発生した場合は、直ちに当会社に通知すること。
 - ⑥ 端末等を紛失した場合は、直ちに当会社に通知すること。
 - ⑦ 端末等または端末に記録および保存されている個人情報が盗難にあつた場合は、直ちに警察官に届出を行い、当会社に通知すること。
- (2) 契約者は、自らの責任において端末等の設置を行うものとします。また、契約者は、不正アクセスならびに端末に記録および保存されている個人情報の漏洩・滅失・毀損を防止するため、必要なセキュリティを確保し、その他必要かつ適切な措置を講じるものとします。
- (3) 契約者は、PCアプリを利用する場合、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェア類の感染防止に努め、ウィルス対策ソフト等を導入および活用するものとします。また、他の利用者にこの事項を周知し、遵守させるものとします。
- (4) 契約者は、保険契約の名義変更を行った場合、名義変更後の契約者に対して貸与規約の内容を説明し、名義変更後の契約者は、貸与規約に定める事項に同意するものとします。また、その時点の端末内の個人情報その他の記録情報についても、名義変更前後の契約者間で協議し、双方の責任の

もと必要に応じて映像および音声の消去等記録情報の初期化の措置または端末内に記録されている個人情報に係る本人の同意を得る等の対応を行うものとします。

(5) 契約者は、次に定める行為を行ってはなりません。また、他の利用者に対する対して、次に定める行為を行わせてはなりません。

- ① 端末等貸与の対象車両以外の車両に端末を設置する行為
- ② 著作権もしくは商標権の侵害、営業秘密の不正目的利用、電信詐欺またはプライバシーの侵害等不正な目的で端末等を利用する行為
- ③ 他の利用者、ネットワーク・サービスまたはネットワーク機器を妨害または阻害する行為
- ④ 端末等の分解、改造またはソフトウェアの改変行為
- ⑤ 端末に組み込まれているSIMカードを脱着する行為および脱着して他の目的に使用する行為
- ⑥ 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- ⑦ 公序良俗に反する行為^(注)
- ⑧ 端末等を利用する権利を第三者に譲渡または担保に供する行為
- ⑨ 端末に表示される個人情報をならびに端末に記録および保存されている個人情報を、本人の同意を得ることなく、貸与規約の履行のために必要な範囲を超えて利用する行為
- ⑩ ①から⑨までのほか、端末等の利用目的に照らして当会社が不適切と判断する行為

(注) 公序良俗に反する行為

不正に他の利用者になりますこと、不正または違法な目的でネットワーク上の身元を偽ること、コンピュータウイルス等を伝播させることならびにネットワークを通じてアクセスできる他のマシンにネットワークを使用して不正侵入することを含み、これらに限定されるものではありません。

(6) 利用者が(1)から(5)までの規定に違反した場合であって、それにより当会社、提携先企業等、他の利用者、搭乗者または第三者に損害が生じたときは、契約者がこれを賠償するものとします。

第8条 (端末等の交換・返却)

(1) 当会社は、契約者から第7条(契約者の義務)(1)⑤に定める通知を受けた場合は、契約者に代替となる端末等を送付します。この場合において、契約者は、日新火災ドライブレコーダー事務局が返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、正常に作動しない端末等を当会社指定の方法により当会社に返却するものとします。

(2) 契約者は、次のいずれかに該当する場合は、日新火災ドライブレコーダー事務局が返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、端末等の全部または一部を当会社指定の方法により当会社に返却するものとします。

- ① 端末等貸与の対象車両の自動車保険契約が解約もしくは解除された場合、その保険契約に適用された「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」が削除された場合またはその保険契約が無効もしくは失効となった場合
- ② 契約者が第7条(契約者の義務)に定める義務の履行を怠り、または怠るおそれがあることが明らかである場合
- ③ 利用者が端末等の利用に関し、当会社もしくは第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれがある行為をした場合
- ④ ①から③までのほか、端末等の利用目的に照らして当会社が不適切と判断した場合

(3) 契約者は、次のいずれかに該当する場合は、違約金25,000円を当会社に支払うものとします。

- ① (1)に該当する場合で、利用者の責に帰すべき事由により端末等の破損、故障等が判明したとき。
- ② (1)または(2)に定める返却期限を過ぎても端末等を当会社に返却しない場合
- ③ 第7条(契約者の義務)(1)⑥または⑦のいずれかに該当する場合で、利用者の責に帰すべき事由により物理的に端末等を当会社に返却することが不可能なとき。

第9条 (利用可能な端末等を貸与できなかった場合の対応)

当会社の責に帰すべき事由により利用可能な端末等を貸与することができなかつた場合(第3条(当会社が貸与する端末)(2)⑥に定める場合を含みません)、当会社は、契約者からの申出に基づき、その期間に支払われた「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」の保険料相当額を契約者に返還するものとします。

第10条（免責）

- (1) 当会社および提携先企業等は、次のいずれかに該当する事由によって契約者が被った損害に対しては、一切その責任を負わないものとします。
- ① 端末取付時に生じた端末の損傷もしくは故障または配線等の切断等により、端末が正常に動作しなかったこと。
 - ② 契約者が第7条（契約者の義務）に定める義務に違反したこと。
 - ③ 第3条（当会社が貸与する端末）(2)に該当する事由が生じたことおよび第12条（貸与規約の変更）に基づく内容変更
 - ④ 通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ（ハードウェア・ソフトウェア）等の障害
 - ⑤ 端末等貸与の対象車両または端末等の盗難・盗用等による不正使用またはそれに伴う端末に記録および保存されている個人情報の漏洩もしくは不正使用
 - ⑥ 第三者のデータセンターサーバへのアクセスまたは端末等の不正利用
 - ⑦ 利用者が使用する車両または機器の不具合等
 - ⑧ 初期動作確認または端末アップデートが未了の場合
 - ⑨ ①から⑧までのほか、取扱説明書に従った取扱いがなされなかった場合
 - ⑩ ①から⑨までのほか、当会社および提携先企業等の故意または重大な過失によらない事由

(2) 当会社は、端末等の利用を通じて利用者が得るすべての情報について、その完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。

第11条（端末等の利用を通じて取得する情報の取扱い）

- (1) 当会社は、端末等の利用を通じて端末の利用履歴、端末の送信映像および自動車の運転情報（走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等）を取得します。
- (2) 当会社は、端末返却後も(1)に定める情報を利用できるものとします。また、その情報に著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）および第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定された権利を含みます。）または所有権が認められる場合には、すべて当会社に帰属するものとし、利用者は、当会社およびいかなる第三者に対しても、著作者人格権を行使しないものとします。
- (3) 当会社、当会社の子会社および関連会社は、(1)に定める情報を次の目的で使用します。
- ① 第3条（当会社が貸与する端末）(1)に規定する端末の機能に関する内容の履行
 - ② 新規サービス・新商品の開発および研究
 - ③ 当会社のサービス品質の向上に資する研究
 - ④ ①から③までの利用目的に準じる、またはこれらに関連する目的
- (4) 当会社は、(3)に定める目的のために、当会社および東京海上グループ各社との間で、(1)に定める情報を共同で利用できるものとします。
- (5) 当会社は、安全・円滑な道路交通社会の発展に資する目的で活用するため、当会社が日新火災ドライビングサポート24プラスの提供において提携しているパイオニア株式会社、および自動車技術開発に携わる企業等（国内外の自動車部品メーカー、自動車技術に関する研究機関等をいいます。）のうち当会社が提携している企業等に(1)に定める情報を提供できるものとします。
- (6) 当会社は、警察、裁判所等公的機関からの要請に応じて、(1)に定める情報を開示または提供することがあります。
- (7) 端末等または端末等貸与の対象車両が盗難された場合、端末に記録および保存されている個人情報も盗難されます。契約者は、これを了解のうえ、個人情報の盗難が発生しないように端末等または端末等貸与の対象車両を適切に管理するものとします。

第12条（貸与規約の変更）

- (1) 当会社は、当会社が必要と判断する場合には、貸与規約を変更できるものとします。
- (2) 変更後の貸与規約は、当会社所定の専用サイト内の適宜の場所に掲示された時からその効力を生じるものとし、利用者は、貸与規約の変更後も端末等を利用し続けることにより、変更後の貸与規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。なお、利用者は、隨時最新の貸与規約を参照し、端末等を利用するものとします。
- (3) 当会社は、貸与規約を変更する場合、変更後の貸与規約の施行時期および内容を、当会社所定の専用サイト内の適宜の場所への掲示その他の適切な方法により事前に周知します。

第13条（管轄裁判所）

端末等の貸与および貸与規約に関する一切の紛争については、東京地方

裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条（準拠法）

貸与規約の準拠法は、日本法とします。

第15条（協議）

端末等の貸与に関して疑義がある場合および貸与規約に定めのない事項については、契約者および当会社双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

第2章 事故発生時の通報サービスに関する規約

第1条（サービス規約の目的）

事故発生時の通報サービスに関する規約（以下「サービス規約」といいます。）は、株式会社プレミア・エイド（以下「提供者」といいます。）が提供する緊急通報サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用する場合における利用者および提供者の間の権利義務に関する事項を定めたものです。

第2条（本サービスの対象）

本サービスは、この利用規約における利用者を対象とします。

第3条（本サービスの内容）

- (1) 提供者は、自動発報、手動発報または強制発報後に、提供者が利用者との通話により交通事故の状況を聴取した場合で、利用者が自ら通報できない等やむを得ないときに、必要に応じて提供者から救援機関への通報を代行します。
- (2) 提供者は、強制発報後の利用者との通話により状況を判断し、次のいずれかの対応を行います。
 - ① 利用者に被害が生じている、または被害が生じる蓋然性が高い場合の避難誘導
 - ② 利用者の運転中の体調急変その他の正常な運転を妨げる事象が生じている場合の救援機関への通報
- (3) 提供者は、(1) および(2) 以外のサービスは提供しません。
- (4) 利用者は、本サービスの提供時、救援機関から要請があった場合は、利用者および救援機関の間で直接通話できる環境を確立することがあることに同意するものとします。
- (5) 利用者は、本サービスの利用により、当事者の義務の責を免れるものではありません。

第4条（サービスの提供を通じて取得する事故情報・個人情報の取扱い）

- (1) 利用者は、本サービス利用時、本サービス利用のために提供者が次の情報を取得すること、および救援機関に次の情報を提供することに同意するものとします。
 - ① 車両利用者から聴取した緊急事態の内容（事故発生日時、走行軌跡等を含みます。）
 - ② 車両利用者に対する事故の対応および救援機関が事故現場に到着するまでの間、アドバイスを行った情報
 - ③ ①および②のほか、救援機関、高速道路管理会社、病院等から求められた個人名、性別、年齢、携帯電話番号等の個人情報
 - ④ 車両の自動車登録番号、年式、型式、車種名、車体色等
- (2) 利用者は、提供者と利用者との会話が成立しない場合等で、音声、映像その他の情報により緊急事態が発生していると判断するときは、利用者からの要請によらず提供者が救援機関に通報を行うことがあることに同意するものとします。
- (3) 利用者は、提供者が救援機関に提供した情報を、必要に応じて高速道路管理会社、病院等に開示することがあることに同意するものとします。

第5条（本サービスの中止および休止について）

提供者は、貸与規約第10条（免責）(1)に定める事由または次のいずれかに該当する事由が発生した場合、本サービスを中断または休止することがあり、その事由によって利用者が被った損害に対しては、一切その責任を負わないものとします。

- ① 提供者の受信センターの機器が停電、火災、地震、噴火、洪水、津波等の天災または疾病蔓延等により稼働が不可能となった場合
- ② 全地球測位システム（GPS）等から得られた位置情報が誤っていた場合または位置情報が取得できなかった場合（屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波が伝わらない場合を含みます。）
- ③ 利用者が貸与規約・サービス規約、取扱説明書その他の注意事項に従わず、不適切に端末等を使用した場合
- ④ 本サービス以外の類似のサービスが事故発生時等に同時に提供される等情報が輻輳する場合

第6条 (警備業法に基づく記載事項)

- (1) 本サービスを利用者に直接提供する提供者の情報は、次のとおりとします。なお、本サービスは、警備業法(昭和47年法律第117号)第2条(定義)第1項第4号の規定に基づき提供されます。
- 住所：東京都千代田区麹町2-4-1
 会社名：株式会社プレミア・エイド
 代表者：吉澤成一朗
 TEL：03-5213-0850

- (2) 本サービスについては、警備業法第19条(書面の交付)および警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)第33条(書面の交付)の規定に準拠し、次のとおりとします。なお、利用者は、サービス規約と合わせ、内容を十分に理解したうえで、本サービスを利用するものとします。

警備業を提供する会社	株式会社プレミア・エイド(以下「提供者」といいます。)とします。
警備業務を行う期間ならびに警備業務を行う日および時間帯	利用規約に基づく契約期間中、端末等を車両に適切に取り付けてある状況において、24時間年中無休で対応します。
警備業務の対象とする者	利用者および搭乗者を対象とします。
警備員の人数および担当業務	受電は2名体制を基本とし、緊急通報を受信した場合は、第3条(本サービスの内容)の内容に基づき救援機関に通報・連絡を行います。
警備員が有する知識および技能	救援機関への通報の必要性を判断する者および救援機関への通報を行う者は、警備業法に定められた所定の研修を修了した者とします。
事故発生時の措置	車両利用者との通話等により事故・事件であると合理的に判断し、第3条(本サービスの内容)の内容に基づき救援機関に通報し、緊急車両等の出動を要請します。ただし、提供者の措置により利用者は、当事者の義務を免除されるものではありません。
警備員が用いる服装	提供者が本サービスの受電において、適切であると認めた服装とします。
使用する機器または各種機材	利用規約に基づく端末等、電話受信・発信装置、FAX・コンピュータ等とします。
報告の方法、頻度および時期その他依頼者への報告	救援機関に通報した後の対応について、事後に利用者への個別報告は行いません。
警備料金・その他の費用支払の時期およびその方法	利用規約に基づき端末等を貸与された契約者ならびに利用者および搭乗者は、無償で本サービスの提供を受けることができます。
警備業務の再委託に関する事項	提供者が利用者および搭乗者に直接提供し、再委託は行いません。
免責に関する事項	貸与規約第10条(免責)(1)および第5条(本サービスの中止および休止について)に該当する場合は、免責となります。
損害賠償の範囲、損害賠償額その他損害賠償に関する事項	本サービスの内容またはその利用により利用者、搭乗者または第三者が被った被害、損失等に対して、それらが提供者の故意または重大過失により生じた場合を除き、提供者は、いかなる責任も負わないものとします。また、利用者または搭乗者が本サービスに関して第三者に損害、損失等を与えた場合、利用者および搭乗者は自己の責任をもって解決するものとし、提供者は、いかなる責任も負わないものとします。
契約の更新・変更・解除に関する事項	サービス規約の更新および解除は、貸与規約の更新および解除と連動します。また、本サービスの内容について変更がある場合は、貸与規約第12条(貸与規約の変更)および第7条(サービス規約の変更)の規定に準じます。
警備業務に関する苦情の受付窓口	株式会社プレミア・エイド苦情相談窓口とします。 TEL：03-5213-0850
特約事項	警備業法に基づき契約締結後に交付すべき書面は、書面の交付に代えて、ホームページ(https://www.nissinfire.co.jp/service/pdf/ds24plus2101.pdf)に掲載することにより、その書面に記載すべき情報を提供します。

第7条（サービス規約の変更）

- (1) 提供者は、提供者が必要と判断する場合には、サービス規約を変更できるものとします。
- (2) 変更後のサービス規約は、当会社所定の専用サイト内の適宜の場所に掲示された時からその効力を生じるものとし、利用者は、サービス規約の変更後も端末を利用し続けることにより、変更後のサービス規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。なお、利用者は、隨時最新のサービス規約を参照し、端末等を利用するものとします。
- (3) 提供者は、サービス規約を変更する場合、事前に変更後のサービス規約の施行時期および内容を当会社所定の専用サイト内の適宜の場所への掲示その他の適切な方法により周知します。

第8条（管轄裁判所）

提供するサービスおよびサービス規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9条（準拠法）

サービス規約の準拠法は、日本法とします。

第10条（協議）

提供するサービスに関して疑義がある場合およびサービス規約に定めのない事項については、利用者および提供者双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

万一、事故が発生した場合、次の処置をおとりください。

1

まず負傷者の救護を

ケガをした方がいる場合は、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

2

二次災害防止の安全確保を

後続事故のおそれがある場合、速やかにケガをした方を救出し事故車両を移動しましょう。

3

警察に事故の届出を

事故の場合は必ず警察に届出してください。また、ケガをした方がいる場合は、人身事故である旨の届出を必ずしてください。

4

弊社までご連絡を

日新火災事故受付センターまで、下表の事故内容をご連絡ください。

日新火災事故受付センター

フリーダイヤル 0120-25-7474

[受付時間 24時間・365日]

5

修理、示談前には必ず弊社の承認を

修理、示談を行う場合は、事前に必ず弊社の承認を得てください。

※以上のお手続を行わないと、保険金をお支払できないことがあります。

事故内容

事故年月日	年 月 日 午前／午後 時 分頃
事故場所	付近
届出警察署	
お客様のお車の 運転者のお名前	
お客様のお車の 登録番号(ナンバー)	
相手の方のお名前	
相手の方のご連絡先	住所 電話番号
相手方のお車の 登録番号(ナンバー)	
ケガをした方の お名前	
ケガをした方の ご連絡先	住所 電話番号
ケガをした方の 入院・通院先	入院・通院先 電話番号

各種ご連絡・お問合せ先

1. 事故のご連絡

日新火災事故受付センター
フリーダイヤル **0120-25-7474**
[受付時間 24 時間・365 日]

2. ロードサービスのご連絡

ドライビングサポート 24
フリーダイヤル **0120-097-365**
[受付時間 24 時間・365 日]
※ご利用にあたっては、「ロードサービス特約」のセットが必要です。

3. ご契約内容に関するご質問やご相談など

日新火災テレfonサービスセンター
フリーダイヤル **0120-616-898**
〔受付時間 9:00～18:00（平日）
9:00～17:00（土日祝）〕

4. ご契約内容の変更・解約

日新火災ご契約変更デスク
フリーダイヤル **0120-612-400**
〔受付時間 9:00～18:00（平日）
9:00～17:00（土日祝）〕

5. お客さま相談窓口

お客さま相談窓口
フリーダイヤル **0120-17-2424**
[受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）]

6. そんぽADRセンター

弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル **0570-022808** [通話料有料]
[受付時間 9:15～17:00(土日祝および12/30～1/4除く)]
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

全国にひろがる日新火災のネットワーク

お近くの日新火災で“損害保険”のことならなんでもお気軽にご相談ください。
万一、事故にあわれた場合は、直ちに取扱代理店または弊社までご連絡ください。



日新火災海上保険株式会社

弊社の連絡先はこちらから ▶

スマートフォン等をお持ちでない場合は

日新火災テレfonサービスセンター：フリーダイヤル 0120-616-898

[受付時間 9:00～18:00(平日)、9:00～17:00(土日祝)]

日新火災ホームページ <https://www.nissinfire.co.jp/>

